

庶務係長

# 廣島市報

No. 81

発行  
昭和28年1月20日  
(火曜日)

電話

中三三二(代表)  
中六九二(市会)  
中二六七(秘書課)  
中二六六(庶務課)  
中三三三(総務局)

発行所  
廣島市

廣島市

廣島市

受付  
28.1.29  
課地課

### 【目次】

#### ◎条 例

- 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例……………一頁
- 広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正……………二
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正……………二
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正……………三
- 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例……………六
- 広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正……………六
- 広島市社会教育委員条例の一部改正……………六
- 広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正……………七
- 広島市農業委員会条例の一部改正……………七
- 広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正……………七
- 広島市建築審査委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正……………七
- 広島市水道使用条例の一部改正……………七
- 市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例……………七
- 広島市被災児童育成所条例……………八

#### ◎規 則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正……………八

#### ◎告 示

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則……………九

#### ◎辞 令

臨時市議会決議事件について……………三

#### ◎雑 報

出張所管区域別人口及び世帯状況について……………三

戸籍上の市勢について……………三

#### ◎告 示

- 臨時市議会召集について……………九
- 臨時市議会付議事件について……………九
- 臨時市議会付議事件の一部取消について……………九
- 議決予算公告(一般会計)……………一〇
- 議決予算公告(水道事業費)……………一〇
- 議決予算公告(水道事業費)……………一〇
- 議決予算公告(建設費)……………一〇
- 広島市金庫事務一部取扱所の店舗の名称並びに所在地の変更について……………一〇
- 第二十四回未指定地補充換地予定地指定及び第三十五回仮換地予定地変更指定の発表について……………一〇
- 広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の指定について……………一〇
- 公示送達について……………一〇

#### ◎教育委員会訓令

広島市教育委員会事務局文書規程……………三

#### ◎選挙管理委員会告示

……………三

◎ 条 例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例をここに公布する。  
昭和二十七年十二月十五日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第七十七号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

- 第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第三項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。
- （給与の種類）
- 第二条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び加給並びに退職手当及び死亡一時金とする。
- 第三条 加給の種類は、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、当直手当及び特別手当とする。
- （給料）
- 第三条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、加給を除いたものとする。
- 第四条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。
- （扶養手当）
- 第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- （勤務地手当）
- 第五条 勤務地手当は、職員のすべてに対して支給する。
- （特殊勤務手当）
- 第六条 特殊勤務手当は、左の各号に掲げる特殊な勤務

で、給与上特別の考慮を必要とし、且つ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

- 一 著しく危険、不快又は不健康な勤務
- 二 強度が著しく高い勤務
- 三 前各号に定めるものの外、管理者が特に必要と認めらるる勤務

（超過勤務手当）

第七条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、超過勤務手当を支給する。

（休日給）

第八条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

（夜勤手当）

第九条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜勤手当を支給する。

（当直手当）

第十条 当直勤務を命ぜられた職員には、第七条及び第八条の規定にかかわらず、当直手当を支給する。

（特別手当）

第十一条 毎年二回、管理者が定める日において、現に在職する職員に対しては、特別手当を支給する。

（退職手当）

第十二条 職員が勤務期間六月以上で退職した場合、又は勤務期間六月未満で左に掲げる事由に因り退職した場合

は、退職手当を支給する。

- 一 職制若しくは定数の改定又は予算の減少により降職又は過員を生じたため退職した場合
- 二 傷い疾病に因りその職に堪えず退職した場合
- 三 前各号に掲げる事由以外の事由に因り本人の意に反して退職した場合
- 四 在職中死亡した場合

前項の退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

（地方公務員法）

（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（昭和二十二年法律第四十九号）

（昭和二十二年法律第九号）

（昭和二十二年法律第九号）

（昭和二十二年法律第九号）

（昭和二十二年法律第九号）

（昭和二十二年法律第九号）

（昭和二十二年法律第九号）

- 号)に規定する職員の給与の額を基準として定める。
- 2 前項の場合において、第六乃至第十一に定める諸手当については、企業の特種性及び実態を考慮して定めるものとする。
- （給与の減額）
- 第十五条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当りの給料及びこれに対する勤務地手当の合計額を減額した給与を支給する。
- （非常勤職員）
- 第十六条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、給与を支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下順次繰り上げる。
- 第九条及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、以下順次繰り上げる。
- 3 職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第十六号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第二項を次のように改める。
- 2 休職者は、別段の定めのある場合の外、その休職の間中いかなる給与も支給されない。

広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十七年十二月二十三日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第七十八号  
広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

広島市報酬並びに費用弁償条例（昭和二十二年七月二十八日広島市条例第十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「市議会議員の中から選任された監査委員」を「監査委員」に改める。
- 第二条中「市議会議長月額二万二千元」から「公平委員会委員月額四千元」までを次のように改める。
- 市議会議長 月額 三万円
- 市議会副議長 月額 二万六千元
- 市議会議員 月額 二万二千元
- 公安委員会委員 月額 一万二千元
- 選挙管理委員会委員長 月額 六千五百円
- 選挙管理委員 月額 三千五百円
- 学識経験を有する者の中から選任された監査委員 月額 六千元
- 市議会議員の中から選任された監査委員 月額 五千元
- 公平委員会委員 月額 四千五百円
- 第三条中「当月分を翌月上旬」を「毎月下旬」に改める。
- 第五条中「市議会議長 一日につき六百円 月額一万五千元」から「公平委員会委員 一日につき六百円 月額二千五百円」までを次のように改める。
- 市議会議長 一日につき千円 月額 二万円
- 市議会副議長 一日につき千円 月額 一万七千元
- 市議会議員 一日につき千円 月額 一万円
- 公安委員会委員 一日につき千円 月額 六千元
- 選挙管理委員 一日につき千円 月額 三千円
- 学識経験を有する者の中から選任された監査委員 一日につき千円 月額 三千円
- 市議会議員の中から選任された監査委員 一日につき千円 月額 三千円
- 公平委員会委員 一日につき千円 月額 三千円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条、第二条及び第五条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十七年十二月二十三日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第七十九号  
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中第四号を削り、第五号を第四号とする。
- 第二条中「及び学識経験を有する者の中から選任された監査委員」を削る。
- 別表を次のように改める。

| 職 名     | 給料月額    |
|---------|---------|
| 市長      | 八〇,〇〇〇円 |
| 助 役     | 六二,〇〇〇円 |
| 収入 役    | 四八,六〇〇円 |
| 固定資産評価員 | 三五,〇〇〇円 |

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十号

一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年末手当」を「特別手当」に改める。  
第四条第一項中「四百円」を「六百円」に、「千円」を「千四百円」に改め、同条第三項中「一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十六年十二月二十一日広島市条例第四十号)附則別表」を「一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十七年広島市条例第八十号)附則別表」に改める。  
第十一条第二項中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

別表第一及び第二を次のように改める。

| 職務の級                            | 別表第一    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                 | 一       | 二       | 三       | 四       | 五       | 六       | 七       | 八       | 九       | 十       |
| 級                               | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       | 級       |
| 給料                              | 一<br>号給 | 二<br>号給 | 三<br>号給 | 四<br>号給 | 五<br>号給 | 六<br>号給 | 七<br>号給 | 八<br>号給 | 九<br>号給 | 十<br>号給 |
| 月額                              | 10,000  | 11,000  | 12,000  | 13,000  | 14,000  | 15,000  | 16,000  | 17,000  | 18,000  | 19,000  |
| 職務の級 <th colspan="10">別表第二</th> | 別表第二    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 級                               | 一       | 二       | 三       | 四       | 五       | 六       | 七       | 八       | 九       | 十       |
| 給料                              | 一<br>号給 | 二<br>号給 | 三<br>号給 | 四<br>号給 | 五<br>号給 | 六<br>号給 | 七<br>号給 | 八<br>号給 | 九<br>号給 | 十<br>号給 |
| 月額                              | 10,000  | 11,000  | 12,000  | 13,000  | 14,000  | 15,000  | 16,000  | 17,000  | 18,000  | 19,000  |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

職員給与の改正前と改正後の給与額を対照する別表を附則別表として掲げ、その給与額に改定する。

この条例施行前改正前の条例の規定に基づいて、改正前の条例の規定に基づいてされた職員給与に関する決定は、改正後の条例の規定に基づいてされたものとみなす。

この条例施行前改正前の条例の規定に基づいて、職員に支払われた切替日以後この条例施行の際までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が、又は受けていた職務の級、号給及び給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則その他の規程に従って定められたものでなければならぬ。

附則別表 給料の新旧対照表

| 号給  | 改正前の給与額 | 改正後の給与額 |
|-----|---------|---------|
| 一   | 10,000  | 11,000  |
| 二   | 11,000  | 12,000  |
| 三   | 12,000  | 13,000  |
| 四   | 13,000  | 14,000  |
| 五   | 14,000  | 15,000  |
| 六   | 15,000  | 16,000  |
| 七   | 16,000  | 17,000  |
| 八   | 17,000  | 18,000  |
| 九   | 18,000  | 19,000  |
| 十   | 19,000  | 20,000  |
| 十一  | 20,000  | 21,000  |
| 十二  | 21,000  | 22,000  |
| 十三  | 22,000  | 23,000  |
| 十四  | 23,000  | 24,000  |
| 十五  | 24,000  | 25,000  |
| 十六  | 25,000  | 26,000  |
| 十七  | 26,000  | 27,000  |
| 十八  | 27,000  | 28,000  |
| 十九  | 28,000  | 29,000  |
| 二十  | 29,000  | 30,000  |
| 二十一 | 30,000  | 31,000  |
| 二十二 | 31,000  | 32,000  |
| 二十三 | 32,000  | 33,000  |
| 二十四 | 33,000  | 34,000  |
| 二十五 | 34,000  | 35,000  |
| 二十六 | 35,000  | 36,000  |
| 二十七 | 36,000  | 37,000  |
| 二十八 | 37,000  | 38,000  |
| 二十九 | 38,000  | 39,000  |
| 三十  | 39,000  | 40,000  |
| 三十一 | 40,000  | 41,000  |
| 三十二 | 41,000  | 42,000  |
| 三十三 | 42,000  | 43,000  |
| 三十四 | 43,000  | 44,000  |
| 三十五 | 44,000  | 45,000  |
| 三十六 | 45,000  | 46,000  |
| 三十七 | 46,000  | 47,000  |
| 三十八 | 47,000  | 48,000  |
| 三十九 | 48,000  | 49,000  |
| 四十  | 49,000  | 50,000  |
| 四十一 | 50,000  | 51,000  |
| 四十二 | 51,000  | 52,000  |
| 四十三 | 52,000  | 53,000  |
| 四十四 | 53,000  | 54,000  |
| 四十五 | 54,000  | 55,000  |
| 四十六 | 55,000  | 56,000  |
| 四十七 | 56,000  | 57,000  |
| 四十八 | 57,000  | 58,000  |
| 四十九 | 58,000  | 59,000  |
| 五十  | 59,000  | 60,000  |
| 五十一 | 60,000  | 61,000  |
| 五十二 | 61,000  | 62,000  |
| 五十三 | 62,000  | 63,000  |
| 五十四 | 63,000  | 64,000  |
| 五十五 | 64,000  | 65,000  |
| 五十六 | 65,000  | 66,000  |
| 五十七 | 66,000  | 67,000  |
| 五十八 | 67,000  | 68,000  |
| 五十九 | 68,000  | 69,000  |
| 六十  | 69,000  | 70,000  |
| 六十一 | 70,000  | 71,000  |
| 六十二 | 71,000  | 72,000  |
| 六十三 | 72,000  | 73,000  |
| 六十四 | 73,000  | 74,000  |
| 六十五 | 74,000  | 75,000  |
| 六十六 | 75,000  | 76,000  |
| 六十七 | 76,000  | 77,000  |
| 六十八 | 77,000  | 78,000  |
| 六十九 | 78,000  | 79,000  |
| 七十  | 79,000  | 80,000  |
| 七十一 | 80,000  | 81,000  |
| 七十二 | 81,000  | 82,000  |
| 七十三 | 82,000  | 83,000  |
| 七十四 | 83,000  | 84,000  |
| 七十五 | 84,000  | 85,000  |
| 七十六 | 85,000  | 86,000  |
| 七十七 | 86,000  | 87,000  |
| 七十八 | 87,000  | 88,000  |
| 七十九 | 88,000  | 89,000  |
| 八十  | 89,000  | 90,000  |
| 八十一 | 90,000  | 91,000  |
| 八十二 | 91,000  | 92,000  |
| 八十三 | 92,000  | 93,000  |
| 八十四 | 93,000  | 94,000  |
| 八十五 | 94,000  | 95,000  |
| 八十六 | 95,000  | 96,000  |
| 八十七 | 96,000  | 97,000  |
| 八十八 | 97,000  | 98,000  |
| 八十九 | 98,000  | 99,000  |
| 九十  | 99,000  | 100,000 |

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| 六三 | 一、二〇〇 | 三、六〇〇 |
| 六四 | 一、三〇〇 | 三、七〇〇 |
| 六五 | 一、四〇〇 | 三、八〇〇 |
| 六六 | 一、五〇〇 | 三、九〇〇 |
| 六七 | 一、六〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 六八 | 一、七〇〇 | 四、一〇〇 |
| 六九 | 一、八〇〇 | 四、二〇〇 |
| 七〇 | 一、九〇〇 | 四、三〇〇 |
| 七一 | 二、〇〇〇 | 四、四〇〇 |
| 七二 | 二、一〇〇 | 四、五〇〇 |
| 七三 | 二、二〇〇 | 四、六〇〇 |
| 七四 | 二、三〇〇 | 四、七〇〇 |
| 七五 | 二、四〇〇 | 四、八〇〇 |
| 七六 | 二、五〇〇 | 四、九〇〇 |
| 七七 | 二、六〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 七八 | 二、七〇〇 | 五、一〇〇 |
| 七九 | 二、八〇〇 | 五、二〇〇 |
| 八〇 | 二、九〇〇 | 五、三〇〇 |
| 八一 | 三、〇〇〇 | 五、四〇〇 |
| 八二 | 三、一〇〇 | 五、五〇〇 |

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十一号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例

例 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例(昭和二十七年広島市条例第十五号)の全部を次のように改正する。  
(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十四条第六項の規定に基づき、本市の公務員の特別手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(特別手当の支給)  
第二条 本市の公務員(常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものを除く。以下「職員」という。)であつて、その支給の日現在において在職するものに対して第三条に規定する特別手当を支給する。

(特別手当の種類)  
第三条 特別手当は左の通りとする。

一 期末手当  
二 勤勉手当  
(特別手当の支給期)  
第四条 期末手当の支給期は、毎年八月及び十二月とする。

2 勤勉手当の支給期は、毎年十二月とする。

(特別手当の額)  
第五条 期末手当の額は、その支給の日現在において職員が受けるべき給与月額に左の各号に定める在職期間に占める割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十  
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十  
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給するものとし、その額は、その支給日現在において職員が受けるべき給与月額に、各任命権者が、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において勤勉手当の支給総額は、その所属職員がその支給日現在において受けるべき給与月額の合計額に百分の五十を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

第六条 前条に規定する給与月額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」と

いう。)については、同条例に規定する給料、扶養手当及び勤務手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて規則で定める額とする。

(委任規定)  
第七条 この条例に定めるものの外、特別手当の支給に關し、必要な事項は、市長が定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十二号

広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

例 広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十五年広島市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一万円」を「一万二千元」と、「四千元」を「五千元」に改める。

第三条中「六百元」を「千円」に、「五千元」を「六千元」に、「二千五百円」を「三千元」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十三号

広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例

例 広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例(昭和二十七年広島市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四千元」を「四千五百円」に改める。

第四条中「六百元」を「千円」に、「二千五百円」を「三千元」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市水道使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十八号

広島市水道使用条例の一部を改正する条例

例 広島市水道使用条例(昭和二十七年条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条、第四十三條、第四十四條、第四十五條第八号及び第四十七條中「市長」を「管理者」に改める。

第十三條第二項及び第二十三條第三項中「市」を「水道局」に改める。

第二十五條、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條及び第三十八條中「本市」を「水道局」に改める。

第五十條第四項中「市長」を削る。

附 則  
この条例は、昭和二十八年一月一日から施行する。

市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十九号

市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市

例 広島市社会教育委員条例(昭和二十七年広島市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「六百元」を「千円」に、「千円」を「二千二百円」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十四号

広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

例 広島市固定資産評価審査委員会条例(昭和二十六年九月二十日広島市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「六百元」を「千円」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十五号

広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

例 広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第二条中「六千元」を「六千五百円」に、「四千元」を「四千五百円」に改める。

第三条中「六百元」を「千円」に、「二千五百円」を「三千元」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十七年広島市条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二百円」を「二百五十円」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十七号

広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

例 広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十七年広島市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年十二月二十五日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第八十九号

市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市

水道事業の資産に関する条例  
 第一条 地方官公企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条但書の規定により市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関するは、別に定めるものの外、この条例の定めるところによる。

第二条 管理者は、左の各号に掲げる資産の取得及び処分を行うときは、市長の承認を受けなければならない。  
 一 一件五百坪以上の土地  
 二 延坪百坪以上の建物  
 三 一件見積価格百万円を超える不動産又は動産の取得  
 四 一件見積価格五十万円を超える不動産又は動産の処分  
 五 その他管理者において重要と認める資産

附 則  
 第一条 この条例は、昭和二十八年一月一日から施行する。  
 第二条 広島市水道事業の業務の執行については、広島市議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例（昭和二十四年二月二十一日広島市条例第七十一号）第五項第一項及び広島市有財産取得管理処分条例（昭和二十四年二月二十一日広島市条例第七十二号）中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

広島市戦災児童育成所条例をここに公布する。  
 昭和二十八年一月一日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第一号  
 広島市戦災児童育成所条例

（この条例の趣旨）  
 第一条 市の養護施設については、別に定のあるものの外、この条例の定めるところによる。  
 （設置）

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第二項の規定に基づき、同法第四十一条の規定による養護施設として、広島市戦災児童育成所（以下「育成所」という。）を設置する。  
 （位置）  
 第三条 育成所は、広島県佐伯郡五日市町大字皆賀一七九番地に置く。  
 （職員）  
 第四条 育成所に児童福祉施設最低基準（昭和二十二年厚生省第六十三号）に定める必要な職員を置く。  
 （収容定員）  
 第五条 育成所の収容定員は、七十六名とする。  
 （委任規定）  
 第六条 この条例に定めるものの外、育成所の運営に關し、必要な事項は、市長が定める。

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十七年十二月十五日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号）の一部を次のように改正する。  
 第五条を次のように改める。  
 第五条 削除。  
 別表第四を削る。

別記様式第三号を次のように改める。  
 別記様式第三号 削除  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則をここに公布する。  
 昭和二十七年十二月二十三日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十五号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則  
 （目的）  
 第一条 この規則は、広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例（昭和二十七年広島市条例第八十一号）以下「条例」という。第二条、第五項第二項、第六条及び第七条の規定に基づき特別手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。  
 （常時勤務に服さない者）  
 第二条 条例第二条に規定する常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものは、支給の日の現在において、左の各号の一に該当する者とする。  
 一 昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつて、まだ帰国しない職員  
 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項に規定する休職処分若しくは同法第二十九条第一項に規定する停職処分又はこれらに準ずる処分を受けている者。但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職にされている者及び学校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。  
 三 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に關する条例（昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十六号）

に規定する休暇又はこれに準ずる休暇を与えられている者  
 四 非常勤職員の職にある者。但し、次に掲げる者を除く。  
 イ 市議会議員  
 ロ 選挙管理委員  
 ハ 公安委員会委員  
 ニ 教育委員会委員（市議会議員である委員を除く。）  
 ホ 監査委員（市議会議員である委員を除く。）  
 ヘ 公平委員会委員  
 五 失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所の紹介をうけて日雇い入れられている者  
 六 臨時の職員で勤続二月を経過しない者  
 七 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者で、市から給料（これに相当する給与を含む。）の支給を受けないもの

（特別手当の支給期日）  
 第三条 特別手当は、毎年八月十日及び十二月十五日（これらの日が日曜日にあたるときは、その前日）に支給する。  
 （在職期間）  
 第四条 条例第五項第一項に規定する在職期間は、第二条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる職員以外の職員として在職した期間とする。

（勤勉手当支給額の基準）  
 第五条 条例第五項第二項に規定する勤勉手当の支給最高額は、その支給の日の現在においてその職員が受けるべき給与月額に百分の七十を乗じて得た額をこえてはならない。  
 （給与月額）  
 第六条 条例第六項に規定する規則で定める額は、同条に規定するその他の職員が支給の日の現在において受けるべき左の各号に掲げる額とする。  
 一 第二条第四号但書に掲げる者 報酬及び費用弁償の月額

二 嘱託員 手当の月額  
 三 給与が月額で定められている者 日給額の二十五日分に相当する額  
 四 前各号に掲げる職員以外の職員 特別職の職員の給与に關する条例（昭和二十六年三月十三日広島市条例第十六号）第二条に規定する給与の月額  
 附 則  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 昭和二十七年十二月の特別手当については、第三条中「十二月十五日（これらの日が日曜日にあたるときは、その前日）」とあるのは「この規則施行の日から六日以内」と読み替えるものとする。  
 3 左に掲げる規則は、廃止する。  
 一 昭和二十六年度における広島市の公務員に対する年未手当の支給に關する条例施行規則（昭和二十六年十二月二十一日広島市規則第六十七号）  
 二 昭和二十七年年度における広島市の公務員に対する夏期手当の支給に關する条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第五十三号）

広島市職員昇給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和二十七年十二月二十三日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八十六号

広島市職員昇給規則の一部を改正する規則  
 広島市職員昇給規則（昭和二十三年四月五日広島市規則第六号）の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項中「四百円」を「六百円」に、「千円」を「千四百円」に改め、同条第二項中「一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（昭和二十六年十二月二十一日広島市条例第四十号）附則別表」を「一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（昭和二十七年広島市条例第八十号）附則別表」に改める。

附 則  
 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。  
 2 一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（昭和二十七年広島市条例第八十号）の給料の切替に關する規定によつて給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間は、異動直後の給料を受けていた期間とみなす。

告 示

広島市告示第百二十二号  
 昭和二十七年十二月十七日  
 広島市長 浜 井 信 三  
 左記の通り臨時広島市議会を招集する。  
 記  
 一、招集日時 昭和二十七年十二月二十三日午後一時  
 一、招集場所 広島市役所

広島市告示第百二十三号

十二月二十三日招集の臨時広島市議会に付する事件は左記の通り。  
 記  
 一、昭和二十七年年度広島市歳入歳出予算追加  
 一、広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
 一、特別職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例制定について  
 一、一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例制定について

例制について

- 一、広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例制定について
- 一、広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市保健所結核審査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 一、広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 一、昭和二十七年広島市特別会計水道事業費歳入出予算追加更正
- 一、昭和二十七年広島市水道事業費公債方法中変更について
- 一、昭和二十七年一月一日から昭和二十八年三月三十一日まで(広島市水道事業会計予算)
- 一、広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について
- 一、市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例制定について
- 一、広島市水道事業の契約の方法の特例に関する条例制定について
- 一、昭和二十七年広島市特別会計建設費歳入出予算追加
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、契約締結の同意について
- 一、広島市被災児童育成所条例制定について
- 一、寄附受納について

一、財産の取得について

- 一、広島市告示第百二十四号  
昭和二十七年十二月十八日  
広島市長 浜 井 信 三
- 十二月二十三日召集の臨時広島市議会付議事件中、左記事件は取り消す。
- 一、広島市水道事業の契約の方法の特例に関する条例制定について

広島市告示第百二十五号

- 十二月二十三日市議会の議決を経た昭和二十七年広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。
- 但し、この予算は、即日これを施行する。
- 昭和二十七年十二月二十三日  
広島市長 浜 井 信 三
- 昭和二十七年広島市歳入出予算追加

歳入

- 一、地方財政平衡交付金 金六千七百五拾参万九千九百
- 一、地方財政平衡交付金 金六千七百五拾参万九千九百
- 歳入合計 金六千七百五拾参万九千九百
- 歳出
- 一、議会 費 金式百五拾万八千円
- 一、市 費 金式百五拾万八千円
- 二、役 所 費 金式千八百五拾四万参千円
- 一、警 察 費 金式千四百八拾九万四千円
- 四、警 防 費 金式千四百八拾九万四千円
- 一、警 防 費 金式千七百七拾五万四千円
- 二、消 防 費 金六百九拾五万参千円
- 三、消 防 費 金拾八万七千円
- 六、教 育 費 金六百七拾七万九千九百

広島市告示第百二十六号

- 十二月二十三日市議会の議決を経た昭和二十七年広島市特別会計水道事業費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。
- 但し、この予算は、即日これを施行する。
- 昭和二十七年十二月二十三日  
広島市長 浜 井 信 三
- 昭和二十七年広島市特別会計水道事業費歳入出予算追加更正

歳入

- 一、使用料及び手数料 金壹億六千八百七拾参万四千九百五拾円
- 一、使 用 料 金壹億六千六百参拾六万九千九百
- 二、給水工事費収入 金壹千八百参拾万七千八百五拾
- 一、給水工事費収入 金壹千八百参拾万七千八百五拾

- 三、雑 收 入 金五百参万四千参百貳円
- 一、雑 入 金五百参万四千参百貳円
- 四、公企業及び財産収入 金参百貳拾五万
- 一、物件売却代金 金参百貳拾五万
- 六、国 庫 支 出 金 金参千四百九拾九万五千五百
- 一、補 助 金 金参千四百九拾九万五千五百
- 七、市 債 金壹億九千五百九拾九万九千五百
- 一、市 債 金壹億九千五百九拾九万九千五百
- 八、繰 越 金 金貳百七拾九万四千五百五拾九
- 一、前年度繰越金 金貳百七拾九万四千五百五拾九
- 歳入合計 金四億貳千八百九拾四万貳百拾七

歳出

- 一、水 道 費 金四億零千五百四拾九万七千七
- 一、経 営 費 金壹億参千八百参拾貳万参千
- 二、量 水 器 費 金壹千九百七拾五万四千
- 三、配 水 管 増 設 費 金四百万
- 五、給 水 工 事 費 金壹千八百六拾五万六千貳百
- 六、水 道 事 業 費 金壹千七百九拾九万九千
- 七、水 道 事 業 費 金壹千七百九拾九万九千
- 八、災 害 復 旧 事 業 費 金五千零百九拾九
- 歳出合計 金四億貳千八百九拾四万貳百拾七
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第百二十七号

十二月二十三日市議会の議決を経た昭和二十七年(昭和二十八年一月一日から昭和二十八年三月三十一日まで)広島市水道事業会計予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、昭和二十八年一月一日よりこれを施行する。

昭和二十七年十二月二十三日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市水道事業会計予算

- (総則)
- 第一条 昭和二十七年(昭和二十八年一月一日から昭和二十八年三月三十一日まで)広島市水道事業会計の予算は、以下に定めるところによる。
- (収入及び支出)
- 第二条 収入及び支出の予定は次のとおり定める。但し、業務量の増加により費用の金額が不足する場合は、業務量の増加に伴つて、収益が増加するときは、その一部を業務運営上直接必要とする費用に充てることができる。

収 入

- 第一款 水道事業収入 金八千九百四拾九万四千六百九拾
- 第一項 営業 收益 金七千六百八拾六万式千五百四
- 第二項 附帯事業收益 金壹千貳百五拾参万五千六百九
- 第三項 営業外收益 金九万六千四百五拾参円
- 第二款 資本 收入 金壹億七千九百七拾参万参千五
- 第一項 資本 收入 金壹億七千九百七拾参万参千五
- 収入合計 金式億六千九百貳拾万八千貳百貳拾九

支 出

- 第一款 水道事業費 金七千四百貳拾五万九千九百五拾
- 第一項 営業 費用 金四千零百九万九千六百九拾
- 第二項 附帯事業費 金八百七拾六万五千七百九拾
- 第三項 一般管理費 金式千四拾参万九百五拾八
- 第四項 営業外費用 金参百九拾九万九千九百
- 第二款 建設改良費 金壹億八千七百参拾八万八千九百
- 第一項 改 良 費 金四百五拾五万式千八百八拾
- 第二項 施 設 費 金五千零百七拾参万九千八百拾
- 第三項 拡 張 費 金壹億参千零百拾参万六千貳百
- 第三款 企業償還金 金六百五拾五万九千八百拾九
- 第四款 予 備 費 金百万
- 第四款 予 備 費 金百万
- 支出合計 金式億六千九百貳拾万八千貳百貳拾九
- (一時借入金)
- 第三条 一時の借入をすることができる金額は、常時八千万円以内とする。
- (議会の議決を経なければ流用できない経費)
- 第四条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (経 費)
- 一、職員給与費 金式千拾参万七千貳百五拾七

二、交 際 費 金参万円

広島市告示第百二十八号

十二月二十三日市議会の議決を経た昭和二十七年広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十七年広島市特別会計建設費歳入出予算追加

歳 入  
一、繰入金 金四百拾参万参千円  
二、一般会計より 金四百拾参万参千円  
三、繰入金 金四百拾参万参千円  
歳入合計 金四百拾参万参千円

歳 出

一、建設費 金四百拾参万参千円  
二、区劃整理費 金拾万五千円  
八、橋 梁 費 金五千円  
十、記念館建設費 金参万  
十四、建設諸費 金参百九拾九万参千円  
歳出合計 金四百拾参万参千円  
歳入出差引残金なし。

広島市告示第百二十九号

広島市金庫事務一部取扱所の店舗の名称並びに所在地の変更について

広島市金庫事務一部取扱所株式会社広島銀行猫屋町支店（広島市猫屋町四十六番地）は、左記の通り店舗の名称並びに所在地を変更する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

一、株式会社広島銀行本川支店 広島市十日市町四十一番地の四

広島市告示第百三十号

昭和二十七年十二月二十六日

広島市長 浜 井 信 三

第二十四回未指定地補充換地予定地指定及び第三十五回仮換地予定地変更指定の発表について

一、広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が、補充並びに変更に決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。  
二、土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有者に提出し、提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有者に提出し、提出済でない者は、至急提出されたい。  
三、今回発表の土地を、売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地を取り消すこととなることあるから、是非連絡方実行願いたい。  
四、前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

第二十四回未指定地補充換地予定地指定

Table with 2 columns: 町名, 土地所有者名. Includes entries like 土 地 所 在, 龍田 賢一.

第三十五回仮換地予定地変更指定

Table with 2 columns: 町名, 土地所有者名. Includes entries like 大 手 町 六 丁 目, 倉本 茂.

指定について  
地方公営企業法第二十七条第二項の規定により広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関を次の通り指定する。  
株式会社 千代田銀行

広島市告示第二号

昭和二十七年定期収入固定資産税第三期徴税令書、市内楠木町二丁目中四郎外五、一七〇件、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十四条の規定により、一月十日から一月二十三日までの十四日間公示する。  
なお、右の公示分納期は、昭和二十七年十二月一日から同月三十一日までとあるを、同年十二月一日から昭和二十八年一月二十五日までに変更する。  
昭和二十八年一月十日  
広島市長 浜 井 信 三

◎教育委員会訓令

広島市教育委員会訓令第一号

広島市教育委員会事務局文書規程を次のように定める。  
昭和二十八年一月一日

広島市教育委員 宮 川 造 六

第一章 総 則

第一条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）事務局における文書の取扱並びに例式及び文体用語等については別に定めのあるものの外、この規程の定めるところによる。  
第二章 文書の取扱  
第二条 各課の庶務担任の係長を文書取扱主任（以下「文

書主任」という。）とする。  
2 文書主任は、上司の命を受けて、課内文書事務を掌理し、文書の正確迅速なる処理について責任ある伝達をしなければならぬ。

第三条 各課に左の簿冊を置く。  
一 文書整理簿（第二号様式）  
二 親展文書整理簿（第二号様式）  
三 指令番号簿（第三号様式）  
四 証明番号簿（第四号様式）  
五 運送簿（第五号様式）  
六 庁内配付簿（第六号様式）  
七 郵送文書送付簿（第七号様式）

第四条 総務課に前条各号の外、左の簿冊を置く。  
一 文書配付簿（第八号様式）  
二 親展文書配付簿（第九号様式）  
三 金品配付簿（第十号様式）  
四 電報配付簿（第十一号様式）  
五 郵便電信送付簿（第十二号様式）  
六 令達番号簿（第十三号様式）  
七 公印使用簿（第十四号様式）

第五条 文書の番号は、毎年一月に始まり、十二月を以て終る。  
第六条 各課において、文書整理簿及び親展文書整理簿（以下「文書整理簿」という。）に登載する文書には、記号及び番号を付さなければならぬ。

2 前項の收受送付文書の記号及び番号の記載例は、左の通りとする。  
一 普通文書 広市教（ ）第 号  
二 親展文書 広市教（ ）秘第 号  
（「（ ）」の個所には各課の頭文字を記入する。）

第七条 規則、訓令及び告示は令達番号簿に、指令は指令番号簿に、証明は証明番号簿による番号を左の記載例により附し、主務課において処理する。  
一 規則 広島市教育委員会規則第 号

Table with 4 columns: 町名, 番地, 名称, 担当者. Includes entries like 銀 山 町, 田 戸 金 次 郎; 的 場 町, 松 浦 義 一 名.

関係図書縦覧場所

広島市基町一

広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第一号

昭和二十八年一月一日

広島市長 浜 井 信 三  
広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の

二 訓令 広島市教育委員会訓令第 号  
 三 告示 広島市教育委員会告示第 号  
 四 指令 広島市教指令第 号  
 五 証明 広島市教何証明第 号

第八条 発送文書は、その事項が広島市教育委員会事務決裁規則（昭和二十五年十二月十四日教育委員会規則第五号）第一条に該当する場合は、教育委員会名を用い、その他は教育長名を用いるものとする。但し、軽易な文書にあつては課長名を用いることができる。

第九条 特殊の文書の明示は、左の各号の例による。  
 一 要急の文書 右上部に「赤紙」をちよう布  
 二 議会提案の文書 右上部に「青紙」をちよう布  
 三 秘密の文書 右上部に「秘」の印を押し、紙袋に入れる。

四 後開の文書 決裁を受ける者の右上部に「後開」の印を押し。  
 第十条 到着した文書は、総務課において收受し、左の各号により処理しなければならない。  
 一 收受文書は、親展文書を除き、すべてこれを開封し、欄外に受付印（第一号様式）を押し、文書配布簿に登記の上、主務課に配布しなければならない。

二 親展文書は、受付印を封皮に押し、親展文書配付簿に登記の上、委員会及び教育長あてのものは総務課長に、その他のものはあて名人に交付して受領印を受けなければならない。この場合、委員会及び教育長あての文書は、総務課長これを開封して上司の閲覧を経たのち、主務課に配付する。  
 三 封皮に入札書の表記があるものは、收受日時を封皮に記入し、親展文書配付簿に登記の上、開封のまま主務課に配付し、受領印を受けなければならない。

四 書留文書又は現金、金券、物品及びこれに準ずるものを添付した文書は、開封して金品配付簿に登記し、文書の欄外に受付印を押し、同時に、金品添付の旨を記入し、主務課に配付して受領印を受けなければならない。

第十二条 事務処理の発議は、起案用紙（第十五号様式）を用い、左の各号により起案しなければならない。但し、軽易な事務処理又は閲覧に止るものは、文書の余白又は附せんに必要な事項を失記し、回議することができる。  
 一 件名、起案者職氏名印、起案年月日を明記すること。  
 二 文書の右上部に、左の区分によつて甲、乙及び丙の朱記による区別をしなければならない。

五 訴願、訴訟及び異議の申立その他收受の日時が権利の得喪に關する文書は、第一号による外、收受の時刻をも明記し、その封皮のあるものは、これを添付し配付しなければならない。  
 六 電報は、電報配付簿に登記の上親展は名あてに、他は主務課に配付し、受領印を受けなければならない。  
 七 二以上の課に關連する文書は、その關連の最も深い課に配付しなければならない。  
 第十一条 前条により配付を受けた文書は、文書主任において課受付印（第一号）を押し、文書整理簿に登記し、すみやかに処理の手続きをしなければならない。  
 二 前項において当該の主管でないと思われる文書があるときは、すみやかに総務課に返付し、各課相互に授受してはならない。  
 三 第一項の場合において、すみやかに上司の閲覧に供さなければならないと認められるものは、その旨を記載し、又は企画処理及び実施案等を記載して、供覧しなければならない。なお、重要な文書で、上司の指揮により処理する必要があるものは、自ら携行して、その指揮を受けなければならない。

第十四条 合議を受けた事件について再向を要する際は、合議した課の了解を得てこれを行ひ認印を押し、必要により欄外等にその理由を記入し認め印を押し、起案者は上司在庁の際、その文書を後開に供さなければならない。  
 第十五条 回議文書で上司不在のため、広島市教育委員会事務分掌規則（昭和二十六年二月一日教育委員会規則第八号）第四条により代決した場合は、特に重要又は異例と認められるものは、代決者において後開と記し、起案者は上司在庁の際、その文書を後開に供さなければならない。  
 四 必要に依りて、参考となる関係書類又は法規その他の事項を抜書して添付すること。  
 五 文書は、第三十六条から第三十八条までの規定（第三章文書の例式及び文体用語）並びに広島市教育委員会事務決裁規則（昭和二十五年十二月十四日教育委員会規則第五号）及び広島市教育委員会事務局長専決規程（昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号）により行ひ、加除訂正したときは、原文を明示して置き、その個所に認印を押しなければならない。  
 二 事の軽易なもの又は成規定例の事項については、前項の規定にかかわらず、例文を定め又は帳簿その他適当な用紙に記載して処理することができる。  
 第十三条 他の課に關連する事件は、その合議を経て決裁を受けなければならない。但し、特に緊急やむを得ない場合は、直ちに上司の決裁を得て処理した後、関係課に回覧することができる。  
 二 合議の順序は、主務課を最初として、關連の深い課から順次行ひ、その順に右側から記入するものとする。  
 三 合議の事件について異議があるときは、主管の課長に協議し、その同意を得ないときは、意見を附して上司の決裁を受けなければならない。

第十六条 特に重要、異例の文書で説明を要するもの又は至急若しくは秘密を要するものは、課長又は起案者若しくは責任者が携帶して決裁又は閲覧を経なければならない。  
 第十七条 回議文書で、委員会及び教育長の決裁を受ける文書は、すべて総務課を経由して上司に提出する。  
 二 前項の決裁済又は供覧済の文書は、総務課においてこれを受け、決裁済又は供覧済の日付を記入して主務課に回付する。  
 第十八条 起案文書で決裁を終つたものは、起案者において決裁年月日を記入し、事件が完結したときは、完結の印を押し、同時に保存種別を記入し、且つ、文書整理簿に登記されている文書については、直ちに文書主任にその旨を告げ、文書主任は直ちに整理しなければならない。  
 二 前項の処置を終つた完結文書は、事件の種類ごとに所定の簿冊にこまごまと整理しなければならない。  
 第十九条 総務課長は、文書の処理状況について常に意を用いるとともに、毎年一回以上事務の整理状況を査察し、教育長に報告しなければならない。  
 第二十条 規則、規程その他公布及び公表を要するものは、当該議決の決裁を受けた後、主務課において正副五通を淨書し、副四通を総務課に回付しなければならない。  
 第二十一条 発送を要する決裁済の文書は、主務課において淨書校合の上、文書整理簿に登記し、公印を要するものは、原簿書とともに総務課に提示して原簿書と契印し、公印を受け公印使用簿に登記しなければならない。  
 二 郵送のものは、必要な包装をし、これに発送年月日及び差出人名を明記して、郵送文書送付簿（以下「送付簿」という。）を添え、退付時刻一時間前までに総務課に回付しなければならない。  
 三 市内に送る文書は、主務課において運送簿に登記し、午前十時又は午後三時まで市総務局総務課に回付しなければならない。

四 庁内における文書の往復は、庁内配付簿によつて行うものとする。  
 第二十二條 連達、書留、内容証明等特殊の取扱により文書を郵送しようとするときは、包装前にかかじめ、原簿書又は内容を総務課に提示しなければならない。  
 二 電報を発信しようとするときは、その原文を総務課に回付して、発信を依頼しなければならない。  
 第二十三條 総務課において、郵送文書の回付を受けたときは、送付簿と照合し、電報の原文を受けたときは共に郵便電信送付簿に登記して、発送又は発信しなければならない。  
 第二十四條 完結文書は、主務課において左の要領により整理編纂する。  
 一 暦年ごとに区分すること。但し、多量の文書は適宜に区分し、また少量の文書は教簡年を通じて編纂することができる。  
 二 文書の種類別（第二十五条に定める。）に区分すること。  
 三 関係書類は一事一件一まとめにすること。  
 四 整理した簿冊に索引（第十六号様式）及び表紙（第十七号様式）を付すこと。但し、第五種に属するものにあつては、索引を省略することができる。  
 五 前各号により難いときは、総務課と合議の上、適宜な方法によることができる。  
 第二十五条 文書の種類及び保存期間は、特に規定があるものを除き、左の通りとする。  
 第一種 永久保存  
 第二種 十年保存  
 第三種 五年保存  
 第四種 三年保存  
 第五種 一年保存  
 第二十六条 第一種に属するものは、次の通りである。  
 一 条例、規則その他例規の原簿文書  
 二 重要な事業計画及びその実施に關する書類

三 委員会史の資料となる重要書類  
 四 會議録  
 五 所轄行政庁の令達、通牒その他往復文書で重要な書類  
 六 訴願、訴訟及び異議申立に關する書類  
 七 重要な統計表  
 八 重要な契約書  
 九 任免、賞罰に關する重要書類  
 十 財産、營造物に關する重要書類  
 十一 学校その他教育機關の設置、廃止に關する書類  
 十二 事務引継に關する書類  
 十三 金銭出納に關し、特に後日の証明上重要な書類  
 十四 他の教育委員会との協議会の記録  
 十五 その他重要にして永久保存の必要があると認める書類  
 第二十七條 第二種に属するものは、次の通りである。  
 一 法規により処分したもので主な書類  
 二 法令児童に關する書類  
 三 その他十年保存の必要があると認める書類  
 第二十八條 第三種に属するものは、次の通りである。  
 一 往復文書、願届書等で五年保存の必要があるもの  
 第二十九條 第四種に属するものは、次の通りである。  
 一 一時の処理にかかると願、届書、通牒等で三年保存の必要があるもの  
 第三十條 第五種に属するものは、次の通りである。  
 一 軽易な照會、回答、願、伺、届書等の文書  
 第三十一條 文書の保存期間は、処分完了の翌年から起算する。  
 第三十二條 主務課において編纂を終つた簿冊は、第五種に属するもの及び常時使用する必要があるものを除き、簿冊引継目録（第十八号様式）を付して毎年五月三十一日までに、総務課に引き継がなければならない。  
 第三十三條 総務課において簿冊の引継を受けたときは、簿冊台帳（第十九号様式）に登記し、見出票を付して取



出上支障のないよう保存しなければならない。  
 第三十四条 保存の簿冊を閲覧しようとするものは、保存簿冊貸出簿(第二十号様式)により、総務課長の承認を得なければならない。  
 第三十五条 総務課長は、毎年一回保存期限の経過した文書を精査して、関係課に合議の上、廃棄の手続をなすものとする。但し、第五種に属するものは、主務課長において廃棄の手続を行う。  
 2 廃棄する文書で他見を避ける文書は焼却しなければならない。  
 第三章 文書の形式及び文体用語  
 第三十六条 文体及び用語等は、概ね次の要領による。  
 一 文体は「である」を基調とする文章口語を用いる。但し、諸願書又は特定の個人に対するような場合、その他特に必要ある場合には「ます」を基調とする文体を用いる。  
 二 用語は努めて平易な字句により、日常一般に使用される慣用語を用いる。  
 三 文字は「当用漢字表」による漢字及びひらかなを用い、かなづかいには「現代かなづかい」により、縦書を本体とする。但し、外国の人名、地名及び外来語等には「かたかな」を用い、また場合によっては、全文を横書とすることができる。  
 四 数を表わすには、縦書の文章の中では、一、二、三、十、百等の漢字を用い、日付、番号等には場合によつて「第一二三号」「第二百二十三号の意」のように十、百等の漢字を用いないことがある。但し、横書の文章又は数式の中では算用数字を用いるを例とする。  
 五 項目を細別する必要があるときは、第一、第二、第三、……一、二、三、……1、2、3、……(一)、(二)、(三)、……(1)、(2)、(3)、の順序による。  
 六 文章には必ず濁点、半濁点をつけ句読点を付し、また必要に応じて「( )」「かっこ」「かぎかっこ」等を用いて理解し易く、読み易くする。

七 文章を書き下すとき及び行を改めるときは、はじめの一字分を空白にする。  
 第三十七条 公文の区分は、概ね次の通りとする。  
 一 条例 法令に基き、条例とされ市議会の議決を経て定められるもの  
 二 規則 法令または条例により規則として規定するよう定められているもの  
 三 告示 法令に基き、公式に知らせるもの  
 四 訓令 部内的一般または一部若しくはこれらの職員に対して、事務処理または定事項につき令達するもの  
 五 指令 申請(願)等に対して許可、認可し(許可、認可しない場合を含む)または指示命令するもの  
 六 上申 上司または諸官庁等に対し、意見又は事実を述べらるもの  
 七 副申 上司又は諸官庁等に対し、進達する文書に意見をせらるもの  
 八 申請(願) 許可又は認可等を請うもの  
 九 届 成規によつて、一定の事項につき、届け出るもの  
 十 伺 上司又は諸官庁等の指揮を請うもの  
 十一 報告 ある事実を上司又は諸官庁等に報告するもの  
 十二 通知 (通牒) 事実を開示して通知するもの  
 十三 照会 回答を求めらるもの  
 十四 照会 照会に応ずるもの  
 十五 証明 一定の事実を証明するもの  
 十六 辞令 任免、給与又は命課等をするもの  
 十七 復命 上司より命ぜられた任務の結果又は出張中の取扱事項その他を報告するもの  
 十八 供覧 上司の閲覧に供するもの  
 十九 回覧 職員が閲覧するもの  
 第三十八条 文書の番号及び記載例は、概ね次の通りとする。  
 一 規則記載例  
 1 公布  
 何々規則をここに公布する。

この規則中「何々」を「何々」に改める。(規則全般にわたり、ある字句をことごとく改正する場合)  
 第何条(第何項)中「何々」の下に(上)に(前)に(次に)「何々」を加える。(ある字句を加える場合)  
 第何条中「何々」を削る。(ある字句を削る場合)  
 第何条中「何々」を削り、「何々」を「何々」に改め、「何々」の下に「何々」を加える。(字句を削り、改め且つ加える場合)  
 第何条を第何条とし、以下順次繰り下げ、第何条の次に次の何条を加える。(条と条との間に条を加える場合)  
 第何条 何々……  
 第何条に次の一項を加える。(項の追加の場合。但し、現行条文に二項以上ないとき。)  
 何々……  
 第何条第何項の次に次の一項を加える。(項の追加の場合。但し、現行条文に二項以上あるとき。)  
 何々……  
 第何条を削る。(条名、条文とも削る場合)  
 第何条削除(条名を残し、条文を削る場合)  
 3 廃止  
 何々規則を廃止する規則をここに公布する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会 委員長 署 名  
 広島市教育委員会規則第 号  
 何々規則を廃止する規則  
 何々規則(年教育委員会規則第 号)は、廃止する。  
 附 則  
 4 附則(記載例及び記載順序)  
 (一) この規則は、公布の日から施行する。(公布即

二 改正  
 (一) 全文改正の場合  
 何々規則をここに公布する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会 委員長 署 名  
 広島市教育委員会規則第 号  
 何々規則  
 第一条 何々……  
 第二条 何々……  
 附 則  
 ……  
 (二) 一部改正の場合  
 何々規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会 委員長 署 名  
 広島市教育委員会規則第 号  
 何々規則の一部を改正する規則  
 何々規則(年教育委員会規則第 号)の一部を次のように改正する。  
 第何条を次のように改める。(一条全文改正の場合)  
 第何条……  
 第何条中「何々」を「何々」に改める。(条文中ある字句を改める場合)  
 第一条 何々……  
 第二条 何々……  
 附 則  
 ……  
 (三) 一部改正の場合  
 広島市教育委員会規則第 号  
 何々規則(年教育委員会規則第 号)の一部を次のように改正する。  
 第一条 何々……  
 第二条 何々……  
 附 則  
 ……

日施行の場合)  
 この規則は、公布の日から施行し、年月日から適用する。(既往にさかのぼり適用する場合)  
 この規則は、年月日から施行する。(特定の期日から施行の場合)  
 (二) 何々規則(年教育委員会規則第 号)は、廃止する。(新規規則公布と同時に旧規則を廃止する場合)  
 (三) その他必要な規定  
 二 告示  
 広島市教育委員会告示第 号  
 何々は次の通りである。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会 委員長 署 名  
 三 訓令(記載例その一)  
 1 制定  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々規程を次のように定める。(即日施行の場合)  
 何々規程を次のように定め、年月日から適用する。(既往にさかのぼり適用する場合)  
 何々規程を次のように定め、年月日から施行する。(特定期日から施行の場合)  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 何々規程  
 第一条 何々……  
 第二条 何々……  
 (一) 全文改正の場合  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)の全部を次のように改正する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 四 指令  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)の一部を次のように改正する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 三 廃止  
 以下「一規則記載例2改正(二)一部改正の場合」の例による)  
 3 廃止  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)を(年月日限り)廃止する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 4 附則を附する場合  
 (一) 既存規程の廃止を掲記するとき。  
 (二) 当該規程の制定に伴う経過を掲記するとき。  
 (三) 新規規程の施行と同時に他の規程の改正を掲記するとき。  
 (四) その他  
 (記載例のその二)  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々を……する。(された)  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)

この規則中「何々」を「何々」に改める。(規則全般にわたり、ある字句をことごとく改正する場合)  
 第何条(第何項)中「何々」の下に(上)に(前)に(次に)「何々」を加える。(ある字句を加える場合)  
 第何条中「何々」を削る。(ある字句を削る場合)  
 第何条中「何々」を削り、「何々」を「何々」に改め、「何々」の下に「何々」を加える。(字句を削り、改め且つ加える場合)  
 第何条を第何条とし、以下順次繰り下げ、第何条の次に次の何条を加える。(条と条との間に条を加える場合)  
 第何条 何々……  
 第何条に次の一項を加える。(項の追加の場合。但し、現行条文に二項以上ないとき。)  
 何々……  
 第何条第何項の次に次の一項を加える。(項の追加の場合。但し、現行条文に二項以上あるとき。)  
 何々……  
 第何条を削る。(条名、条文とも削る場合)  
 第何条削除(条名を残し、条文を削る場合)  
 3 廃止  
 何々規則を廃止する規則をここに公布する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会 委員長 署 名  
 広島市教育委員会規則第 号  
 何々規則を廃止する規則  
 何々規則(年教育委員会規則第 号)は、廃止する。  
 附 則  
 4 附則(記載例及び記載順序)  
 (一) この規則は、公布の日から施行する。(公布即

二 改正  
 (一) 全文改正の場合  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)の全部を次のように改正する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 四 指令  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)の一部を次のように改正する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)

三 廃止  
 以下「一規則記載例2改正(二)一部改正の場合」の例による)  
 3 廃止  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々規程(年教育委員会訓令第 号)を(年月日限り)廃止する。  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)  
 4 附則を附する場合  
 (一) 既存規程の廃止を掲記するとき。  
 (二) 当該規程の制定に伴う経過を掲記するとき。  
 (三) 新規規程の施行と同時に他の規程の改正を掲記するとき。  
 (四) その他  
 (記載例のその二)  
 広島市教育委員会訓令第 号  
 何々を……する。(された)  
 昭和 年 月 日  
 広島市教育委員会  
 (広島市教育長名)

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

廣島市教育委員会  
廣島市教育委員長  
廣島市教育委員

第四章 雜則

第三十九條 右各條に定めるものの外は、その性質の近いものを準用し、又は従来の例によるものとする。

1 廣島市教育委員会文書規程(昭和二十六年三月一日教育委員会訓令第一号)は廃止する。

2 文書の編集は、昭和二十七年に限り、同年四月一日から十二月までとする。

3 受付印(第一号様式)は、現在使用中のものを、当分の間使用することができる。

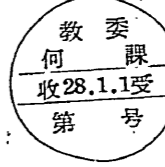
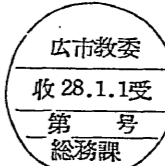


Table with columns for document type, date, and status.

Table with columns for document type, date, and status.

第四号様式 證明番号簿

證明 証明月日 証明先 件名 担当者 備考

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

Table for document tracking with columns for date, name, and status.

第十号様式 金品配付簿

Table for gold and goods distribution with columns for date, amount, and recipient.

第十一号様式 電報配付簿

Table for telegram distribution with columns for date, amount, and recipient.

第十二号様式 郵便電信送券

Table for postal telegram vouchers with columns for date, amount, and recipient.

第十三号様式 令達番号簿

Table for order numbers with columns for number, name, and date.

第十四号様式 公印使用簿

Table for official seal usage with columns for date, number, and name.

第十五号様式 起案用紙

Table for case initiation with columns for date, name, and status.

第十六号様式 簿冊索引

Table for book index with columns for item name and status.

第十七号様式 簿冊表紙

第十八号様式 簿冊台帳

Large table for book and document management with multiple columns for tracking.

第三群

佐重保佐尖藏山松益福上矢奥奥川川大西河福東木福天藤石大津木須松山木浜
藤本田木戸田本村谷島西野田 口崎田村野田原村島満原田島田村摩井田下本
タ博熊桂ト輝晶春 ハ節イア善 ホ和貞義秋タハ 秀正 ソ眞 幸アワ教猪
ツ三 ク ツ ツヤ シ ャ ヤ サ行
コ郎吉五ノ夫三一勇ヨ治エノ三ノ子雄之江ヨミ勇要士成豊ノ史育枝ノサ行

第四群

大浅島盛朝中大浜山久木小田進田高石坂井山盛岩下島藏岡沢沢森池湯前萩左
西川津谷野山塚本口野本林中藤口木黒本東本 本原本田本田田本永原田野近
年秀 幸誠照閉 入右衛門 倉郁 イ喜ニ 文 登ミ タ松浅は明笑次 正直ト左和
子雄篤枝子男子 夫操 雄子 マ子 ノ登江 子子明基 コ吉吉ね義子助勲徳子子苗子

命令

原杉町山下市松中中大木波木
田原田田西塚本道賀尾村野下
好孝ヨツ順雅初秀ヨム富香
子夫コネ一太女行エ正ヨ子美

保健所西支所長及び同支所予防課長事務取扱を命ずる
保健所西支所総務課長兼務を命ずる
保健所西支所医務係長兼務を命ずる
保健所西支所予防課予防係長兼務を命ずる
保健所西支所事務吏員 豊岡 勲三
保健所西支所事務吏員 住田 治道
保健所西支所事務吏員 定光 尙生
保健所西支所事務吏員 渡島 庫吉
保健所西支所事務吏員 吉光 義雄
保健所西支所事務吏員 木村 俊雄
保健所西支所事務吏員 古谷 フク子
保健所西支所事務吏員 砂田 生男
保健所西支所事務吏員 辻田 三郎
保健所西支所予防課兼務を命ずる
長谷川 三郎
昭和二十七年十二月一日(各通)

2 「保存満期年月」の欄は、第一種の簿冊におい
ては設けない。
3 廃棄処分をしたときは、その年月日、事由を備
考欄に記載し朱線を施す。
4 保存年月を延長したときは、その年限事由を備
考欄に記載する。

第二号様式

Table with columns for loan return dates and borrower information.

選挙管理委員会告示

広選管告示甲第七九号

昭和二十七年九月十五日現在において調製した基本選挙
人名簿は同十二月二十日確定したので地方自治法第七十四
条第四項及び第七十六条第四項の規定による広島市におけ
る選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに三分
の一の数は次の通りである。

五十十分の一の数 三、四三四名
三分の一の数 五七、二二六名

選挙人名簿に登録された者の総数 一七一、七一〇名

広選管告示甲第八〇号

検察審査会法第十条の規定に基づき検察審査員候補者選定

の抽籤を左記の通り開催する。

昭和二十七年十二月二十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

一、日時 昭和二十七年十二月二十六日 午前十時

一、場所 広島市役所

広選管告示甲第八一号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十八年一月五日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

一、日時 昭和二十八年一月七日 午前十時

一、場所 広島市役所

一、議題 人事に関する件

広選管告示甲第八二号

昭和二十八年年度の広島市検察審査員候補者名簿に登録さ
れた者の氏名は別紙の通りである。

昭和二十八年一月十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

第一群

山高西本山川橋小
県橋本下野本林
幸カ哲光勝孝 逸
子エ子人一義完男

第二群

八小前橋細島谷林新佐油木浜穂福高峠西桂本松小石神塚吉近吾小武磯末月村
木畑原本野田崎 田木井村田田原津田崎 川井野田崎本本藤野林内田田上
寿熊 富モ邦 成藤真ヨマ末イ盛 桂ユ房喜佐静ア 政 金重久す千ミ妙
子一豊男覚ヨ男茂一一次シノ松ヨ雄眺三キ子一尾子昭義幸郎志代子秋子

厚生局衛生課勤務を命ずる  
事務吏員 岡田 喜助  
保健所予防課防疫係長を命ずる  
事務吏員 中島 正三  
保健所普及課衛生教育係長を命ずる  
事務吏員 永田 範男  
保健所西支所総務課庶務係長を命ずる  
技術吏員 前川 武之  
保健所西支所総務課勤務を命ずる  
技術吏員 原田 富子  
技術吏員 山口 登保  
保健所西支所予防課勤務を命ずる  
助役 高山 一三  
広島市水道事業管理者を命ずる  
技術吏員 寺西 正雄  
広島市水道事業管理者を命ずる  
昭和二十八年一月一日(各通)  
事務吏員 丹羽 諱順  
広島市戦災児育成所事務取扱を命ずる  
事務吏員 木山 香寿美  
広島市戦災児育成所事務取扱を命ずる  
昭和二十八年一月一日(各通)  
事務吏員 箕村 知道  
事務吏員 藤田 千代登  
事務吏員 佐伯 永平  
事務吏員 前田 新照  
事務吏員 長岡 敏夫

主事に補する  
昭和二十八年一月五日(各通)  
広島市技術吏員に任命する  
九級九号給を給する  
昭和三十八年一月五日  
事務吏員 大崎 正幸  
船倉 康郎  
休職の期間を昭和二十八年十二月三十一日まで更新する。  
一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により一年間、給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。  
昭和三十八年一月一日(各通)  
事務吏員 山路 隆  
休職の期間を昭和二十八年三月三十一日まで更新する。  
一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により三箇月間、給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。  
昭和三十八年一月八日  
事務吏員 波田 武  
皆実出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 平田 精一  
観音出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 新田 明  
段原出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 松岡 唯之  
吉村 栄雄

福祉事務所勤務を命ずる  
事務吏員 内山 巖  
保健所総務課勤務を命ずる  
事務吏員 田中 耕作  
厚生局体育課勤務を命ずる  
事務吏員 尾崎 昭介  
総務局市民課勤務を命ずる  
昭和二十八年一月十四日(各通)

◎雑報

臨時市議会において左記の通り議決された。

(十二月二十三日)

一、第百五十四号議案  
昭和二十七年年度広島市歳入出予算追加  
広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

一、第百五十五号議案  
広島市報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

一、第百五十六号議案  
特別職の職員に給する条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

一、第百五十七号議案  
一般職の職員に給する条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

一、第百五十八号議案  
広島市の公務員の特別手当の支給に関する条例制定について  
原案可決

一、第百五十九号議案  
広島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

一、第百六十号議案  
広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決

厚生局衛生課勤務を命ずる  
事務吏員 岡田 喜助  
保健所予防課防疫係長を命ずる  
事務吏員 中島 正三  
保健所普及課衛生教育係長を命ずる  
事務吏員 永田 範男  
保健所西支所総務課庶務係長を命ずる  
技術吏員 前川 武之  
保健所西支所総務課勤務を命ずる  
技術吏員 原田 富子  
技術吏員 山口 登保  
保健所西支所予防課勤務を命ずる  
助役 高山 一三  
広島市水道事業管理者を命ずる  
技術吏員 寺西 正雄  
広島市水道事業管理者を命ずる  
昭和二十八年一月一日(各通)  
事務吏員 丹羽 諱順  
広島市戦災児育成所事務取扱を命ずる  
事務吏員 木山 香寿美  
広島市戦災児育成所事務取扱を命ずる  
昭和二十八年一月一日(各通)  
事務吏員 箕村 知道  
事務吏員 藤田 千代登  
事務吏員 佐伯 永平  
事務吏員 前田 新照  
事務吏員 長岡 敏夫

主事に補する  
昭和二十八年一月五日(各通)  
広島市技術吏員に任命する  
九級九号給を給する  
昭和三十八年一月五日  
事務吏員 大崎 正幸  
船倉 康郎  
休職の期間を昭和二十八年十二月三十一日まで更新する。  
一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により一年間、給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。  
昭和三十八年一月一日(各通)  
事務吏員 山路 隆  
休職の期間を昭和二十八年三月三十一日まで更新する。  
一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により三箇月間、給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。  
昭和三十八年一月八日  
事務吏員 波田 武  
皆実出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 平田 精一  
観音出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 新田 明  
段原出張所庶務係長を命ずる  
事務吏員 松岡 唯之  
吉村 栄雄

福祉事務所勤務を命ずる  
事務吏員 内山 巖  
保健所総務課勤務を命ずる  
事務吏員 田中 耕作  
厚生局体育課勤務を命ずる  
事務吏員 尾崎 昭介  
総務局市民課勤務を命ずる  
昭和二十八年一月十四日(各通)

一、第百六十一号議案  
広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十二号議案  
広島市保健所結核審査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十三号議案  
広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十四号議案  
広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十五号議案  
昭和二十七年年度広島市特別会計水道事業費歳入出予算追加更正  
原案可決  
一、第百六十六号議案  
昭和二十七年年度広島市水道事業費公債方法中変更について  
原案可決  
一、第百六十七号議案  
昭和二十七年年度(昭和二十八年一月三十一日まで)広島市水道事業会計予算  
原案可決  
一、第百六十八号議案  
広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十九号議案  
市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例制定について  
原案可決  
一、第百七十号議案  
昭和二十七年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加  
原案可決  
一、第百七十一号議案  
契約締結の同意について  
原案同意

一、第百七十二号議案  
契約締結の同意について  
原案同意  
一、第百七十三号議案  
契約締結の同意について  
原案同意  
一、第百七十四号議案  
広島市戦災児育成所条例制定について  
原案可決  
一、第百七十五号議案  
寄附受納について  
原案可決  
一、第百七十六号議案  
財産の取得について  
原案可決  
一、第百七十九号  
比治山保勝協会に対し季節の管理権及び助成金下附について  
閉会中審査  
一、請第三十二号  
似島小、中学校通学道路改修方要望について  
閉会中審査  
一、請第三十三号  
牛田工兵隊作業場跡(三立山農耕地)を市有地として確保方要望について  
閉会中審査  
一、請第三十四号  
広島県新聞会館建設に対し助成金下附について  
閉会中審査  
一、広島戦災児育成所長山下義信氏に対する感謝決議  
決

戸籍上の市勢(二七年一二月分)

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基町    | 元中央   | 元市    | 元日    | 元舟    | 元観    | 元己    | 元三    | 元草    | 計     |
| 元、九七九 | 四、七九七 | 三、〇八一 | 五、二二一 | 一、九七九 | 一、九七九 | 一、九七九 | 一、九七九 | 一、九七九 | 三、五八八 |
| 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   | 三三二   |
| 七、七五三 | 二、一五三 | 五、五九九 | 三、九七九 | 四、七九七 | 五、二二一 | 五、二二一 | 五、二二一 | 五、二二一 | 〇、四三三 |

一、第百六十一号議案  
広島市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十二号議案  
広島市保健所結核審査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十三号議案  
広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十四号議案  
広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十五号議案  
昭和二十七年年度広島市特別会計水道事業費歳入出予算追加更正  
原案可決  
一、第百六十六号議案  
昭和二十七年年度広島市水道事業費公債方法中変更について  
原案可決  
一、第百六十七号議案  
昭和二十七年年度(昭和二十八年一月三十一日まで)広島市水道事業会計予算  
原案可決  
一、第百六十八号議案  
広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について  
原案可決  
一、第百六十九号議案  
市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例制定について  
原案可決  
一、第百七十号議案  
昭和二十七年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加  
原案可決  
一、第百七十一号議案  
契約締結の同意について  
原案同意

| 出張所別 | 人口    | 同上前月 | 世帯    | 同上前月 |
|------|-------|------|-------|------|
| 牛田   | 九、五八六 | △    | 二、〇〇六 | △    |
| 尾崎   | 一、三〇〇 | △    | 三、四七九 | △    |
| 青島   | 九、九二一 | △    | 二、二二五 | △    |
| 段原   | 三、六六六 | △    | 五、七六七 | △    |
| 比治山  | 七、七五九 | △    | 一、四六三 | △    |
| 仁保   | 五、八四〇 | △    | 一、四六三 | △    |
| 大河   | 二、七〇〇 | △    | 三、三三三 | △    |
| 皆島   | 七、〇〇〇 | △    | 一、四六三 | △    |
| 宇品   | 二、七〇〇 | △    | 一、四六三 | △    |
| 似島   | 二、七〇〇 | △    | 一、四六三 | △    |

| 種別 | 件数    |       | 前年同差  |
|----|-------|-------|-------|
|    | 最大    | 最少    |       |
| 婚姻 | 二、三三三 | 二、三三三 | 二、三三三 |
| 離婚 | 一、三三三 | 一、三三三 | 一、三三三 |
| 出生 | 二、三三三 | 二、三三三 | 二、三三三 |
| 死亡 | 一、三三三 | 一、三三三 | 一、三三三 |
| 計  | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 印鑑照査 | 七、四七六 | 四、〇〇〇 | 一、四七六 |
| 身分証明 | 三三三   | 三三三   | 〇     |
| 戸籍閲覧 | 六三三   | 三三三   | 三〇〇   |

一、本市内の出生と死亡から見た増数

男 一六六人  
女 一六九人  
計 三三五人

一、前年同右 一〇・八人

計 男 一、一五人  
女 一、五九人  
計 二、七四人

一、一日平均 八・八人  
一、隣、抄本作製数 一、六二九枚  
従事者延 四六六人

一日平均 四八四枚  
一人一日平均 二五枚

一、失期届出件数 五二件  
内訳 相統三、出生三五、死亡一二、後見開始一

備考 一、( ) は本市以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの

一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、印鑑は二十六日、その他は二十四日分で計算したもの

業務係長

業務係長

# 広島市報

No. 82

発行  
昭和28年2月20日  
(金曜日)

電話

中三三二(代表)  
中六九二(秘書)  
中六九七(会務)  
中六九八(徴収)  
中三三三(総務局)  
中三三六(総務局)

発行所  
廣島市

廣島市役所  
廣島市国泰寺町三九

### 【目次】

#### ◎規則

- 広島市保健所組織規程……………一頁
- 広島市戦災児童育成所運営規則……………二頁
- 広島市警察吏員給与品及び貸与品規則の一部改正……………三頁
- 広島市職員住宅貸与規則の一部改正……………三頁
- 広島市水道事業に関する手数料の額を定める規則……………三頁
- 広島市消防吏員階級規則……………三頁

#### ◎告示

- 建築に関する公開聴聞について……………四頁
- 公示送達について……………四頁
- 公示送達について……………四頁
- 公示送達について……………四頁
- 公示送達について……………四頁
- 公示送達について……………四頁
- 公示送達について……………四頁

#### ◎訓令

- 広島市保健所処務規程……………七頁
- 広島市工業指導所処務規程……………七頁
- ◎水道局規程及び訓令……………八頁
- 広島市水道局幹令文例を定める規程の一部改正……………八頁
- 広島市水道局職員の給与に関する規程……………八頁

#### ◎規則

- 広島市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程……………九頁
- 広島市水道局就業規則……………九頁
- 広島市水道局指定工事店規程……………九頁
- 広島市水道局苦情処理共同調整会議規程……………九頁
- 超過勤務手当等支給についての特別措置に関する規程……………九頁
- 広島市水道使用条例の施行に関する規程……………九頁
- 広島市水道局事務分掌規程……………九頁
- 広島市水道事業の研究調査に関する規程……………九頁
- 広島市水道局経理課職員の身分引継ぎについて……………九頁

#### ◎選挙管理委員会告示

#### ◎雑報

出張所管区域別人口及び世帯状況について……………三〇頁

#### ◎規則

- 広島市保健所組織規程をここに公布する。  
昭和二十八年一月一日  
広島市長 浜井信三
- 広島市規則第一号

#### 広島市保健所組織規程

(保健所の課及び室)  
第一条 広島市保健所(以下「保健所」という。)に左の課及び室を置く。

- 総務課
- 衛生課
- 予防課
- 普及課
- 衛生試験室
- (保健所の各課及び室の係)
- 第二条 保健所の各課及び室に左の係を置く。

- 総務係
- 庶務係
- 医務係
- 業務係
- 衛生課
- 環境衛生係
- 食品防疫係
- 予防係
- 防疫係
- 結核係
- 普及係
- 衛生教育係
- 衛生統計係
- 衛生試験室

化学試験係  
細菌病理検査係  
(保健所の課長、室長及び係長)  
第三条 保健所の課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。  
2 課長及び室長は、広島市保健所長(以下「所長」といふ)の命を受け、所属職員を指揮監督し、課又は室の事務を掌理する。  
3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。  
(保健所の課及び室の分掌事務)  
第四条 保健所の各課及び室の分掌事務は、左の通りとする。  
総務課

- 一 公印の管守に関する事。
  - 二 所の人事及び給与に関する事。
  - 三 文書の收発及び保存に関する事。
  - 四 所の予算及び決算に関する事。
  - 五 使用料及び手数料の徴収、減免並びに猶予に関する事。
  - 六 所の企画に関する事。
  - 七 医療法、優生保護法及び精神衛生法に関する事。
  - 八 理容師美容師法に関する事。
  - 九 薬事法、麻薬取締法及び毒物劇物営業取締法に関する事。
  - 十 医薬品その他の衛生資材に関する事。
  - 十一 他の課の主管に關しない事。
- 衛生課
- 一 一 家族昆虫の駆除に関する事。
  - 二 消毒に関する事。
  - 三 食品衛生に関する事。
  - 四 獣疫衛生に関する事。
  - 五 環境衛生に関する事。
  - 六 へい獣衛生に関する事。
- 予防課

一 伝染性疾患その他の疾病の予防に関する事。  
二 母子の保健指導に関する事。  
三 栄養指導及び栄養調査に関する事。  
四 口腔衛生に関する事。  
普及課

- 一 衛生思想の普及及び昇揚に関する事。
  - 二 衛生統計及び人口動態統計調査に関する事。
  - 三 保健婦事業に関する事。
  - 衛生試験室
  - 一 理化学的試験に関する事。
  - 二 細菌及び病理解の検査に関する事。
- (支所)
- 第五条 保健所の事業の執行の便を図るため、広島市舟入幸町六百五十番地に広島市保健所西支所(以下「支所」といふ)を置く。  
2 支所は、市の本川以西の区域における保健所の所掌事務を分掌する。  
(支所の課)  
第六条 支所に、左の課を置く。  
総務課  
予防課  
(支所の課の係)  
第七条 支所の各課に、左の係を置く。  
庶務係  
医薬務係  
普及係  
予防係  
衛生係

3 支所の課長は、支所長の命を受け、課の事務を掌理する。  
4 支所の係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。  
(支所の課の分掌事務)  
第九条 支所の各課の分掌事務は、左の通りとする。  
総務課

- 一 公印の管守に関する事。
  - 二 所の人事及び給与に関する事。
  - 三 文書の收発及び保存に関する事。
  - 四 支所の予算及び決算に関する事。
  - 五 使用料及び手数料の徴収、減免並びに猶予に関する事。
  - 六 支所の企画に関する事。
  - 七 医療法及び精神衛生法に関する事。
  - 八 理容師美容師法に関する事。
  - 九 薬事法、麻薬取締法及び毒物劇物営業取締法に関する事。
  - 十 医薬品その他衛生資材に関する事。
  - 十一 衛生思想の普及及び昇揚に関する事。
  - 十二 衛生統計及び人口動態統計調査に関する事。
  - 十三 保健婦事業に関する事。
- 予防課
- 一 食品衛生に関する事。
  - 二 獣疫衛生に関する事。
  - 三 環境衛生に関する事。
  - 四 へい獣衛生に関する事。
  - 五 伝染性疾患その他疾病の予防に関する事。
  - 六 母子の保健指導に関する事。
  - 七 栄養指導及び栄養調査に関する事。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月一日から適用する。
  - 2 広島市保健所規程(昭和二十三年十月四日規則第

四十四号)は、廃止する。

広島市戦災児童育成所運営規則をここに公布する。  
昭和二十八年一月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二号

広島市戦災児童育成所運営規則

(この規則の目的)  
第一条 この規則は、広島市戦災児童育成所条例(昭和二十八年広島市条例第一号。以下「条例」といふ)第六條の規定に基づき、広島市戦災児童育成所(以下「本所」といふ)の運営に關して定めることを目的とする。  
(入所資格)

第二条 本所に入所できる者は、左の各号の一に該当する児童とする。  
一 広島市における戦災により保護者をなくした児童  
二 保護者が広島市における戦災をうけたため、養護を要する児童  
三 その他市長において特に養護を必要と認める児童  
(職員)

第三条 本所に左の職員を置く。  
所長  
事務長  
書記  
事務員  
指導員  
保母  
炊事婦

2 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
3 所長に事故あるときは、上席の職員がその職務を代理する。  
4 事務長は、所長の命を受けて所務を処理する。

5 書記及び事務員は、所長の命を受けて事務に従事する。  
6 指導員は、所長の命を受けて児童の生活指導に従事する。  
7 保母は、所長の命を受けて児童の保育に従事する。  
8 炊事婦は、所長の命を受けて炊事に従事する。  
(職員の勤務時間等)  
第四条 職員の勤務時間その他の勤務条件は、本庁の例による。但し、指導員及び保母は、児童と起居を共にするものとする。  
第五条 この規則に定めるものの外、本所の運営に關し必要な事項は、所長が定める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十八年一月二十六日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四号

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則  
広島市職員住宅貸与規則(昭和二十六年三月二十二日広島市規則第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表に次の二項を加える。

- 一八一 一般一鶴見町ブロック三七八 一、五〇〇〇  
一 九二 一般一鶴見町ブロック三七八 一、〇〇〇〇

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

広島市警察吏員給与品及び貸与品規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十八年一月二十二日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三号

広島市警察吏員給与品及び貸与品規則の一部を改正する規則  
広島市警察吏員給与品及び貸与品規則(昭和二十六年七月一日広島市規則第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「一 乙種外」とを「一 乙種外」と(第一種又は第二種)に改める。  
第三条第一項中「一 警筒」の次に「一 けん銃吊紐」を加える。  
別表(中)「乙種外」とを「乙種外」と(第一種又は第二種)に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

広島市水道事業に關する手数料の額を定める規則をここに公布する。  
昭和二十八年一月二十七日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五号

広島市水道事業に關する手数料の額を定める規則  
(この規則の目的)  
第一条 この規則は、広島市水道使用条例(昭和二十七年広島市条例第五号。以下「条例」といふ)第四十九條の規定に基づき、条例第二十六條、第二十七條及び第四十條の規定による手数料の額を定めることを目的とする。  
(自己材料の検査手数料)  
第二条 条例第二十六條第二項の検査手数料の額は、左の通りとする。

- 一 水栓類及び水管附属具 一個につき 五円  
内径が五十耗以下のもの 一個につき 五円  
内径が五十耗をこえ七十五耗以下のもの 一個につき 十五円

◎告 示

廣島市告示第三号  
建築基準法第五十四条に基き、左記のとおり公開による  
一、開催期日 昭和二十八年一月二十四日午前九時三十分  
二、開催場所 廣島市国泰寺町三九  
三、申請者住所 廣島市已斐町宇山崎新開二五七三  
四、申請者氏名 有馬 元  
五、建築場所 廣島市已斐町宇山崎新開二五七三  
六、用途 製材工場、延面積三〇三、六〇〇平方米、  
動力三十三馬力、住居地域

廣島市告示第四号  
昭和二十七年定期収入、固定資産税第三期督促状、市  
内松原町三木広吉外五、八七九件、住所不明のため送達不  
能につき、地方税法第二十条及び廣島市税条例第十一条の  
規定により一月三十日から二月十二日までの十四日間公示  
する。  
なお、右公示分の督促指定期限は、昭和二十八年一月二  
十日から同月二十八日とあるを、同年一月二十日から二月  
十三日までに変更する。  
昭和二十八年一月三十日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第五号  
左記の者に対する昭和二十七年定期収入、固定資産税第三期督促状、住所  
不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び廣島市  
税条例第十一条により公示する。  
昭和二十八年一月三十一日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第六号  
昭和二十七年定期収入市民税第四期徴税令書、市内二  
葉ノ里川上宗之外二、九八九件、住所不明のため送達不能に  
つき、地方税法第二十条及び廣島市税条例第十一条の規定  
により二月一日から二月十三日までの十四日間公示する。  
なお、右公示分納期は、昭和二十八年一月一日から同月  
三十一日とあるを、同年一月一日から二月十四日までに変  
更する。  
昭和二十八年二月一日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第七号  
昭和二十八年二月四日  
廣島市長 浜 井 信 三  
公売公告  
左記の者は、市税滞納処分による差押財産入札の方法を  
もって公売するから、買受希望者は、入札心得書(徴収課  
備付)及び現物告知の上別記条件に依り、当市徴収課に入  
札書を差し出されたい。  
記  
1 滞納者 廣島市東観音町二丁目 川 隆 一  
(1) ミシン(手ミシン) 廣島市京橋町 健 一郎  
2 滞納者 清水

第四条 条例第四十条第二項の量水器試験手数料の額は、  
左の通りとする。  
内径が五十糎以下のもの 一個につき 二百円  
内径が五十糎をこえ七十五糎以下のもの 一個につき 四百円  
内径が七十五糎をこえるもの 一個につき 二百円  
附則  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 廣島市水道使用条例施行規則(昭和二十七年廣島市規  
則第五号)は、廃止する。  
廣島市消防吏員階級規則をここに公布する。  
昭和二十八年二月一日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第六号  
廣島市消防吏員階級規則  
廣島市消防吏員の階級等に関する規則(昭和二十三年廣  
島市規則第三十九号)の全部を次のように改正する。  
第一条 廣島市消防吏員(以下「消防吏員」という)の階  
級は、この規則の定めるところによる。  
第二条 消防長の階級は、消防監補とする。  
第三条 消防長以外の消防吏員の階級は、消防司令長、消  
防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び廣島市  
税条例第十一条により公示する。  
昭和二十八年一月三十一日  
廣島市長 浜 井 信 三  
廣島市東千田町四三五番地ノ一  
佐 伯 彌 三 郎

廣島市告示第三号  
建築基準法第五十四条に基き、左記のとおり公開による  
一、開催期日 昭和二十八年一月二十四日午前九時三十分  
二、開催場所 廣島市国泰寺町三九  
三、申請者住所 廣島市已斐町宇山崎新開二五七三  
四、申請者氏名 有馬 元  
五、建築場所 廣島市已斐町宇山崎新開二五七三  
六、用途 製材工場、延面積三〇三、六〇〇平方米、  
動力三十三馬力、住居地域

廣島市告示第四号  
昭和二十七年定期収入、固定資産税第三期督促状、市  
内松原町三木広吉外五、八七九件、住所不明のため送達不  
能につき、地方税法第二十条及び廣島市税条例第十一条の  
規定により一月三十日から二月十二日までの十四日間公示  
する。  
なお、右公示分の督促指定期限は、昭和二十八年一月二  
十日から同月二十八日とあるを、同年一月二十日から二月  
十三日までに変更する。  
昭和二十八年一月三十日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第五号  
左記の者に対する昭和二十七年定期収入、固定資産税第三期督促状、住所  
不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び廣島市  
税条例第十一条により公示する。  
昭和二十八年一月三十一日  
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第六号  
昭和二十七年定期収入市民税第四期徴税令書、市内二  
葉ノ里川上宗之外二、九八九件、住所不明のため送達不能に  
つき、地方税法第二十条及び廣島市税条例第十一条の規定  
により二月一日から二月十三日までの十四日間公示する。  
なお、右公示分納期は、昭和二十八年一月一日から同月  
三十一日とあるを、同年一月一日から二月十四日までに変  
更する。  
昭和二十八年二月一日  
廣島市長 浜 井 信 三

- (2) フスマニ (3) 火鉢一 (4) 水屋一 廣島市大洲町
- (5) 電気時計一 (6) エヤートランスキース一 大沢塗料有限公司
- (7) 名古屋帯一 (8) 女下着一 廣島市京橋町 米 原 まさ子
- (9) 火鉢六 (10) 蚊帳一 廣島市段原東浦町 永 野 静子
- (11) 食卓テーブル一 (12) ラジオ一 廣島市宇品町 八 木 繁樹
- (13) ミシン一 廣島市土手町 佐 藤 知太
- (14) ギター一 廣島市下柳町 尾 島 英正
- (15) 四尺タンス一 廣島市広瀬元町 松 本 謙
- (16) 廣島市中町 株式会社 玄武商会
- (17) 玄武醗酵味(2打入)四箱 (18) 玄武D・K・S(200個) 一箱 (19) 玄武靴クリーム(20個)一箱 (20) 玄武粉白粉(240個)一箱 廣島市仁保町向洋
- (21) 廣島市仁保町向洋
- (22) ラジオ(オールウェーブ)一 廣島市舟入本町 伊 達 欣翁
- (23) ラジオ一 廣島市舟入本町 洞 山 五郎
- (24) 廣島市段原町 井 上 輝二
- (25) 廣島市京橋町 米 原 益雄
- (26) 廣島市段原町 井 上 輝二
- (27) 廣島市皆実町 坪 野 恵子
- (28) 廣島市皆実町 伊 庭 伊平
- (29) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (30) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (31) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (32) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (33) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (34) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (35) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (36) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (37) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (38) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (39) 廣島市皆実町 芝 正夫
- (40) 廣島市皆実町 芝 正夫



- (68) 自転車(中古) ライト付一 (69) 自転車(中古) 一 31 滞納者 古川 金次
- (67) さしみ皿(大・小) 九 廣島市猿橋町二七
- (64) 德利二四 (65) うに皿(蓋共) 一九 (66) 銚子袴一〇 廣島市平塚元町
- (63) 煮物皿一五 (62) 煮物皿一五 (63) うずまき皿(蓋共) 一〇 皿(ひょうたん) 大・小一六 (64) 三本線皿一八 (61) 煮鉢(紺) 一〇 (58) あらい皿(大・小) 二〇 (59) さしみ文字一 (55) 茶盆(洋式) 五 (56) うまに皿九 (57) 中付鉢(紺) 一〇 (58) あらい皿(大・小) 二〇 (59) さしみ茶盆一 (四魚) 一 (60) 掛軸(一) 山陽一 (二) 鴨一 (三) 茶盆一 (四) 魚一 (四) 伊藤一 内布袋一 (60) 花籠二 (51) 花瓶二 (52) 深鉢(富士絵) 一 (53) 大皿二 (54) 文字一 (55) 茶盆(洋式) 五 (56) うまに皿九 (57) 中付鉢(紺) 一〇 (58) あらい皿(大・小) 二〇 (59) さしみ皿(ひょうたん) 大・小一六 (60) 三本線皿一八 (61) 煮物皿一五 (62) 煮物皿一五 (63) うずまき皿(蓋共) 一〇 (64) 德利二四 (65) うに皿(蓋共) 一九 (66) 銚子袴一〇
- (60) 電気時計一 27 滞納者 廣島市牛田町東区
- (59) ラジオ一 28 滞納者 中野 友代
- (49) 水屋一 26 滞納者 井 隅 仁 市
- (48) 置物台一 (44) 鏡合一 25 滞納者 廣島市錦町
- (47) 応接椅子二 (49) 置物(セトモノ) 四 24 滞納者 澄川 晃 弘

(70) 書棚一 (71) ラジオ(五球) 一 廣島市吉島本町二丁目

(72) 製麵機(鳥城型) 一 廣島市吉島町

(73) 茶ダンス(黒檀張) 一 未 武 政 男

別記

条件

一、入札及び開札年月日 昭和二十八年二月二十三日午前十時

入札開札 昭和二十八年二月二十三日午前十一時

市役所徴収課

一、入札場所

一、時宜に依り公売物件の全部又は一部を公売しないことがある。

一、公売代金は、現金をもつて即日納付すること。

廣島市告示第八号

左記の者に対する昭和二十七年不動産差押調書、住所不明のため、送達不能につき地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条により公示する。

昭和二十八年二月十日

廣島市長 浜 井 信 三

記

廣島市段原町八八〇一〇

熊 本 繁 太郎

十二月一日から適用する。

昭和二十八年一月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市保健所規程

第一条 保健所における事務処理については、別に定めのあるものを除く外、この規程の定めるところによる。

第二条 事務は、原則として主管係長を経て主管課長又は室長の意思決定及び関係課室の合議を経て所長の決裁を受けなければならない。

第三条 所長が不在のときは、主管課長がその事務を代理決裁する。

第四条 課長が不在のときは、主管係長がその事務を代理決定する。

第五条 前項の場合において、主管係長が不在のときは、上席の係長が前項の事務を代理決定する。

第六条 係長が不在のときは、上席の係員がその事務を代理決定する。

第七条 前三条の場合においても、あらかじめその事務の処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものの外、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項又は新規若しくは先例となる事項は代理決定してはならない。

第八条 代理決定した事項については、施行後すみやかに後開を受けなければならない。但し、軽易な事項については、この限りでない。

第九条 支所の事務については、前各条の規定を準用する。

第十条 保健所及び支所には、当直を置かなければならない。

2 当直に関する規定は、所長が定める。

3 前項の当直に関する規定には、次の各号の事項を定めなければならない。

- 一 当直の職務
- 二 当直勤務の種類
- 三 当直勤務当表の作成

- 四 当直勤務員の服務
- 五 当直勤務中における文書の取扱
- 六 当直勤務中における公印の取扱
- 七 当直勤務員の庁舎内外の取縮要領
- 八 その他当直に關して必要な事項
- 第十条 所長は、毎月の保健所事業成績を取りまとめ、保健所事業成績月報を作成し、その翌月十日までに厚生局長に提出しなければならない。
- 第十一条 所長は、この規程に定めるものの外、火災予防、盗難予防、非常警備その他保健所及び支所の施設の管理保全に關して必要な規定を定めなければならない。
- 2 所長は、前項の規定を定めるときは、市長に報告しなければならない。
- 第十二条 保健所の公印は、次の通りとする。

|          |      |     |           |   |
|----------|------|-----|-----------|---|
| 公 印 名    | ひな形  | 書 体 | 寸         | 法 |
| 廣島市保健所印  | (ろ)い | れい書 | 方三三ミリメートル |   |
| 廣島市保健所長印 | (ろ)い | てん書 | 方三三ミリメートル |   |
| 廣島市保健所印  | (ろ)い | てん書 | 方三三ミリメートル |   |
| 廣島市保健所印  | (ろ)い | てん書 | 方三三ミリメートル |   |

廣島市訓令第三号

廣島市工業指導所規程を次のように定める。

昭和二十八年一月二十一日

廣島市長 浜 井 信 三

第一条 廣島市工業指導所規程

第一条 廣島市工業指導所(以下「工業指導所」という。)に庶務係のほか、次の科及び係を置く。

金属材料 木工係 意匠図案係

金屑科 鑄造係 分析係

第二条 科に科長、係に係長を置く。

- 2 庶務係長は事務吏員、科長及び科に属する係長は技術吏員をもつてあつて、
- 3 科長及び係長は、上司の命を受けて所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 第三条 所長に事故があるときは、庶務係の分掌事務については庶務係長が、科の分掌事務については主管の科長がその事務を代理する。
- 2 科長に事故があるときは、主管の係長がその事務を代理する。
- 3 係長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代理する。
- 第四条 庶務係及び各科係の事務分掌は、次の通りとする。
- 庶務係
  - 一 職員に身分に關すること。
  - 二 予算、経理に關すること。
  - 三 公印の管守に關すること。
  - 四 文書の收發及び保存に關すること。
  - 五 設備の使用許可に關すること。
  - 六 物品の出納保管に關すること。
  - 七 講習会、展示会の開催に關すること。
  - 八 技術員の養成指導に關すること。
  - 九 庁内取締に關すること。
  - 十 他の科の所管に属しないこと。
- 金属材料
  - 一 木竹製品の調査、研究及び指導に關すること。
  - 二 木材特殊加工技術の研究及び指導に關すること。
  - 三 木竹工芸品の設計及び試作に關すること。
  - 四 和洋塗装法の研究及び指導に關すること。
  - 五 材質試験に關すること。
  - 六 木材乾燥に關すること。
- 木工係
  - 一 木竹工芸品の意匠、図案及び調製に關すること。
  - 二 金属工芸品の意匠、図案及び調製に關すること。

|       |           |     |     |           |   |
|-------|-----------|-----|-----|-----------|---|
| 所長印   | 廣島市工業指導所印 | ひな形 | 書 体 | 寸         | 法 |
| 廣島市長印 | 廣島市長印     | てん書 | てん書 | 方三三ミリメートル |   |
| 廣島市長印 | 廣島市長印     | てん書 | てん書 | 方三三ミリメートル |   |

第六条 所長は、その取扱事務の状況を、次の区別により、主管局長を経て、市長に報告しなければならない。

研究報告

年 報

月 報

年 報

第七条 所長は、処務に必要な簿冊を備え、常に業務の状況及び成績を明らかにしておかなければならない。

第八条 所長は、常に所内における一般市民の見学、參觀及び利用に關する設備を整備しておかなければならない。

第九条 この規程に定めるものは、本庁の例による。

◎水道局規程及び訓令

広島市水道局辞令文例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十七年十二月一日  
広島市水道事業管理者  
広島市助役 高山 一三  
広島市水道局規程第十八号  
広島市水道局辞令文例を定める規程の一部を改正する規程

広島市水道局辞令文例を定める規程（昭和二十七年広島市水道局規程第八号）の一部を次のように改正する。  
第八号第一項を次のように改める。  
辞令には発令年月日を記載し、管理者名をもつてする。同条第三項を次のように改める。  
管理者印は、管理者名の下に押すものとする。  
第一号様式乃至第六号様式中「水道局」を削る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。  
2 従前、次の上欄に掲げる職をもつて任命若しくは免職され又は採用若しくは解雇された者は、それぞれ下欄に掲げる職をもつて任命若しくは免職され又は採用若しくは解雇されたものとする。

記

従前発令された職  
新発令の職  
広島市水道局事務吏員  
広島市水道局技術吏員  
広島市水道局事務員  
広島市水道局技術員  
広島市水道局現業員  
広島市水道局事務吏員  
広島市技術吏員  
広島市事務員  
広島市技術員  
広島市現業員  
広島市水道局職員との給与に関する規程を次のように定める。

広島市水道局規程第十九号

昭和二十七年十二月十五日  
広島市水道事業管理者  
広島市助役 高山 一三  
広島市水道局職員との給与に関する規程

水道局職員の給与の額及び支給方法は、別にこれに関する規程が制定されるまでの間は、広島市一般の職員の例に依る。  
附 則  
この規程は、昭和二十七年十二月十五日から施行する。

広島市水道局職員の特種勤務手当に関する規程を次のように定める。  
昭和二十七年十二月十五日  
広島市水道事業管理者  
広島市助役 高山 一三  
広島市水道局規程第二十号  
広島市水道局職員の特種勤務手当に関する規程

附 則

（特殊勤務手当の種類）  
第一条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年広島市条例第七十七号）第六条の規定に基づき支給すべき特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。  
一 水道料金集金事務従事職員の特殊勤務手当  
二 危険作業従事職員の特殊勤務手当  
（集金員の特種勤務手当）  
第二条 水道料金集金事務従事職員（以下「集金員」という。）に対する特殊勤務手当の額は、別表第一に掲げることとする。

2 集金員に対する特殊勤務手当は、水道料金集金事務従事職員（様式第一号及び様式第一号の二）に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
3 集金員が、担当区域外の集金の応援をした場合は、集金済領収証一枚につき一円四十銭の割合で計算した金額を支給する。

を支給する。

4 正当の理由がなくて事務の処理が遅延したため自己の担当に対して他の集金員の応援を受けた場合は、その応援を受けた集金員の受けるべき手当金から応援者の集金済領収証一枚につき一円四十銭の割合で算出した金額を減額する。但し、その額は、当該集金員の受けるべき手当金額を超えることはできない。  
5 集金員が集金を誤つたときは、その誤つた集金済領収証一枚につき四円の割合で算出した金額を返納するものとする。  
6 集金員に対する特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給するものとする。但し、一集金期間に対する手当の支給日については、当該集金期間の翌月の給料の支給日とする。

（危険作業従事職員の特殊勤務手当）  
第三条 危険作業従事職員に対する特殊勤務手当の額は、別表第二号に掲げることとする。  
2 危険作業従事職員に対する特殊勤務手当は、危険作業従事実簿（様式第二号）に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
3 危険作業従事職員に対する特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給するものとする。  
4 危険作業従事職員の認定は、管理者がする。

附 則

この規程は、昭和二十七年十二月十五日から施行する。  
別表第一  
水道料金集金事務従事職員の特殊勤務手当  
集金済領収証に対するもの

Table with 2 columns: 区 分, 支給額 (一枚につき). Rows include 集金済領収証千五百枚まで (七十銭) and 集金済領収証千五百枚を超える部分 (一円四十銭).

(ロ) 集金実績割合に対するもの

Table with 4 columns: 種 別, 集 金 実 績 割 合, 支 給 日 額, 備 考. Rows for 第一種 (90%以上, 千二百円), 第二種 (93%以上, 千四百円), 第三種 (97%以上, 千七百円), 第四種 (98%以上, 二千円).

「集金実績割合」とは、集金期間（二日間）の中の責任集金件数（告知書の件数）と集金実績件数との割合及び同期間中の責任集金額（告知書の合計額）と集金実績額との割合の比較において低い方の割合をいふ。  
別表第二  
危険作業従事職員に対する特殊勤務手当

Table with 3 columns: 種 別, 危 険 作 業, 支 給 日 額. Rows for 第一種 (地上二十米以上の高所における作業, 三十円) and 第二種 (1. 塩素の操てん作業, 2. 地上十米以上の高所における作業, 3. 水中において行う作業, 4. 地下四米以上の地下における掘り出し作業, 5. 高圧電線、高熱物、爆発物を取り扱う作業, 二十円).

様式第一号

Form for 水道料金集金事務従事職員実簿. Columns include 昭和 年 月 分 所 属 名, 職 名, 氏 名, 職 階, 備 考.

様式第一号の二

Form for 水道料金集金事務従事職員実簿. Columns include 昭和 年 月 分 所 属 名, 職 名, 氏 名, 職 階, 備 考.

Table with 4 columns: 期 別, 集 金 実 績 割 合, 集 金 実 績 額, 支 給 日 額. Rows for 第一種 (90%以上, 千二百円), 第二種 (93%以上, 千四百円), 第三種 (97%以上, 千七百円), 第四種 (98%以上, 二千円).

備 考

一 「手当の額」欄中「(ロ)集金実績割合に対するもの」欄は、期末の属する月に記入する。  
二 「調定」欄中には、減額に係るものは失書すること。  
三 「手当の額」欄中「(イ)集金済領収証に対するもの」欄の「応援を受けた分」及び「誤納分」欄は、失書をもつて記入すること。  
四 期末に属する月においては、「調定」、「実績」欄の最初に前月の合計額を記入するものとする。この場合において、その月分の実績件数は備考欄に記入するものとする。  
五 応援せられたり、応援を受けたり又は誤つて集金したものがあるときは、それぞれ備考欄にその旨記入する等集計に便なるよう注意すること。

様式第二号

Form for 危険作業従事職員実簿. Columns include 昭和 年 月 分 所 属 名, 職 名, 氏 名, 職 階, 備 考.

Table with 4 columns: 種 別, 危 険 作 業, 支 給 日 額. Rows for 第一種 (地上二十米以上の高所における作業, 三十円) and 第二種 (1. 塩素の操てん作業, 2. 地上十米以上の高所における作業, 3. 水中において行う作業, 4. 地下四米以上の地下における掘り出し作業, 5. 高圧電線、高熱物、爆発物を取り扱う作業, 二十円).

備 考

一 作業が、まれにしか行われないうちに於ては、各個人別にしないことができる。この場合には、「備考欄」を「職氏名欄」に改めるものとする。  
二 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。  
広島市水道局就業規則を次のように定める。  
昭和二十八年一月一日  
広島市水道事業管理者 寺 西 正 雄  
広島市水道局規程第一号  
広島市水道局就業規則  
第一章 総 則  
第二章 服 務  
第三章 勤 務

- 第一節 通則
- 第二節 勤務時間
- 第三節 休日及び休暇
- 第四章 給与
- 第五章 分限及び懲戒
- 第六章 研修
- 第七章 安全及び衛生
- 第八章 災害補償
- 第九章 表彰
- 附則

第一章 総則

(目的)  
 第一条 この就業規則は、広島市水道局に勤務する職員の上の諸条件及び規律を定めるものである。

(職員の定義)

第二条 この規則で職員とは、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第九号第二号の規定によつて管理者が任用した吏員、雇員、嘱託及び臨時職員(日々雇入れられる労働者を除く。)をいう。

第二章 勤務

(勤務の根本基準)

第三条 職員は、水道事業の目的が公共の福祉を増進することにあることを常に念頭に置き、その職務の遂行に當つては、自己の身分を守り、所属上長の命令に服し、法規令遵守し、誠実に職務を行わなければならない。職員は、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならない。但し、地方公営企業労働関係法第六号の規定により専ら職員の労働組合の事務に従事するものについては、この限りでない。

(勤務時間中の組合活動の禁止)

第四条 職員は、別に定めるものを除き、勤務時間中に職員の労働組合の事務を行い、又は活動してはならない。但し、管理者は、組合の長の申出により、事情を勘案して、これを許可することができる。

(職員記章の着用)  
 第五条 職員は、広島市水道局職員記章着用規程の定めるところにより、職員記章を着用しなければならない。

第三章 勤務

第一節 通則

(出勤)  
 第六条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 用務の都合により出勤簿に押印することができないときは、所属課長の承認を経て経理課長に届け出でなければならない。

3 出勤簿に押印がなくて、その事由が明かでないものは無届欠勤とみなす。

(休暇等の手続)

第七条 職員が、休暇(年休、病休、特休、産休)を受けようとするときは若しくは欠勤、遅参又は早退をしようとするときは、理由を付してあらかじめ管理者に届け出でその承認を受けなければならない。但し、病氣その他やむを得ない事故のためあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後すみやかに届け出て承認を受けなければならない。

(出張)

第八条 出張を命ぜられ帰庁したときは、三日以内に復命書を出し提出しなければならない。但し、簡易な事項は、口頭で復命することができる。

(病者の就業制限)

第九条 伝染性の疾病又は勤務のために病状が悪化するおそれのある疾病にかつた者については、所属課長は就業を制限することができる。

(本務以外の勤務)

第十条 職員は、必要がある場合は、上司の命により、他課の業務を補佐しなければならない。

2 職員は、火災、水災その他の災害又は緊急事態の発生に當つては、上司の命により、これが被害の予防又は防止の作業を制することが出来る。

止の作業に従事しなければならない。  
 3 職員は、別に定めるところに従い、日直及び宿直の勤務に服さなければならない。

第二節 勤務時間

(勤務時間、休憩時間、休憩時間)  
 第十一条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別表第一のとおりとする。

2 前項の勤務時間を切半し、前後二回それぞれ十五分の休憩時間を置く。

3 業務の都合により、第一項に規定する勤務時間により難しいものについては、別にこれを定める。

(時間外、休日勤務)

第十二条 事務が緊急又は緊急の場合は、勤務時間外又は休日においても勤務させることができる。但し、満十八歳未満の年少者に対しては時間外勤務及び休日勤務を、女子に対しては休日勤務を命ずることができない。  
 2 女子職員の時間外勤務は、一日二時間、一週六時間、一年五百十一時間をこえることはできない。但し、決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間をこえない範囲内で時間外労働をさせることができる。

(育児時間)

第十三条 生後満一年に達しない生児を育てる女子職員は、あらかじめ申し出て第十一条に規定する休憩時間の外、勤務時間中一日について二回、一回について三十分の育児時間をとることができる。

第三節 休日及び休暇

(日曜及び休日)

第十四条 日曜日は、勤務を要しない日とする。  
 2 国民の祝日並びに一月二日、三日、十二月二十九日から三十一日まで及び八月六日(事務休日)は休日とする。

3 業務の都合により、前二項により難しいものについては

別にこれを定める。  
 (年次有給休暇)  
 第十五条 職員(臨時職員を除く)は、暦年による一年の間に於いて、継続し又は分割して二十日以内の年次有給休暇(以下単に「年休」という)を受けることができる。但し、年の中途において職員となつた者については、別表第二に掲げるとおりとする。

2 臨時職員は、継続勤務した期間が一年に達したときはその年のうちにおいては六日以内、その翌年においては七日以内、以後一年を増すごとに一日を加算した日数(二十日をこえることができない)以内の年休を受けることができる。

3 前二項の年休は、過去一年までの間において、全労働日の八割以上出勤した者でなければ、これを受けることができない。

4 年休は、翌年に繰り越すことはできない。

5 年休は、一日又は半日若しくは一時間を単位として受けることができる。

6 年休に対しては、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払うものとする。

(病欠休暇)

第十六条 管理者は、職員が負傷し又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)にかつたときは、届出により病欠休暇を与えることができる。2 傷い疾病のため、勤務しない日を引き続き七日以上にわたるときは、医師の診断書を添えて届け出でなければならない。

(特別休暇)

第十七条 左の各号の一に該当する事由がある場合においては、その都度必要と認められる期間又は時間につき、特別休暇を与えることができる。  
 一 伝染病予防法による交通し、断又は隔離  
 二 風、水、火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊

三 風水震災火災その他の非常災害による交通し、断、交通機関の事故等による不可抗力の原因  
 四 職務に關し証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭  
 五 選挙権その他公衆としての権利の行使  
 六 地方公務員法第三十九条及び第四十二条の規定による、あらかじめ計画された能率増進計画の実施  
 七 生理休暇  
 第十八条 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員が休暇を求めた場合には、一月につき二日の範囲内において生理休暇を与える。

(産前産後の休暇)

第十九条 六週間以内に出産する予定の女子職員が休暇を求めた場合及び産後六週間は、産前産後の休暇を与える。

(忌引)

第二十条 喪が生じた職員に対しては、届出により、別表第三に定めるところにより忌引を与える。

(休暇に対する賃金)

第二十一条 前五条の休暇を与えた場合において、職員(臨時職員を除く。)については有給とし、臨時職員については無給とする。

第四章 給与

(給与の種類及び基準)

第二十二条 職員に対する給与は、企業職員の給与の種類及び基準に關する条例(昭和二十七年広島市条例第七十七号)に定める種類並びに基準によつて支給される。  
 2 職員(臨時職員を除く。)に対する給料、勤務手当及び扶養手当はその月分を、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び当直手当は前月分を、それぞれ毎月二十一日に支給する。

3 臨時職員に対する賃金は、毎月一日から十五日までのものをその月の二十日に、十六日から当月末日までのものを翌月五日にそれぞれ支給する。

給与の支給日が日曜日又は休日である場合は、その前日に支給する。

(超過勤務手当、当直手当)

第二十三条 職員が、第十二条の規定により時間外若しくは休日勤務したとき又は第十條第三項の規定により日直若しくは宿直の勤務に服したときは、別に定めるところにより、それぞれ超過勤務手当又は日直手当若しくは宿直手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第二十四条 職員が特殊の勤務に服した場合は、別に定めるところにより特殊勤務手当を支給する。

(退職手当)

第二十五条 職員が退職した場合は、別に定めるところにより退職手当を支給する。

(被服の貸与)

第二十六条 職員には、広島市水道局被服貸与規程(昭和二十七年広島市水道局規程第十一号)の定めるところにより被服を貸与する。

(組合専従者の給与)

第二十七条 職員が、職員の組合の専従者となつた場合は、いかなる給与も支給しない。

(年末手当等)

第二十八条 職員には、別に定めるところにより年末手当及びその他の手当を支給する。

(昇給)

第二十九条 職員は、初任給、昇格、昇給等の取扱規程(昭和二十七年広島市水道局規程第十五号)の定めるところにより昇給させる。

(夜勤手当)

第三十条 正規の勤務時間として午後十時から翌朝五時までの間において勤務した職員に対しては、別に定めるところにより夜勤手当を支給する。

第五章 分限及び懲戒

(免職)

第三十一条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、  
 一 身体若しくは精神の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  
 二 傷い疾病の場合を除き、私事のため一ヶ月以上引き続き勤務しないとき。  
 三 考課表その他の勤務成績を考慮し、勤務成績が著しく不良で改善の見込がないと認められるとき。  
 四 職員としての体面を著しく汚し又は信用を失う行為があつたとき若しくは職務に違背し又は不都合な行為があつたとき。  
 五 臨時勤務の者で用済となつたとき。  
 六 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。  
 (降任)  
 第三十二条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して降任することができる。  
 一 考課表その他の勤務成績を考慮し、勤務成績が著しく不良であると認められるとき。  
 二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。  
 (当然失職)  
 第三十三条 職員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、当然その職を失う。  
 一 休職を命ぜられ満期となつたとき。  
 二 他から給料又は給料に相当する報酬を受けるに至つたとき。  
 三 禁治産又は准禁治産の宣言を受けたとき。  
 四 禁こ以上の刑に処せられたとき。  
 五 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。  
 (休職)

第三十四条

職員が左の各号の一に該当するときは、休職を命ずることができる。  
 一 職員懲戒委員会の審議に付されたとき。  
 二 刑事事件に関し起訴されたとき。  
 三 公務によらない傷い疾病のため、引き続き三ヶ月以上勤務しないとき。  
 四 前号の傷い疾病のうち結核性疾患のため、引き続き一年以上勤務しないとき。  
 2 前項の休職期間は、第一号及び第二号の場合においては事件が委員会又は裁判所に係属中とし、第三号の場合においては発令の日から一年間、第四号の場合においては二年間とする。  
 (休職者の身分)  
 第三十五条 休職者の身分は、実務に従事しない外、現職者と異なることはない。  
 (休職者の給与)  
 第三十六条 休職者の給与は、別に定めるところによる。  
 (復職)  
 第三十七条 休職中の職員であつてその事故が消滅した者は、復職を命ずることができる。  
 (懲戒)  
 第三十八条 職員が左の各号の一に該当する場合においては、懲戒処分をすることができる。  
 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。  
 二 職務の内外を問はず、公務上の信用を失うべき行為があつたとき。  
 2 懲戒処分は、戒告、減給、停職及び免職とする。  
 3 減給、停職及び免職の処分は、別に定めるところによる懲戒委員会の議決を経なければならない。  
 第六章 研修  
 (研修)  
 第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会を与える。  
 2 前項の研修期間は、勤務とみなす。

第七章

安全及び衛生  
 (安全管理者)  
 第四十条 危害の防止並びに安全教育及び消防並びに避難の訓練にあたるため安全管理者を置く。  
 (火気取締責任者)  
 第四十一条 課長は、各部屋ごとに火気取締責任者を定め、火災防止のために必要な措置をとらなければならない。  
 2 各部屋には、火気取締責任者の職氏名を明示しなければならない。  
 (災害救助隊招集)  
 第四十二条 職員は、広島市災害救助隊規則第十二条に規定する招集があつた場合及び同規則第十三条に規定する場合に、直ちに所定の場所に参集し、上司の指揮を受けなければならない。  
 (衛生管理者)  
 第四十三条 職員の健康を管理し、その健康の保持増進を図り、疾病を予防するため、衛生管理者を置く。  
 (健康診断)  
 第四十四条 職員は、毎年少くとも一回以上健康診断を受けるものとする。  
 (健康要保護者)  
 第四十五条 左の各号の一に該当する職員は、健康要保護者として、就業制限その他保健衛生上必要な措置を講ずるものとする。  
 一 ツベルクリン反応陽性転化後一年以内の者  
 二 病氣にかかり又は身体が弱く一定の保護を必要とする者  
 三 妊産婦  
 四 その他必要と認められる者  
 第八章 災害補償  
 (災害補償)  
 第四十六条 職員が公務のため負傷し又は疾病にかつた場合には、広島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十号)の定めるところに準じて補償する。

(健康保険法の適用)

第四十七条 職員又はその家族の傷い、疾病、出産及び死亡等の場合には、健康保険法の定めるところにより補償される。  
 第九章 表彰  
 (表彰の事由)  
 第四十八条 職員が左の各号の一に該当し、他の職員の模範とするに足ると認められるときは、別に定めるところにより表彰する。  
 一 市の水道事業に關して功勞特に顕著の者  
 二 市の水道事業に關して有効な発明考案をなし、又はその方法の改善、能率の増進、成績の向上等に功績のあつた者  
 三 重大な事故の発生を未然に防止した者  
 四 非常災害に當り有効適切な措置をとつた者  
 五 特に有害若しくは危険な職務又は特に辛勞の多い職務に従事し多年精勵した者  
 六 満十年以上勤続し成績優良な者及び二年間無休の者  
 七 水道局又は職員の名譽を昂揚し、信用を増す行為をした者  
 八 前各号の外、特に職員の模範となる行為をした者  
 (表彰の方法)  
 第四十九条 表彰は、表彰状を授与する外、左の方法の一によることができる。但し、二以上の方法を併せ行うことを妨げない。  
 一 表彰金品の授与  
 二 昇格又は昇給  
 三 特別休暇の付与  
 附則  
 この就業規則は、公布の日から施行する。

別表第一

別表第一(第十一条関係) 勤務時間及び休憩時間

| 職 種      | 始業時刻  | 平 日   |       |              | 休 憩 時 刻                    | 摘 要 |
|----------|-------|-------|-------|--------------|----------------------------|-----|
|          |       | 始業時刻  | 終業時刻  | 土曜日          |                            |     |
| 守 衛      | 八・〇〇  | 八・〇〇  | 八・〇〇  | 八・〇〇         | 深夜においては三時間仮眠を許す。           |     |
| 基町清掃夫    | 七・三〇  | 一七・一五 | 二・三〇  | 八・三〇         | 九・〇〇から〇・〇〇まで及び三・一五から三・〇〇まで |     |
| 拡張事務所の夜警 | 一七・〇〇 | 八・三〇  | 八・三〇  | な し          | 夜間のみ隔日勤務とし、非番の日も勤務とみなす。    |     |
| ポンプ運転者   | 一八・〇〇 | 七・〇〇  | 一八・〇〇 | な し          | 三交替制とし、非番の日も勤務とみなす。        |     |
| その他の一般職員 | 八・三〇  | 一七・一五 | 二・三〇  | 二・一五から三・〇〇まで |                            |     |

別表第二

別表第二(第十五条関係) 年の途中で職員となつた者の年休

| 職員となつた月   | 一月  | 二月  | 三月  | 四月  | 五月  | 六月  | 七月  | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 年次有給休暇の日数 | 20日 | 18日 | 17日 | 15日 | 13日 | 12日 | 10日 | 8日 | 7日 | 5日 | 3日  | 2日  |

別表第三

別表第三(第二十条関係) 忌引日数

| 死 亡 した者        | 忌 引 日 数 |
|----------------|---------|
| 配偶者            | 十 日     |
| 一親等の直系尊属(父 母)  | 七 日     |
| 同 卑属(子)        | 五 日     |
| 二親等の直系尊属(祖父 母) | 三 日     |
| 同 卑属(孫)        | 一 日     |
| 一親等の傍系尊属(兄弟姉妹) | 三 日     |
| 三親等の傍系尊属(伯叔父母) | 一 日     |

広島市水道局指定工事店規程を次のように定める。  
 昭和二十八年一月一日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄  
 広島市水道局規程第二号  
 広島市水道局指定工事店規程  
 (目的)  
 第一条 この規程は、給水装置の工事をなすことを業とするものの指定並びに指定工事店(以下「工事店」とい

う。に關する事項について定めることを目的とする。

(工事店の業務)

第二条 工事店は、給水装置の工事を請求するものの依頼を受けて、請求者のためにこれが手続をなし及び工事を施行することを業とするものとする。

(工事店の条件)

第三条 工事店は、左の各号の一に該当するものうちから広島市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する。

一 広島市内において営業に適する店舗をもち、且つ、相当の信用のあるもの

二 工事を担当する責任者として、管理者が承認した水道流末工事技術者(以下「技術者」という。)を有するもの

三 前項の技術者の外、管理者が承認した水道流末工事配管工事技術者(以下「配管工」という。)二名以上を有するもの

(技術者の資格)

第四条 技術者は、広島市水道局(以下「局」という。)が行う水道流末工事技術者資格試験に合格し、局の水道流末工事技術者名簿に登録された者で、管理者が承認した者でなければならぬ。

2 前項の資格試験を受ける者は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

一 水道技術に關する課程を有する旧制実業学校若しくは新制高等学校又はこれと同等以上の学校を修了し、且つ、二年以上水道工事に従事した経験のある者

二 水道事業を経営する他の公共団体において引き続き五年以上給水装置の工事に従事した経験のある者

三 引き続き十年以上給水装置の工事に従事した経験のある者

四 前各号の外、特に相当の資格があると認められる者  
本市の職員として給水装置の工事に引き続き五年以上の経験を有する者については、前項の規定にかかわらず

資格試験を免除することができる。

(配管工の資格)

第五条 工事店が雇用する配管工のうち二名以上は、局が行う水道流末工事配管工資格試験に合格し、局の流末工事配管工名簿に登録された者でなければならぬ。

2 前項の資格試験を受ける者は、現に工事店に雇用されている者でなければならぬ。

3 現に工事店に雇用されている者で、本市の職員(現業員)として給水装置の工事に五年以上の経験を有する者については、第一項の資格試験を免除することができる。

(技術者及び配管工の承認期間)

第六条 技術者及び配管工の承認期間は一ケ年とする。但し、継続して承認することを妨げない。

(提出書類)

第七条 新たに工事店の指定を受けようとするものは、左の書類を管理者に提出しなければならない。

一 広島市水道局指定工事店許可申請書(第一号様式)

二 事業経歴書

三 前年度納税証明書

四 身分証明書

五 印鑑証明書

六 営業証明書

七 所有機材調書

八 従業員名簿

九 流末工事技術者、配管工承認申請書(第二号様式)及び最近撮影した本人の写真を添付した履歴書

十 支店及び出張所については本社からの委任状(指定等の時期)

第八条 工事店の指定並びに技術者及び配管工の資格試験及び承認は、毎年四月及び十月に行う。但し、管理者が必要と認める場合は、これを変更することができる。この場合においては、あらかじめ告示しなければならない。

(工事店の指定期間)

第九条 工事店の指定期間は、一ケ年とする。但し、継続して指定することを妨げない。

(保証金)

第十条 工事店は、指定を受けた日から起算して十日以内に保証金として金一万円を局に納付しなければならない。

2 前項の保証金は、工事店が第十八条第二項及び第十九条第二項の規定による費用を納入しないときその他義務不履行があつた場合に充当するものとし、充当によつて減額した額は十日以内に補充しなければならない。

(許可証及び標示板)

第十一条 工事店には、広島市水道局指定工事店許可証(第三号様式)及び標示板(第四号様式)を交付する。

2 工事店は、店舗の見え易いところに前項の許可証及び工事費の標準価格表を掲示し、標示板は店頭に掲げなければならない。

3 第一項の許可証及び標示板は、指定期間が満了し、又は指定が取り消されたときは、三日以内に返納しなければならない。

(技術者証等)

第十二条 技術者には水道流末工事技術者証(第五号様式)を、配管工には水道流末工事配管工証(第六号様式)を、それぞれ交付する。

2 技術者及び配管工は、常に前項の証票を携帯しなければならない。

3 技術者又は配管工が離職したときは、工事店は技術者証又は配管工証を三日以内に返納しなければならない。

(異動の届出)

第十三条 工事店は、店舗の移転又は技術者の変更その他重要な異動があつた場合は、その都度すみやかに管理者に届け出でその承認を受けなければならない。

(工事の範囲)

第十四条 工事店が施行する給水装置の工事は、止水栓から末端とする。但し、局において必要があると認められたものについては、この限りでない。

(下請人)

第十五条 工事店は、みずから工事を施行するものとし、下請人をしてこれを施行させてはならない。

(施行方法)

第十六条 工事店は、管理者の承認した施行方法に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

(標示旗)

第十七条 工事店は、工事を施行するに当つては、工事現場の見え易い箇所に標示旗(第七号様式)を掲げなければならない。

(不良工事)

第十八条 工事店が施行した工事が不良であるときは、管理者は期間を定めて改修を命ずることができる。

2 工事店が定められた期間内に改修をしないときは、局がこれを行い、その費用を徴収するものとする。

(破損工事)

第十九条 検査に合格した工事であつても、六ヶ月以内に破損したときは無償で修繕しなければならない。但し、天災地変若しくは使用者の故意又は過失に起因すると認められる場合はこの限りでない。

2 工事店が前項の修繕をしないときは、局がこれを行い、その費用を徴収するものとする。

(監査)

第二十条 管理者は、必要があるときは、工事店につき工事の施行又は関係帳簿若しくは材料等の監査をすることができる。

(業務停止又は指定の取消)

第二十一条 工事店が左の各号の一に該当するに至つたときは、六ヶ月の範囲内においてその業務を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(第二号様式)

水道流末工事技術者  
配管工資格承認申請書

下記の者を水道流末工事配管工として資格承認していただくために必要書類を添えて申請致します。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 住所           |              |
| 氏名及び印        |              |
| 住 所          |              |
| 営業店所在地       |              |
| 営業店名及び印      |              |
| 代表者氏名<br>及び印 | 登録<br>番号 第 号 |
| 広島市水道事業管理者   | 印            |

(第三号様式)

広島市水道局指定工事店許可証

右は、広島市水道局指定工事店として左記期間許可したものである。

|            |     |
|------------|-----|
| 第 号        | 氏 名 |
| 昭和 年 月 日   | 日から |
| 昭和 年 月 日   | 日まで |
| 許可期間       |     |
| 昭和 年 月 日   |     |
| 昭和 年 月 日   |     |
| 広島市水道事業管理者 | 印   |

(第四号様式)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 代表者氏名<br>及び印 | 電話<br>番 号 |
| 昭和 年 月 日     |           |
| 広島市水道事業管理者   | 印         |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 代表者氏名<br>及び印 | 電話<br>番 号 |
| 昭和 年 月 日     |           |
| 広島市水道局指定工事店  | 印         |

(第七号様式)

一、地割は、木綿とする。  
 一、上部は、青地に(水道)を白く染め抜く。  
 一、下部は、白字に黒字とする。

広島市水道局苦情処理共同調整会議規程を次のように定める。  
 昭和二十八年一月一日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄  
 広島市水道局 局規程第三号

(設置)  
 第一条 広島市水道局(以下「局」という。)に広島市水道局苦情処理共同調整会議(以下「会議」という。)を置く。  
 (構成)  
 第二条 会議は、局を代表する者及び職員を代表する者各同数をもって組織する。  
 (会議の行方職務)

指定番号第 号

広島市水道局指定工事店

工事店名

第三条 会議は、日常の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決する外、労働協約、就業規則その他の労働条件に関する規定の解釈について疑義が生じた場合は、これに適切な解釈を与えることができる。  
 (団体交渉への委任)  
 第四条 会議の権限、運用の細目その他必要な事項は、局と職員又は職員の労働組合との間における団体交渉で別に定める。  
 附 則  
 この規程は、公布の日から施行する。

超過勤務手当等支給についての特別措置に関する規程を次のように定める。  
 昭和二十八年一月十日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄  
 広島市水道局規程第四号  
 超過勤務手当等支給についての特別措置に関する規程

昭和二十七年十二月分の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び当直手当は、広島市水道局就業規則(昭和二十七年広島市水道局規程第一号)第二十二條第二項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月十二日に支給する。  
 附 則  
 この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道使用条例の施行に関する規程を次のように定める。  
 昭和二十八年一月二十七日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄  
 広島市水道局規程第五号

広島市水道使用条例の施行に関する規程  
 (目的)  
 第一条 この規程は、広島市水道使用条例(昭和二十七年広島市条例第五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。  
 (水道に関する調査)  
 第二条 水道に関する調査は、日出より日没までの間にこれをを行う。但し、急を要する場合は、この限りでない。  
 2 前項の調査をする係員は、証票を携帯するものとする。  
 (共同検総代人の行方用務)  
 第三条 条例第九條によつて定められた共用検総代人が行う用務は、おおむね次のとおりである。  
 一 組合員の給水開始、閉止及び移動等の届出  
 二 使用取締りその他組合の事務  
 (条例第十三條関係)  
 第四条 条例第十二條第二項の該当者が、共用検使用の承認を受けようとするときは、その請求書に使用の事由を記載しなければならぬ。  
 (共用検の鍵の使用方)

(第五号様式)

水道流末工事技術者証

広島市水道局

注意 事項

一、技術者は、本市指定工事店規程に基き、工事の設計並びに監督をしなければならぬ。  
 一、技術者は、常時この証票を携帯するものとし、他人に貸与してはならぬ。  
 一、技術者は、工事検査の際本市職員にこの証票を呈示しなければならぬ。  
 一、期間満了の証票は、すみやかに返納しなければならぬ。  
 一、この証票を亡失又はき損したときは、すみやかに水道局に届け出なければならない。

水道流末工事配管工証

広島市水道局

(第五・六号様式(同様))

注意 事項

一、配管工は、常時この証票を携帯するものとし、これを他人に貸与してはならない。  
 一、配管工は、本市職員の要求があるときはこの証票を呈示しなければならない。  
 一、この証票を亡失又はき損したときはすみやかに水道局に届け出なければならない。

第一頁

第 号  
 昭和 年 月 日交付

写真貼付  
 氏 名  
 年 月 日生

承認期間  
 自昭和 年 月 日  
 至昭和 年 月 日

承認期間  
 自昭和 年 月 日  
 至昭和 年 月 日

(第五・六号様式(同様))

裏 表 紙

六頁七頁八頁及び裏表紙の内面

| 年月日      | 所属工事店名 | 摘要 |
|----------|--------|----|
| 昭和 年 月 日 | 第 号    |    |
| 昭和 年 月 日 | 第 号    |    |
| 昭和 年 月 日 | 第 号    |    |
| 昭和 年 月 日 | 第 号    |    |

備考

第五條 共用栓の鍵は鑑札と共に携帯使用するものとし、給水栓に取り付けたまま放置してはならない。  
 (共用栓の鍵、鑑札の再交付)  
 第六條 共用栓の鍵若しくは鑑札を破損又は滅失したときは、再交付を受けなければならない。この場合においては、次の実費を納付しなければならない。  
 鍵 一個につき 四十五円  
 鑑札 一個につき 五円  
 (管理人の届出)  
 第七條 条例第十五条の管理人を選定した場合は、連署で届け出なければならない。管理人の住所を変更したときも同様である。  
 (専用栓及び私設共用栓の位置)  
 第八條 専用栓及び私設共用栓を設ける位置は、屋内又は構内に限る。但し、私設共用栓は、管理者が差支えないと認められた場合は、この限りでない。  
 (工事請求の手續)  
 第九條 給水装置の工事(修繕工事を除く。)を請求しようとする者は、その請求書に、工事の位置、給水種別及び用途を記載しなければならない。  
 2 新設の場合においては、前項の外条例第十四条の資格をあわせて記載しなければならない。この場合、管理者が必要と認めるときは、その資格を証明する書類を呈示しなければならない。  
 (官公有地に対する工事の手續)  
 第十條 給水装置の工事を新たに請求する場合において、その土地が官公有地であるときは、その使用許可書を呈示しなければならない。  
 (工事用品の価格)  
 第十一條 給水装置に使用する工事用品の価格は、水圧検査その他の経費としてその原価に一割を加算した金額とする。  
 (自己材料による工事)

第十二條 給水装置の工事に自己の材料を提供しようとする者は、届出の上広島市水道事業に関する手数料の額を定める規則(昭和二十八年広島市規則第五号)第二条に定める手数料を納付し、検査承認を受けなければならない。  
 2 給水装置の流末に自己の材料で設備しようとする者は、その請求書に給水装置所在地、給水種別及び用途を記載し、設計書、仕様書、図面及び材料明細書を添えて承認を受けなければならない。  
 3 前項の承認を受けた場合において、工事に着手しようとするときは、着工に先立ち着手届を提出し、竣功後三日以内に竣功届を提出して管理者の検査を受けなければならない。  
 (給水装置の承認の取消)  
 第十三條 前条の場合、工事が不完全か、又は検査を受けない材料を使用したときは、給水装置の承認を取り消すか又は期限を定めて改良若しくは撤去されるものとする。  
 (所有権移転届)  
 第十四條 給水装置の所有権移転届には、給水装置の所在地、給水種別、現使用者(使用者のないときは前使用者)及び栓数を記載し、前所有者と連署の上届け出なければならない。この場合、水道局所有の量水器が取り付けられているときは、その保管証書を書き替へねばならない。  
 2 前項の届書に前所有者の連署を得られなかったときは、所有権を証明する書類を呈示しなければならない。  
 (給水開始、廃止の届書)  
 第十五條 給水開始及び廃止の届書には、別表に掲げる事項をそれぞれ記載しなければならない。  
 2 共用栓廃止の場合においては、前項の届書に鍵及び鑑札を添えなければならない。  
 (条例第二十一条関係)  
 第十六條 条例第二十一条第二号から第七号までの届出には、給水装置の所在地及び所有者の外、次の事項を記載

しなければならない。  
 一 給水種別の変更のときは、給水種別及びその理由  
 二 給水関係者の住所氏名の変更のときは、給水種別及び新旧住所氏名  
 三 専用栓、共用栓及び計量器を用いない計量栓で標準に移動があつたときは、その新旧標準、共用栓は公設か私設の別、検査及び用途  
 四 総代人又は管理人に変更があつたときは、新旧総代人又は管理人の住所氏名  
 五 鑑札又は鍵の破損若しくは滅失のときは栓番公設か私設の別及び事由  
 (使用水量が明確でないときの水量認定)  
 第十七條 量水器又は給水装置の故障等により使用水量が明確でないときは、その水量は、改修後の使用水量又は前年同期間の使用水量を参酌して管理者がこれを認定する。  
 (量水器設置場所の変更等)  
 第十八條 管理者が必要と認めるときは、量水器の設置場所を変更することができる。  
 2 量水器設置場所にはみだりに物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。  
 (量水器保管証書)  
 第十九條 量水器保管証書には、給水装置の所在地量水器の名称、番号、口径及び個数を記載しなければならない。  
 (船舶用栓がない場所における船舶給水)  
 第二十一条 船舶用栓がない場所では給水を受けようとする船舶は、管理者の許可を得ても寄りの給水装置から特に

給水を受けることができる。  
 2 前項の場合においては、第十五条に準じて請求書を提出しなければならない。  
 (共用栓を使用することを特に承認せられた者の使用料)  
 第二十二條 条例第十二条第二項によつて管理者の承認を受けた者の料金は、専用栓の例による。  
 (使用料及び工事費の徴収方法)  
 第二十三條 料金及び工事費は、集金制により徴収する。但し、管理者において必要と認めるときは、納付制によることができる。  
 (条例第四十七条関係)  
 第二十四條 条例第四十七条の規定によつて減免する料金及び手数料の額は、次の通りとする。  
 一 条例第四十七条第一号及び第三号に該当する者については、五割額以内  
 二 条例第四十七条第二号に該当する者については、五割額以上  
 (上水の濫用者)  
 第二十五條 左の各号の一に該当する者は、条例第十九条で定めた濫用者とみなす。  
 一 給水栓を開放したまま立ち去つた者  
 二 容器外に上水をあふれさせ又は容器を受けずに給水栓を開放した者  
 三 田畑に灌漑した者  
 四 道路等に水を流した者  
 (停水処分の軽減又は解除)  
 第二十六條 条例第五十条第二項によつて停水処分を受けた者が、違背事項を改めたときは、その処分を軽減し、又は解除することができる。  
 附 則  
 この規程は、公布の日から施行する。

別表(第十五条関係)  

| 種別          | 開始        | 廃止         |
|-------------|-----------|------------|
| 一 給水装置所在地   | 一 給水装置所在地 | 一 公設、私設の別  |
| 二 所有者       | 二 所有者     | 二 給水装置の所在地 |
| 三 使用者       | 三 同 使用者   | 三 栓番号及び総代人 |
| 四 栓数及び浴槽の有無 | 四 同 使用者   | 四 使用者住所氏名  |
| 五 人員        | 五 人員      | 五 転居先      |
| 六 牛、馬、豚数    | 六 浴槽の有無   |            |
| 七 用途        | 七 牛、馬、豚   |            |
| 八 用途        | 八 用途      |            |

広島市水道局規程第六号  
 第一条 広島市水道局(以下「局」という。)に次の課及び係を置く。  
 総務課 総務係、人事係、財務係  
 会計課 会計係、料金係、徴収係  
 給水課 庶務係、給水係、管理係、工事係  
 施設課 庶務係、計画係、工事係、拡張係  
 浄水課 庶務係、運転係、水質係  
 第二条 事務処理上必要なときは、事務所又は事業所を置くことができる。  
 第三条 局に局長、課に課長、係に係長を置く。  
 2 局長には、管理者をもつてあつてはならない。  
 3 前条の事務所又は事業所(以下「所」という。)を置くときは、所長を置くことができる。  
 第四条 課長、係長及び所長には、事務吏員又は技術吏員をもつてあつてはならない。  
 第五条 課長は、局長の命を受けて所管の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。  
 2 係長及び所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。  
 第六条 局長に事故があるときは、第一条に定める課の配列順序によつてその課長がこれを代理する。  
 2 課長に事故があるときは、主管係長がその事務を代理し、主管係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を代理する。  
 3 主管係長又は所長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代理する。  
 第七条 職員(係長及び所長を除く。)の係又は所の配属は、課長が定め、文書をもつて局長に報告しなければならない。  
 第八条 課及び係の事務分掌は、次の通りとする。  
 総務課

別表(第十五条関係)  

| 種別          | 開始        | 廃止         |
|-------------|-----------|------------|
| 一 給水装置所在地   | 一 給水装置所在地 | 一 公設、私設の別  |
| 二 所有者       | 二 所有者     | 二 給水装置の所在地 |
| 三 使用者       | 三 同 使用者   | 三 栓番号及び総代人 |
| 四 栓数及び浴槽の有無 | 四 同 使用者   | 四 使用者住所氏名  |
| 五 人員        | 五 人員      | 五 転居先      |
| 六 牛、馬、豚数    | 六 浴槽の有無   |            |
| 七 用途        | 七 牛、馬、豚   |            |
| 八 用途        | 八 用途      |            |

別表(第十五条関係)  

| 種別          | 開始        | 廃止         |
|-------------|-----------|------------|
| 一 給水装置所在地   | 一 給水装置所在地 | 一 公設、私設の別  |
| 二 所有者       | 二 所有者     | 二 給水装置の所在地 |
| 三 使用者       | 三 同 使用者   | 三 栓番号及び総代人 |
| 四 栓数及び浴槽の有無 | 四 同 使用者   | 四 使用者住所氏名  |
| 五 人員        | 五 人員      | 五 転居先      |
| 六 牛、馬、豚数    | 六 浴槽の有無   |            |
| 七 用途        | 七 牛、馬、豚   |            |
| 八 用途        | 八 用途      |            |

広島市水道局規程第六号  
 第一条 広島市水道局(以下「局」という。)に次の課及び係を置く。  
 総務課 総務係、人事係、財務係  
 会計課 会計係、料金係、徴収係  
 給水課 庶務係、給水係、管理係、工事係  
 施設課 庶務係、計画係、工事係、拡張係  
 浄水課 庶務係、運転係、水質係  
 第二条 事務処理上必要なときは、事務所又は事業所を置くことができる。  
 第三条 局に局長、課に課長、係に係長を置く。  
 2 局長には、管理者をもつてあつてはならない。  
 3 前条の事務所又は事業所(以下「所」という。)を置くときは、所長を置くことができる。  
 第四条 課長、係長及び所長には、事務吏員又は技術吏員をもつてあつてはならない。  
 第五条 課長は、局長の命を受けて所管の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。  
 2 係長及び所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。  
 第六条 局長に事故があるときは、第一条に定める課の配列順序によつてその課長がこれを代理する。  
 2 課長に事故があるときは、主管係長がその事務を代理し、主管係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を代理する。  
 3 主管係長又は所長に事故があるときは、上席の係員がその事務を代理する。  
 第七条 職員(係長及び所長を除く。)の係又は所の配属は、課長が定め、文書をもつて局長に報告しなければならない。  
 第八条 課及び係の事務分掌は、次の通りとする。  
 総務課

- 総務係**
- 一 総合企画に関する事項。
  - 二 法規、例規に関する事項。
  - 三 庁舎の維持管理に関する事項。
  - 四 公印の監守及び庁内の取締りに関する事項。
  - 五 局の秘書事務に関する事項。
  - 六 文書の收受発送及び保存整理に関する事項。
  - 七 広報に関する事項。
  - 八 広報に際しての調査に関する事項。
  - 九 定期業務状況報告に関する事項。
  - 十 電話に関する事項。
  - 十一 水道史の編纂に関する事項。
  - 十二 水道協会に関する事項。
  - 十三 本庁との連絡並びに局内各課の連絡調整及び今定二頁とする事項。
  - 十四 戸内庶務並びに課内庶務に関する事項。
- 人事係**
- 一 職員任免及び賞罰に関する事項。
  - 二 職員の給与及び待遇に関する事項。
  - 三 職員の定員配置に関する事項。
  - 四 職員の出張命令に関する事項。
  - 五 職員の公傷認定に関する事項。
  - 六 当直員の制当に関する事項。
  - 七 職員の退職料、退職死亡給与金及び遺族扶助料に関する事項。
  - 八 職員の研修に関する事項。
  - 九 職員の福利厚生並びに保健に関する事項。
  - 十 職員の労働組合に関する事項。
  - 十一 職場の安全衛生に関する事項。
- 財務係**
- 一 財務計画及び資金計画に関する事項。
  - 二 企業債及び一時借入金に関する事項。
  - 三 財産の取得、管理及び処分に関する事項。
  - 四 剰余金の処分並びに積立金に関する事項。

- 會計課**
- 一 収入及び支出に関する事項。
  - 二 決算に関する事項。
  - 三 現金取扱銀行に関する事項。
  - 四 証拠書類の保管に関する事項。
  - 五 有価証券の保管に関する事項。
  - 六 物件の購入及び売却の契約に関する事項。
  - 七 物品の検収に関する事項。
  - 八 物品の出納保管に関する事項。
  - 九 貯蔵品に関する事項。
  - 十 その他出納、物件及び用度に関する事項。
  - 十一 課の庶務に関する事項。
- 料金係**
- 一 給水の方法及び種別決定に関する事項。
  - 二 水道料金、手数料並びに給水工費等の徴収及び選付に関する事項。
  - 三 水道料金の測定に関する事項。
  - 四 給水の開始及び閉止に関する事項。
  - 五 量水器の点検に関する事項。
  - 六 給水装置の使用取締りに関する事項。
  - 七 給水船に関する事項。
- 徴収係**
- 一 水道料金及び給水工費等の集金に関する事項。
  - 二 滞納料金の整理及び処分に関する事項。
- 給水課**
- 庶務係**
- 一 水道用器材の出納及び保管に関する事項。

- 指定水道工事店に関する事項。**
- 一 指定水道工事店に関する事項。
  - 二 課の庶務に関する事項。
- 給水係**
- 一 給水工事の設計に関する事項。
  - 二 量水器の設置計画及び維持管理に関する事項。
  - 三 給水工事の精算に関する事項。
- 管理係**
- 一 配水管の増設並びに維持管理上の計画及び設計に関する事項。
  - 二 給水装置の調査点検に関する事項。
  - 三 漏水修理及び防止に関する事項。
- 工事係**
- 一 給水装置の施工及び修理に関する事項。
  - 二 配水管の増設及び修理に関する事項。
  - 三 工事用器材の検査並びに製作及び修繕に関する事項。
- 施設課**
- 一 工事の精算に関する事項。
  - 二 課の庶務に関する事項。
  - 三 漏水修理及び防止に関する事項。
  - 四 工事の精算に関する事項。
  - 五 その他工事施工に関する事項。
- 計画係**
- 一 水道施設の調査及び設計に関する事項。
  - 二 工事の竣工検査に関する事項。
- 工事係**
- 一 工事の施行に関する事項。
  - 二 工事用器材の検査並びに製作及び修繕に関する事項。
  - 三 工事の精算に関する事項。
- 拡張係**
- 一 拡張工事の施行に関する事項。
  - 二 工事用器材の検査並びに製作及び修繕に関する事項。

**浄水課**

**庶務係**

- 一 取水場、浄水場及び調整場並びに水源保護区域の整備に関する事項。
  - 二 工事用器材の出納及び保管に関する事項。
  - 三 課の庶務に関する事項。
- 運転係**
- 一 取水場、浄水場及び調整場の操作運転に関する事項。
  - 二 送水管路及び送電線路の維持管理に関する事項。
- 水質係**
- 一 水質の検査に関する事項。
  - 二 塩素滅菌に関する事項。
- 附 則**
- 一 この規程は、公布の日から施行する。

**水質係**

- 一 この規程は、公布の日から施行する。
  - 二 広島市水道局事務分掌規程（昭和二十七年広島市水道局規程第一号）は、廃止する。
  - 三 管理者に事故ある場合の代決順序規程（昭和二十七年広島市水道局規程第四号）は、廃止する。
- 附 則**
- 一 広島市水道事業の研究調査に関する規程を次のように定める。

**附 則**

- 昭和二十八年一月二十七日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄

**附 則**

- 第一条 この規程は、広島市水道事業の適切なる管理運営及び水道技術の向上に資するため、これに関する研究調査を行ふことにより、水道事業の発展を期し、もつて市民の福利増進を図ることを目的とする。

**研究調査事項**

- 一 水道事業の基本計画に関する事項。
  - 二 水道事業の管理運営方法の改善に関する事項。
  - 三 水道事業に関する法令又は他都市の条例、規則、規程及び管理規程に関する事項。
  - 四 水道事業の企業計画に関する事項。
  - 五 料金及び手数料に関する事項。
  - 六 企業債に関する事項。
  - 七 水道事業に従事する職員の給与、労働条件及び身分取扱に関する事項。
  - 八 水道施設の拡張計画に関する事項。
  - 九 水道用器材の改良に関する事項。
  - 十 取水施設、送水施設、浄水施設、配水施設及び給水装置の改良に関する事項。
  - 十一 漏水防止に関する事項。
  - 十二 量水器に関する事項。
  - 十三 工業用水道に関する事項。
  - 十四 前各号に定めるものの外、管理者が必要と認める事項。
- （研究調査員）**  
 第三条 管理者は、前条各号に掲げる事項の研究調査に当らせるため、研究調査員を置くことができる。

**（研究調査員）**

- 一 研究調査員は、水道局の職員に命じてこれに於ける外、必要に於て、民間の学識経験を有する者に委嘱することができる。
  - 二 研究調査員の任命は、別記第一号様式により、委嘱は、別記第二号様式による。
  - 三 研究調査員の任務は、研究調査員が、命じられた事項について誠意と責任をもつて研究調査を行ひ、指定された期間内にその結果を管理者に報告しなければならない。
  - 四 研究調査員は、指定された期間内に研究調査ができないときは、理由を述べてあらかじめ管理者の承認を受けなければならない。
  - 五 研究調査費は、研究調査員に対し、管理者が必要と認める研究調査費を支給することができる。
  - 六 研究調査事項の実施は、研究調査員が行つた研究調査の結果を取捨選択し、有効と認められたものは、すみやかに実施しなければならない。
  - 七 研究調査事項の公表は、研究調査事項の結果で管理者が必要と認められたものは、これを公表することができる。
- 附 則**
- 一 この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**

- 第一条 この規程は、広島市水道事業の適切なる管理運営及び水道技術の向上に資するため、これに関する研究調査を行ふことにより、水道事業の発展を期し、もつて市民の福利増進を図ることを目的とする。

**（目的）**

- 第一条 この規程は、広島市水道事業の適切なる管理運営及び水道技術の向上に資するため、これに関する研究調査を行ふことにより、水道事業の発展を期し、もつて市民の福利増進を図ることを目的とする。

（第一号様式）

| 研究調査事項 |    | 研究期間 | 手当の有無 | 職名 | 氏名 | 承諾印 |
|--------|----|------|-------|----|----|-----|
| 課長     | 係長 |      |       |    |    |     |
|        |    |      |       |    |    |     |
|        |    |      |       |    |    |     |
|        |    |      |       |    |    |     |
|        |    |      |       |    |    |     |
|        |    |      |       |    |    |     |

広島市水道事業研究調査員任命簿

110





|              |          |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 已斐町          | 宇品町(金輪島) | 出汐町   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一二五九<br>一八七七 | 六二       | 七〇六ノ三 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|     |    |    |    |    |    |    |    |     |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 新能谷 | 森  | 幸  | 坂  | 三宅 | 松島 | 榎本 | 奥本 | 網本  | 津村 |
| 義雄  | 俊雄 | 貞人 | 見守 | 貞雄 | 良雄 | 勝信 | 徳一 | 喜代松 | 繁夫 |

|              |          |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 已斐町          | 宇品町(金輪島) | 出汐町   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一二五九<br>一八七七 | 六二       | 七〇六ノ三 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|     |    |    |    |    |    |    |    |     |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 新能谷 | 森  | 幸  | 坂  | 三宅 | 松島 | 榎本 | 奥本 | 網本  | 津村 |
| 義雄  | 俊雄 | 貞人 | 見守 | 貞雄 | 良雄 | 勝信 | 徳一 | 喜代松 | 繁夫 |

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大正二  | 昭和六  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  |
| 五・二一 | 八・二四 | 二・一八 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 |

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大正二  | 昭和六  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  |
| 五・二一 | 八・二四 | 二・一八 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 |

|               |     |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------|-----|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 旭町            | 山根  | 新築地      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一七〇ノ二<br>一六八二 | 三〇四 | 九四<br>八三 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 村上 | 古前 | 船井 | 浜西 | 三榎 | 伊藤 | 伊藤 | 伊藤 | 船田 | 三榎 | 三榎 | 三榎 | 浜西 | 浜本 | 下村 | 浜村 | 浜村 | 山本 | 山本 | 鍵山 |
| ト  | 秀  | 亀  | 健  | 達  | 松  | 松  | 松  | 二  | 登  | 登  | 登  | 幸  | 芳  | 信  | 森  | 正  | 正  | 多  | 多  |

|               |     |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------|-----|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 旭町            | 山根  | 新築地      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一七〇ノ二<br>一六八二 | 三〇四 | 九四<br>八三 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 村上 | 古前 | 船井 | 浜西 | 三榎 | 伊藤 | 伊藤 | 伊藤 | 船田 | 三榎 | 三榎 | 三榎 | 浜西 | 浜本 | 下村 | 浜村 | 浜村 | 山本 | 山本 | 鍵山 |
| ト  | 秀  | 亀  | 健  | 達  | 松  | 松  | 松  | 二  | 登  | 登  | 登  | 幸  | 芳  | 信  | 森  | 正  | 正  | 多  | 多  |

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大正二  | 昭和六  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  |
| 五・二一 | 八・二四 | 二・一八 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 |

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大正二  | 昭和六  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  | 昭和七  |
| 五・二一 | 八・二四 | 二・一八 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 | 二・一九 |

Table listing candidates for agricultural committee members across various districts (e.g., 旭町, 山根, 新築地). Columns include name, residence, and other details.

二七

Table listing candidates for agricultural committee members, including names, districts, birth dates, and land cultivation area. Includes a section for '世帯主' (household head) and '耕作面積' (cultivated area).

広選管告示甲第八十八号
昭和二十七年十二月一日現在により調製の本市農業委員会委員選挙人名簿に関する異議申立に係る二月四日の委員

公職選挙法第二十三条第二項の規定により、農業委員会委員選挙人名簿を左記要領により修正した。

昭和二十八年二月四日

広島市選挙管理委員会
委員長 平井憲太郎

二六



昭和二十八年二月五日(各通) 大 島 正 三  
 広島市市営住宅入居者詮衡審議会委員を委嘱する  
 昭和二十八年二月一日

◎ 雑 報

出張所々管区域別人口及び世帯状況について  
 (二八、二、一現在) △印減

| 出張所別 | 人 口  | 同上前月<br>との比較 | 世 帯  | 同上前月<br>との比較 |
|------|------|--------------|------|--------------|
| 牛田   | 九,八三 | △            | 二,四四 | △            |
| 尾長   | 四,三三 | △            | 三,九四 | △            |
| 青崎   | 九,七五 | △            | 二,四三 | △            |
| 段原   | 三,七五 | △            | 五,七九 | △            |
| 比治山  | 一,七六 | △            | 四,六九 | △            |
| 仁保   | 五,八六 | △            | 一,九六 | △            |
| 大河   | 二,九六 | △            | 二,五〇 | △            |
| 皆夷   | 一,七〇 | △            | 四,〇〇 | △            |
| 宇品   | 三,三三 | △            | 六,五三 | △            |
| 似島   | 二,六六 | △            | 七,〇〇 | △            |
| 基町   | 三,一六 | △            | 二,六六 | △            |
| 元中央  | 三,〇七 | △            | 五,五〇 | △            |
| 十入   | 一,五三 | △            | 三,九四 | △            |
| 舟音   | 九,八七 | △            | 四,三三 | △            |
| 観音   | 一,七〇 | △            | 三,三三 | △            |
| 己斐   | 三,七二 | △            | 四,三三 | △            |
| 三津   | 三,七二 | △            | 三,三三 | △            |
| 計    | 三,七二 | △            | 〇,六六 | △            |

戸籍上の市勢について(二八年一月分)

| 種 別  | 件 数  | 同上 一日分 |      | 前年同月<br>期件数増△減 | 引 摘 |
|------|------|--------|------|----------------|-----|
|      |      | 最大     | 最少   |                |     |
| 婚 姻  | (二六) | (二六)   | (二六) | △              | 二五  |
| 離 婚  | (三)  | (三)    | (三)  | △              | 二二  |
| 出 生  | (七)  | (七)    | (七)  | △              | 二二  |
| 死 亡  | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |
| 計    | (二六) | (二六)   | (二六) | △              | 二二  |
| 謄本請求 | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |
| 印鑑届  | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |
| 印鑑照査 | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |
| 身分証明 | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |
| 戸籍閲覧 | (一)  | (一)    | (一)  | △              | 二二  |

一、本市内の出生と死亡から見た増数  
 男一五九人、女一三二人、計二九一人、一日平均九・三八人  
 一、前年同右  
 男一九三人、女一五〇人、計三四三人、一日平均一一・一人  
 一、謄抄本作数 一六、五二一枚、従事者延五二四人、一日平均七五一枚、一人平均三一・六枚  
 一、失期届出件数 五五件  
 内 訳  
 相統一、後見開始一、出生二六、死亡二七  
 備考 一、( )は本市以外地での事件を本籍地である本市

へ郵送届出たもの  
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、印鑑は二十三日分、その他は二十二日分で計算したもの

計

三七、五

一、三

八〇、八

五

内 訳

相統一、後見開始一、出生二六、死亡二七  
備考 一、( )は本市以外地での事件を本籍地である本市

庶務係長

# 広島市報

No. 83

発行  
昭和28年4月1日  
(水曜日)

電話

中三五二 (代表)  
中六五二 (秘書)  
中六五七 (市会)  
中六五八 (事務)  
中六五九 (計書)  
中六六〇 (徴収)  
中六六一 (総務)

発行人所

廣 島 市

役 所

中四九〇 (労保)  
中四九一 (市保)  
中四九二 (市民健康)  
中四九三 (保健)  
中四九四 (入病)  
中四九五 (卸病)  
中四九六 (中央市場)  
中四九七 (工務)  
中四九八 (競輪)  
中四九九 (馬事)  
中五〇〇 (事務)

中三〇〇 (東部復興部)  
中三〇一 (水道)  
中三〇二 (警察)  
中三〇三 (消防)  
中三〇四 (児童)  
中三〇五 (文化)  
中三〇六 (公民館)

## 【目 次】

### 規 則

広島市費いゆつ審査委員会規程……………一頁  
広島市観光案内所規則……………三  
広島市消防職員及び消防団員の訓練及礼式に関する規則……………四  
広島市競輪競馬特別会計規則……………二

### 告 示

第三十六回仮換地予定地変更指定の発表について……………三  
定例市議会招集について……………四  
第三十六回仮換地予定地変更指定中未発表のもの  
の発表について……………四  
公示送達について……………四  
公示公告について……………四  
公示送達について……………四  
公示送達について……………四  
建築許可申請に関する公開聴聞について……………六  
出張所における印鑑の登録及び証明事務の開始に  
ついて……………六  
公示送達について……………六  
太田川放水路開きく工事に対する事業認定申請に  
ついて……………七

畜犬登録及び狂犬病予防注射について……………七  
公示送達について……………七

### 水道局規程

広島市水道局公印保管使用規程の一部改正……………七  
広島市水道集金員等事務取扱規程の一部改正……………六  
広島市水道局文書規程の一部改正……………三  
広島市水道局公印保管使用規程の一部改正……………三  
広島市水道集金員等事務取扱規程の一部改正……………三  
広島市水道局当直員勤務規程の一部改正……………三  
広島市水道局職員考査規程の一部改正……………三  
広島市水道局事務取扱規程の一部改正……………三  
広島市水道局就業規則の一部改正……………三  
広島市水道局就業規則の一部改正……………三  
広島市水道局就業規則の一部改正……………三

### 選挙管理委員会告示

### 辞 令

### 雑 報

定例広島市議会議決事件について……………七  
出張所管区別人口及び世帯状況について……………七  
戸籍上の市勢について……………七

## 規 則

### 広島市費いゆつ審査委員会規程をここに公布する。

昭和二十八年二月十日 広島市長 浜 井 信 三

### 広島市規則第七号

#### 広島市費いゆつ審査委員会規程

(この規程の目的)  
第一条 この規程は、広島市警察費いゆつ条例(昭和二十七年広島市条例第五十六号)第七條及び広島市消防費いゆつ条例(昭和二十七年広島市条例第五十八号)第六條に規定する広島市費いゆつ審査委員会(以下「審査委員会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (審査委員会)

第二条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には市長の指定する助役を、委員には左に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 一 総務局長
  - 二 警察本部長
  - 三 消防局長
  - 四 消防団長
- 2 委員長は、審査委員会に関する事務を処理し、審査委員

員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

5 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の庶務は、総務局職員課においてつかさどる。

(賞じゆつ金授与審査請求書の提出)

第三条 広島市警察賞じゆつ金に基く賞じゆつ金を授与する必要があると認めるときは公安委員会から、広島市消防等賞じゆつ金に基く賞じゆつ金を授与する必要があると認めるときは市長から、別記様式第一号の賞じゆつ金授与審査請求書に左に掲げる書類を添えて、審査委員会の委員長に提出しなければならない。

一 殉職者賞じゆつ金の場合

イ 広島市警察賞じゆつ金第二条又は広島市消防等賞じゆつ金第二条に規定する災害による死亡であることを証明する書類(別記様式第二号)

ロ 死亡診断書又は死体検案書及び検視調書

ハ 賞じゆつ金を受けるべき者の氏名、本籍、現住所及び殉職者との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書

ニ 賞じゆつ金を受けるべき者が、婚姻の届出をしないが殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類

ホ 賞じゆつ金を受けるべき者が、配偶者以外の者であるときは、広島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十号)第十三条第二項の規定による先順位者であることを証明する書類

ハ 賞じゆつ金を受けるべき者が、広島市公務災害補償条例第十三条第一項第二号又は同項第三号に該当する者であるときは、その事実を証明する書類

ト 殉職者が遺言で賞じゆつ金を受けるべき者を指定したときは、その事実を証明する書類

二 不具發疾者賞じゆつ金の場合

イ 広島市警察賞じゆつ金第二条又は広島市消防等賞じゆつ金第二条に規定する災害による不具發疾であることを証明する書類(別記様式第二号)

ロ 医師の診断書

別記様式第一号

賞じゆつ金授与審査請求書(殉職・不具發疾)

◎記載上の心得 該当しない事項は抹消すること。

|                         |                      |                       |   |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|---|
| 災害を受けた者の職・氏名・生年月日・所属局課名 | 職 氏名<br>局 年 月 日 係 日生 | 賞じゆつ金を受けるべき者の住所・氏名・続柄 | 住所 氏名<br>続柄   |
| 災害発生の原因及びその状況           | 理由                   | 賞じゆつ金を受けるべき者の住居       | 氏名  |
| 功績の程度                   | 理由                   | 所・氏名・続柄               | 続柄  |
| 不具發疾の程度                 | 理由                   | 扶養家族の状況               | 妻・子 名 計 名   |
| 賞じゆつ金の授与額               | 金 円                  | 添附書類                  | ・災害による死亡であることの証明<br>・賞じゆつ金を受ける者の身分証明書<br>・先順位者であることの証明<br>・殉職者の遺言の事実の証明<br>・賞じゆつ金を受けるべき者の収入により生計を維持していたことの証明<br>・医師の診断書 |

右の賞じゆつ金の授与について審査を請求します。

昭和 年 月 日

広島市賞じゆつ金審査委員会  
委員長 殿

別記様式第二号  
賞じゆつ金  
何証明第 号

災害による死亡証明書

不具發疾 証明書

職 氏名  
局 年 月 日 係 日生

◎記載上の心得 該当しない事項は抹消すること。

|           |               |       |   |
|-----------|---------------|-------|---|
| 証明事項      | 災害発生の原因及びその状況 | 功績の程度 | 不具發疾の程度   |
| 賞じゆつ金の授与額 | 金 円           | 添附書類  | ・災害による死亡であることの証明<br>・賞じゆつ金を受ける者の身分証明書<br>・先順位者であることの証明<br>・殉職者の遺言の事実の証明<br>・賞じゆつ金を受けるべき者の収入により生計を維持していたことの証明<br>・医師の診断書 |

右の賞じゆつ金の授与について審査を請求します。

昭和 年 月 日

広島市警察賞じゆつ金第二条に規定する災害による死亡不具發疾であることを証明する。

右 広島市消防等賞じゆつ金条例

昭和 年 月 日

(所属機関の長の職氏名)

広島市観光案内所規則をここに公布する。

昭和二十八年二月十日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第八号

広島市観光案内所規則

第一条 本市に広島市観光案内所(以下「案内所」といふ)を設置する。

2 案内所は、広島市松原町一、〇六五番地広島百貨店内に置く。

第二条 案内所は、左の業務を行う。

一 原爆遺跡、平和記念施設、名勝等の案内に関すること

第三条 案内所の休日、広島百貨店の休日とする。

第四条 案内所の開所時間は、毎日午前九時から午後五時

までとする。但し、都合により伸縮することがある。

第七条 施設は、管理上支障がない場合においては、一般の使用に供することができる。

第八条 施設を使用しようとするものは、別記様式の使用許可願を提出し、市長の許可を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

第九条 市長が施設の管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を附することができる。

第十条 施設の使用料(以下「使用料」といふ)は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用を許可すると同時に徴収する。

第十一条 使用料は、市長が特に必要と認めるときは、減免することができる。

第十二条 既納の使用料は還付しない。但し、使用者の責に属しない事由により使用しないときは、その全部又は一部を還付することができる。

第十三条 使用者は、故意又は過失により、施設又はその備付物品を滅失し、若しくは損壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

第十四条 市長は、左の各号の一に該当するときは、施設の使用許可を取り消すことができる。

一 使用者が許可願に虚偽の記載をして許可を受けたことが判明したとき。

二 使用者がこの規則又は使用許可の条件に違背したとき。

三 市長が施設の管理上特に必要があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 表

| 場所           | 使用料    |
|--------------|--------|
| 一 催物等に使用する場合 | 四〇〇円   |
| 二 催物等に使用する場合 | 八〇〇円   |
| 三 催物等に使用する場合 | 二、〇〇〇円 |
| 四 催物等に使用する場合 | 八〇〇円   |

一 この表で一日とは午前九時から午後五時までとし、午後五時をこえるときは、一時間につき、一日分の二割を加算する。

二 会議室等に使用する場合に限り午前三〇〇円、午後五〇〇円に区分することができる。

別記様式

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 広島市観光案内所附属施設使用許可願 | 年 月 日 |
| 申請者住所氏名           |       |
| 広島市長殿             |       |
| 使用目的              |       |
| 使用日時              |       |
| 入場者の予定人員          |       |
| 会費、入場料その他費用徴収の有無  |       |

広島市消防職員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第九号

広島市消防職員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 訓練

第一節 通則(第五条—第八条)

第二節 各個訓練

第一款 通則(第九条)

第二款 基本動作

第一目 停止間の動作(第十条—第十三条)

第二目 行進間の動作(第十四条—第二十六条)

第三節 部隊訓練

第一款 通則(第二十七条—第三十一条)

第二款 小隊訓練

第一目 編成及び隊形(第三十二条—第三十四条)

第二目 整とん(第三十五条—第三十七条)

第三目 右(左)向き及び後ろ向き(第三十八条—第三十九条)

第四目 行進(第四十条—第四十六条)

第五目 方向変換(第四十七条—第五十条)

第六目 隊形変換(第五十一条—第五十三条)

第七目 みちあし(第五十四条—第五十五条)

第八目 解散及び集合(第五十六条—第五十七条)

第三款 中隊訓練

第一目 編成及び隊形(第五十八条—第六十三条)

第二目 整とん(第六十四条—第六十七条)

第三目 右(左)向き及び後ろ向き(第六十八条—第七十二条)

第四目 行進(第七十三条—第七十八条)

第五目 方向変換(第七十九条—第八十二条)

第六目 隊形変換(第八十三条—第八十四条)

第七目 みちあし(第八十五条)

第八目 解散及び集合(第八十六条)

第四款 大隊訓練(第九十条—第九十三条)

第三章 礼式

第一節 通則(第九十四条—第九十九条)

第二節 室内の礼式(第一百条—第一百二十二条)

第三節 室外の礼式(第一百二十三条—第一百二十九条)

第四節 消防部隊の礼式

第一款 部隊の敬礼(第一百三十条—第一百三十五条)

第二款 儀式の礼式(第一百三十六条—第一百三十九条)

第四章 点検

第一節 通則(第一百四十条—第一百四十二条)

第二節 通常点検(第一百四十三条—第一百四十八条)

第三節 特別点検(第一百四十九条—第一百六十三条)

第四節 現場点検(第一百六十四条—第一百六十五条)

第一章 総 則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、広島市消防職員及び消防団員(以下「隊員」という。)の訓練及び礼式について定めるものとする。

(訓練の目的)

第二条 隊員の訓練は、諸制式になれさせるとともに、旺盛な消防精神を練成し、体力気力を鍛え及び規律厳正な消防力を養い、もつて団体行動を敏活適正にし、消防諸般の要求に適應させることを目的とする。

(礼式の目的)

第三条 隊員の礼式は、礼節を明らかにして、規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに、和衷協同して隊員の団結をきょう固にし、もつて消防一体の美をあげることを目的とする。

(点検の目的)

第四条 点検は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、その不備の点は、これを整備又は反復訓練の上是正し、もつて消防活動に際し、有効適切な措置をとらせることを目的とする。

第二章 訓 練

第一節 通 則

(訓練実施上の原則)

第五条 訓練は、順序を追つて行い、指揮者の懇切な指導と隊員及び部隊のたゆまない復習とによつて、熟練させるように実施するものとする。

2 訓練を行うときは、あらかじめ、隊員にその目的及び要領を説明し、要点を理解させるものとする。

(指揮者)

第六条 指揮者は、常に指揮能力の練成に努め、活ばつ、厳正な動作の模範を示すことに努めなければならない。

(号令及び命令の示達)

第七条 指揮者は、号令及び命令によつてその意図を示達する。

2 号令は、確固とした決意をもつて、明快な音調で発唱しなければならない。

3 号令は、予令及び動令に分け、予令は、明り、よりに長く、動令は、活ばつに短かく発唱し、その間に適当な間隔を置かなければならない。

4 命令は、確固とした決意をもつて簡明適切に下さなければならない。

(信号)

第八条 指揮者及び小隊長以上の幹部は、隊員の注意を喚起するため、特に必要ある場合は、手信号又は警笛等による信号を用いることができる。

2 前項の手信号を用いるときは、次の各号の要領による。

一 集合させるときは、右手を高くあげ、

二 前進させるときは、右手を高くあげ、これを進む方向にのぼす。

三 停止させるときは、右手を高くあげ、直ちにおろす。

四 駆けあしをさせるときは、第二号の前進の信号を迅速に数回行う。

五 解散させるときは、右手を高くあげ、頭上で左右に振る。

第二節 各個訓練

第一款 通 則

(各個訓練の要旨)

第九条 各個訓練は、部隊行動の確固とした基礎を作ることを要旨とする。

第二款 基本動作

第一目 停止間の動作

(不動の姿勢)

第十条 不動の姿勢は、敵射、かつ、端正でなければならない。

2 不動の姿勢をとらせるには、次の号令並びに要領による。

「気をつけ」

両かかとを一線上に揃えてつけ、両足先はおおむね六十度開いてひとしく外に向け、両ひざは凝らないで、のぼし、上体は正しく腰の上におちつけ、背のぼし、かつ、わずかに前に傾け、両肩をやや後に引き一様にこれをさげ、両腕は自然にたれ、両たなごころをももにつけ、指は軽くのぼして並べ、中指をおおむねズボンの縫目に当て、口を閉じ、あごを引き、両眼は正しく開いて前方を直視する。

(休憩)

第十一条 その位置で休憩させるには、次の号令並びに要領による。

「休め」

左足をおおむね半歩横に開いて、両手を自然に後ろに組み、その場に立つて休憩する。但し、休憩中であつてもみだりに談話してはならない。

(右) (左) 向き、半ば右(左) 向き

第十二条 右(左) 向き、又は半ば右(左) 向きをさせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左) 向け」 又は 「半ば右(左) 向け」

左足先と右足とをわずかに上げ、左かかとで九十度又は四十五度右(左) に向け、右かかとを左かかとにつけて同一線上にそろえる。

(後ろ向き)

第十三条 後ろ向きをさせるには、次の号令並びに要領による。

「まわれ」 右

右足をその方向に引き、足先をわずかに左かかとから離して、両足先を少しあげ、両かかとで百八十度右にまわり、次に右かかとを左かかとに引きつける。

第二目 行進間の動作

(速あし行進)

第十四条 速あし行進の一步の長さは、かかとからかかとまでおおむね七十五センチメートルとし、その速度は、一分間におおむね百四十四歩を基準とする。

第十五条 速あし行進を起させるには、次の号令並びに要領による。

「前へ」 進め

左ももを少しあげ、左足から所定の距離に踏み出し、同時に上体を正しく保つたまま体の重みをこれに移し、左足を踏みつけると同時に右足を地から離して左足と同じく右足を前に踏み出し、両腕を振つて行進を続ける。但し、極端に腕を振り、ももをあげることなく歩行しなければならない。

(速あし行進の停止)

第十六条 速あし行進を止まらせるには、次の号令並びに要領による。

「速あし」 止まれ

後足を一步前に踏み出し、次の足を引きつけて止る。

(行進中の右(左) 向き)

第十七条 行進中右(左) 向きをさせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左) 向け前へ」 進め

左(右) 足をおおむね半歩前に足先を内にして踏み出し、体を右(左) の方に向け、右(左) 足から右(左) の方向に行進する。

(斜行進)

第十八条 行進中斜行進をさせるには、次の号令並びに要領による。

「斜めに」 右(左) へ」 進め

左(右) 足をおおむね半歩前に足先を内にして踏み出し、体を半ば右(左) の方に向け、右(左) 足より斜め右(左) の方向に行進する。

2 斜行進を直行進に復させるには、次の号令並びに要領による。



「斜め左(右)へ一進め」  
斜行進を行うときと同じ要領で、直行進に復する。  
(行進中の後ろ向き)  
第十九条 行進中後ろ向きをさせるには、次の号令並びに要領による。  
「まわれ右前へ一進め」  
左足をおおむね半歩前に足先を内にして踏み出し、両足先で百八十度右にまわり、続けて行進する。  
(足踏み)  
第二十条 足踏みをさせるには、次の号令並びに要領による。  
「足踏み一始め」  
その場で進むことなく両足を踏みつけて調子をとる。但し、行進中の場合は、後の足を一歩前に踏み出して同じ動作を行う。  
2 足踏み中さらに行進させるには、第十五条に定める号令並びに要領による。  
(足踏みの停止)  
第二十一条 足踏みを止まらせるには、次の号令による。  
「足踏み一止まれ」  
(駆けあし行進)  
第二十二条 駆けあし行進の一步の長さは、かかとからかかとまでおおむね八十五センチメートルとし、その速度は、一分間おおむね七十歩を基準とする。  
第二十三条 駆けあし行進をさせるには、次の号令並びに要領による。  
「駆けあし一進め」  
予令で両手を握って腰の高さにあげ、動令で左もも、少しあげ、左足から前に踏み出し、次に左足と同じ方法で右足を所定の距離に踏み出して、常に体の重さを踏みつけた足にかけ、両ひじを自然に振り、続けて行進する。  
(駆けあし行進の停止)  
第二十四条 駆けあし行進を止まらせるには次の号令並び

に要領による。  
「駆けあし一止まれ」  
二歩前進して後の足を一歩前に踏み出し、次の足を引きつけて止まり、両手を開いておろす。  
(駆けあし行進の後ろ向き)  
第二十五条 駆けあし行進中後ろ向きをさせるには、次の号令並びに要領による。  
「まわれ右前へ一進め」  
二歩前進して左足をおおむね半歩足先を内にして踏み出し、両足先で百八十度右の方にまわり、続けて行進する。  
(駆けあし行進から速あし行進への移行)  
第二十六条 駆けあし行進から速あし行進に移るには、次の号令並びに要領による。  
「速あし一進め」  
二歩前進して両手を開いておろし、速あし行進に移り、続けて行進する。  
第三節 部隊訓練  
第一款 通 則  
(部隊訓練の要旨)  
第二十七条 部隊訓練は、指揮者の意図に従つて、よく団結を保ち、規律厳正、かつ、敏捷適正な団体行動ができるように部隊を練成することを要旨とする。  
(部隊訓練の種類)  
第二十八条 部隊訓練を分けて、小隊訓練、中隊訓練及び大隊訓練とする。  
(命令の予告及び動作の監視)  
第二十九条 大(中)隊訓練に際して、中(小)隊長は、あらかじめ、その中(小)隊の行つとする動作を小声で指示することができる。  
2 中(小)隊長は、整とん及び隊形変換等をする場合において、中(小)隊の動作を監視しなければならぬ。  
(部隊訓練の準備)

第三十条 部隊訓練を準備するため、この節第二款の規定に従い、分隊で訓練を行わなければならない。  
(部隊の背面動作)  
第三十一条 この章に掲げた諸動作は、もつぱら正面向きの場合の規定であつて、特に必要がある場合において背面向きの諸動作を行うときは、これに準じて行うものとする。  
第二款 小隊訓練  
第一目 編成及び隊形  
(小隊の編成)  
第三十二条 小隊は、隊員をおおむね身長順に前後二列に配列して横隊を作る。  
2 小隊は、三分隊に分け、分隊は、十人の隊員をもつて編成する。但し、人員の都合により増減することができる。  
3 小隊は、きよう導としてその両翼に分隊長を置く。  
4 小隊は、押ごとして分隊の後部をおおむね中央の奇数に重なり、後列から二歩の所に前項以外の分隊長を置く。  
第三十三条 前条により横隊を作つた場合において、その横隊の前後列の二人をこといひ、左翼の後列を欠く場合を欠こといふ。  
2 前後列員の距離は、前列員の背から後列員の胸までおおむね八十五センチメートルとし、後列員は、正しく前列員に重なり、同方向に位置する。  
3 各列員の間隔は、右手を腰にあて、ひじを側方に張つたとき、右列員の左ひじに軽くふれる程度を適度とする。  
4 小隊の各ごは、前列において右から左に番号をつける。  
(小隊の隊形)  
第三十四条 小隊の隊形は、横隊及び側面縦隊とし、第一図のとおりとする。  
2 分隊長でない者が押ごにつくときは、隊の右翼から順

次奇数ごに重なるように位置する。但し、点検その他特に必要ある場合の外、置かないものとする。  
3 横隊は、主として集合、点検及び短距離の動作の場合に、側面縦隊は主として長距離の行動隊形に用いるものとする。  
第二目 整とん  
(整とんの原則)  
第三十五条 整とんを行つ場合は、各列員は整とん線上に正しい姿勢をとつて、かしらを右(左)にまわし、右(左)の眼で右(左)列員を見、他の眼で全線を見通すことができなければならない。  
2 列員は、整とん線につくときは、足の位置を正しくして、かしら、肩及び上体を前後に出すことなく正しい姿勢をとらなければならない。  
(横隊の整とん)  
第三十六条 横隊を整とんさせるには、次の号令並びに要領による。  
「きよう導(何)歩前へ一進め」  
きよう導が前進して停止したときは、指揮者はその位置を正す。  
2 前項によりきよう導の位置を正した後、次の号令並びに要領による。  
「右(左)へ一ならえ」  
「ならえ」の動令で、小隊は前進し、最後の一步を縮めて整とん線のやや後方に止まり、次にかしらを右(左)にまわし、小おしで静かに整とん線につき右(左)列員にならえとんする。但し、左翼分隊長及び前後列員は、右手を腰にあて、ひじを側方に張り、後列及び押ご列員は、正しく前方の列員に重なる距離をとり、次に右(左)の方に整とんする。  
3 整とん翼の分隊長は、すみやかに整とんの基礎を定めるため、反対翼の分隊長を目標とし、整とん翼に近い列員から逐次整とんを正し、反対翼の分隊長は、これを補助する。

に要領による。  
「なおいれ」の号令で、隊員はかしらを正面に復する。  
「なおいれ」の号令で、小隊の先頭分隊長は、動くことなく、小隊の旧正面にある列員及び後尾分隊長は、おおむね百二十センチメートルの距離をとつて先頭分隊長に重なり、その他の列員及び押ご列にある者は、前方の者に重なる旧正面の方にかしらを向け、手をあげないで整とんする。  
2 整とんが終つたときは、次の各号並びに要領による。  
「なおいれ」  
「なおいれ」の号令で、隊員はかしらを正面に復する。  
第三目 右(左)向き及び後ろ向き  
(横隊の右(左)向き及び側面縦隊の左(右)向き)  
第三十八条 横隊が右(左)向きをしたときは、偶数員(奇数員)は、斜め一歩前進し、奇数員(偶数員)の右(左)に出でてごを組み、側面縦隊となる。但し、両翼分隊長及び押ごは、各々その位置で右(左)向きをする。  
2 側面縦隊で左(右)向きをしたときは、ごを解いて横隊になり、右(左)に整とんする。  
(横隊の後ろ向き)  
第三十九条 横隊で後ろ向きをしたときは、両翼分隊長及び欠ごは前列につく。  
第四目 行 進  
(横隊の直行進)  
第四十条 直行進のきよう導は、常に右方とし、特に左方とする場合は必要ある場合は、きよう導左(右)の号

令による。  
2 指揮者は、直行進の号令を下す前に通常、行進目標をきよう導に示すものとし、小隊が一せいに行進を起したときは、隊員はきよう導にならつて行進し、きよう導は、列員にかかわらず制規の歩調と速度とを保つて、指示された目標に向ひ、又は正面と直角に行進する。  
(行進中列員の守るべき事項)  
第四十一条 隊員は、行進中次の事項を守らなければならない。  
一 歩調のせい、一と適正な間隔及び距離の保持とに注意するとともに、常にかしらをまわさないで整とん翼の方に重なり、右(左)列員及び前方の列員に注意すること。  
二 整とん翼から押ごするとき、これに従い、反対翼から押ごしてくるときは、これをささえること。  
三 間隔及び距離が適正でなくなつたときは、逐次回復するように努めること。  
四 障がい物等に遭遇したときは、直ちに左右に避けないうで足踏みをし、他の列員の行進に支障がなくなつてから障がい物等を避けてすみやかにその位置に復すること。  
五 整とん翼の方の列員と踏みあしの違つたときは踏み替へをし、すみやかに整とん翼側列員の踏みあしにあわせること。  
六 前号の踏みかえは、後の足を前の足に引きつけ、前足の足から行進すること。但し、駆けあしの場合は、片足で二歩前進し、足踏みの場合もこれと同じ方法で行うものとする。  
(行進中の右(左)向き及び後ろ向き)  
第四十二条 行進中右(左)向き及び後ろ向きをするときは、第三十八条第一項及び第三十九条の規定により行う。  
(側面縦隊行進中における整とん)  
第四十三条 側面縦隊の隊員は、常に旧正面を基準に整とんしながら行進し、きよう導の後方にある隊員は、きよ

七

5. 導の進んだ線を踏み、その他の隊員は、前方の隊員の進んだ線を踏んで行進する。

(行進中の側面縦隊の左(右)向き停止)  
第四十四条 側面縦隊で行進中の小隊を止めて、直ちに横隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「左(右)向け1止め」  
小隊は、停止して第三十八条第二項の規定により横隊となる。

(斜行進)  
第四十五条 斜行進を行う場合は、第十八条の規定により行進のものとし、列員の肩は互に平行し、右(左)斜行進の場合は、列員の右(左)肩は右(左)列員の左(右)肩の後にならなければならない。

2 列員は、常に斜行する方に整とんする。

(行進の停止)  
第四十六条 小隊を止まらせるには、次の号令並びに要領による。

「小隊1止め」  
小隊は停止し、横隊の場合列員は、各自整とんし、縦隊の場合列員は、そのままとする。

第五目 方向交換

(方向交換の原則)  
第四十七条 方向を換えるには、停止中の場合は、速あしを用いるものとし、特に必要あるときは、駆けあしを用い、予令次に「駆けあし」の号令を加えるものとする。但し、行進中の場合は、常に駆けあしを用いる。

(横隊の方向交換)  
第四十八条 横隊の方向を換えるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)に向きを換え1進め」  
停止中の場合は、軸翼にある分隊長は右(左)向きをし、その他の隊員は半ば右(左)向きをして近みちを通り、逐次新線に至つて停止し、その右(左)列員に整とんする。

2 行進中の場合は、方向を換えながら新方向に行進する。

3 指揮者は、方向を換え終らうとするとき、必要がある場合は、きよう導を指示するものとする。

4 行進方向を換え、直ちに停止する必要があるときは、「右(左)に向きを換え1止まれ」の号令を下し、軸翼にある分隊長は、停止して方向を換え、列員は、新線に至り停止し、その右(左)列員に整とんする。

(側面縦隊の方向交換)  
第四十九条 側面縦隊の方向を換えるには、次の号令並びに要領による。

「くみぐみ左(右)へ1進め」  
先頭は、小さな環形を歩み、停止中にあつては、前進を起すと同時に以上の動作をし、旋回軸にある列員は、最初の歩歩をちじめ、外翼にある列員は、制規の歩調で行進し、常に旋回軸の方に整とんしながら左(右)に方向を換え、続けて行進し、各ごは、前のごの所に至つて、同じ方法で方向を換える。

(小角度の方向交換)  
第五十条 小角度に方向を換えるには、指揮者は、あらかじめ、新目標(方向)を指示するものとする。

第六目 隊形交換

(隊形交換の要領)  
第五十一条 隊形を換えるには、前に規定した諸制式によつて実施する外、第五十二条及び第五十三条の要領による。但し、第五十二条による場合は、第四十七条の規定を適用する。

(側面縦隊の横隊交換)  
第五十二条 側面縦隊から同方向に横隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「左(右)へ並び1進め」  
先頭にある分隊長は、停止中の場合はそのままとし、行進中の場合は続けて行進し、列員は、ごを解きながら近みちを通つて横隊を作り、きよう導にならぬ整とんする。

2 側面縦隊で行進中同方向に横隊を作り直ちに停止させるには、次の号令並びに要領による。

「左(右)へ並び1止まれ」  
先頭にある分隊長は、直ちに停止し、列員は、ごを解いて近みちを通つて横隊を作り、きよう導にならぬ整とんする。

(行進中の横隊の側面縦隊交換)  
第五十三条 行進中の横隊を、同方向に側面縦隊として行進させるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)向けくみぐみ左(右)へ1進め」  
小隊は、右(左)向きをして側面縦隊となり、ついで第四十九条の規定によつて方向を換え、続けて行進する。

第七目 みちあし

(みちあしの原則)  
第五十四条 みちあしは、長距離の行進又は不埒地等の行進の際、側面縦隊の隊形でこれを行進するものとし、列員は、制規の歩調をとらないことができる。

(みちあしの方法)  
第五十五条 みちあしをさせるには、次の号令並びに要領による。

「みちあし」  
押ご列員は、隊列の後尾につくものとする。

2 みちあし行進から速あし又は駆けあし行進をさせるには、次の号令並びに第十五条及び第二十三条の要領による。

「速あし(駆けあし)1進め」

第八目 解散及び集合

(解散)  
第五十六条 小隊を解散させるには、次の号令による。

「わかれ」  
(集合)  
第五十七条 小隊を集合させるには、次の号令並びに要領による。

による。

「集れ」  
右翼分隊長は、すみやかに指揮者の前方からおおむね八歩の距離をとつて横隊の定位につき、列員は、その左方に番号の順序に従つて、二列となつて整とんする。

第三款 中隊訓練

第一目 編成及び隊形

(中隊の編成)  
第五十八条 中隊の編成は、第三十二条の規定に準じ、おおむねこれを三小隊とし、第一ないし第三の番号をつける。

2 前項の小隊は、おおむね三十人の隊員をもつて編成する。但し、人員の都合により増減することができる。

(中隊の隊形)  
第五十九条 中隊の隊形は、中隊縦隊、併立縦隊、側面縦隊及び中隊横隊とする。

2 中隊内各小隊間の距離及び間隔は、都合により適宜伸縮することができる。

(中隊縦隊)  
第六十条 中隊縦隊は、横隊の小隊が縦に重なつた隊形で、第二四図のとおりとする。

(併立縦隊)  
第六十一条 併立縦隊は、中隊縦隊を側面に向けた隊形で、第三四図のとおりとする。

(側面縦隊)  
第六十二条 側面縦隊は、側面縦隊の小隊が縦に重なつた隊形で、第四四図のとおりとする。

(中隊横隊)  
第六十三条 中隊横隊は横隊の小隊を横につらねた隊形で、第五四図のとおりとする。

第二目 整とん  
(中隊整とんの原則)  
第六十四条 中隊を整とんさせるには、第三十六条及び第三十七条の規定によつて実施する外、この目の規定によ

る。

(中隊縦隊の整とん)  
第六十五条 中隊縦隊の隊形にある中隊を整とんさせるには、第三十六条の規定により「きよう導(何)歩前へ1進め」の号令で、先頭小隊の両翼分隊長だけ前進し、指揮者は、その位置及び姿勢を正す。

2 「右(左)へ1ならえ」の号令で、後方小隊の整とん翼の分隊長は、列員とともに前進し、正しく距離をとる。前方小隊整とん翼の分隊長に重なるものとする。

(併立縦隊の整とん)  
第六十六条 併立縦隊の隊形にある中隊を整とんさせるには、指揮者は、基準小隊を示し、次の号令並びに要領による。

「ならえ」  
基準小隊は、第三十七条の規定によつて動作をし、その他の小隊は、基準小隊の方に整とんする。

2 整とんが終つたときは、次の号令並びに要領による。

「なおれ」  
列員は、かしら正面に復する。

(中隊横隊の整とん)  
第六十七条 中隊横隊の隊形にある中隊を整とんさせるには、第三十六条の規定により「きよう導(何)歩前へ1進め」の号令で、各小隊の両翼分隊長は、一せいに前進し、指揮者は、その位置を正す。

第三目 右(左)向き及び後ろ向き

(中隊縦隊の右(左)向き)  
第六十八条 中隊縦隊の隊形にある中隊が右(左)向きをしたときは、各小隊は、第三十八条第一項の規定によつて動作をし、第六十一条に定める位置について、併立縦隊となる。

(併立縦隊の左(右)向き)  
第六十九条 併立縦隊の隊形にある中隊が左(右)向きをしたときは、第三十八条第二項の規定によつて動作をし、第六十条に定める位置について、中隊縦隊となり、

第六十條に定める位置について、中隊縦隊となり、

各自右(左)の方に整とんする。

(中隊横隊の右(左)向き)  
第七十条 中隊横隊の隊形にある中隊が右(左)向きをしたときは、各小隊は、第三十八条第一項の規定によつて動作をし、第六十二条に定める位置について、側面縦隊となる。

(側面縦隊の左(右)向き)  
第七十一条 側面縦隊の隊形にある中隊が左(右)向きをしたときは、各小隊は第三十八条第二項の規定によつて動作をし、第六十三条に定める位置について、中隊横隊となり、各自右(左)の方に整とんする。

(中隊縦隊及び中隊横隊の後ろ向き)  
第七十二条 中隊縦隊及び中隊横隊の隊形にある中隊が後ろ向きをしたときは、各小隊は、第三十九条の規定によつて動作をし、各小隊長は、その位置で後ろ向きをする。

第四目 行 進

(中隊行進の原則)  
第七十三条 中隊の行進については、第四十条ないし第四十六條の規定によつて実施する外、この目の規定による。

(中隊縦隊の直行進)  
第七十四条 中隊縦隊が直行進を行う場合は、後方小隊のきよう導は、その前方小隊のきよう導の進んだ線を踏み、そのきよう導から常に十歩の距離を保つものとする。

(併立縦隊の行進)  
第七十五条 併立縦隊が行進を行う場合は、指揮者は、通常、基準小隊を示し、かつ、必要があるときは、その小隊のきよう導の行進目標を示すものとする。

(行進中の右(左)向き及び後ろ向き)  
第七十六条 中隊訓練における行進中の右(左)向き及び後ろ向きは、第六十八條ないし第七十二条の規定によつて実施する。

第七十七條 中隊横隊の長距離行進は、通常、これを行わないものとする。

(行進中の縦隊の左(右)向き停止)

第七十八條 行進中の併立縦隊又は側面縦隊を止めて、直ちに側面に向つて中隊縦隊又は中隊横隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「左(右)向け止まれ」

中隊は、停止して第六十九條又は第七十一條の規定によつて、中隊縦隊又は中隊横隊となつて、行進した方向に整とんする。

第五目 方向交換

(中隊の方向交換の原則)

第七十九條 中隊の方向を換えるには、前に規定した諸制式によつて実施する外、この目的の規定による。

(中隊縦隊の方向交換)

第八十條 中隊縦隊の方向を換へさせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)に向きを換へし進め」

停止中の場合は、先頭小隊は、第四十八條の規定によつて動作をし、後方小隊は、動令で半ば左(右)向きをし、斜行進をしながら先頭小隊の軸翼分隊長の後方に至り、右(左)に方向を換へ、制規の距離をとつて、右(左)の方に整とんする。

2 行進中の場合は、後方小隊は、先頭小隊の方向交換をしたと同じ所に至り、号令なくして方向を換へながら、先頭小隊に続行する。

(併立縦隊の方向交換)

第八十一條 併立縦隊の方向を換へさせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)に向きを換へし進め」

停止中の場合は、軸翼にある小隊は、第四十九條の規定によつて右(左)小隊の後方に至つて停止し、制規の距離をとつて右の方に整とんする。

3 行進中の場合は、中隊縦隊への交換は、通常、行わないものとする。

第七十九條 中隊の方向を換へさせるには、前に規定した諸制式によつて実施する外、この目的の規定による。

(側面縦隊から中隊縦隊への交換)

第八十二條 中隊横隊の方向交換は、通常、これを行わないものとする。

第六目 隊形交換

(中隊の隊形交換の原則)

第八十三條 中隊の隊形を換へさせるには、前に規定した諸制式によつて実施する外、この目的の規定による。

(側面縦隊から中隊縦隊への交換)

第八十四條 側面縦隊から同方向に中隊縦隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「中隊縦隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、先頭にある分隊長は、停止中の場合はそのままとし、行進中の場合は続けて行進し、先頭小隊の列員は、ごを解きながら近みちを通つて横隊を作り、後方小隊は、先頭小隊に準じて小隊ごとに横隊を作り、制規の距離をとる。

(側面縦隊から併立縦隊への交換)

第八十五條 側面縦隊から同方向に併立縦隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「併立縦隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、先頭小隊は、停止中の場合はそのままとし、行進中の場合は続けて行進し、中央(後尾)小隊は、右(左)の方に制規の間隔をとるように入出し、軸翼小隊の先頭と同一線に至る。

2 右(左)側に併立縦隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)に併立縦隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、先頭小隊は、停止中の場合はそのままとし、行進中の場合は続けて行進し、後方小隊は、右(左)の方に制規の間隔をとるように入出し、軸翼小隊の先頭と同一線に至る。

(中隊縦隊から中隊横隊への交換)

第八十六條 中隊縦隊から同方向に中隊横隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「中隊横隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、先頭小隊はそのままとし、中央小隊は半ば右向き、後尾小隊は半ば左向きをし、近みちを通つて先頭小隊の右(左)の方に制規の位置に至つて停止し、中央小隊に整とんする。

2 左(右)側に中隊横隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「左(右)へ中隊横隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、先頭小隊はそのままとし、後方小隊は半ば左(右)向きをし、近みちを通つて順次先頭小隊の左(右)の方に制規の位置に至つて、停止、右(左)の方に整とんする。

3 行進中の場合は、中隊横隊への交換は、通常、行わないものとする。

(中隊横隊から中隊縦隊への交換)

第八十七條 中隊横隊から同方向に中隊縦隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「中隊縦隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、中央小隊はそのままとし、右小隊は度の深い左向きをし、斜行進をして中央小隊の後方に至つて停止し、左小隊は度の深い右向きをし、斜行進をして右小隊の位置する後方に至つて停止し、制規の距離をとつて右の方に整とんする。

2 右(左)側に中隊縦隊を作らせるには、次の号令並びに要領による。

「右(左)へ中隊縦隊作れし進め」

小隊長の指示に従つて、右(左)小隊はそのままとし、

し、その他の小隊は度の深い右(左)向きをし、斜行進をして右(左)小隊の後方に至つて停止し、制規の距離をとつて右の方に整とんする。

3 行進中の場合は、中隊縦隊への交換は、通常、行わないものとする。

第七目 みちあし

(中隊のみちあし)

第八十八條 中隊のみちあしは、側面縦隊の隊形で行い、第五十四條及び第五十五條の規定を適用する。

第八目 解散及び集合

(中隊の解散及び集合)

第八十九條 中隊の解散及び集合は、第五十六條及び第五十七條の規定を適用する。

2 中隊の集合隊形は、通常、中隊縦隊とする。

第四款 大隊訓練

(大隊の隊形)

第九十條 大隊の隊形は、大隊横隊及び大隊縦隊とする。但し、必要ある場合、指揮者は、別に隊形を定めることができる。

(大隊横隊)

第九十一條 大隊横隊は、中隊縦隊を横に併列した隊形で、主として点検に用い、第六圖のとおりとする。

(大隊縦隊)

第九十二條 大隊縦隊は、中隊縦隊が縦に重なつた隊形で、主として分列行進に用い、第七圖の通りとする。

(大隊訓練)

第九十三條 大隊訓練を行うには、前に規定した諸制式によつて実施する外、この条の規定による。

2 指揮者は、各中隊をして、同時に同一の動作をさせる必要がある場合は、号令を用いるものとする。

3 指揮者は、整とん、行進、方向交換及び隊形交換等を行うため必要がある場合は、基準中隊及び中隊の關係位置等を中隊長に示すものとする。

4 各中隊間の距離及び間隔は、各中隊整とん翼の分隊長

を保ち、方向を換へながら行進し、軸翼小隊の先頭と同一線に至つて停止する。

2 行進中の場合は、軸翼にある小隊は、停止中と同じ方法で方向を換へながら行進し、その他の小隊は、駆けあしで方向を換へながら軸翼小隊の先頭と同一線に至つて、連あしに移り、続けて行進する。

(中隊横隊の方向交換)

第八十二條 中隊横隊の方向交換は、通常、これを行わないものとする。

第三章 禮 式

第一節 通 則

第九十五條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

ものが、これを保つものとする。

第九十九條 この章において上長とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 上級階級にある者

二 指揮監督の職権をもつ者

三 現に指揮又は監督の任務を行う者

2 この章において儀式とは、出初式等の場合に行う隊員及び部隊の視閲等の行事をいう。

(本章の適用)

第九十六條 本章の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用するものとする。

(敬礼の勵行)

第九十七條 敬礼は、誠實敬愛の念をもつて行ふべきであつて、粗略に流れ又は形式にだしてはならない。

2 隊員及び部隊は、特に定めがある場合の外、上長に対して敬礼を行うものとし、上長の答礼の終るのを待つてもとに復するものとする。

3 同級者は、互に敬礼を交換しなければならない。

(二人以上の上長に対する敬礼)

第九十八條 二人以上の上長に対する敬礼は、まずそのうち最上級者に対して行ひ、次に他の上長一同に対して行ひ、但し、最上級者が明らかでないときは、上長一同に對して行ふものとする。

(職務執行中及び休憩中の敬礼)

第九十九條 水災の防ぎよ、演習、点検、操車及び操船その他職務執行中においては、通常、敬礼を行わないものとする。

2 休憩中における上長に対する敬礼は、隊員各個人に行ふ

る。  
 2 上長を呼称するときは、敬称を用いるものとし、同級又は下級の者に対し敬称を用いた場合は、職名及び階級を省略することができる。  
 第二節 室内の礼式  
 (入室の場合の脱帽)  
 第五十五条 室内に入るときは、職務の執行上支障ある場合の外、室外で脱帽するものとする。  
 (室内の敬礼)  
 第六十条 室内の敬礼は、受礼者に向つて姿勢を正し、注目した後、体の上部をおおむね十五度前に傾け、かしら

を正しく上体の方向に保つて行ふ。但し、帽子を持つているときは、右手にその前ひさしをつまみ、内部をももに向けて垂直にさげ、左手はももにつけてたれるものとする。  
 2 敬礼は、体の上部を少し前に傾け、又は注目をもつて行ふ。  
 (上長の室における敬礼)  
 第七十条 上長の室に入るときは、許しを得た後、室内に入り、上長の席を離れることおほむね三歩の位置で敬礼を行ふ。  
 2 上長の室を去るときは、前項に準じて敬礼を行ふ。  
 3 前二項の場合において、在室の上長二人以上で主客の別あるときは、第九十八条の規定にかかわらず、まず主たる上長に対して敬礼を行ふ。  
 (室外における辞令等の受領又は呈出)  
 第八十条 室内で辞令、賞状及び書類等を受けるときは、授与者の席を離れることおほむね三歩の位置で敬礼を行つた後、適宜前進、帽子を左向きにさき、右手でこれを受け、左手に収め、ついで帽子を右手に移した後、もとの位置に復して再び敬礼を行ひ、退去する。  
 2 辞令又は賞状の類を受けたときは、その場において左手を添えて開いて見せることを礼とする。  
 3 上長に書類等を呈出するときは、左手から右手に移し

て行ふ外、第一項の規定に準ずる。  
 (室内における命令若しくは諭告の受領又は陳述若しくは申告)  
 第九十条 室内で、上長より命令若しくは諭告を受け又は上長に陳述若しくは申告を行ふときは、第七十条の規定により敬礼を行つた後、状況により適宜前進し、命令若しくは諭告を受け又は陳述若しくは申告を行つてもとの位置に復し、再び敬礼を行ひ、退去する。  
 (訓練場及び教養場等における敬礼)  
 第一百条 訓練場及び教養場等の上長又は教養者が来場したときは、在場者中の最上級者又はあらかじめ定められた者が「氣をつけ」又は「起立」の号令を下し、上長又は教養者が定位置にいたるときは「敬礼」の号令で、一せいに敬礼を行ひ、次に「休め」又は「蒲席」の号令を下す。  
 2 上長又は教養者が退場するとき、前項に準じて行ふ。但し「休め」又は「蒲席」の号令は、上長又は教養者が室外に出た後、下すものとする。  
 (訓練中又は教養中若しくは作業中の敬礼)  
 第一百一十条 室内で、訓練中又は教養中若しくは作業中上長が来場したとき又は退場するとき、訓練者又は教養者若しくは監督者のみが敬礼を行ふ。  
 (室内における上長の応答)  
 第一百二十条 室内において上長に応答するとき、起立し、又は姿勢を正すことを礼とする。  
 第三節 室外の礼式  
 (挙手注目の敬礼)  
 第一百三十三条 室外においては、特に定めがある場合の外、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 2 前項の敬礼は、受礼者を離れることおほむね六歩の位置で行ふ。  
 (挙手注目の敬礼の要領)  
 第一百四十四条 挙手注目の敬礼は、受礼者に向つて姿勢を正し、右手をあげ指を接してのばし、ひとさし指と中指と

を帽子の前ひさしの右端にあて、たなごころを少し外方に向け、ひじを肩の方向にはほその高さにあげ、受礼者に注目して行ふ。但し、右手をあげるべきでないときは又は制規の方法によりがたいときは、そのまま注目し、体の上部を少し前に傾けて敬礼に替へることができ  
 (上長のもとに至るとき)の敬礼)  
 第一百五十五条 上長のもとに至るときは、停止した後、敬礼を行ふ。  
 (短艇又は車内における敬礼)  
 第一百六十六条 短艇又は車内において蒲席している場合の敬礼は、そのまま姿勢を正してこれを行ふ。  
 (室外における辞令等の受領又は呈出)  
 第一百七十条 室外で辞令、賞状、書類等を受けるとき又は書類等を呈出するときは、第九十三条及び第九十四条の規定による敬礼を行ふ外、第九十九条の規定に準じて行ふ。  
 (上長との同行)  
 第一百九十条 上長と同行するときは、同行者一人のときは、左側又は後方につき、二人以上のときは、その両側又は後方につくことを礼とする。但し、誘導者の場合はこの限りでない。  
 2 上長と自動車に乗車するとき、上長を先にし、通常、運転者の後方又は上長の左側に蒲席し、下車するときは、上長を後にすることを礼とする。  
 3 船舶のぼんていを上るときは、上長を先にし、降りるときは、上長を後にする。但し、短艇等に乗組むときは、上長を後にし、降りるときは、上長を先にすることを礼とする。  
 (上長との同行)  
 第一百九十条 上長と同行するときは、同行者一人のときは、左側又は後方につき、二人以上のときは、その両側又は後方につくことを礼とする。但し、誘導者の場合はこの限りでない。  
 2 上長と自動車に乗車するとき、上長を先にし、通常、運転者の後方又は上長の左側に蒲席し、下車するときは、上長を後にすることを礼とする。  
 3 船舶のぼんていを上るときは、上長を先にし、降りるときは、上長を後にする。但し、短艇等に乗組むときは、上長を後にし、降りるときは、上長を先にすることを礼とする。

隊のおおむね八歩前にきたとき、その中(小)隊長は、「かしら」右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送りし、観閲者がその中(小)隊をおおむね八歩過ぎたとき、「なおい」の号令を下す。但し、この場合大(中)隊長は、「かしら」右」及び「なおい」の号令は下さない。  
 (分列行進の隊形)  
 第三十条 分列行進の隊形は、第九四のとおりとし、徒歩部隊の場合においては、大隊縦隊とし、消防自動車部隊の場合においては、一列又は二列縦隊とする。  
 2 土地その他の状況によつて、前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (分列行進)  
 第三十一条 分列行進を行ふ場合において指揮者は、第十四のとおりの敬礼の始点及び終点に標識をおいた後、分列行進を命ずる。  
 2 前項の前進の命令により、先頭の大(中)隊長は、「分列に前へ」進め」の号令を下して進進し、ついでその他の各大(中)隊長は、所定の距離になるのを待つて「分列に前へ」進め」の号令を下し、逐次進進する。  
 (分列行進中の敬礼)  
 第三十二条 指揮者は、敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行ひ、敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱し、すみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。  
 2 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、敬礼の始点に達したときは「かしら」右」の号令を下し、隊員は、一せいに観閲者に対して注目しながら行進する。但し、自動車部隊の運転者及び徒歩部隊のきよう導である分隊長は、注目を行わない。  
 3 前項の場合において中隊長(徒歩部隊の場合は、小隊長)以上は、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 4 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、大隊(徒歩部隊の場合は、中隊)の後尾が敬礼の終点を過ぎたと

する。  
 第四節 消防部隊の礼式  
 第一款 部隊の敬礼  
 (停止中の敬礼)  
 第二十一条 停止中の部隊の敬礼は、まず隊列を正し、指揮者の「かしら」右(左)若しくは「かしら」中」又は「注目」の号令で受礼者に対し指揮者は挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は注目し「なおい」の号令でもとに復する。  
 2 前項の敬礼は、受礼者が隊列を離れることおほむね八歩の位置で行ふ。  
 (行進中の敬礼)  
 第二十一条 行進中の部隊の敬礼は、速あし行進で前条の規定に準じて行ふ。但し、都合により、隊員はみちあしのみままとし、指揮者のみか速あし行進で敬礼を行うことができる。  
 2 駆けあし行進の場合は、駆けあしのみまま指揮者のみが敬礼を行ふ。  
 (個々の隊員に対する敬礼)  
 第二十二條 個々の隊員に対する部隊の敬礼は、その指揮者より上級の者でなければ行わない。  
 (部隊相互の敬礼)  
 第二十三條 部隊相互の敬礼は、指揮者の階級が下のものから行ふ。  
 2 指揮者の階級が同級るとき又は明らかでないときは、先後を問はず行ふ。  
 (敬礼を行う単位)  
 第二十四條 部隊の敬礼は、独立する分隊、小隊又は中隊では各部隊ごとに、大隊では中隊ごとに行ふものとする。但し、大隊以上の部隊で停止中の場合は、大隊ごとに行ふ。  
 (室内又は夜間の敬礼)  
 第二十五条 部隊の敬礼は、室内又は夜間においては、特に必要がある場合の外、行わない。

(消防車両等の乗員の敬礼)  
 第二十六条 消防車両の乗員が敬礼を行ふときは、指揮者の号令でそのまま注目し、指揮者は、蒲席したまま挙手注目の敬礼を行ふ。但し、都合により、指揮者の敬礼のみによるることができる。  
 2 運転者は、運転中においては敬礼を行わない。  
 3 消防船艇乗務員の敬礼は、前二項に準じて行ふ。  
 第二款 儀式の礼式  
 (観閲の隊形)  
 第二十七条 観閲の場合の隊形は、第八四のとおりとし、消防自動車その他の機械のある場合は一列縦隊とし、隊員の後方に先端をそろえて配列し、消防自動車その他の機械のない場合は大(中)隊縦隊とする。  
 2 人員、機械器具の多少又は土地の状況によつて前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (観閲者の臨場及び退場)  
 第二十八条 観閲者が臨場したときは、指揮者は「氣を付け」の号令を下し、観閲者が定位置にいたときは、第九十条の規定による敬礼を行ひ、ついで前進して、人員及び機械器具その他の必要事項を報告し、終つて「休め」の号令を下した後、観閲者を誘導し、又はこれに随行する。  
 2 観閲者が退場するとき、前項に準じて敬礼を行ふ。  
 (観閲における部隊の敬礼)  
 第二十九条 観閲における部隊の敬礼は、観閲者が大(中)隊の先頭に近づいたとき、その大(中)隊長は「氣を付け」の号令を下し、ついでおほむね八歩前に近づいたとき、「かしら」右」の号令を下し、中(小)隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送り送す

隊のおおむね八歩前にきたとき、その中(小)隊長は、「かしら」右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送りし、観閲者がその中(小)隊をおおむね八歩過ぎたとき、「なおい」の号令を下す。但し、この場合大(中)隊長は、「かしら」右」及び「なおい」の号令は下さない。  
 (分列行進の隊形)  
 第三十条 分列行進の隊形は、第九四のとおりとし、徒歩部隊の場合においては、大隊縦隊とし、消防自動車部隊の場合においては、一列又は二列縦隊とする。  
 2 土地その他の状況によつて、前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (分列行進)  
 第三十一条 分列行進を行ふ場合において指揮者は、第十四のとおりの敬礼の始点及び終点に標識をおいた後、分列行進を命ずる。  
 2 前項の前進の命令により、先頭の大(中)隊長は、「分列に前へ」進め」の号令を下して進進し、ついでその他の各大(中)隊長は、所定の距離になるのを待つて「分列に前へ」進め」の号令を下し、逐次進進する。  
 (分列行進中の敬礼)  
 第三十二条 指揮者は、敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行ひ、敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱し、すみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。  
 2 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、敬礼の始点に達したときは「かしら」右」の号令を下し、隊員は、一せいに観閲者に対して注目しながら行進する。但し、自動車部隊の運転者及び徒歩部隊のきよう導である分隊長は、注目を行わない。  
 3 前項の場合において中隊長(徒歩部隊の場合は、小隊長)以上は、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 4 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、大隊(徒歩部隊の場合は、中隊)の後尾が敬礼の終点を過ぎたと

隊のおおむね八歩前にきたとき、その中(小)隊長は、「かしら」右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送りし、観閲者がその中(小)隊をおおむね八歩過ぎたとき、「なおい」の号令を下す。但し、この場合大(中)隊長は、「かしら」右」及び「なおい」の号令は下さない。  
 (分列行進の隊形)  
 第三十条 分列行進の隊形は、第九四のとおりとし、徒歩部隊の場合においては、大隊縦隊とし、消防自動車部隊の場合においては、一列又は二列縦隊とする。  
 2 土地その他の状況によつて、前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (分列行進)  
 第三十一条 分列行進を行ふ場合において指揮者は、第十四のとおりの敬礼の始点及び終点に標識をおいた後、分列行進を命ずる。  
 2 前項の前進の命令により、先頭の大(中)隊長は、「分列に前へ」進め」の号令を下して進進し、ついでその他の各大(中)隊長は、所定の距離になるのを待つて「分列に前へ」進め」の号令を下し、逐次進進する。  
 (分列行進中の敬礼)  
 第三十二条 指揮者は、敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行ひ、敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱し、すみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。  
 2 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、敬礼の始点に達したときは「かしら」右」の号令を下し、隊員は、一せいに観閲者に対して注目しながら行進する。但し、自動車部隊の運転者及び徒歩部隊のきよう導である分隊長は、注目を行わない。  
 3 前項の場合において中隊長(徒歩部隊の場合は、小隊長)以上は、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 4 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、大隊(徒歩部隊の場合は、中隊)の後尾が敬礼の終点を過ぎたと

隊のおおむね八歩前にきたとき、その中(小)隊長は、「かしら」右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送りし、観閲者がその中(小)隊をおおむね八歩過ぎたとき、「なおい」の号令を下す。但し、この場合大(中)隊長は、「かしら」右」及び「なおい」の号令は下さない。  
 (分列行進の隊形)  
 第三十条 分列行進の隊形は、第九四のとおりとし、徒歩部隊の場合においては、大隊縦隊とし、消防自動車部隊の場合においては、一列又は二列縦隊とする。  
 2 土地その他の状況によつて、前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (分列行進)  
 第三十一条 分列行進を行ふ場合において指揮者は、第十四のとおりの敬礼の始点及び終点に標識をおいた後、分列行進を命ずる。  
 2 前項の前進の命令により、先頭の大(中)隊長は、「分列に前へ」進め」の号令を下して進進し、ついでその他の各大(中)隊長は、所定の距離になるのを待つて「分列に前へ」進め」の号令を下し、逐次進進する。  
 (分列行進中の敬礼)  
 第三十二条 指揮者は、敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行ひ、敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱し、すみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。  
 2 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、敬礼の始点に達したときは「かしら」右」の号令を下し、隊員は、一せいに観閲者に対して注目しながら行進する。但し、自動車部隊の運転者及び徒歩部隊のきよう導である分隊長は、注目を行わない。  
 3 前項の場合において中隊長(徒歩部隊の場合は、小隊長)以上は、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 4 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、大隊(徒歩部隊の場合は、中隊)の後尾が敬礼の終点を過ぎたと

隊のおおむね八歩前にきたとき、その中(小)隊長は、「かしら」右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ひ、隊員は、これを目送りし、観閲者がその中(小)隊をおおむね八歩過ぎたとき、「なおい」の号令を下す。但し、この場合大(中)隊長は、「かしら」右」及び「なおい」の号令は下さない。  
 (分列行進の隊形)  
 第三十条 分列行進の隊形は、第九四のとおりとし、徒歩部隊の場合においては、大隊縦隊とし、消防自動車部隊の場合においては、一列又は二列縦隊とする。  
 2 土地その他の状況によつて、前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。  
 (分列行進)  
 第三十一条 分列行進を行ふ場合において指揮者は、第十四のとおりの敬礼の始点及び終点に標識をおいた後、分列行進を命ずる。  
 2 前項の前進の命令により、先頭の大(中)隊長は、「分列に前へ」進め」の号令を下して進進し、ついでその他の各大(中)隊長は、所定の距離になるのを待つて「分列に前へ」進め」の号令を下し、逐次進進する。  
 (分列行進中の敬礼)  
 第三十二条 指揮者は、敬礼の始点に達したときは、挙手注目の敬礼を行ひ、敬礼の終点を過ぎたときは、もとに復して列を脱し、すみやかに観閲者の右側後方に至り、分列行進の終るまで同所に位置する。  
 2 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、敬礼の始点に達したときは「かしら」右」の号令を下し、隊員は、一せいに観閲者に対して注目しながら行進する。但し、自動車部隊の運転者及び徒歩部隊のきよう導である分隊長は、注目を行わない。  
 3 前項の場合において中隊長(徒歩部隊の場合は、小隊長)以上は、挙手注目の敬礼を行ふ。  
 4 大隊長(徒歩部隊の場合は、中隊長)は、大隊(徒歩部隊の場合は、中隊)の後尾が敬礼の終点を過ぎたと

「き、なおれ」の号令を下し、隊員は、敬礼をもとに復して続けて行進する。

(分列行進終了の部隊)

第百三十三条 分列行進が終了した部隊は、逐次指揮者の定める位置に至つて、観閲者退場に対する敬礼の準備をする。

(儀式終了の報告)

第百三十四条 儀式が終了した場合(分列行進の場合)、指揮者、音楽隊又はラッパ隊を撤収した後、指揮者は、観閲者の前面に至つて、儀式終了の報告を行い、命令を待つものとする。

(音楽隊及びラッパ隊)

第百三十五条 音楽隊及びラッパ隊は、分列行進に参加することなく、あらかじめ、指定された位置において奏樂するものとする。但し、必要あるときは、その都度指揮者の定めるところによる。

第四章 点 検

第一節 通 則

(要旨)

第百三十六条 この章は、隊員の人員、姿勢、服装、訓練、札式、消防操法、消防用機械器具(以下「機械器具」という)、物品及び備品等を検査するに必要な事項を定めるものとする。

(点検の種類)

第百三十七条 点検を分けて、通常点検、特別点検及び現場点検とする。

(点検者及び指揮者)

第百三十八条 点検は、指揮監督の任にある者が点検者となり、これに次ぐ幹部の者が指揮者となつて行ふ。

2 点検者又は指揮者が事故あるときは、順次これに次ぐ幹部の者が代理する。

(点検の隊形、項目及び方法の変更)

第百三十九条 点検を受ける人員が少いとき又は点検を行う場所が狭いときその他この章の規定とより点検を実施

したが、この上において、おや、指でこれをかきおさへ、かしら正面に復すると同時に左手をたれる。

3 第一項第七号に定める「おさめ」の号令があつたときは、隊員は、手帳に注目し、左手を添えて手帳の表紙を閉じ、左手をポケットに添え、右手でこれをかきおさめ、かしら正面に復すると同時に両手をたれる。

4 点検者は、第一項第五号に定める動作が終了したときは、指揮者を随行して前列の右翼前から左翼を通過して後列及び押ご列に至り、服装及び姿勢の適否等を検査し、第一項第六号に定める動作が終了したときも同じ要領によつて手帳の保存及びその取扱の適否等を検査し、終つて定位につくものとする。

5 前項に定める検査及び第一項第二号ないし第四号に定める動作は、都合により適宜省略することができる。

6 列員は、点検者が手帳を取つて検査するとき、右手をおろし不動の姿勢をとつて、手帳が返却されるのを待つものとする。

7 指揮者は、第一項に定める動作が終了したときは、部隊をもとの位置に復させた後、点検者に、点検終了の旨を報告し、部隊の定位につき、ついぞ点検者退場するとき、部隊の敬礼を行う。

8 列外者は、点検者の臨場又は退場の際には、指揮者の行ふ部隊の敬礼を合図に、点検者に対し敬礼を行う。

9 中隊以上の通常点検の場合は、指揮者は、第一項に定める敬礼及び報告をした後、小隊長を小隊の右翼に、押ごを左翼に位置せしめる。

(機械器具点検の目的及び事項)

第百四十六條 機械器具の点検は、保存手入の良否及び応急準備の適否を検査するものとし、主として次の各号の事項についてこれを行う。

一 機械各部の清掃及び手入の状況

二 機械各部の液体漏れ、油、部品の脱落及び破損箇所の有無

三 機関部及びポンプ部の良否

しがない事由のあるときは、この章の規定の趣旨に反しない限り、点検の隊形、項目及び方法を適宜変更して行うことができる。

(部隊の編成)

第百四十條 通常点検及び特別点検中において札式及び訓練の点検を行うときは、次の各号の要領によつて第十一図のとおり部隊を編成する。

一 消防士長(消防団にあつては、班長)は、きよう導になる者の外、押ご列につくものとする。但し、人員の都合によつて列員に入れることができる。

二 きよう導にあつては、消防士長(消防団にあつては、班長)がいないときは、消防士(消防団にあつては、団員)中適當なるものをこれにあつては、分団長)又は消防司令補があるときは、第十一図のとおり列外に位置する。

(点検の隊形)

第百四十一條 前条の点検の隊形は、通常、小隊においては横隊、中隊においては中隊縦隊、大隊においては大隊横隊とする。

(行動及び動作等の準用)

第百四十二條 特別点検及び現場点検における動作については、特に定めのないものは、通常点検の規定を準用し、点検の行動及び動作等については、この章の外、第二章訓練、第三章札式に定める規定を準用して行ふ。

第二節 通常点検

(通常点検の内容)

第百四十三條 通常点検においては、次の各号の全部又は

- 四 冷却水、オイル及びガソリンの状況
  - 五 積載品の完否
  - 六 タイヤ及び空気圧の良否
  - 七 計器類の良否
  - 八 操縦装置及び制動装置の良否
  - 九 照明装置の良否
  - 十 警音器具の良否
  - 十一 その他必要事項
- (機械器具点検における部隊編成)
- 第百四十七條 機械器具の点検を行うときは、指揮者は、次の各号の要領によつて第十二図のとおり部隊を編成する。
- 一 その日の当務員である隊員は、通常、乗車を予定されてある車両の前面に、各車両ごとに一列横隊に整列する。
  - 二 部隊に加わらない隊員があるときは、列外に位置する。
- (機械器具点検の要領)
- 第百四十八條 機械器具の点検は、第百四十五條の規定に準じて行い、指揮者は、順次の号令を下す。
- 一 番号
  - 二 定位につけ
  - 三 点検始め
  - 四 車前に進め
- 2 前項第三号に定める「点検始め」の号令があつたときは、隊員は、一せいに第百四十六條各号に定める事項について点検を行い、その異状の有無を各車両の長に報告し、各車両の長は、これを指揮者に報告する。
- 3 第一項第四号に定める「車前に進め」の号令があつたときは、隊員は、一せいにその位置に復する。
- 4 指揮者は、第一項各号に定める動作が終了したときは、点検者にその異状の有無を報告する。
- 5 消防艇の機械器具の点検は、第百四十七條及びこの条の規定に準じて行ふ。

一部の事項について検査を行う。

- 一 人員、姿勢、服装及び消防手帳(以下手帳という)。
- 二 訓練及び札式
- 三 機械器具
- 四 消防操法

(通常点検の実施)

第百四十四條 通常点検は、消防本部においては毎月一回以上、消防署(消防団の常備部を含む)において隔日制又は三部制をとる場合は、各都ごとに毎週一回以上、隊員の教養を掌る訓練機関においては特別の事由がない限り毎日行い、その他の者に対しては演習又は召集の際に行ふ。

(通常点検の要領)

第百四十五條 指揮者は、点検者が臨場したときは、「氣を付け」の号令を下し、点検者が定位についたときは、これに対して部隊の敬礼を行い人員数その他必要事項を報告した後、点検者の左側二歩の位置につき、順次の号令を下す。但し、人員が多数のときは、第四項に定める点検を行う間、他の隊員を休憩させることができる。

- 一 番号
- 二 きよう導三歩前へ一進め
- 三 右へ一ならえ
- 四 なおれ
- 五 前列七歩、後列三歩前へ一進め(押ご列がないときは、前列の前進は、四歩とし後列は、そのままとする)。
- 六 手帳
- 七 おさめ
- 八 後列四歩、押ご列七歩前へ一進め(押ご列がないときは、後列の前進は四歩とする)。

2 前項第六号に定める「手帳」の号令があつたときは、隊員は左手を胸のポケットに添え、手帳に注目しながら右手でこれを前方に向けて出し、ひじをわきにつけ、前腕を水平に体と直角に出し、左手を添えて表紙を開き右

た、この上において、おや、指でこれをかきおさへ、かしら正面に復すると同時に左手をたれる。

3 第一項第七号に定める「おさめ」の号令があつたときは、隊員は、手帳に注目し、左手を添えて手帳の表紙を閉じ、左手をポケットに添え、右手でこれをかきおさめ、かしら正面に復すると同時に両手をたれる。

4 点検者は、第一項第五号に定める動作が終了したときは、指揮者を随行して前列の右翼前から左翼を通過して後列及び押ご列に至り、服装及び姿勢の適否等を検査し、第一項第六号に定める動作が終了したときも同じ要領によつて手帳の保存及びその取扱の適否等を検査し、終つて定位につくものとする。

5 前項に定める検査及び第一項第二号ないし第四号に定める動作は、都合により適宜省略することができる。

6 列員は、点検者が手帳を取つて検査するとき、右手をおろし不動の姿勢をとつて、手帳が返却されるのを待つものとする。

7 指揮者は、第一項に定める動作が終了したときは、部隊をもとの位置に復させた後、点検者に、点検終了の旨を報告し、部隊の定位につき、ついぞ点検者退場するとき、部隊の敬礼を行う。

8 列外者は、点検者の臨場又は退場の際には、指揮者の行ふ部隊の敬礼を合図に、点検者に対し敬礼を行う。

9 中隊以上の通常点検の場合は、指揮者は、第一項に定める敬礼及び報告をした後、小隊長を小隊の右翼に、押ごを左翼に位置せしめる。

(機械器具点検の目的及び事項)

第百四十六條 機械器具の点検は、保存手入の良否及び応急準備の適否を検査するものとし、主として次の各号の事項についてこれを行う。

一 機械各部の清掃及び手入の状況

二 機械各部の液体漏れ、油、部品の脱落及び破損箇所の有無

三 機関部及びポンプ部の良否

- 四 冷却水、オイル及びガソリンの状況
  - 五 積載品の完否
  - 六 タイヤ及び空気圧の良否
  - 七 計器類の良否
  - 八 操縦装置及び制動装置の良否
  - 九 照明装置の良否
  - 十 警音器具の良否
  - 十一 その他必要事項
- (機械器具点検における部隊編成)
- 第百四十七條 機械器具の点検を行うときは、指揮者は、次の各号の要領によつて第十二図のとおり部隊を編成する。
- 一 その日の当務員である隊員は、通常、乗車を予定されてある車両の前面に、各車両ごとに一列横隊に整列する。
  - 二 部隊に加わらない隊員があるときは、列外に位置する。
- (機械器具点検の要領)
- 第百四十八條 機械器具の点検は、第百四十五條の規定に準じて行い、指揮者は、順次の号令を下す。
- 一 番号
  - 二 定位につけ
  - 三 点検始め
  - 四 車前に進め
- 2 前項第三号に定める「点検始め」の号令があつたときは、隊員は、一せいに第百四十六條各号に定める事項について点検を行い、その異状の有無を各車両の長に報告し、各車両の長は、これを指揮者に報告する。
- 3 第一項第四号に定める「車前に進め」の号令があつたときは、隊員は、一せいにその位置に復する。
- 4 指揮者は、第一項各号に定める動作が終了したときは、点検者にその異状の有無を報告する。
- 5 消防艇の機械器具の点検は、第百四十七條及びこの条の規定に準じて行ふ。

一部の事項について検査を行う。

- 一 人員、姿勢、服装及び消防手帳(以下手帳という)。
- 二 訓練及び札式
- 三 機械器具
- 四 消防操法

(通常点検の実施)

第百四十四條 通常点検は、消防本部においては毎月一回以上、消防署(消防団の常備部を含む)において隔日制又は三部制をとる場合は、各都ごとに毎週一回以上、隊員の教養を掌る訓練機関においては特別の事由がない限り毎日行い、その他の者に対しては演習又は召集の際に行ふ。

(通常点検の要領)

第百四十五條 指揮者は、点検者が臨場したときは、「氣を付け」の号令を下し、点検者が定位についたときは、これに対して部隊の敬礼を行い人員数その他必要事項を報告した後、点検者の左側二歩の位置につき、順次の号令を下す。但し、人員が多数のときは、第四項に定める点検を行う間、他の隊員を休憩させることができる。

- 一 番号
- 二 きよう導三歩前へ一進め
- 三 右へ一ならえ
- 四 なおれ
- 五 前列七歩、後列三歩前へ一進め(押ご列がないときは、前列の前進は、四歩とし後列は、そのままとする)。
- 六 手帳
- 七 おさめ
- 八 後列四歩、押ご列七歩前へ一進め(押ご列がないときは、後列の前進は四歩とする)。

2 前項第六号に定める「手帳」の号令があつたときは、隊員は左手を胸のポケットに添え、手帳に注目しながら右手でこれを前方に向けて出し、ひじをわきにつけ、前腕を水平に体と直角に出し、左手を添えて表紙を開き右

したが、この上において、おや、指でこれをかきおさへ、かしら正面に復すると同時に左手をたれる。

3 第一項第七号に定める「おさめ」の号令があつたときは、隊員は、手帳に注目し、左手を添えて手帳の表紙を閉じ、左手をポケットに添え、右手でこれをかきおさめ、かしら正面に復すると同時に両手をたれる。

4 点検者は、第一項第五号に定める動作が終了したときは、指揮者を随行して前列の右翼前から左翼を通過して後列及び押ご列に至り、服装及び姿勢の適否等を検査し、第一項第六号に定める動作が終了したときも同じ要領によつて手帳の保存及びその取扱の適否等を検査し、終つて定位につくものとする。

5 前項に定める検査及び第一項第二号ないし第四号に定める動作は、都合により適宜省略することができる。

6 列員は、点検者が手帳を取つて検査するとき、右手をおろし不動の姿勢をとつて、手帳が返却されるのを待つものとする。

7 指揮者は、第一項に定める動作が終了したときは、部隊をもとの位置に復させた後、点検者に、点検終了の旨を報告し、部隊の定位につき、ついぞ点検者退場するとき、部隊の敬礼を行う。

8 列外者は、点検者の臨場又は退場の際には、指揮者の行ふ部隊の敬礼を合図に、点検者に対し敬礼を行う。

9 中隊以上の通常点検の場合は、指揮者は、第一項に定める敬礼及び報告をした後、小隊長を小隊の右翼に、押ごを左翼に位置せしめる。

(機械器具点検の目的及び事項)

第百四十六條 機械器具の点検は、保存手入の良否及び応急準備の適否を検査するものとし、主として次の各号の事項についてこれを行う。

一 機械各部の清掃及び手入の状況

二 機械各部の液体漏れ、油、部品の脱落及び破損箇所の有無

三 機関部及びポンプ部の良否

第三節 特別点検

(特別点検の内容)

第百四十九條 特別点検においては、次の各号の全部又は一部の事項について検査を行う。

- 一 訓練及び札式
- 二 消防操法
- 三 消防演習
- 四 機械器具
- 五 物品及び備品

(特別点検の実施)

第百五十條 特別点検は、毎年一回以上行う。

(札式特別点検の種目)

第百五十一條 札式特別点検の種目は、次のとおりとする。

- 一 室内の敬礼
- 二 室外の敬礼
- 三 辞令等授受の敬礼
- 四 部隊の敬礼

2 前項の点検は、これを分割し、又その種目を指定して行うことができる。

(室内の敬礼及び室内外の辞令等授受の敬礼の点検要領)

第百五十二條 室内の敬礼及び室内外の辞令、賞状及び書類等の授受の敬礼の点検を行うときは、第十三図のとおり指揮者は、前列の中央三歩前に出発点を、適當な位置に境界線を定め、札式の種目及び出発点その他必要な事項を指示した後、「前列一步前へ一進め」の号令を下し、次に「休め」の号令を下し、点検者が所定の位置についたとき、指揮者の位置に至つて「始め」の号令を下す。但し、室外の辞令、賞状及び書類等の授受の点検を行う場合は、境界線を定めない。

2 前項の「始め」の号令があつたときは、前列員は、各々その位置から半ば左(右)向きの要領により出発点に至り、指揮者の指示による動作を終つて、左翼きよう導

の背後から前後列員の間を通つてもとの位置に復し、後列員及び押ご列員は、各々その位置から半ば右向きをし、右翼きよう導の右端を通つて出発点に至り、指揮者の指示による動作を終つて、左翼きよう導の左端から後列の背後を通つてもとの位置に復する。

3 各列員の出発点への発進は、前の者が出発点を発進した直後、出発点に到達できるように行い、出発点についてたときは姿勢を正し、ここからの発進は、前者の点検と重複しない範囲において、指揮者の命を持つことなく行ふ。

4 点検が終つたときは、指揮者は、後列及び押ご列を一歩前進させた後、隊列をもとの位置に復する。

(室外の敬礼の点検要領)

第百五十三条 室外の敬礼の点検を行うときは、第十四図のとおり指揮者は右翼きよう導の右一步の位置に出発点を定め、礼式の種目及び出発点その他必要な事項を指示した後、「休め」の号令を下し、点検者が所定の位置にいたとき、指揮者の位置に至つて「始め」の号令を下す。

2 前項の「始め」の号令があつたときは、右翼きよう導は、姿勢を正して右向きをし、出発点に至り停止し、左向きをして前進し、点検者に対して敬礼を行い、出発点に相對する位置から左向きをし、左翼きよう導に相對する位置に一たん停止して左向きをし、一歩前進して整とん線につくものとし、各列員は、前列の右翼から後列及び押ご列の順に行ふ。

3 各列員の発進は、前条第三項に定める要領に準じて行ふ。但し、出発点からの発進は、前者の敬礼が終つたのを待つて、行ふものとする。

4 点検が終つたときは、指揮者は、隊列をもとの位置に復する。

(部隊の敬礼の点検要領)

第百五十四条 部隊の敬礼の点検を行うときは、指揮者は、これを指示した後、定位について、点検者が所定の位置についたとき、「かしら」右(左)又は「注目」の号令を下す。

2 点検者は、列の右(左)の方からその前面を通過しながら、又はその位置にいたまま点検を行う。

3 指揮者は、拳手注目し、隊員は、目迎目送し、又は部隊の敬礼の規定による敬礼を行う。

(訓練特別点検の種目)

第百五十五条 訓練特別点検の種目は、次のとおりとする。

- 一 各個訓練
  - 二 小隊訓練
  - 三 中隊訓練
- 2 前項の点検は、これを分割し、又はその種目を指定して行うことができる。
- (訓練の点検要領)
- 第百五十六条 前条の点検を行うときは、指揮者は、各個訓練においては、点検を受ける者を一列横隊にして適当な間隔に開かせ、小隊訓練及び中隊訓練においては、適当な部隊を編成した後、順次号令を下して行ふ。
- (消防操法特別点検の種目)
- 第百五十七条 消防操法特別点検の種目は、次のとおりとする。
- 一 自動車ポンプ操法
  - 二 オート三輪車操法
  - 三 手軌ガソリンポンプ操法
  - 四 腕用ポンプ操法
  - 五 小型動力ポンプ操法
  - 六 梯子自動車操法
  - 七 消防艇操法
  - 八 救急車操法
  - 九 機械器具操法
- (1) 梯子操法  
(2) 防煙具操法  
(3) その他の器具操法

2 前項の点検は、これを分割し、又はその種目を指定して行うことができる。

(消防演習特別点検の種目)

第百五十八条 消防演習特別点検の種目は、次のとおりとする。

- 一 火災防禦計画及びその技術
- 二 水災防禦計画及びその技術
- 三 消防施設及びその保存整備の状況

(機械器具特別点検の種目及び事項)

第百五十九条 機械器具特別点検の種目及び事項は、次のとおりとする。

- 一 機械点検
    - (1) ガソリン又は重油を原動機とするポンプ車、救急車、化学車及び消防艇等の原動機の気筒の圧縮試験及び圧力試験、ポンプの真空試験及び放水試験その他必要な事項
    - (2) 腕用ポンプにあつては、分解内部検査、真空試験及び放水試験その他必要な事項
    - (3) 破壊用機械及び工作用機械等
  - 二 器具点検
    - (1) 吸管及びホースの修理及び保存の良否
    - (2) ポンプ及び車両の付属品及び積載品の完否
    - (3) 各種予備品及び消耗品の整否
    - (4) 救命器具、破壊器具、工作器具及び救急衛生材料の整否及び保存手入れの良否
- (機械器具特別点検の要領)
- 第百六十条 機械器具特別点検を行うときは、指揮者は、あらかじめ、検査に便利なように必要な準備をするものとする。
- (物品及び備品特別点検の種目及び事項)
- 第百六十一条 物品及び備品の特別点検は、次の各号の事項について行ふ。
- 一 物品(貸与品及び給与品) 在否及び使用保存の良否
  - 二 備品の在否及び取扱管理の良否

三 機械器具置場、詰所、望楼及び警鐘台等の管理の状況

(物品及び備品特別点検の要領)

第百六十二条 物品及び備品特別点検を行うときは、指揮者は、あらかじめ物品及び備品の配置の場所を定めて、検査に便利なように必要な準備をするものとする。

(点検後の処置)

第百六十三条 点検者は、第百五十九条及び第百六十一条に定める点検を終了した後、必要と認めるときは、修理又は補充を命じなければならない。

第四節 現場点検

(現場点検の内容)

第百六十四条 現場点検は、水火災の防禦その他の作業が終つたとき、現場において、次の各号の事項について異状の有無を検査するものとする。

- 一 人員及び服装
- 二 機械器具
- 三 その他必要事項

(現場点検の要領)

第百六十五条 前条の点検は、出場の車両、消防艇及び徒歩部隊ごとにその長が行ふものとする。

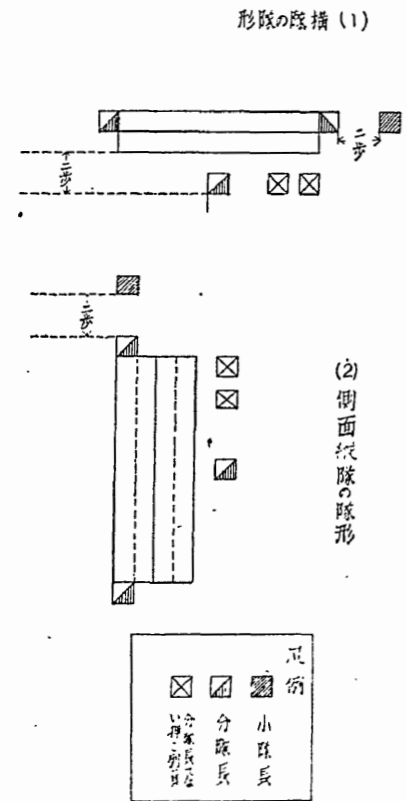
2 隊員は、隊員の死傷又は機械器具及び物品の紛失若しくは損傷があるときは、直ちに点検者に申告し、その検査を受けなければならない。

3 上級指揮者があるときは、前二項による点検の結果の報告を行い、その指示を受けるものとする。

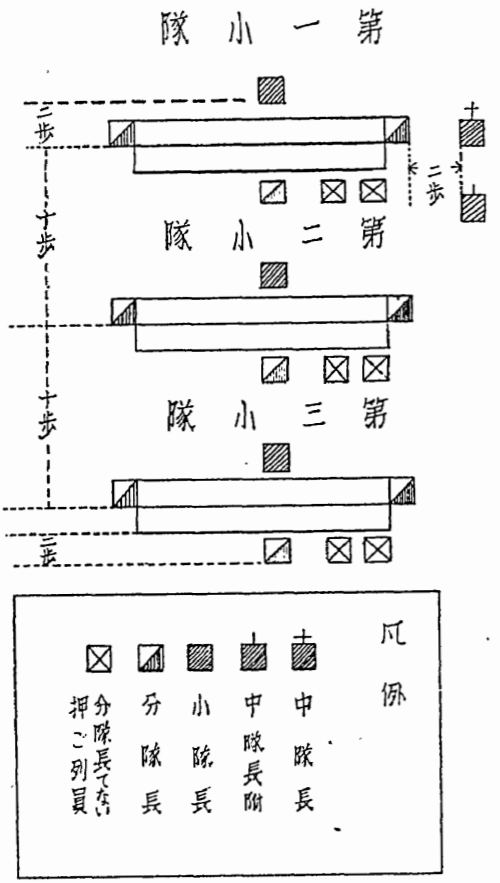
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 広島市消防吏員の訓練、規律及び点検に関する規則(昭和二十六年九月二十五日広島市規則第四十八号)は、廃止する。

(第一圖)

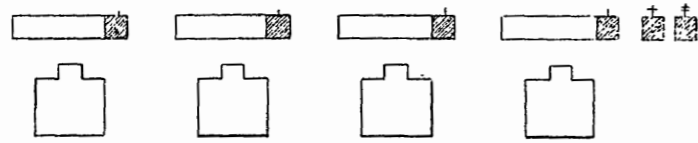


(第二圖) 中隊縦隊の隊形

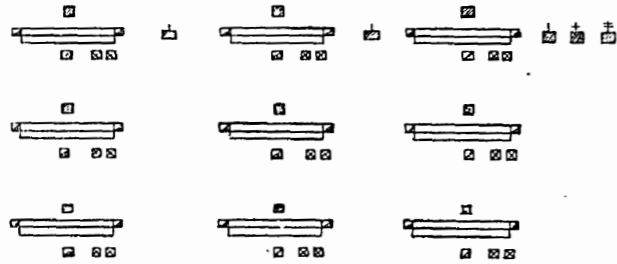


形隊の関観

合場あるの具器械機 (1)



合場いなしの具器械機 (2)

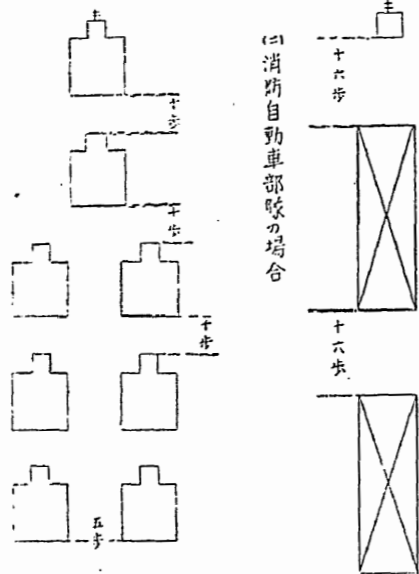


- 凡例
- ☒ 指揮者
  - ▨ 大隊長
  - ▧ 中隊長
  - ▦ 小隊長
  - ▥ 分隊長
  - ▤ 分隊長
  - ▣ 押列員

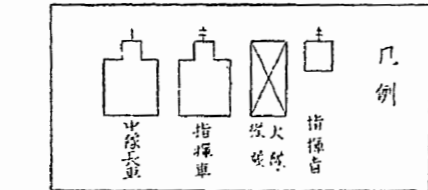
(第八図)

(第九図) (分列行進の隊形)

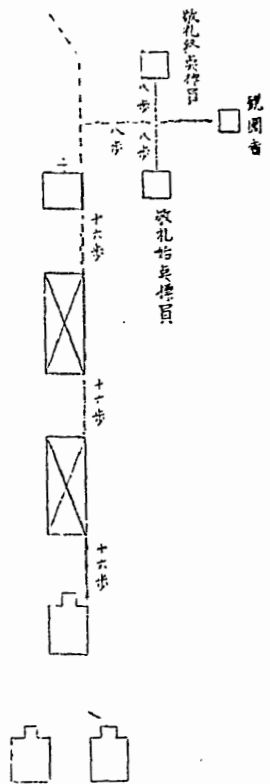
一 徒歩部隊の場合



二 消防自動車部隊の場合

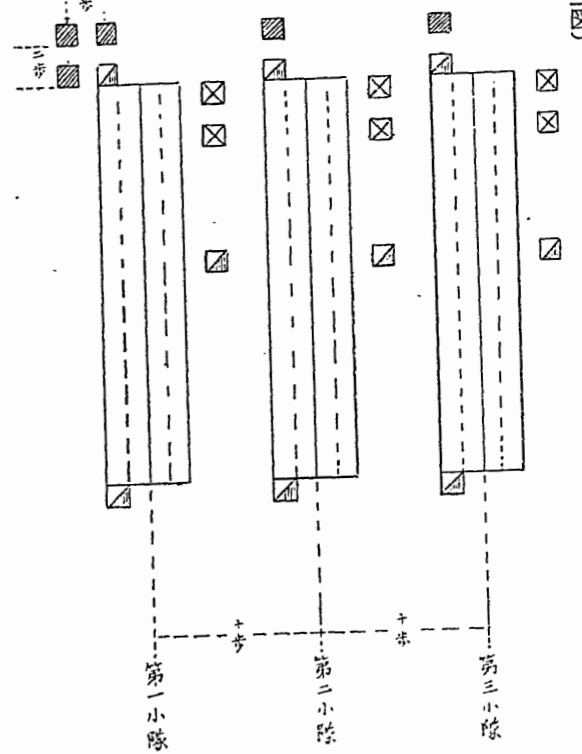


(第十図) 分列行進の場合の標員の位置 (凡例は第九図に同じ)

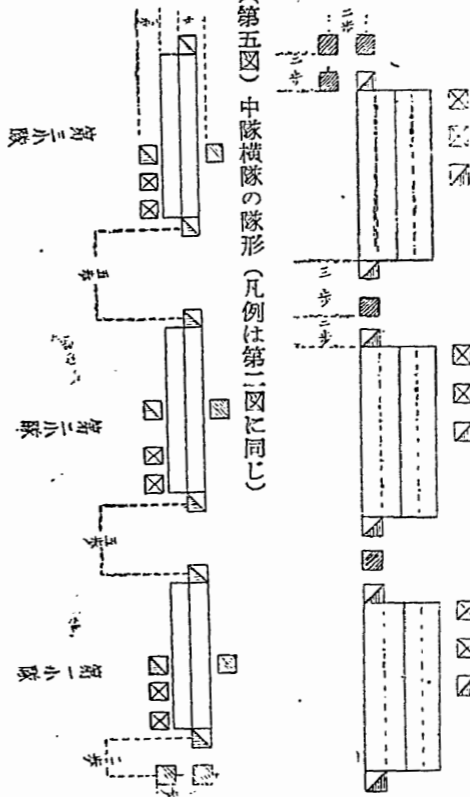


(同じに図二第は例凡) 形隊の隊縦立併

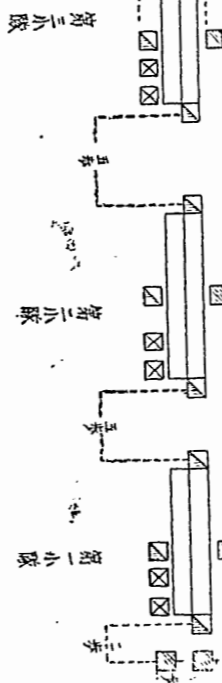
(第三図)



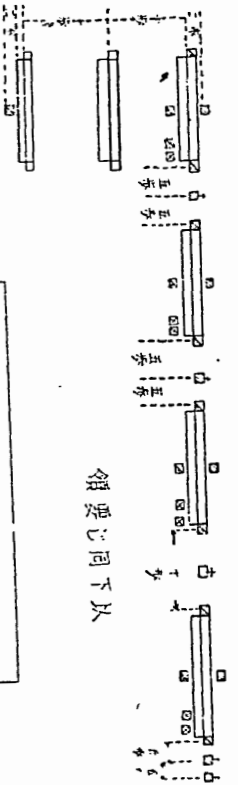
(第四図) 側面縦隊の隊形 (凡例は第二図に同じ)



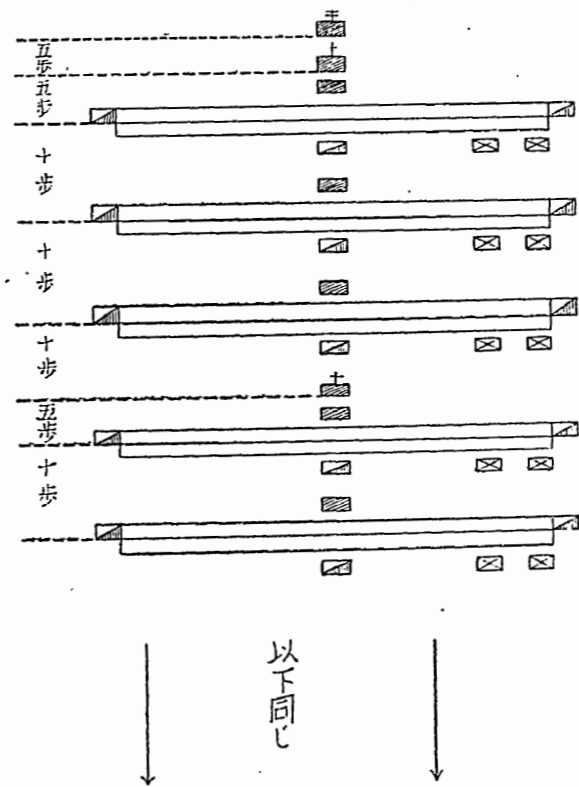
(第五図) 中隊横隊の隊形 (凡例は第二図に同じ)



(第六図) 大隊縦隊の隊形



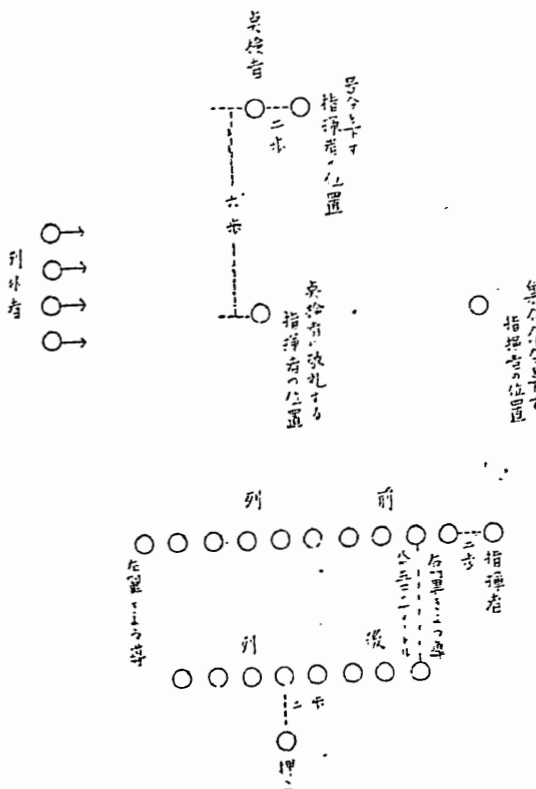
(第七図) 大隊縦隊の隊形 (凡例は第六図に同じ)



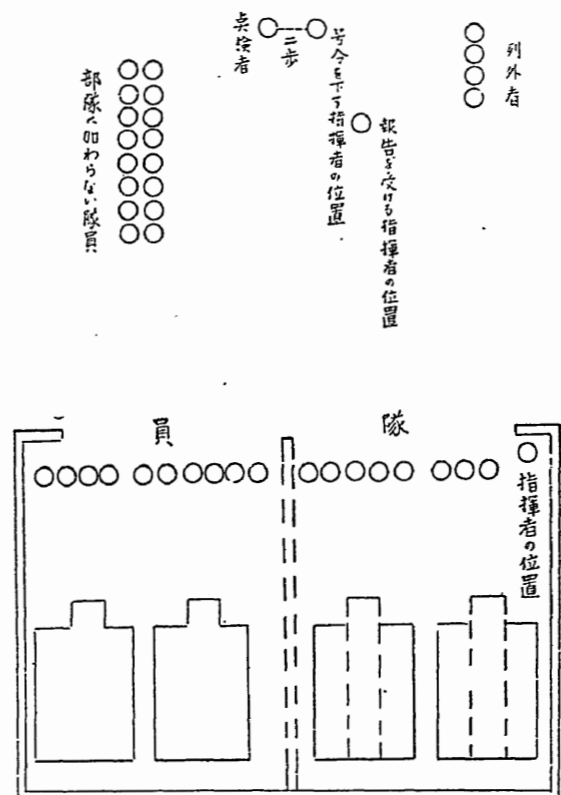
- 凡例
- ☒ 大隊長
  - ▨ 中隊長
  - ▧ 小隊長
  - ▦ 分隊長
  - ▥ 分隊長
  - ▤ 押列員

以下同じ

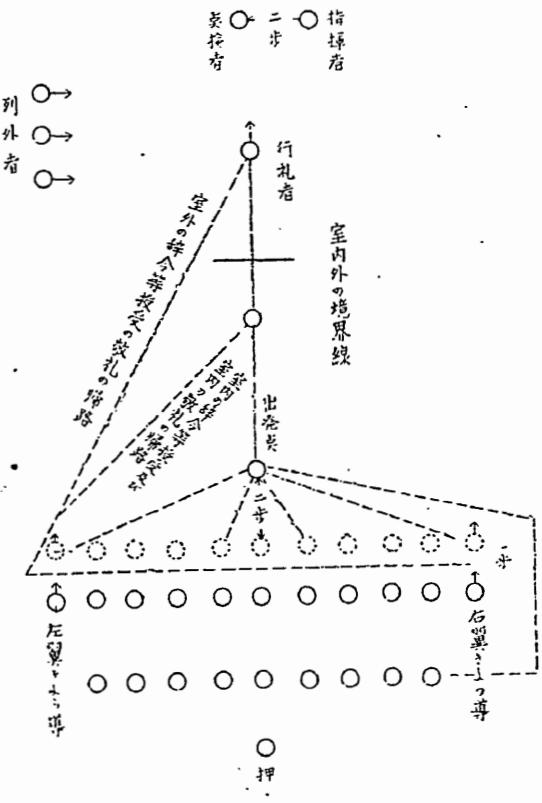
成編隊部の合場るす検点を練訓び及式礼(図一十第)



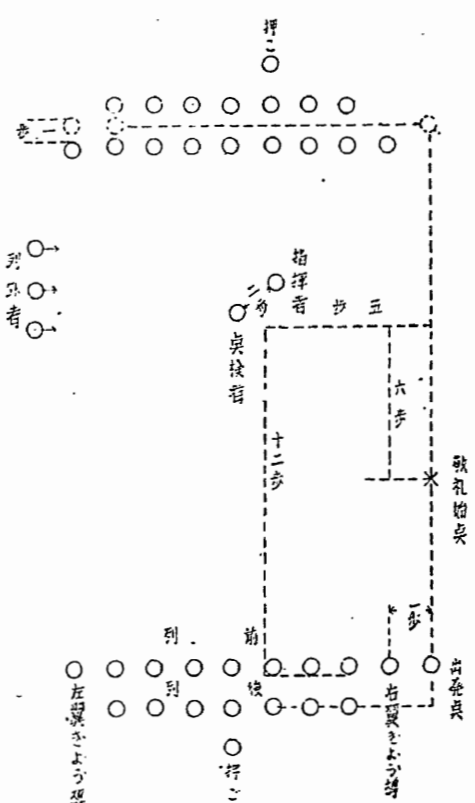
成編隊部るけおに検点具器械機(図二十第)



(第十三図) 室内の敬礼及び室内外の辞令等授受の敬礼の点検



(第十四図) 室外における敬礼の点検



広島市競輪競馬特別会計規則をここに公布する。

昭和二十八年三月一日

広島市長 浜井信三

広島市規則第十号

広島市競輪競馬特別会計規則

(この規則の趣旨)

第一条 本市の競輪及び競馬の特別会計の取扱については、別に定があるものの外、この規則の定めるところによる。

(出納員への事務委任)

第二条 収入役は、競輪又は競馬の開催期間中においては、左の各号に掲げる競輪又は競馬の実施に伴う会計事務の執行について、その権限を競輪競馬事務局に勤務する出納員(以下「出納員」という)に委任するものとする。

一 入場料の収納

二 車券又は勝馬投票券の売上金の収納

三 選手又は騎手の異議申立手数料の収納

四 払いもどし金の支払

五 返還金の支払

六 賞賜金の支払

七 出走選手又は出走騎手及び出走馬の災害補償金(遺族補償金を除く)又は傷害手当金の支払

八 現地において雇い入れる雇用人の給料の支払

九 事故金計算誤差金、過誤収入金、過誤払金等をいう。(以下同じ)の収納及び支払

2 前項に掲げるものの外、収入役は、競馬の開催期間中においては、左の各号に掲げる競馬の実施に伴う会計事務の執行について、その権限を出納員に委任するものとする。

一、番組の売上金の収納  
二、既合使用料、出走申込手数料及び騎乗申込手数料の収納

三、競馬振興会及び騎手会並びに馬主に対する交付金の支払

四、係員手当、ひき付手当及び負馬手当の支払

五、競馬場その他の借上料の支払

六、入場税の支払

七、現地において支払を必要とする通信費、広告料及び食糧費の支払

八、現地において調達を必要とする物品の購入費、修繕料及び借上料の支払

(歳計現金の繰替使用)

第三条 市長は、競輪又は競馬の開催にあたり、これに要する経費の現金支払をさせるため、市の保管する歳計現金のうちから必要な資金を出納員に交付して繰替使用させることができる。

(競輪又は競馬開催期間中の専決)

第四条 競輪又は競馬の開催期間中においては、広島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二)及び広島市競輪競馬事務局局長専決規程(昭和二十七年広島市訓令第七十一号)(以下「決裁規程」という)の規定にかかわらず、競輪又は競馬の実施に必要な経費の支出、収入及び支出の命令並びに第六條の繰替資金交付の命令に関する事項については、競輪又は競馬の開催執行委員長(以下「委員長」という)が専決する。

(収入命令書の様式)

第五条 競輪又は競馬の開催期間中における競輪又は競馬の実施に伴う収納金の収入命令は、別記第一号様式の收

入命令書により命令しなければならない。

(繰替資金の交付の請求及び命令)

第六条 出納員は、競輪又は競馬の開催期間中においては、競輪又は競馬の実施に伴う収納金のうちから、競輪又は競馬の実施に必要な現金支払をするための資金(以下「繰替資金」という)にあてるための額をあらかじめ算定し、委員長に対しその交付を請求することができる。

2 委員長は、前項の規定により出納員から繰替資金の交付の請求を受けたときは、これを審査の上、出納員に対し、繰替資金交付の命令をしなければならない。

3 前二項の繰替資金の交付請求及び交付命令は、別記第二号様式の繰替資金交付請求及び命令書により、請求又は命令しなければならない。

(繰替資金命令書の様式)

第七条 競輪又は競馬の開催期間中における競輪又は競馬の実施に必要な経費の現金支払の命令は、別記第三号様式の繰替資金命令書により、命令しなければならない。

第八条 出納員は、入場券及び車券又は勝馬投票券を発売した場合には、その原符又は控券を歳入金収納原符として保管しなければならない。

(歳出入金収納原符の保管)

第九条 出納員は、払いもどし金又は返還金の支払をした場合においては、その支払のとき、これと引換に受け取った車券又は勝馬投票券を歳出入金収納原符として保管しなければならない。

(出納員の競輪又は競馬終了後の事務処理)

第十条 出納員は、競輪又は競馬が終了したときは、終了の日から十日以内に、左の各号に掲げる事務を処理しなければならない。

一 入場券及び車券又は勝馬投票券の売上金並びに事故金その他の収納金を現金払込書(広島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三

二、既合使用料、出走申込手数料及び騎乗申込手数料の

三、競馬振興会及び騎手会並びに馬主に対する交付金の

四、係員手当、ひき付手当及び負馬手当の支払

五、競馬場その他の借上料の支払

六、入場税の支払

七、現地において支払を必要とする通信費、広告料及び食糧費の支払

八、現地において調達を必要とする物品の購入費、修繕料及び借上料の支払



◎ 告 示

広島市告示第九号

昭和二十八年二月十九日

第三十六回仮換地予定地変更指定の  
発表について

- 一 広島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地が変更決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。
- 二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有権を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有権をまだ提出していない者は、至急提出されたい。
- 三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上、取り運び願いたい。万

第三号様式

緑替払命令書

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 歳出 | 昭和 年 月 日   | 命令第 号 |
| 款  | 項          | 目     |
| 節  | 附記         |       |
| 金  | 百拾万 千 百拾 円 | 債権者   |

出納員 出納印  
出納者 出納印

第四号様式

請求兼領収証書

注 1. この欄は広島市予算、決算及び会計規則に定める請求書又は領収証書の様式を印刷するものとする。但し、領収証書の宛先は「出納員」とすること。  
2. 物品の購入、修繕及び借上の緑替命令書には扱者の欄の右に「検収員」の欄を設けること。

(用紙日本標準規格版 B5 桃色刷)

第四号様式

支払印

収納印

岩橋温 晋  
中央百貨店 土地  
株式会社  
三宅 寛  
石原 寛  
菅原 外一  
菅野 平三郎  
菅野 寛  
吳相互 銀行  
三宅 寛  
牛尾 房藏  
同胞援護会 広島  
熊谷 孝兵衛  
大和 銀行

寸法 直径三厘  
書体 楷書

| 町名     | 地所      | 番 | 土地所有者名 |
|--------|---------|---|--------|
| 革屋町    | 一九ノ一    |   | 藤井 金兵衛 |
| 大手町七丁目 | 四三ノ一    |   | 原 竹夫   |
| 千田町一丁目 | 五七ノ一五   |   | 島本 林兵衛 |
| 同 町    | 五七ノ一三   |   | 日野 昌   |
| 富士見町   | 三〇ノ一外二筆 |   | 芳野 寿一  |
| 同 町    | 三〇ノ一三   |   | 杉原 静登  |
| 新川場町   | 八一ノ一    |   | 小川 次男  |

| 町名  | 地所      | 番 | 土地所有者名           |
|-----|---------|---|------------------|
| 同 町 | 八一ノ二外一筆 |   | 岩橋温 晋            |
| 同 町 | 八一ノ二外二筆 |   | 中央百貨店 土地<br>株式会社 |
| 立町  | 一七ノ二    |   | 三宅 寛             |
| 同 町 | 一三外一筆   |   | 石原 寛             |
| 同 町 | 八三ノ一外一筆 |   | 菅原 外一            |
| 同 町 | 八       |   | 菅野 平三郎           |
| 同 町 | 二八ノ一外一筆 |   | 菅野 寛             |
| 立町  | 二外一筆    |   | 吳相互 銀行           |
| 同 町 | 三七ノ二    |   | 三宅 寛             |
| 同 町 | 三七ノ一    |   | 牛尾 房藏            |
| 同 町 | 三〇外二筆   |   | 同胞援護会 広島         |
| 同 町 | 五〇外二筆   |   | 熊谷 孝兵衛           |
| 同 町 | 四七ノ一    |   | 大和 銀行            |

- 十七号)第六十九条の現金払込書をいう。)を添えて市金庫に払い込むこと。
  - 二 繰替払資金の交付に伴うもどし入れ又は振替の手続に関すること。
  - 三 現金出納計算書及び繰替払資金受払計算書を作成し、委員長に提出すること。
  - 四 左の事項を記載した報告書を委員長に提出すること。
    - イ 入場券及び車券又は勝馬投票券の発売枚数並びに売上金額
    - ロ 払いもどし金の支払済額及び支払未済額
    - ハ 返還金の支払済額及び支払未済額
    - ニ 出納した現金に過不足のある場合においては、その金額
    - ホ 物品の購入代金、修繕料及び借上料等の支払済額及び支払未済額
  - 五 前各号の外、委員長において必要と認める事項
- (出納員の収納及び支払印)
- 第十一号 出納員が収納又は支払のため使用する印は、別記第四号様式の通りとする。
- (出納員の備付帳簿)
- 第十二号 出納員は、現金出納及び繰替払資金の受払を明らかにするため、左の帳簿を備え付けなければならない。
- 一 現金出納簿
  - 二 繰替払資金受払簿
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月十四日から適用する。
  - 広島市競馬特別会計規則(昭和二十五年八月二十四日広島市規則第四十号の二)は、廃止する。

第二号様式

繰替払資金交付請求及び命令書

第 号

一、金

回数及び開催期間

回数 期 間

自昭和 年 月 日  
至昭和 年 月 日

繰替使用の目的

上記の金額を繰替払使用資金として交付せられたい。

昭和 年 月 日

広島市競輪競馬事務局 出納員職氏名<sup>㊟</sup>

広島市営競輪開催繰替払資金交付命令者(競馬)

職 氏 名 殿

上記の金額を繰替払使用資金として交付する。

昭和 年 月 日

広島市営競輪開催繰替払資金交付命令者(競馬)

職 氏 名 殿

広島市競輪競馬事務局 職氏名殿

(用紙日本標準規格版 B5 黒色刷)

第一号様式

収入命令書

歳入

昭和 年 月 日

命令第 号

收入 扱者 出納員 受領印

金

百拾万 千 百拾 円

納入者

注、収入金の計算の基礎を記入すること。

(用紙日本標準規格版 B5 青色刷)

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 中島本町   | 五四ノ五     | 河内武夫    |
| 同 町    | 五四ノ二     | 小川金一郎   |
| 中 町    | 一六外一筆    | 山本文彦    |
| 同 町    | 一七外二筆    | 三宅省三    |
| 新川場町   | 七二ノ一     | 岡田幹三    |
| 同 町    | 七二ノ二     | 日本放送協会  |
| 富士見町   | 一五ノ三     | 渡辺勝子    |
| 同 町    | 一五ノ二五外一筆 | 松本タケ    |
| 大手町九丁目 | 一五六ノ一外一筆 | 服部勲史    |
| 同 町    | 一七三      | 矢部光雄    |
| 同 町    | 一七二外一筆   | 久保田静雄   |
| 猿猴橋町   | 八一ノ三外一筆  | 高橋藤人    |
| 同 町    | 八一ノ一外一筆  | 山地百三    |
| 的 場 町  | 一五二ノ一    | 檢山圭三    |
| 同 町    | 一五二ノ三    | 第一新聞社   |
| 比治山本町  | 一三二七ノ六   | 高橋晴義    |
| 同 町    | 一三二七ノ一   | 古前英雄    |
| 東白島町   | 二二七外一筆   | 西本清人    |
| 同 町    | 二二七ノ二    | 野村儀三郎   |
| 同 町    | 二〇〇ノ三    | 村上開道    |
| 同 町    | 二〇〇ノ一    | 村上クミ子   |
| 東千田町   | 四四四ノ六    | 石川繁三    |
| 同 町    | 四四四ノ一    | 石川繁三    |
| 上流川町   | 五四ノ二     | 松田恒次    |
| 同 町    | 五四ノ三     | 水野工業株式会 |
| 同 町    | 七四ノ五     | 尼塚末吉    |

|        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 同 町    | 七四ノ八     | 芸備自動車運送株式会社 |
| 白島九軒町  | 一八三ノ一外一筆 | 正徳寺         |
| 同 町    | 一八三ノ三    | 高橋伝一        |
| 平塚町    | 七八ノ一六    | 山重憲一名       |
| 大手町七丁目 | 四七ノ四外一筆  | 村上勝尉        |

廣島市告示第十号

昭和二十八年二月二十三日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 左記の通り、定例廣島市議会を招集する。  
 一、招集日時 昭和二十八年三月二日午後一時  
 一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第十一号

昭和二十八年二月二十七日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 第三十六回仮換地予定地変更指定中未  
 発表のもの発表について  
 一 廣島平和記念都市建設事業東部土地区画整理施行に伴  
 う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮  
 換地予定地が変更し決定したから、関係者は、東部復興  
 事務所まで詳細承知されたい。  
 二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土  
 地所有届を提出済の者にだけ送達する。なお、土地所有  
 届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。  
 三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必  
 ず東部復興事務所協議の上、取り運び願いたい。万

|     |         |   |        |
|-----|---------|---|--------|
| 町   | 所在地     | 番 | 土地所有者名 |
| 京橋町 | 四〇ノ一外六筆 |   | 廣島銀行   |
| 草屋町 | 一九ノ四外一筆 |   | 古本秀雄   |
| 基町  | 七外三筆    |   | 毎日新聞社  |

廣島市告示第十二号

昭和二十八年三月二日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 左記のもの、市税滞納処分による差押財産入札の方法  
 をもつて公売するから、買受希望者は、入札心得書（徴収

廣島市告示第十三号

昭和二十八年三月二日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 公売公告  
 左記のものは、市税滞納処分による差押財産入札の方法  
 をもつて公売するから、買受希望者は、入札心得書（徴収

課備付)及び現物承知の上、別記条件により当市徴収課に入札書を差し出されたい。

|      |        |            |
|------|--------|------------|
| (1)  | 1 滞納者  | 廣島市東観音町二丁目 |
| (2)  | 2 滞納者  | 廣島市京橋町     |
| (3)  | 3 滞納者  | 廣島市大洲町     |
| (4)  | 4 滞納者  | 廣島市大洲町     |
| (5)  | 5 滞納者  | 廣島市京橋町     |
| (6)  | 6 滞納者  | 廣島市大洲町     |
| (7)  | 7 滞納者  | 廣島市京橋町     |
| (8)  | 8 滞納者  | 廣島市大洲町     |
| (9)  | 9 滞納者  | 廣島市京橋町     |
| (10) | 10 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (11) | 11 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (12) | 12 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (13) | 13 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (14) | 14 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (15) | 15 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (16) | 16 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (17) | 17 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (18) | 18 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (19) | 19 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (20) | 20 滞納者 | 廣島市大洲町     |
| (21) | 21 滞納者 | 廣島市京橋町     |
| (22) | 22 滞納者 | 廣島市大洲町     |

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| (23) | 23 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (24) | 24 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (25) | 25 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (26) | 26 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (27) | 27 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (28) | 28 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (29) | 29 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (30) | 30 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (31) | 31 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (32) | 32 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (33) | 33 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (34) | 34 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (35) | 35 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (36) | 36 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (37) | 37 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (38) | 38 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (39) | 39 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (40) | 40 滞納者 | 廣島市大洲町 |

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| (41) | 41 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (42) | 42 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (43) | 43 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (44) | 44 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (45) | 45 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (46) | 46 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (47) | 47 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (48) | 48 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (49) | 49 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (50) | 50 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (51) | 51 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (52) | 52 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (53) | 53 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (54) | 54 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (55) | 55 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (56) | 56 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (57) | 57 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (58) | 58 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (59) | 59 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (60) | 60 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (61) | 61 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (62) | 62 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (63) | 63 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (64) | 64 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (65) | 65 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (66) | 66 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (67) | 67 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (68) | 68 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (69) | 69 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (70) | 70 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (71) | 71 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (72) | 72 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (73) | 73 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (74) | 74 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (75) | 75 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (76) | 76 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (77) | 77 滞納者 | 廣島市京橋町 |
| (78) | 78 滞納者 | 廣島市大洲町 |
| (79) | 79 滞納者 | 廣島市京橋町 |

- (80) モーター(三菱)七・五HP 大同化学工業株式会社
- (81) 柱時計二 (32) 本箱(ガラス付) (33) 葦盤(石付) 一 広島市段原日出町
- (82) 柱時計一 (34) 本箱一 広島市東雲町
- (83) 柱時計一 (37) 電気炬燵一 (38) 本箱一 古田 登
- (84) 水屋一 35 滞納者 井 隅 仁 市
- (85) 水屋一 36 滞納者 幸 田 幸 三
- (86) 水屋一 37 滞納者 田 村 幸 司
- (87) 水屋一 38 滞納者 幸 田 幸 三
- (88) 水屋一 39 滞納者 幸 田 幸 三
- (89) 水屋一 40 滞納者 幸 田 幸 三
- (90) 水屋一 41 滞納者 幸 田 幸 三

**広島市告示第十四号**  
 昭和二十七年定期収入、市民税第四期督促状、市内天神町和田政一外二、八九五件、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条の規定により、三月二日から三月十五日までの十四日間公示する。  
 なお、右公示分の督促指定期限は、昭和二十八年二月二十日から同月二十八日までとあるを、同年二月二十日から三月十六日までに変更する。  
 昭和二十八年三月二日  
 広島市長 浜 井 信 三

**広島市告示第十五号**  
 昭和二十七年定期収入、固定資産税第四期徴税令書、市内南竹屋町井口武登外六、〇〇七件、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条の規定により、三月二日から三月十五日までの十四日間公示する。なお、右公示分納期は、昭和二十八年二月一日から同月二十八日までとあるを、同年二月一日から三月十六日までに変更する。  
 昭和二十八年三月二日  
 広島市長 浜 井 信 三

**広島市告示第十六号**  
 建築基準法第五十四条に基づき、左記のとおり公開による聴聞を行う。  
 昭和二十八年三月三日  
 広島市長 浜 井 信 三

**広島市告示第十七号**  
 印鑑の登録及び証明事務は、昭和二十八年四月一日から、本市各出張所の所管事務として、当該出張所管内に住所をもつ者の取扱をする。但し、法人に關するもの及びもと中央出張所管内に住所をもつ者は、市役所戸籍課で取り扱う。  
 なお、住民登録実施以前の既登録事項中、住所地の記載ならびに変更の届出については、来る三月三十一日まで、一回限り、手数料を免除する。  
 昭和二十八年三月三日  
 広島市長 浜 井 信 三

**広島市告示第十八号**  
 左記の者に対する昭和二十七年定期収入差押調書受領拒否のため、送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条により公示する。  
 昭和二十八年三月五日

|     |   |          |        |
|-----|---|----------|--------|
| 二二日 | 火 | 皆美小学校    | 広島高小校  |
| 二二日 | 水 | 磯町小学校    | 基町母子寮  |
| 二三日 | 木 | 袋町小学校    | 市役所    |
| 二四日 | 金 | 大河小学校    | 楠那小校   |
| 二五日 | 土 | 東 警 署    | 西地方町会館 |
| 二七日 | 月 | 淵崎西福寺    | 段原中学校  |
| 二八日 | 火 | 己斐小学校    | 神崎小学校  |
| 三十日 | 木 | 市役所似島出張所 | 福島隣保館  |

**広島市告示第二十一号**  
 左記の者に対する昭和二十七年定期収入差押調書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条により公示する。  
 昭和二十八年三月十二日  
 広島市長 浜 井 信 三

池尻龍司

**広島市告示第十九号**  
 土地收用法(昭和二十六年法律第二百九十九号)第十六条の規定により、太田川放水路開き、く工事に対する事業認定申請があつた旨、建設大臣(広島県知事経由)から通知があつたので、同法第二十四条第二項の規定に基づき、左記のとおり公示する。  
 昭和二十八年三月六日  
 広島市長 浜 井 信 三

**広島市告示第二十号**  
 狂犬病予防法(昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号)第四条及び第五条の規定による昭和二十八年年度畜犬登録及び定期狂犬病予防注射(前期分)を、左記の通り実施するから、所定の期間内に畜犬登録及び狂犬病予防注射を受けられたい。  
 なお、登録を受けず若しくは鑑札を付けていない犬又は

**予防注射を受けず、若しくは注射済票を付けていない犬は、捕獲され、その飼主は、狂犬病予防法第二十七条の規定により三万円以下の罰金に処せられることがある。**  
 昭和二十八年三月十一日  
 広島市長 浜 井 信 三

**一、畜犬登録の実施**  
 1 実施期間 昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで  
 2 実施場所 広島市保健所  
 3 登録手数料 三〇〇円  
 二、狂犬病予防注射の実施  
 1 期日及び場所(実施時間は午後一時から四時まで、小雨決行)  
 2 実施場所 広島市保健所

| 月 日  | 曜日 | 場 所      |          |
|------|----|----------|----------|
| 四月二日 | 木  | 草津小学校    | 古田保育園    |
| 三日   | 金  | 青崎小学校    | 大洲派出所    |
| 四日   | 土  | 古田小学校    | 庚午中学校    |
| 五日   | 日  | 千田小学校    | 市役所基町出張所 |
| 六日   | 月  | 尾長小学校    | 矢賀小学校    |
| 七日   | 火  | 市役所已斐出張所 | 観音小学校    |
| 八日   | 水  | 天満小学校    | 中広中学校    |
| 九日   | 木  | 江波小学校    | 南観音派出所   |
| 十日   | 金  | 舟入病院     | 中島小学校    |
| 十一日  | 土  | 荒神小学校    | 大須賀町鉄道病院 |
| 十二日  | 日  | 三篠小学校    | 大芝小学校    |
| 十三日  | 月  | 牛田小学校    | 白島小学校    |
| 十四日  | 火  | 市役所学品出張所 | 宇品警察署    |
| 十五日  | 水  | 本川小学校    | 吉島青年会館   |
| 十六日  | 木  | 千田町大工学部  | 保 健 所    |
| 十七日  | 金  | 段原女子商業学校 |          |
| 十八日  | 土  |          |          |
| 二十日  | 日  |          |          |

**◎水道局規程**  
 広島市水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 昭和二十八年一月一日  
 広島市水道事業管理者  
 広島市水道局長 寺 西 正 雄

**広島市水道局規程第三号の二**  
 広島市水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程  
 広島市水道局公印保管使用規程(昭和二十七年広島市水道局規程第五号)の一部を次のように改正する。  
 別表中局長印の項を削る。

(第二号様式)

| <p>○ 原符(計) 昭和 年 月 分</p> <p>備考</p> | <p style="text-align: right;">水道料金 (計)</p> <p style="text-align: center;">納額告知書兼領収証書</p> <p>昭和 年 月 分 ○ 期</p> <p>下記の金額を期限内に納入して下さい。下記の通り領収しました。</p> <p>広島市水道事業管理者 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島市水道局 水道事業 管理者印</span> 広島市水道局企業出納員 氏名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>カード番号</th> <th>用途</th> <th>基本料金</th> <th>超過水量</th> <th>水道料金</th> <th>量水器貸付料</th> <th>合計領収金額</th> </tr> <tr> <td>納</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">昭和 年 月 日 領収集金員</p> | カード番号 | 用途   | 基本料金 | 超過水量   | 水道料金   | 量水器貸付料 | 合計領収金額 | 納 |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------|---|-------|------|------|--------|--------|--------|--------|---|--|--|--|--|--|--|
| カード番号                             | 用途  | 基本料金  | 超過水量 | 水道料金 | 量水器貸付料 | 合計領収金額 |        |        |   |  |  |  |  |  |  |
| 納                                 |   |       |      |      |        |        |        |        |   |  |  |  |  |  |  |

(表面)

1. 本証に企業出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2. 集金員には身分証明書を持たせてありますから、御覧の上御支払い下さい。
3. この領収証は後日の証拠書になりますから、大切に保存して下さい。
4. 水道に関することはすべて届出制度になっておりますから
- (イ) 使用開始、廃止、移転、人員及びせん数の移動、用途変更その他
- (ロ) 新設、増設、撤去、漏水修理その他
- 等は水道局(電鉄郊外バス乗場北側)電話②201~2205へ必ずお届け下さい。

(裏面)

(第三号様式)

| <p>○ 原符 昭和 年度(修)</p> <p>備考</p> | <p style="text-align: right;">水道修繕工事費 (放)</p> <p style="text-align: center;">納額告知書兼領収証書</p> <p>昭和 年度(修)</p> <p>下記の金額を納入して下さい。下記の通り領収しました。</p> <p>広島市水道事業管理者 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島市水道局 水道事業 管理者印</span> 広島市水道局企業出納員 氏名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>台帳番号</th> <th>領収金額</th> </tr> <tr> <td>納</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">昭和 年 月 日 領収集金員</p> | 台帳番号 | 領収金額 | 納 | 円 |
|--------------------------------|--|------|------|---|---|
| 台帳番号                           | 領収金額   |      |      |   |   |
| 納                              | 円  |      |      |   |   |

(表面)

1. 本証に企業出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2. 集金員には身分証明書を持たせてありますから、御覧の上御支払い下さい。
3. この領収証は後日の証拠書になりますから、大切に保存して下さい。
4. 水道に関することはすべて届出制度になっておりますから
- (イ) 使用開始、廃止、移転、人員及びせん数の異動、用途変更その他
- (ロ) 新設、増設、撤去、漏水修理その他
- 等は水道局(電鉄郊外バス乗場北側)電話②201~2205へ必ずお届け下さい。

(裏面)

別表に次の二項を加える。

|         |                |
|---------|----------------|
| 企業出納員印  | てん書方二十耗現金払込書木印 |
| 副企業出納員印 | てん書方二十耗現金払込書木印 |

ひな形(中)を削る。

ひな形に次の二個を加える。

|               |                |
|---------------|----------------|
| 広島市水道局企業出納員之印 | 広島市水道局副企業出納員之印 |
|---------------|----------------|

附則

この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道集金員等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十八年一月一日

広島市水道事業管理者 寺西正雄

広島市水道局長 寺西正雄

広島市水道局規程第三号の三

広島市水道集金員等事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市水道集金員等事務取扱規程(昭和二十七年広島市水道局規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までを、それぞれ次のように改める。

(第一号様式)

| <p>○ 原符(放) 昭和 年 月 分</p> <p>備考</p> | <p style="text-align: right;">水道料金 (放)</p> <p style="text-align: center;">納額告知書兼領収証書</p> <p>昭和 年 月 分 ○ 期</p> <p>下記の金額を期限内に納入して下さい。下記の通り領収しました。</p> <p>広島市水道事業管理者 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島市水道局 水道事業 管理者印</span> 広島市水道局企業出納員 氏名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>カード番号</th> <th>用途</th> <th>基本料金</th> <th>超過人員</th> <th>支控</th> <th>浴槽</th> <th>其他</th> <th>領収金額</th> </tr> <tr> <td>納</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">昭和 年 月 日 領収集金員</p> | カード番号 | 用途   | 基本料金 | 超過人員 | 支控 | 浴槽   | 其他 | 領収金額 | 納 |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------|---|-------|------|------|------|----|------|----|------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| カード番号                             | 用途  | 基本料金  | 超過人員 | 支控   | 浴槽   | 其他 | 領収金額 |    |      |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 納                                 |   |       |      |      |      |    |      |    |      |   |  |  |  |  |  |  |  |

(表面)

1. 本証に企業出納員及び集金員の領収印がないもの又は金額を訂正したものは無効です。
2. 集金員には身分証明書を持たせてありますから、御覧の上御支払い下さい。
3. この領収証は、後日の証拠書になりますから、大切に保存して下さい。
4. 水道に関することはすべて届出制度になっておりますから
- (イ) 使用開始、廃止、移転、人員及びせん数の異動、用途変更その他
- (ロ) 新設、増設、撤去、漏水修理その他
- 等は水道局(電鉄郊外バス乗場北側)電話②201~2205へ必ずお届け下さい。

(裏面)



附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局職員考査規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十八年一月二十七日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第十二号

広島市水道局職員考査規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員考査規程（昭和二十七年広島市水道局規程第六号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第二項を次のように改める。
  - 2 委員会は、各課長をもつて構成し、委員長は、総務課長がたる。
- 第四条及び第五条中「水道局長」を「管理者」に改め

(経過措置)

|     |          |      |
|-----|----------|------|
| 原 簿 | 昭和 年 月 分 | 期    |
| 備考  | カード番号    | 領収金額 |
|     |          |      |
|     |          |      |

昭和 年 月 日 領収 集金員

附 則  
この規程は、公布の日から施行し、第四条及び第五条については、昭和二十八年一月一日から適用する。

広島市水道集金員等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十八年一月二十七日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第十三号

広島市水道集金員等事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市水道集金員等事務取扱規程（昭和二十七年広島市水道局規程第九号）の一部を次のように改正する。

- 2 第四号様式を次のように改める。

昭和 年 月 分 期 下 水 道 使 用 料

|    |       |      |
|----|-------|------|
| 備考 | カード番号 | 領収金額 |
|    |       |      |
|    |       |      |

下記の金額を期内に納入して下さい、納額告知書（領収証）を本館に出納員及び集金員の領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。 下水道に関する御問合せは下水道課電話(2) 2351-60 (2) 2355 願います。

広島市水道局事務決裁規程を次のように定める。  
昭和二十八年一月二十七日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第十三号の二

第一章 通 則

第一条 水道局における事務は、別段の規程があるものを除き、この規程により決裁を受けなければならない。

第二条 専決事項といえども次の事項は、上司の裁決又は指示を受けなければならない。

- 一 異例に属すること。
- 二 規定の解釈上疑義があり又は重要と認められること。

- 三 先例となるようなこと。
- 四 将来において、局の義務負担を生ずべきこと。
- 五 上司の指示により起案又は設計したとき。
- 六 その他上司が知っておくことが必要と認められること。

第三条 急を要する事項で、上司の決裁を受けるいとまがないときは、自己の責任において専決することができ。但し、事後、直ちに報告しなければならない。

第二章 各 則

第四条 次の事項は、管理者の決裁を受けなければならない。

- 一 市議会に関すること。
- 二 各種委員会及び諸会（輕易なものを除く。）に関すること。
- 三 条例、規則、規程その他重要事項の制定、改廃に関すること。
- 四 訴訟、訴訟、異議申立、重要な請願及び陳情に関すること。
- 五 重要な総合施策に関すること。

六 市民に対する重要事項の伝達に関すること。

七 職員の任免、進退、賞罰、服務、給与その他重要又は特殊な人事に関すること。

八 職員の果外出張に関すること。

九 係長以上の果内出張に関すること。

十 課長以上の時間外勤務に関すること。

十一 係長以上の諸願届出処理に関すること。

十二 一件百万円以上の工事の施行並びに着工及び竣工認定に関すること。

十三 一件三万円以上の工事以外の事業の施行並びに経費支出に関すること。

十四 一件三十万円以上の物品の購入及び修繕に関すること。

十五 物品の購入及び修繕に関する三万円以上の過意金決定に関すること。

十六 一件貸食料年額二十万円以上又は総額二十万円以上の財産の貸与又は借受に関すること。

十七 見積価格三十万円以上の不用品処分に関すること。

十八 一件十万円以上の予備費補充並びに予算流用に関すること。

十九 資金前渡金支出並びに取扱者任免に関すること。

二十 工事の入札予定価格決定並びに工事入札人決定に関すること。

三十 その他前各号に準ずる重要又は異例と認める事項

第五条 次の事項は、課長が専決する。

課長共通事項

- 一 臨時職員の任免、進退、賞罰、服務、給与及び公傷認定に関すること。
- 二 所属職員（係長除く。）の諸願届出処理に関すること。
- 三 所属職員（係長以下）の時間外勤務及び市内出張に関すること。
- 四 定例又は輕易な文書の処理に関すること。
- 五 定例の諸証明願、公簿閲覧及び諸願届出処理に関すること。
- 六 一件百万円未満の工事の施行何並びに着工及び竣工認定に関すること。
- 七 一件三万円未満の工事以外の事業の施行何並びに経費支出何に関すること。
- 八 一件三十万円未満の物品の購入及び修繕何に関すること。
- 九 物品の購入及び修繕に関する三万円未満の過意金決定に関すること。
- 十 一件貸食料年額二十万円未満又は総額二十万円未満の財産の貸与又は借受に関すること。
- 十一 見積価格三十万円未満の不用品処分何に関すること。
- 十二 一件二十万円未満の工事の入札予定価格決定に関すること。
- 十三 工事の中間検査に関すること。
- 十四 工事現場監督員選定並びに請負者現場代理人及び専任又は主任技術者承認に関すること。
- 十五 工器用器材の払出に関すること。
- 十六 建設業法に基く諸届並びに願書の処理に関すること。
- 十七 諸収入金の賦課徴収並びに納付延期徴収予及び減免に関すること。

十八 諸収入金の交付要求に関すること。

総務課長

- 一 職員（係長を除く。）の果内出張に関すること。
- 二 法令その他諸法規に基く諸給与金の支給に関すること。
- 三 退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金に関すること。
- 四 扶養親族の認定に関すること。
- 五 職員の研修及び厚生行事に関すること。
- 六 当直員の割当に関すること。
- 七 庁内取締に関すること。
- 八 局報掲載事項決定に関すること。
- 九 各種事項の公告に関すること。
- 十 例規類集の編集に関すること。
- 十一 収入、支出並びに振替命令に関すること。
- 十二 財産の管理に関すること。
- 十三 会計課長
- 一 一件三万円未満の工事以外の事業の施行並びに経費支出に関すること。
- 二 一件三十万円未満の物品の購入及び修繕に関すること。
- 三 物品の購入並びに修繕に関する三万円未満の過意金決定に関すること。
- 四 見積価格三十万円未満の不用品処分に関すること。
- 五 給水課長
- 一 修繕工事に関すること。
- 二 量水器に関すること。
- 三 自己材料の検査承認に関すること。
- 四 施設課長
- 一 失業対策事業及び公共事業日雇労働者賃金資金前渡金支出精算に関すること。
- 二 浄水課長
- 一 水源区域の保護に関すること。
- 二 水源地の參觀に関すること。

附則  
1 この規程は、公布の日から施行する。  
2 広島市水道局事務決裁規程(昭和二十七年広島市水道局規程第三号)は、廃止する。

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十八年二月五日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程  
広島市水道局就業規則(昭和二十八年広島市水道局規程第一号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第二項を次のように改める。  
2 職員(臨時職員を除く。)に対する給料、勤務地手当及び扶養手当はその月分を毎月二十一日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び当直手当は前月分を毎月十日に、それぞれ支給する。  
附則  
この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程を次のように定める。  
昭和二十八年二月二十五日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第十五号  
広島市水道局当直勤務手当の額を定める規程  
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年広島市条例第七十七号)第十條の規定に基づき支給する当直手当の額は、勤務一回につき次に掲げる額とする。  
昭和二十八年三月五日  
広島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

日直手当 三百六十円  
宿直手当 三百六十円  
附則  
この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十八年三月十日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程  
広島市水道局就業規則(昭和二十八年広島市水道局規程第一号)の一部を次のように改正する。  
第十五條第四項を削り、第五項以下順次繰り上げる。  
第二十三條中「超過勤務手当」の下に「若しくは休日給」を加える。  
附則  
この規程は、公布の日から施行する。

◎選挙管理委員会告示

広選管告示甲第九十一号  
昭和二十七年十二月一日現在において調製した広島市選挙委員会選挙人名簿は、昭和二十八年三月五日確定したので、選挙委員会法第十四條第五項の規定による広島市における選挙権を有する者の総数の二分一の数、次の通りである。  
昭和二十八年三月五日  
広島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲太郎

二分の一の数 記 三、三四六名  
備考  
選挙人名簿に登録された者の総数 六、六九二名

◎辭令

広島市消防団長を命ずる  
昭和二十八年二月九日(各通)  
事務吏員 前 田 日 吉  
建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる  
昭和二十八年二月二十三日  
技術吏員 住 吉 勇 三  
願により本職を免ずる  
事務吏員 加 藤 政 夫  
産業局農水産課長事務取扱を命ずる  
昭和二十八年三月四日(各通)

◎雑報

定例市議会において左記の通り議決された。  
(三月二日)  
一、第七十七号議案 広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定について 原案可決  
一、第七十八号議案 広島市道路交通取締条例制定について 治安委員会付託

| 出張所別 | 人口   | 同上前月の比較 | 世帯   | 同上前月の比較 |
|------|------|---------|------|---------|
| 牛田   | 九、八四 | 三       | 二、四四 | 一〇      |
| 尾長   | 一、五七 | 三       | 三、五九 | 一五      |
| 青島   | 九、九三 | 七       | 二、四六 | 二       |
| 段原   | 三、六二 | 四       | 五、六四 | 三       |
| 比治山  | 一、七八 | 三       | 四、四七 | 八       |
| 仁保   | 五、八三 | 四       | 一、四七 | 一       |
| 大河   | 一、八四 | 三       | 二、九六 | 六       |
| 大井   | 一、七六 | 三       | 四、三三 | 六       |
| 皆品   | 一、七六 | 三       | 六、八五 | 三       |
| 宇品   | 二、〇〇 | 三       | 六、八五 | 三       |
| 似島   | 一、一七 | 一       | 四、九二 | 三       |
| 基町   | 一、一七 | 一       | 七、八六 | 一       |
| 元中央  | 三、三三 | 三       | 二、五五 | 三       |
| 十日市  | 三、三三 | 三       | 五、六〇 | 三       |
| 舟入   | 一、五三 | 三       | 三、六六 | 三       |

一、第七十九号議案 財産の取得について 原案可決  
一、第八十号議案 契約締結の同意について 原案同意  
一、第八十一号議案 契約締結の同意について 原案同意  
一、第八十二号議案 契約締結の同意について 原案同意  
一、諮問第二号 公有水面埋立について 支障なしと決定  
一、諮問第三号 公有水面埋立地区域編入について 支障なしと決定  
一、請第三十二号 似島小・中学校通学道路改修方要望について 採択  
一、議員提出第十八号 広島市草津町に国有鉄道草津駅設置方要望について 提出に決定

出張所管区別人口及び世帯状況について  
(二八・三・一現在) (△印減)

| 種別 | 件数    | 最大   | 最少   | 平均 | 前年同月増減 |
|----|-------|------|------|----|--------|
| 観音 | 一九、九六 | 一〇一  | 四、七五 | 三  |        |
| 己斐 | 一九、九七 | 〇    | 五、六六 | 三  |        |
| 三津 | 一七、三三 | 〇    | 四、五三 | 三  |        |
| 草津 | 一三、六六 | 三    | 三、三三 | 三  |        |
| 計  | 三八、二〇 | 一、〇一 | 八、三三 | 三  |        |

戸籍上の市勢(二八年二月分)

| 種別                | 出生     |        | 死亡     |           | 前年同月増減 |
|-------------------|--------|--------|--------|-----------|--------|
|                   | 男      | 女      | 男      | 女         |        |
| 婚姻                | (三三)   | (三三)   | (三三)   | (三三)      | (三三)   |
| 離婚                | (二)    | (二)    | (二)    | (二)       | (二)    |
| 出生                | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 死亡                | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 計                 | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 戸籍開覽              | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 身分証明              | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 印鑑証明              | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 抄本請求              | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 亡者請求              | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一) | (一、〇一)    | (一、〇一) |
| 一、本市内の出生と死亡から見た増数 | 男一五九人  | 女一三二人  | 計二九一人  | 一日平均九・三八人 |        |
| 一、前年右同            | 男一七六人  | 女一二九人  | 計三〇五人  |           |        |

一、勝抄本作製数 一〇、二三一枚 内訳  
浄写によるもの 七、二九枚 従事員延一九一人 一日平均三六枚 コピヤ勝写器によるもの 二、九三枚  
一、失期届出件数 五七件 内訳  
出生二八件 死亡二四件 戸籍訂正二件 後見終了二件 相統一件  
一、( )は本市以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの  
一、婚姻、離婚、出生、死亡は二十八日分を、その他は二十四日分で計算したもの

# 廣島市報

号外  
 発行 昭和28年4月1日 (水曜日)  
 電話  
 中三三二(代表) 中六九(市会) 中六八(秘書) 中一六八(社会) 中一六九(徴収) 中五三六(総務局総務課) 中五三七(工芸指導所) 中二五三(競輪競馬事務所) 中五九〇(市民局) 中五九一(入民局) 中五九二(中央郵便局) 中五九三(中央裁判所) 中五九四(中央裁判所) 中五九五(中央裁判所) 中五九六(中央裁判所) 中五九七(中央裁判所) 中五九八(中央裁判所) 中五九九(中央裁判所)  
 発行所 廣島市役所  
 廣島市國泰寺町三九

### ◎監査結果の公表

#### 監査報告第三十五号

地方自治法第九十九條第三項の規定により標記監査を実施したので、その結果を次の通り公表する。  
 昭和二十八年三月二十日  
 廣島市監査委員 宮本正夫 木山正二 上原三衛 三宅清

昭和二十六年定期監査の結果について  
 一、監査の種類 昭和二十六年定期監査  
 二、監査の時期 自昭和二十七年九月十七日  
 三、監査の対象 厚生局所管に属する事務事業  
 四、監査の結果  
 終戦後の世相に鑑み、社会事業の重要性が強く要請され、その進歩もまた目ざましいものがあるが、時代が要請するところの眞の目的は、自由民権の尊重に基盤をおく民生の安定である。今回の監査においての対象は、これら民生の安定行政を推進運営する機関及び施設であり、その行うところの総べてが平直に日常生活に關係をもつ極めて接近度の高い業務内容をもっているため、事務もさくさく多岐にわたるものであつたが、その処理状況は職員努力により概ね良好な成果を取つたものと認められ、なお将来注意改善を要する事項につき、以下各課別にこれを記述する。

### 労政課について

一、所管事務及び勤務状況  
 当該課は、失業対策事業、公共事業労務及び労働關係の調整と、労働者の福祉に關する事務並びに厚生局の予算経理がその重たる管掌事務である。職員は課長以下三十九名であるが、内二十一名が臨時採用の事務員で、全職員の出勤率は九五%であつて、成績は概ね良好であると認められる。

- 二、事業状況
- (一) 失業対策事業、公共事業及びその他労働事務は建設局総務課の所管であつたが、昭和二十六年六月機構を改革し、厚生局労働課を新設し、これらの事務は全部労働課に移管し、労働事務を取り扱うことになつた。
  - (二) 昭和二十六年年度の事業執行状況は、左の通りである。
- |           |      |              |
|-----------|------|--------------|
| 緑地課關係     | 五〇件  | 四四、一一三、〇〇〇円  |
| 下水課關係     | 一七件  | 二四、六五二、〇〇〇円  |
| 東部復興事務所關係 | 二二件  | 三三、一八〇、〇〇〇円  |
| 衛生課關係     | 六件   | 五、三六三、〇〇〇円   |
| 土木課關係     | 一七件  | 二二、〇一一、〇〇〇円  |
| 農水産課關係    | 一七件  | 六、三四六、〇〇〇円   |
| 浄水場關係     | 二件   | 三、一八〇、〇〇〇円   |
| 合計        | 一二六件 | 一三九、七四七、〇〇〇円 |
- (三) 労働者の不正就労については、現場査察を厳にし、悪質なる就労者に対しては断固たる処置を執るとし、公共職業安定所との連絡を密にし、労政秩序の維持に万全を期せられたい。
- 不正就労の発覚したものは、左の通りである。

### 賃金二重詐取未遂

賃金二重詐取未遂 一件  
 代人就労 七五件  
 職場離脱 一三二件  
 悪質なる不就労 一一七件  
 不就業 八件  
 暴行 四件  
 当り番外就労 三件  
 架空就労 一四件  
 適格証なき就労 二件  
 職場攪乱作業怠慢 一二件  
 無断職場離脱及び代人就労 七件  
 就労を拒否したが就労したもの 七件  
 消火栓の破壊及び鉄屑採集 八件  
 貸金支払事務不正 一件  
 適格証改ざん 五件  
 合計 二七六件

三、予算整理状況  
 1 局の予算差引簿の整理は、左の通り杜撰な点があり、適当と認め難いから注意を要する。  
 (一) 予算差引を目的の記帳に止め、節附記の記帳が行われていない。  
 (二) 概算額で一括差引した後の執行額記帳のないものがある。  
 (三) 収入整理簿中原生費補助の口座において、収入簿(市金庫へ払込済み)年月日から二箇月ないし五箇月後収入命令書を発行し、更に収入命令発行後約一





5. としよりの週間実施行事として最高年齢者に対し、記念品の贈呈に関する伺をして、記念名及びその経費について何等記録がなく適当でない。また寄贈物品の配分を受けた喜生園の受領証には、捺印もなく受領責任の所在が明らかでないから注意を要するものと認める。

衛生課について

本市における衛生行政は、著しく改善されて来たのであるが、人口の急激なる膨張と建設途上にある本市としては更にこれが施設の整備拡充は緊要である。市内の一部には、各学区を単位に衛生協会が自治的に組織されていて、衛生掃除及び防蟻、防蚊、下水清掃等を自発的に実施しているが、これら組合を指導助長しつて市の衛生行政と緊密な連絡を保つことは最も必要であり、衛生思想の普及昂揚にも多大の効果をもたらすものと思料する。

糞尿処理についてはその整備もいよいよその緒につき、昭和二十五年年度百五万三千四百四十、同二十六年年度百六十五万六千三百九十九を各々蒐集している。尿尿処理は、昭和二十六年八月より本格化したもので、同年末までの処理量は、四十九万六千八百八十八斗であつたが、この蒐集量は必ずしも尿尿処理問題を解決したものとは認められない。市内には尿尿処理業者もありまた周辺農家より直接汲取も相当数に上るものと思料されるが、市中央部や交通不便な地域では尿尿の処理に困つてゐるものが多数あり、公衆便所に投棄するものあるいは夜暗川や海又は人家稀薄な場所投棄するものなど相当ある模様であり、環境衛生上真に憂慮すべき問題と言わざるを得ない。将来これが完全処理計画を立案し、問題解決に格段の努力を要するものと認め、現有のこれら処理に要する施設機材は、未だ充分とは云えないがとりわけ糞芥堆積場の拡張、尿尿槽の修繕、棧橋の架設は最も急を要するものと思料せられる。その理由とするところは、船舶輸送によつて大部分を島上、上部へ搬出する糞芥及び尿尿が、一朝荒波、船舶故障、農繁期ともなれば、その間の貯蔵所がなく、現有施設では不備であり、

自然蒐集を中止するの止むなきに至るからである。本市の衛生諸統計に現われた施設成績は、他都市のそれと比較して、必ずしも良好とはいえないものがあり、都市の性格、住民の密度、業務状況等その実態を把握して、衛生計画を樹立し、もつて衛生的文化都市たらしめるよう格段の努力を払われたい。

一、所管事務及び勤務状況

当課の所管事務の主なるものは、墓地、火葬場及び埋火葬に関する事。社会保険病院、中央診療所、保健所、舟入病院、屠場、食品衛生及び環境衛生、清掃に関する事であつて、職員は課長以下百一十一名で同年中の出勤率は九二%である。職員中には胸部疾患によるもの七名で二十日ないし三百日の欠勤であり、職員の保健に常に注意されているも、特に衛生上危険な業務する職員に対しては、予防措置を講ずるなど万遺憾なきを期せられたい。

二、事業状況

堆積糞尿処理及び道路清掃工事は、失業対策事業と関連をもつており、年間を通じて大幅に執行されている。昭和二十六年年度の使用人員は、二万五千七百五十一人にして、その賃金は五百三十六万三千円に上り、蒐集糞尿は百六十五万六千三百九十九で、この売却代金は八十一万三千九百円である。

尿尿処理は、取扱開始後日も浅く、人員機材の整備も不十分で、一箇月汲取量は千七百荷(六百八十石)を下している。同年度(自九月開始)の汲取量は四千九百六十八石八斗にして、この汲取手数料は十七万一千二百六十四円、売却尿尿代は、二十万八千三百円であつた。本市の世帯人口よりすれば、現有の人員機材を倍加してもなお足らない現状にあるが、要は運営にあるから、合理的な計画によつて最良の成績をあげるべく努力を要すと認める。なお、人員機材は左表の通りである。

人員及び機材表

| 糞芥処理人員機材 |     | 尿尿処理人員機材 |             |
|----------|-----|----------|-------------|
| 品名       | 数量  | 品名       | 数量          |
| 従事員      | 四二人 | 従事員      | 二〇人         |
| オート三輪車   | 三台  | オート三輪車   | 二台六〇荷積、四〇荷積 |
| 船        | 一九台 | 船        | 三台九荷積       |
| 棧橋       | 二艘  | 棧橋       | 一艘          |
|          | 一基  | 桶        | 一六九荷一荷四斗入   |
|          |     | 尿槽       | 六基破損五       |

三、予算整理状況

昭和二十六年年度歳出予算は保健衛生費一億八十三万五千五百九十九円に對し、執行額は一億八十八万三千四百七十三円であつて、六十五万二千三十六円の不用額があつたが予算節約によつて三十五万二千四百三十八円その他事業執行後不用となつたものが三十五万五千九百八十八円であつて概ね節約方針に従つて処理されているものと認め、歳入において使用料手数料調定額五百五十三万八千五百七十九円に對し、収入済額は四百四十九万三千九百九十九円、百四十三万五千四百八十八円の未収入は旧年度より滞納繰越となつてゐる食肉検査手数料であつて、これが滞納者は現在ほとんど廃業しており、徴収は極めて困難な状態にあるが、従来の業者をもつて組織された組合の責任において分納を認めているも、相当長期にわたるものと察せられるので、本件については充分検討し、早期徴収に努力を要すると認める。

四、一般事務処理状況

1 予算推算簿は予算の整理記帳をしてゐるのであるが雑取入口座において尿尿売却却の記帳に間違いがあつたが、関係簿書と照合の上正確な記帳を要する。

2 埋火葬許可証は、本市のものは、本庁並びに各出張所において発行しているが、その際発行所別の記入がないため、爾後の整理に不便であるから、これを欄外に附記して交付し、火葬場にあつては受理簿に登録して市長への火葬状況報告書の資料とし、市営の火葬場にあつては使用料徴取簿と照合できるように整理を要する。なお、許可証発行に當つては、火葬許可証明願と共に契印し、各発行所ごとに一連番号を附し、火葬場使用料徴取免除の場合は、その旨を記載するを適当と認める。また火葬許可申請書に証紙の貼付洩れのものがあつたが、取扱に注意を要する。

3 食品衛生監視員は二名であるが、その業務としては市保健所配置の食品衛生監視員の行つた検査調査書類その他で、不備な点を再検査再調査を行う事務を担当してゐるのであるが、昭和二十七年九月以降は病氣その他で欠員となり、該業務は現在保健所食品衛生監視員で行つてゐるのである。同一事務内容をもつ本件のごときは、二ヶ所に分散配置するよりもむしろ市保健所に統合し、強固な監視事務態勢を整へることが合理的であると認められる。

4 飲食店営業許可更新に當り、その手数料証紙を台帳に貼付したものがあつたが、これは願書に貼付して消印すべきである。なお、営業許可となつたもののみにつき手数料簿に記帳し、不許可のものはこれを記載してないが、証紙手数料の計算上適当でないから洩れなく記帳を要する。

5 営業許可申請書の取扱で申請日より許可となるまで六箇月の長期にわたるものがあつたが、迅速なる処理を行うよう指導せられたい。

6 道路を占用している露店は、警察署長の許可を要す

るのであるが、食品衛生関係の該業者も相当ある模様であり、許可したために路上で営業し、交通上支障を来すという事のないよう、関係官署とも連絡をとるなど、万全の策を講ぜられたい。

7 営業業人変更の場合、単に飲食組合長の証明を添付した申請書を受理して変更整理しているが、監視員の調査副申請書は形式的で許可すべきか否かの資料としては不十分なものがあつたが、これら監視員の調査副申請書を簡潔明瞭にして、且つ、要点を把握したものとすよう指導に遺憾なきを期せられたい。

8 尿尿汲取券は、衛生課において保管及び販売をなしているが、二十七年十二月十八日現在枚数は三万一千四百四十二枚で、受取簿枚数よりも四百八枚少いのであつたが、これは汲取券取扱者責任印を押した汲取券三百五十八枚を責任者交代のため廃棄焼却したものである。他に五十枚は他都市へ見本として交付したものである。これらは受取簿に記帳して、現在枚数を一致するよう処理しなければならぬ。

9 汲取申込書に記載の尿尿荷数の誤記入及び証紙の消印もれのものなどがあり、取扱に注意を要する。

10 船舶燃料受取簿の年度末残高の翌年度への繰越記帳が未了であり、重油四百リットル軽油三十リットル外に軽油百八十リットルの受入記帳がもれてゐるなど受取簿の記帳整理は不十分であつた。

11 失業対策労働者をもつて堆積糞尿の処理工事及び清掃工事を実施するに當り、工事日誌並びに作業日誌を記載しているが、これに記載した労働者数と賃金台帳の人員と符合しないものがあるが、正確に人員の把握をなし過誤なきを期せられたい。

12 庶務関係書類中に経費支出、委任状、賃金仕訳書診断書等を合綴してあるが、文書取扱規程によつて整理するを要す。

13 備品台帳のオート三輪車、自転車、被服貸与台帳の期間満了月日、返納受授の認印等整理の不適當なもの

千田清掃事務所

があるが注意を要する。南千田地先所有地は、現在下水処理場として下水課の管理となつてゐるが、衛生課所属の尿尿槽などの設備があり、且つ、船舶の発着にも便利である関係上糞尿処理も併せて昭和二十六年八月より清掃事務所を仮設し、六名の職員を配置し事務処理に當つてゐる。

一、施設としては、事務所、倉庫、車庫、仮棧橋尿尿槽その他船舶三隻、自動車その他小道具一切を管理している。

二、事業内容は、市内七清掃区(但し、内一区は公衆便所の清掃)に分け、受持区域を定め人員機材を配置し、これに監督者を附し、就労時間は冬期午前七時より午後三時三十分、夏季は午前六時より午後二時三十分まで勤務している。

三、各蒐集された糞芥並びに尿尿は、売却されるのであるが、年度当初において、予め購入希望者との間において期間単価受渡の方法等に関し、契約を締結しており適当と認め、町村農業協同組合と契約したものは、その組合員が個々に買受けに来るので、農業協同組合長の積込証明書を携行したものに限り売却している。積込みを了したのから荷受け票に相当する受領票を徴しているが、これらは農協組合長名義の受領票となつていて、実際とは異つた取扱をなしているなど取扱上不合理なものがあるから改善すべきである。

四、売価は左表の通りで契約書によつて取極めがなされておるのであるが、糞芥需要期の冬季は可とするも、夏季はその需用も減してくる関係上単価も冬季並では無理があると云う意味において、夏季の売却については、売渡し数量に歩増しを適宜行つて単価高を補うこととなく、一定の準則を定めて公平に実施するよう改正を要する。

| 単價表     | 廣芥   | 單價   | (單位貨) |
|---------|------|------|-------|
| 亮先(地区名) | 現場   | 渡    | 着港    |
| 似島      | 〇・七〇 | 〇・七〇 | 〇・七〇  |
| 切串      | 〇・三〇 | 〇・三〇 | 〇・三〇  |
| 津村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 中村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 鷺部      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 飛瀬      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 沖村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 宮原      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 福山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |
| 總山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇  |

| 亮先(地区名) | 現場   | 渡    | 着港   |
|---------|------|------|------|
| 亮先(地区名) | 現場   | 渡    | 着港   |
| 似島      | 〇・七〇 | 〇・七〇 | 〇・七〇 |
| 切串      | 〇・三〇 | 〇・三〇 | 〇・三〇 |
| 津村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 中村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 鷺部      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 飛瀬      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 沖村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 宮原      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 福山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 總山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |

| 亮先(地区名) | 現場   | 渡    | 着港   |
|---------|------|------|------|
| 亮先(地区名) | 現場   | 渡    | 着港   |
| 似島      | 〇・七〇 | 〇・七〇 | 〇・七〇 |
| 切串      | 〇・三〇 | 〇・三〇 | 〇・三〇 |
| 津村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 中村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 鷺部      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 飛瀬      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 沖村      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 宮原      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 福山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 總山      | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |

六、売却代金は、即時受領し、荷受人の受領票と共に衛生課へ送付されるのであるが、これは別に送金票を使用さ

五、尿管六基中五基は破損しているが、一部の不心得者によりこれが破損箇所より鉄筋を盗み、且つ、破損を加えつつあるから、これが防止と修理につき対策を講ずる要ありと認める。

一、所管事務及び勤務状況

本課は、市民体育施設体育団体との連絡に関する事務を管掌し、職員は課長以下十一名にして、昭和二十六年中の職員出勤率は九七%で、成績は概ね良好と認めた。

二、予算経理状況

当課歳出予算は二千五百三十六万五千三百四十五円にして、決算額は千九百五十九万七千八百八十四円九十六銭、予算不用額五百七十七万四千二百五十六円四角四銭であつたが、これは予算節約によるもので概ね節約方針に副つて経理されたものと認める。

歳入中使用者及び手数料収入は十七万五千五百六十円にして、その他補修費庫補助三十九万八千五百四十四円にスポーツ宝くじ奨励金の残額の過年度収入四十五万六千四百二十五円であつた。しかして、スポーツ宝くじ奨

六、市社会福祉事務所は、従来社会課に統一されていた福祉事務より分離し、福祉事業の施設を社会課が、援護育成又は更生の措置指導等事業の施行を本事務所が管掌することになつた。これら事業の施行に当つては、福祉関係法令の適切な運営により不偶なる人々の自立更正と民生の安定を図り、社会保障制度の確立に必要の一層の努力を期待する。

一、所管事務及び勤務状況

本事務所は、生活保護法、児童福祉法及び生活保護法による扶助状況

身体障害者福祉法、民生委員法の施行その他社会福祉に必要な調査並びに一般庶務である。職員は所長以下三十三名で内社会福祉主任は二十五名である。昭和二十六年中における職員の出勤率は九六%で、職員中無届欠勤のものがあつたが服務規律をみだすもので適当でない。

二、事業状況

1 社会保障制度中の大部分を占める生活保護の状況は左記の通りである。

生活再建の途を拓くことにある。これが資金は果費であつて、本市において昭和二十六年十二月末日現在の貸付金は二百三十一万五千円にして、償還期限到来金額は十八万六千六百四十六円四角六銭である。償還率は九万五千三百三十二円三十一銭で償還率は五二%に過ぎない。上記貸付金利率については、要納付額は三万一千六百五十一円九角九銭にして、納付落額は一万六千八百五十二円五十五銭で、この比率は五二%であり、これが償還成績は良好と認め難いのである。

本事業を育成助長するためには、積極的に民生委員、未亡人会又は民生委員事務所と常時連絡を密にし、貸付目的の主旨に副うよう努力し、償還による資金の円滑なる回転に全幅の協力が望ましい。

2 生活保護法による生活扶助の一時扶助として配分する物資は、概ね適正に処理されているものと認められるも、その物資受扶簿が作成されていないため確認できないものがあるから、今後の取扱には充分留意を要する。

3 生活扶助の一時扶助として東、西公益質屋に保管中の多数の衣類、炊具は、その受扶並びに残数は明瞭でなく、受扶簿が整理されていないため、現在数冊が不明である。なお、これら物資の中には、倉庫保管中に腐蝕、虫害、破損したもの多数あつた。本件物資も社会課の所管から事務機構改正と共に当事務所へ移管されたものであり、これらの引継事務は完全に行われていないので、至急整理を要すると認めた。

4 歳出予算は一億二千六百二十六万二千六百四十四円にして、決算額は一億二千五百九十九万九千二百四十四円四角六分である。予算不用額は五百四十三万二千三百六十五円三十六銭となつており、このうち二十一万九千九百七十一円は予算節約によるもので、概ね節約方針に副つた適正な処理と認めた。

| 扶助区分 | 延世帯数   | 延人員         | 扶助金額         | 備考 |
|------|--------|-------------|--------------|----|
| 生活扶助 | 二八、二七六 | 七七、七九五      | 四七、八四二、三五二〇〇 |    |
| 教育扶助 | 一五、七六二 | 三三、三四六      | 六、一三九、一六一〇〇  |    |
| 住宅扶助 | 一一、一九四 | 三三、一二七      | 一、三九六、四七六〇〇  |    |
| 医療扶助 | 二〇、八一六 | 一一、六二二      | 六三、三六六、七三三〇〇 |    |
| 助産扶助 | 五一     | 五一          | 八八、七二六〇〇     |    |
| 生業扶助 | 三三     | 三三          | 七二、九一〇〇〇     |    |
| 葬祭扶助 | 一四九    | 一四九         | 三九〇、五八六六四    |    |
| 計    | 七七、二八一 | 一六五、二九三、二一九 | 二九四、九四四、六四   |    |

右表によると一ヶ月平均延六千四百四十世帯、一万三千七百四十四人、その扶助金額は九百九十四万三千三百余円である。右表に示すごとく、生活保護の大宗は生活扶助であり、世帯数は三六%を占めている。次いで医療扶助が二六%、教育扶助が二〇%の順であるが、徒らに保障制度にとらわれることなく、勤労意欲の昂揚指導にも力を注ぐなど、物心両面の保護政策を計り、要保護者の実態調査には慎重を期し、濫給にならざるよう留意すると同時に反而脱漏及び調査粗漏等なきよう意を用いられた。

2 本市の民生委員定員は三百八十二名にして、現在男子委員三百二十二名、女子委員五十二名で八名の欠員となつてゐる。

民生委員事務所は、中央を除く外は市役所出張所が充てられており、出張所長は民生委員事務所長を兼務して社会福祉事務に關し福祉事務所長との連絡を保ち民生委員の職務に協力している。民生委員活動の如何は、福祉行政の運営を左右するものであると懸念せられるので、民生委員推薦会にも協力し、その人選については慎重を期すると共に適切な指導訓練により本行政の円滑なる運営を図られた。

3 本市においては、昭和二十六年四月広島県知事より生業資金貸付認可を受けたのである。本制度の主旨とするところは、一時資金を融資して生業を営ましめ、

勵金の残額過年度収入金は歳入予算に計上されていないが、本件のごとく過年度収入として調定可能なものは総て予算に計上して編成すべきである。

昭和二十六年度中地方体育諸団体に交付された助成金は、左の通りである。

助成金交付団体及び金額

- 第六回国民体育大会選手強化費 二三〇、〇〇〇円
- 第五回マラソン大会出場者助成金 六〇、〇〇〇円
- 第十九回福山、広島間駅伝競走参加助成金 三五、〇〇〇円
- 日、瑞親善国際サッカー助成金 七〇、〇〇〇円
- 計 三九五、〇〇〇円

これら助成金交付のものは、事業年度終了後二箇月以内に事業報告書及び収支決算書を市長へ提出を要するものであるが、未提出のものもあるから早急に提出せしめる要がある。

二、一般事務処理状況

1 体育課出納員の処理する収入証紙売捌代金出納簿の記帳には不十分な点があるから注意を要する。なお、中央庭球場において取り扱う収入証紙の受払並びに売捌代金の取扱についても、厳にこれを監督指導し、過誤なきを期せられた。

2 中央排球場使用許可申請書を受理した場合は、受理月日及びこれに許可、不許可並びに使用料を徴せざるものは免除の理由を記載し、決裁を受けて処理するを適当と認める。

3 備品にして返納棄却保管取換した場合は、直ちにその事由を保管簿に記載し、現品と保管簿は常に一致させておくべきであるが、これらの整理は不十分であつた。また昭和二十六年三月十九日午前九時五十五分頃備品自転車一台(購入価格七、八五一円)が盗難に罹つてゐるが、公用自転車使用者には注意を喚起し、公用物件の尊重並びに監守に遺憾なきを期せられた。

福祉事務所

昭和二十六年十月社会事業法の規定により設置を見た本

にして、その内訳は、左の通りである。

|       |              |
|-------|--------------|
| 歳入内訳  | 一〇七、八〇〇、〇六三円 |
| 国庫支出金 | 八、〇九八、六三三円   |
| 県支出金  | 七、五五一、二二七円   |
| 雑収入   | 一三三、四四九、九三三円 |
| 計     |              |

3 予算差引簿  
事業施行に当り、経費支出額が決裁された場合、経費金額は直ちにこれを予算差引簿の概算額欄へ記帳し施行完了後確定金額をもつて相殺し、もし経費金額に過不足がある場合は、その処理を必要とするもこれらの処理に欠けるところがあり、且つ、経費金額を全く記帳されていないものもあるが、適正なる予算整理と共に記帳の正確を期する要ありと認められた。

四、一般事務処理状況

1 扶助費支払について整理の不良ため二重払のものもあり、これが戻入の場合における関係書類の整理が充分でないものがある。なお、戻入金を一時的扶助又は新規扶助者に一時立替支払しているが、これらの取扱が妥当でなく、且つ、戻入金が扶助費へ一時立替が操作可能であることは、現金取扱事務に不備欠陥があるものと推断されるから、将来検討、改善を要すると認める。

2 消耗品受取簿の記帳は形式的であり、実際とは相違するものが多く、物品取扱主任者は、その取扱者をして現状に即した取扱指導をなす必要ありと認める。

3 公務による市内出張受命者が乗車賃を自弁しているものが多く、公用自転車利用又は乗車券の支給等考慮すべき要がある。

保健所について

保健所の使命は、予防医学の前衛としてますますその重要性を認められつつあるから、これが整備拡充については格段の努力を要するものである。当保健所は、建設直後において不慮の災害にあい本館を焼失し、本市の衛生行政に

も多大の支障を及ぼしたのであつたが、幸にして復興整備せられ近く設置を見る西保健所と相まつてその科学的予防医学により市民の保健衛生に万全を期せられたい。

一、所管事務及び勤務状況

当保健所は四課一室十二係であつて、総務課は、庶務、医務、業務を、衛生課は環境衛生、食品防疫を、予防課は予防、防疫、結核を、普及課は、衛生教育、衛生統計を、衛生試験室は化学試験、細菌病理検査を担当している。職員は所長以下百十四名にして昭和二十六年中の出勤率は九三%である。職員中には長期病欠勤者が二十一名あり、内一箇月未満のもの十二名、一箇月以上二箇月未満のもの四名、二箇月以上三箇月未満のもの一名、三箇月以上四名となつており、職員の健康状態は不良であるから、これが保健指導については特に考慮を要す。なお、職員中無届欠勤日数五十七日あるも、欠勤事由の如何にかかわらず紀律に悪影響を及ぼすものであり、指導に遺憾なきを期せられたい。

二、事業状況

1 昭和二十六年中実施した事業の主なるものは、左の通りである。

(一) 健康相談

| 病名  | 件数     |
|-----|--------|
| 結核  | 二、二七二  |
| 性病  | 二、一三九  |
| 歯科  | 九〇     |
| 妊産婦 | 三九八    |
| 乳児  | 三、七三三  |
| 幼児  | 五五二    |
| その他 | 一、一四四  |
| 計   | 一〇、三一八 |

(二) 集団検診

| 病名  | 件数    |
|-----|-------|
| 結核  | 一、一六七 |
| 性病  | 一     |
| 歯科  | 二、四四五 |
| 妊産婦 | 一     |
| 乳児  | 一     |
| 幼児  | 一     |
| その他 | 一     |
| 計   | 三、六一二 |

(三) 保健婦家庭訪問

| 病名  | 件数     |
|-----|--------|
| 結核  | 三三、〇三一 |
| 性病  | 一八五    |
| 妊産婦 | 一六     |
| 乳児  | 一、一六九  |
| 幼児  | 一一     |
| その他 | 六八     |
| 計   | 三三、四九九 |

四、予防接種

| 病名         | 件数     |
|------------|--------|
| 腸チブス、バラチブス | 八二、四一一 |
| ジフテリア      | 一〇、六〇一 |

| 項目    | 件数      |
|-------|---------|
| 百日咳   | 六、五九三   |
| 痘瘡    | 一一、二〇一  |
| 結核    | 五、六四五   |
| 発疹チブス | 一一、七九三  |
| その他   | 七、六三一   |
| 計     | 一三〇、二四四 |

(四) 衛生教育

|        |            |      |
|--------|------------|------|
| 講習会    | (一、二六九人)   | 五五回  |
| 講習会映画会 | (二七、六六九人)  | 六八回  |
| 展覧会    | (一九〇、六五四人) | 一八回  |
| 印刷物頒布  | (一三三、七五二枚) | 二二種  |
| 計      |            | 一四一種 |

(六) 性病接点者調査、性病

|          |      |
|----------|------|
| 食品衛生違反施設 | 九八四件 |
|----------|------|

(七) 食品衛生違反施設

| 業名    | 違反件数  | 同上改善数 |
|-------|-------|-------|
| 飲食店   | 一、二九〇 | 七七八   |
| 喫茶店   | 二八四   | 一三二   |
| 菓子製造  | 二二〇   | 一〇九   |
| 菓子製造  | 三二四   | 一四四   |
| 氷菓子製造 | 三八三   | 一三四   |
| 清涼飲料水 | 一〇四   | 四一    |
| 保存飲料水 | 三〇    | 一四    |
| 氷雪採取  | 一六    | 一     |
| 氷雪販売  | 九三    | 四二    |

| 項目       | 件数    | 実施面積  |
|----------|-------|-------|
| 醃詰製造     | 六     |       |
| びん詰製造    | 五     |       |
| つくだに製造   | 五一    | 一九    |
| 牛乳処理     | 一四    | 一四    |
| 乳製品      | 八     | 七     |
| 食肉販売     | 八二    | 五一    |
| 肉加工品製造   | 一〇    | 三     |
| 魚介類販売    | 六五    | 三三    |
| 魚介類市場    | 二     | 一     |
| 加工水産物の製造 | 四     | 一     |
| 加工水産物販売  | 二二四   | 一六    |
| 計        | 三、二〇五 | 一、七三八 |

そ族昆虫駆除実施表

2 そ族昆虫駆除については、環境衛生中でも相当重点が置かれ、年間これを実施しているものであるが、駆除対象の場所は社会事業施設、公共便所、保護家庭、下水溜、沼池、塵芥集積場となつていて、その場所については防蠅防蚊施設の改善、補修並びに駆除の指導を行うのである。実施方法として二三名あて十九箇班を編成し、これに衛生監視員三名を配置している。これら実施後の効果につてはなんらの判定が行われていないが、施行が広汎にわたる、しかも対象が区々であり、単に実施したのみでは、その成績も、また将来への計画も改善も生れて来ないので、精密な化学的效果の判定を実施する要があると認める。

そ族昆虫駆除は、左の通り実施されている。

| 項目     | 件数      | 実施面積     |
|--------|---------|----------|
| 消毒箇所   | 五六三     | 七五、九二五平米 |
| 社会事業施設 | 八一七     | 一一、八七三平米 |
| 公衆便所   | 一、二六八   | 三八四平米    |
| 下水沼    | 一八八     | 一九六平米    |
| 塵芥集積場  | 一       | 二〇、七〇〇平米 |
| 人体へ撒布  | 三〇、三八〇人 |          |

| 項目       | 指導件数    | 指導戸数    |
|----------|---------|---------|
| DDT油剤    | 五一、九九〇件 | 三七、〇三一戸 |
| 一、四五五ガロン |         |         |
| DDT粉剤    | 四、五七〇件  | 四、五七〇戸  |
| 六、二二六立捕  |         |         |
| 除虫菊乳剤    | 八、六三四頭  |         |

3 結核について

結核については、あらゆる角度よりこれが予防撲滅に施策が練られていのであるが、昭和二十六年十月より施行された一般結核患者治療票交付制度は、医療費の半額を県費で負担するもので、その対象は、健康保険加入者、自費治療患者、生活保護患者である。本制度は有効に利用することによって意義があり、広く

4 狂犬病予防

患者に周知せしめ、高度の利用方を講ずるなどの施策を要するものと認める。

昭和二十六年中の治療券利用者は、申請者千八百七十七人、診査を受けたもの千八百四十五人で、適用され治療を受けたものは千六百七十六人となつてい

狂犬病予防  
本市の登録犬数は六千六百九十二頭で、無登録犬は

野犬を含み相当多数にのぼるものと認められる。昭和二十六年中に予防注射を行った犬数は、八千五百六十頭であつたが、一方無主犬の捕獲と相まつて狂犬病予防には一段の努力を要すと認める。

5 伝染病予防  
伝染病予防伝染病予防については、啓蒙宣伝及び予防接種の励行に努めると共に、医師からの届出報告の時間的短縮による防疫活動の迅速を期すべく、予防防疫に遺憾なきを期せられたい。

昭和二十六年中の伝染病発生状況は、左の通りで前年よりも若干の増加となつてゐる。

法定伝染病発生状況表

| 病名    | 昭和二十五年 | 昭和二十六年 | 備考 |
|-------|--------|--------|----|
| 日本脳炎  | 一六件    | 七件     |    |
| 流行性脳炎 | 六件     | 七件     |    |
| 猩紅熱   | 一七件    | 二二件    |    |
| ジフテリア | 二六件    | 三二件    |    |
| 腸チフス  | 二五件    | 三一件    |    |
| パラチフス | 三一件    | 一九件    |    |
| 赤痢    | 五九件    | 一四八件   |    |
| 疫痢    | 二二件    | 五九件    |    |
| 計     | 二〇五件   | 三三四件   |    |

6 性病予防

性病予防週回或は講演会、パンフレット等により、その啓蒙宣伝には意を用いられてゐるが、本病に対する羞恥感から隠れ、いする傾向が強く、その防疫指導には相当困難を伴うものである。昭和二十六年は、国民体育大会開催を契機に強力に検診が行われ成果を収めてゐるが、病源伝播の危険ある場所に対しては業者と

7 食品衛生

も密接な連絡を採り絶えざる努力が肝要と認める。

(一) 食品衛生監視員は現在八名であつて、市内の許可営業業者数は四千五百二十九戸で、監視員一人当り五百六十六戸となるのであつて、このうち六回以上臨検する飲食店数は千八百八十八戸である。その他は二箇月に一回ないし二回となつてゐるのであるが、監視員の指摘、指導する事項は法令に根拠をもつ厳格なものであることは勿論であるが、飽までも衛生行政であることを念頭において目的を達成するよう努力を要する。

施設違反者に対する改善命令は、改善事項に応じた期限を定め改善を行わせてゐるが、改善したか否かは、監視員の実地検査によつて確認されるものであり、これに対する監視員の報告書も必要であり、又行政処分執行のものも業者台帳に記載しておくなど、その実状に即した取扱をなす必要があると認められた。

(二) 集団中毒事件が二度発生してゐるが、その原因の追及及び研究に不充分なものがあつた。公衆衛生の危険防止を主眼眼として取締を励行すると共にこれら業者の指導に万全を期す要あり。

三、予算整理状況

昭和二十六年歳出予算は五千五百三十二万三千七百二十二円にして、決算額は二千四百九十四万五千六百六十四円で不用額五百五十七万四千六百三十一円並びに繰越額二千四百六十六万三千四百七十五円の保健所復旧費がある。しかして、これら不用額中百万円以上のものに保健所費(備品費、事務用器具費)、伝染病予防費(原材料費、薬品費)、結核予防費(負担補助費及交付金、負担金)があるが、予算編成に當つては慎重に検討を加へ、詳細な事業計画に基きこれを編成するを要し、いたづらに過大予算に失ふことのないよう厳に慎しめなければならぬ。

年度中途において事業計画に変更をきたし、予算に過剩を生ずる場合も、すみやかにその処置を講じ、予算減

額更正の手續きをとる等予算整理に適正を期する要がある。

歳入予算について  
使用料及び手数料調定額は六百三十七万四千四百七十九円にして、決算額もこれに等しく予算額に對しては五百五十二万三千七百二十四円の減収となつてゐる。これは利用者の減少によるものであると認む。その他国庫補助金千二百五十七万七千七百二十一円、県補助金九十三万八千七百四十四円、雑収入六千三百八十二円にして、これらも正当と認められた。

四、一般事務処理状況

1 事業施行に伴う経緯金額を予算差引簿へ朱書記入したものがあつたが、台帳は重要簿書であり完全な整理を要する。

2 製薬業者台帳は、医療薬品器具材料化粧品輸入製造業者登録台帳名に改書し、課名並びに医療薬品の部においては、管理薬剤師の氏名を記入するを要する。

3 毒剤物台帳も毒剤物取扱者登録台帳名に改書する。

4 医薬品販売業者台帳の記載事項がなく、その他管理薬剤師の氏名記入なきもの、また登録業者にして、改廃、休業、移転したものの記入整理は不充分である。

5 薬品受払簿中年度末残高を次年度へ繰越操作が未了で整理を要する。

6 理容師(美容師を含む)名簿中所定事項の無記入のもの多数あり、事業証明発行その他爾後の事務に支障を来すものと認められるから完全な整理記入を要する。

7 所の財産台帳は、火災焼失後未整理であるが、適当でないので至急整理を要する。

9 臨時事務員出勤簿に出勤月別の記入がないもの、また郵便切手受払簿を物品取扱主任者と係員と各別冊に作成してゐるが、一冊を適当と認め、且つ、係員の取り扱ひ受払簿において残数と現品数が一致しないものがあつたが、いずれも適当でない。

10 乗車券受払簿において一人一用務に対し、四枚の電車乗車券を交付したものがあつたが、往復二枚を至当と認められるも、特殊の事由ある場合は註記するなど明確な取扱を要す。

11 備品台帳の整理記帳は充分でなく、供用年月日の記入なきもの取扱責任者の責任印の押捺なきものが多数あつた。

12 收受文書にして受付供覧回覧の処理不充分なものがあつた。公印使用簿に使用番号、月日、主管課名、取扱者名、提出先等の記載もれがあつたが公印取扱の適正を期すると共に使用簿の整理を要す。

13 佃煮製造業者台帳の許可期限の満了したもの多数あるが再申請により許可など、爾後の処置状況が不明瞭である。

14 狂犬病予防係室裏軒下に、昭和二十五年年度医務係、来翰文書一冊、助産婦実態調査票一冊、各種組合名簿一冊、及び二十六年年度防疫係のチフテリア、百日咳、腸チフス住所不明者簿三冊が放置してあつたが、所定の場所に保存し、保存期限到来のものは規程の定めるところによりこれを処理するを要す。

15 火気取扱について  
狂犬病予防係室と講堂との間の空地に野糞を仮設し火気を取り扱つてゐたが、その附近には油剤、DDT及び除虫菊乳剤(油製)が散置されてあり、火災予防上不適当である。当時係員に注意を促したところであるが、火気取扱については特段の注意を払い、再び火災を惹起するがごときことなきよう火気取締に遺憾なきを期せられたい。

舟入病院に ついて

伝染病予防法に根柢をもつ本病院施設は、戦災直後七十五年を収容するバラック病舎の急造をなし、一時的ながらもその形態を備へ、法定伝染病の治療に對処し來つたのであるが、今や病舎は荒廢し、内容設備においても著しく不備である。昭和二十四年度以來二病棟三十八病床の改築及び給食場の新築をみるに至り、合計四十三室八十六病床となつたのであるが、本市人口の急激な増加に伴う法定収容定員は九十七病床であるから、十一病床の不足となつてゐる。更に、また現存の消毒室及び伝染汚物処理場は極めて不完全であり、予防防疫上甚しく支障あるものと認められた。

口腔伝染によるものとされるこれら伝染病菌が院外に伝播されるがごときことがあつてはならないのであるが、かつては設備の欠陥と予防防疫の不徹底、取締の弛緩などが原因とみられる外部への伝染事件が発生したことに鑑み施設の拡充強化に特段の努力を要すると共に取締の徹底を期す。

患者収容状況 (昭和二十二年以降)

| 種類   | 腸チフス | パラチフス | 赤痢  | 痢疾 | チフテリア | 猩紅熱 | 流腦 | 疹痘 | 瘧疾 | 日本脳炎 | コレラ | バネスト | 計   |
|------|------|-------|-----|----|-------|-----|----|----|----|------|-----|------|-----|
| 二十二年 | 一〇九  | 二六    | 四五  | 一一 | 三〇    | 三   | 六  | 一  | 一  | 一    | 一   | 一    | 一一三 |
| 二十三年 | 五六   | 一一    | 一一  | 一一 | 一六    | 二   | 六  | 一  | 一  | 一    | 一   | 一    | 一一三 |
| 二十四年 | 六九   | 一九    | 一一  | 一一 | 一一    | 一   | 六  | 一  | 一  | 一    | 一   | 一    | 一一三 |
| 二十五年 | 三三   | 三三    | 五九  | 一一 | 一一    | 一   | 六  | 一  | 一  | 一    | 一   | 一    | 一一三 |
| 二十六年 | 三三   | 二〇    | 一三六 | 四〇 | 三七    | 二   | 七  | 一  | 一  | 一    | 一   | 一    | 一一三 |

一、所管事務及び勤務状況  
当病院は、伝染病予防法により伝染病患者を隔離収容しその治療を行うもので、職員は院長以下二十九名で出勤率は九六%である。職員中無届欠勤者があつたが、紀律上適当でないから注意を要する。

なお、医員中には遅参の甚しきものがあり、院長においてもこれを黙認してゐるの感が深い。また出勤簿整理に當る庶務係も、これら遅参早退簿の整理が不良であるから、職員就業規則の定めるところにより、厳格な執務を要するものと認められた。

二、事業状況

1 舟入病院において昭和二十六年中の患者収容状況は左表の通りであり、前年よりも百名以上上廻つてゐるが、これは集団赤痢が発生したためであり、腸チフス、パラチフス、日本脳炎においては若干減少してゐる。

| 施設名    | 現在数 | 備    | 考 |
|--------|-----|------|---|
| 病室     | 四三  | 八六病床 |   |
| 給食場    | 一   |      |   |
| 食室     | 一   |      |   |
| 飲食物受渡所 | 一   |      |   |
| 食器消毒所  | 一   |      |   |
| 患者用浴室  | 一   |      |   |
| 看護婦詰所  | 一   |      |   |

健康部浴室  
消毒室  
蒸気消毒室  
汚物消毒所  
汚物焼却場  
動物消毒所  
交通消毒所  
屍室  
面會室

要修理  
消毒釜小  
不完全  
破損

|     |     |        |       |     |     |       |       |     |
|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|
| 洗濯場 | 物乾場 | 病室暖房装置 | 患者用便所 | 事務室 | 調理室 | 細菌検査室 | 看護婦宿舎 | 倉庫  |
| --- | --- | ---    | ---   | --- | --- | ---   | ---   | --- |
| 要修理 |     |        |       |     |     |       |       |     |

三、予算経理状況

昭和二十六年年度歳出予算は三百二十五万五千四百八十八円にして、決算額は二百八十九万四千八百八十三円で、三十六万九千五百三十五円の不用額となつてゐる。予算決算中には百二十五万二千五百円の請負工事費を含んでおり、これを除く事業費は、職員費を除き百六十四万二千三百八十三円である。

この経理状況をみるに、同一費目中の流用、受戻しの整理が不確実なもの並びに飼料費(兎、モルモット飼料費)のごとく予算計上しあるにもかかわらず、これを使用せず、そのほとんどが他の費目へ流用されている等予算編成時の欠陥にもみられるものがあるから、将来予算編成並びに施行については、深甚の注意を要すると認める。歳入予算経理については概ね良好と認める。

四、一般事務処理状況

1 昭和二十四年度改築病舎の財産台帳記載に当り、その病舎番号及び構造の概要等を記載し、また電熱及び電灯設備の部については、何号病棟あるいは何処の設備等具体的に設備箇所を明示するを適当と認める。

2 旧病舎の内昭和二十六年年度に改築した第五号病棟は旧病棟の坪数金額そのままとなつてゐるが、事由を附記して抹消し、新病棟を直ちに記載しなければならぬ。

3 薬品の受払は概ね確実に行われてゐるが、前年度の

使用残高が本年度へ繰越されてゐないものがある。受払簿の記帳整理並びに現在数量の照合は、常にこれを行ふ必要がある。

4 軽便手押ポンプ四箇の内一箇は破損し、使用不能のままであるが、早急に修理するなどその処置を必要と認める。

5 食器消毒につき、担当業者との間に、設備の改善並びに燃料費にもとづく内紛があるが、これは契約書の不備によるものと認められるから、契約期間満了の際には契約内容を検討改正し、将来内紛の起らぬよう処理するを要する。

広島中央診療所について

市立中央診療所は、舟入病院内に併置されており、その設置目的は市民の疾病に対する診療及び保健指導を行うことである。

| 診療人員 | 投案件数 | 注射件数   | 処置件数 |
|------|------|--------|------|
| 八八二人 | 六八〇件 | 一、八九一件 | 八六五件 |

公益質屋について

公益質屋は、庶民金融機関として市民の利用度も高く、終戦以来の不安定な経済過渡期においては特に関心をもち、利用者が少なく、設置目的に副はない恨みがある。これが運営については、再検討の上、善処の要ありと認める。

2 同年度中の手数料は六千七百二十円、使用料は七十二万六千四百八十九円計七十三万三千二百九十四円であつた。

東公益質屋は、庶民金融機関として市民の利用度も高く、終戦以来の不安定な経済過渡期においては特に関心をもち、利用者が少なく、設置目的に副はない恨みがある。これが運営については、再検討の上、善処の要ありと認める。

2 同年度中の手数料は六千七百二十円、使用料は七十二万六千四百八十九円計七十三万三千二百九十四円であつた。

東公益質屋 (昭和二七、三、三一現在)

|       |       |          |
|-------|-------|----------|
| 件数    | 質物点数  | 金額       |
| 一、三四五 | 三、四二一 | 二〇〇、〇〇〇円 |
| 件数    | 質物点数  | 金額       |
| 五八五   | 一、四五五 | 四九三、五五〇円 |

西公益質屋 (昭和二七、三、三一現在)

|       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 件数    | 質物点数  | 金額        |
| 一、〇六九 | 三、二二七 | 一〇九九、九七〇円 |
| 件数    | 質物点数  | 金額        |
| 六七三   | 一、八二三 | 六〇八、二九〇円  |

2 当年度中売却処分した流質物は五百八十三点、売却金額は二十二万八千三百十円にして、弁済充当金額は二十一万四千五百五十二円その他は手数料となつてゐる。流質物売却については、なるべく物件相応価格による売却方針を採り、これがため弁済充当金額に過剰を生じた部分は手数料を差し引いて本人に還付することになつてゐるから、これら規定の趣旨を解し、もつて質屋利用者の利益保護に遺憾なきを期せられたい。

3 質屋台帳中回収した期日、利子、金額の記帳整理が充分でなく、また記帳もれ、流質処分に関する記録のないものがあつた。

4 回収金整理簿の記載は、即時これを行い、現金出納簿と共に保管現金の照合に必要であるが、この整理はとかく遅延しており、また質屋台帳との連繋が充分でなく整理状況は良好と言へない。

5 貸付金額は本市条例により一口につき千円以内、一世帯につき五千円以内と定められてゐるのであるが、一世帯につき五千円以上の貸付をしたものが多数あつたが、これは資金面及び一般利用者にも影響するところが大いから事情の如何にかかわらず適当と認め難い。(東)

6 貸付金利子の収入命書書へ添付する仕訳書は、貸付金年月日のほか回収年月日利子期間を記入し、利子算

出の基礎を明らかにする必要がある。

7 その他西公益質屋質屋倉庫入口鉄扉は、戦災で焼失後板戸をもつて便してゐるも火災盗難予防上危険である。焼残りの鉄扉材料は現在保存されてゐるので、至急修理を要するものと認める。なお、同質倉階下を家族の居室に使用してゐるが、質物保管上適当と認め難い。

一、隣保館における所管事務は、生活環境の改善向上、生活相談、その他生活の合理化、保育事業、教化事業、保健衛生、教養娯楽、文化授産及び職業指導であつて、これらは総て市民の健全な文化的且つ経済的生活の育成を目標としたものでその事業の成否が市民にもたらす影響もまた大であると言わねばならない。

本市東、西隣保館とも館長以下職員が努力により概ね所期の目的達成に邁進しつつあるものと認められたが、更に注意改善を要する事項は、大要左の通りである。

二、東西隣保館とも左表の如く行事を行い指導又は改善につとめてゐるが、単に月並の行事を終ることなく、将来に向つて改善又は進歩向上の意欲をもたなければならぬ。これらの点については、各館とも割合無関心であり諸行事後の効果省察などについての注意が足りない感があるから、将来この点に留意すると共に、これが指導改善の方針を樹立することに充分意を用いられたい。

| 東隣保館    |          |      |       |
|---------|----------|------|-------|
| 名       | 称        | 実施回数 | 利用人員  |
| トラホーム治療 | 射診並びに予防注 | 二二六  | 七、三五六 |
| 簡易治療その他 |          | 一五   | 一、四七〇 |
| 成人教養講座  |          | 二五六  | 八八〇   |
| 児童奨学指導  |          | 九    | 一九三   |
| 図書閲覧    |          | 七五   | 三、二〇六 |
|         |          | 一〇七  | 三三六   |

生活相談 一〇四 一一七  
音楽会、映写会その他 四 一、〇五〇  
保育後援会その他 五 二七一  
町各種団体及び組合集会 三三 九六六  
貯金奨励 一二 三九八 貯金額等、七五円

| 西隣保館        |          |       |       |
|-------------|----------|-------|-------|
| 名           | 称        | 実施回数  | 利用人員  |
| トラホーム治療     | 射診並びに予防注 | 一一九   | 三、九〇一 |
| 簡易治療その他     |          | 一     | 一     |
| 成人教養講座      |          | 三四    | 七八四   |
| 児童奨学指導      |          | 三四〇   | 二、八〇〇 |
| 図書閲覧        |          | 三三二   | 二、七四八 |
| 生活相談        |          | 二七〇   | 二七〇   |
| 音楽会、映写会その他  |          | 二四    | 六、二九三 |
| 保育後援会その他    |          | 三二二   | 二、六二五 |
| 町各種団体及び組合集会 |          | 三三二   | 二、二五〇 |
| 貯金奨励        |          | 三     | 三五    |
| 合計          |          | 一、四六六 | 四、七〇六 |

三、保育事業については未記保育園監査報告書へ併記する。

四、備品レコードの現在数と保管簿の数と相違してゐるものまた消耗品受取簿で年度末残高を次年度へ繰越記帳未了のものがあるから整理を要する。

五、東隣保館は、本館に雨漏りの箇所があり、雨とび破損も甚しく、なお、保育室壁板は自然腐朽し、また西隣保館の外柵も腐朽破損してゐて、いずれも早急に補修を要すると認められた。これらについては、その建物保存上の見地よりしてもすみやかに善処すべき必要がある。

六、初期防火用として泡沫消火器を備付けているも、内容薬品無効のものがあるから至急取替へ、且つ、有効期間の表示を要する。

七、西隣保館においては、備品蓄音機一台(価格一万四万円)を盗難に罹つて居るが、今後これが予防対策に万全を期せられたい。

六、初期防火用として泡沫消火器を備付けているも、内容薬品無効のものがあるから至急取替へ、且つ、有効期間の表示を要する。

七、西隣保館においては、備品蓄音機一台(価格一万四万円)を盗難に罹つて居るが、今後これが予防対策に万全を期せられたい。

診療所について

一、本市には、東、西並びに喜生園附設診療所の三箇所が設置されており、市内に居住する小額所得生活者(喜生園附設診療所にあつては喜生園取容者並びに附近の住民)の診療を行い、その健康な生活を維持向上するを目的とするものであるが、東、西診療所においては各所長(医師)以下三名である。喜生園附設診療所にあつては、職員は嘱託とし非常勤であり、技術員一名(看護婦)が勤務している。

昭和二十六年年度診療手数料及び使用料は、左表の通りである。

| 区分       | 種別    |         | 使用料    |         | 合計     |         |
|----------|-------|---------|--------|---------|--------|---------|
|          | 件数    | 金額      | 件数     | 金額      | 件数     | 金額      |
| 東診療所     | 二五二   | 七、一〇三   | 一四、一三五 | 五六〇、九二三 | 一六、二八二 | 五六七、八四六 |
| 西診療所     | 一、五三三 | 四六、四四五  | 一一、〇三九 | 七八九、四二一 | 一二、五七二 | 一二、五七二  |
| 喜生園附設診療所 | 一、七八四 | 五三、五四八  | 九一     | 二、一九三   | 一、三五五  | 五五、七〇三  |
| 計        | 三、〇〇九 | 一〇六、九〇六 | 二六、二〇五 | 一、三六二   | 二七、八六〇 | 一〇八、二六八 |

右表に示すごとく西診療所の利用状況は立地条件その他周囲の環境等にめぐまれ、これが利用度は相当高くなつて居るが、将来これら施設の充実につき考慮を払う要がある。

二、広島市診療所条例によれば「本所は当分の間往診を行わない。但し、特別の事情があるとき又は急を要するときはこの限りでない。」とあり、従つて往診料も規定されていないのであるが、急患又はその他の事情で往診を要するものも相当あり、診療所としてこれを拒否することは難しく、現在往診を行つて居る実情であるが、これらについては料金その他取扱規程の制定など充分検討の要があるものと認められた。

三、変質その他原因によつて使用不能となつた薬品は、これを棄却処分することになつて居るが、これらは、化学試験その他の方法で再確認の上、経同して棄却することを正当と認める。その他投棄びんの回収、不用びんの

取容状況表 (二十七年二月)

| 取容定数 | 家族別  |      |      | 世帯 |
|------|------|------|------|----|
|      | 七人家族 | 五人家族 | 四人家族 |    |
| 三〇   | 一    | 五    | 四    | 二  |
| 計    | 七    | 九    | 八    | 四  |

入居年数表 (同上)

| 取容世帯数 | 入居年数 |    |    |    | 計  |
|-------|------|----|----|----|----|
|       | 三年   | 二年 | 一年 | 六月 |    |
| 三〇    | 六    | 二  | 一  | 二  | 一〇 |
| 計     | 九    | 三  | 一  | 二  | 一五 |

在寮者収入状況表 (同上)

| 世帯収入額 | 世帯数    |       |       |       | 計      |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
|       | 九世帯    | 七世帯   | 四世帯   | 二世帯   |        |
| 三〇    | 一〇、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 三三、〇〇〇 |
| 計     | 一〇、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 三三、〇〇〇 |

一、本母子寮は、市内の居住者で児童福祉法により保護を要するものを入所せしめ、その保護及び児童の福祉を計るために設置されたもので、職員は寮母以下三名で、寮長は社会課長兼務である。

二、本寮の取容定数及び取容状況は、左表の通りである。

母子寮について

一、本母子寮は、市内の居住者で児童福祉法により保護を要するものを入所せしめ、その保護及び児童の福祉を計るために設置されたもので、職員は寮母以下三名で、寮長は社会課長兼務である。

一、本院は、生活保護法に定める医療保護施設として設置されたもので、市内居住の医療を必要とする要保護者に対し医療給付を行い、その健康な生活を維持することを目的とするもので、取容定員は四十名となつて居る。職員は院長以下十三名で、うち事務長は他に産院、乳児院の事務長を兼任して居り、勤務状況は概ね良好と認められた。

二、現在本院の取容人員は三十五名であつたが、本館雨漏のため、定員数の取容が不可能とのことであるから、至急補修し定員取容と建物の保存に万全を期す要がある。

三、要保護者に対する医療給付のほか、一般外来患者の診療も行つて居り、その取扱状況は、左の通りである。

一、一七九四件

診療件数

二、当院及び使用料 三、三〇九、一七一五〇円

四、入院患者の医療費については、広島県社会保険診療報酬支払基金事務所を経て、市長に対し請求し、支払通知を受けて居るが、これが請求金額と通知金額に相違することがあるようである。このような場合には、請求書控に註記を入れて整理しておかれたい。

五、当座預金通帳名義が個人名義となつて居るが適当でない。

六、入院者に対する扶助料は、一箇月四百五十円支給して居るが、事務手続上支給に当る月から約二箇月遅れて実際支給することになるので、その間の死亡者に該当する扶助料は当然返納すべきであるが、この返納整理をしていないものが一件あり適当でない。

七、看護日誌人員と給食日誌人員と相違するものがあるが適当でない。

八、手数料、使用料の徴収に当り、証紙を重ね貼りとし、一括消印しているも消押が不完全であるから、完全消押に つとめると共に、手数料、使用料の種類、点数、金額、年月日等必要事項の記入を励行する要がある。

産院について

一、児童福祉法の規定による助産施設として、本市に居住する妊産婦で児童福祉法の適用を受けるものを取容し、入院助産を行う目的をもつて設置されたもので、経済的理由により他で入院助産を受けることができないものを取容しているが、その他市長の必要と認める妊産婦の入院助産をなすこともできる施設である。

職員は院長(乳児院長兼務)以下十四名で、うち事務長は院長、乳児院長兼務となつて居る。職員は概ね良好と認められた。

二、当院の昭和二十六年年度使用料の予算額は百一十七万四千七百円で、当年度は予算編成上保護院使用料として一括計上されて居るが、施設及び目的を異にするものであるから、各別に予算計上するが適当である。

三、広島県社会保険診療報酬支払基金事務所より受ける医療費は、ふやかにこれを市金庫に納付すべきであるが、受領後一箇月以上も放任して居るものがあるが適当でない。

四、当院並びに保護院において使用される証紙の売捌きは元当院に勤務していた職員の家族名義となつて居るが証紙売捌きの店舗もなく、単に名義のみにて、事実上の取扱は当院の事務員がなして居り、売捌料も百分の四額を名義人と当院と折半し、消耗品その他のものを購入する費用に充当して居るが、その取扱は適当でないから早急に改善を要する。

乳児院について

一、当乳児院は、児童福祉法に規定する乳児施設として、乳児を入院させてこれを養育することを目的として居る。当院の取容定員は五十名にして、現在十七名を取容して居る。職員は院長(産院長兼務)以下九名にして、うち事務長は院長、産院とを兼務して居り、勤務状況は概ね良好であつた。

二、当院に對する寄附物品は、受払簿によつて整理して居るが、消耗品、食糧品等の受払についてはその記録がないが適当でない。

三、給食材料は小量なるため、産院で一括購入し、代金支

右のごとく取容世帯は三十世帯、取容人員は百一人にして、在寮者の一世帯平均収入は八千四百円、一人当たり二千三百円となる。この内には、すでに保護を要しなかつたものや自活可能のもの及び児童の保育に支障なきものなど五世帯位ある見込みであるが、退寮後の住宅がないために退寮できない状況であるから、退寮者の住宅問題についても対策を講じ、在寮条件の消滅したものは逐次退寮せしめるなど運営に遺憾なきを期す要がある。

二、住宅使用料は、左の通りで、納付状況は良好と認められた。

住宅使用料表 (同上)

| 世帯数 | 月二〇〇円 | 一〇〇円 | 五〇円 | 免除 | 計  | 摘要 |
|-----|-------|------|-----|----|----|----|
| 三〇  | 三     | 五    | 二   | 二〇 | 三〇 |    |

使用料は、現在社会課より納額告知書を一括母子寮に送付し、同寮より入寮者にそれぞれ手交され、更に入寮者は指定の取扱機関に納付することとなつて居るが、これが納付に当つては直接取扱機関に納付するものがあるいは寮事務所を通じて納付するもの等一定していない実情である。本件については、いづれも取扱方法を一定する要があり、また係員としては納入状況を把握する上からも使用料徴収簿を備えて整理するを適当と認められた。

三、入寮中死亡したものの所持金を保管し、同人の遺善供養のため使用されているが、この種の用途については、支払領収書等確実な証拠書類を添付すると共に明細書を作成して整理するを適当と認める。なお、これが死亡当時の所持金額については何等確認すべきものがないが、今後の処理に当つては特に慎重を期せられたい。

四、ロスアンゼルス婦人会より贈与を受けた三千八百円の配分については、各人よりの取領証を徴し、且つ、受払簿を設けて記帳する要がある。また残金の保管についても保管責任者を定め盗難紛失などのないよう注意を要する。その他他救済金、トラ物資等の取扱においても適当と認め難いものがあるから同様注意を要する。

保養院について

一、児童福祉法の規定による助産施設として、本市に居住する妊産婦で児童福祉法の適用を受けるものを取容し、入院助産を行う目的をもつて設置されたもので、経済的理由により他で入院助産を受けることができないものを取容しているが、その他市長の必要と認める妊産婦の入院助産をなすこともできる施設である。

職員は院長(乳児院長兼務)以下十四名で、うち事務長は院長、乳児院長兼務となつて居る。職員は概ね良好と認められた。

二、当院の昭和二十六年年度使用料の予算額は百一十七万四千七百円で、当年度は予算編成上保護院使用料として一括計上されて居るが、施設及び目的を異にするものであるから、各別に予算計上するが適当である。

三、広島県社会保険診療報酬支払基金事務所より受ける医療費は、ふやかにこれを市金庫に納付すべきであるが、受領後一箇月以上も放任して居るものがあるが適当でない。

四、当院並びに保護院において使用される証紙の売捌きは元当院に勤務していた職員の家族名義となつて居るが証紙売捌きの店舗もなく、単に名義のみにて、事実上の取扱は当院の事務員がなして居り、売捌料も百分の四額を名義人と当院と折半し、消耗品その他のものを購入する費用に充当して居るが、その取扱は適当でないから早急に改善を要する。

乳児院について

一、当乳児院は、児童福祉法に規定する乳児施設として、乳児を入院させてこれを養育することを目的として居る。当院の取容定員は五十名にして、現在十七名を取容して居る。職員は院長(産院長兼務)以下九名にして、うち事務長は院長、産院とを兼務して居り、勤務状況は概ね良好であつた。

二、当院に對する寄附物品は、受払簿によつて整理して居るが、消耗品、食糧品等の受払についてはその記録がないが適当でない。

三、給食材料は小量なるため、産院で一括購入し、代金支

私に当つてはこれを分割して会計課へ請求しているが、これが整理は常時明確にすると共に、将来、最も適切妥當な処理方法について考究すべき要がある。

四、各市立保育園へ乳児寝台一台あて貸与しているが、貸出又は保管転換等の手続きが未了となつており、備品台帳への記帳と共に至急整理を要する。

五、昭和二十七年七月櫛櫛火力乾燥室より出火し、同室内部板壁並びに天井の一部を焼却して鎮火し、被害は僅少であつたが、火力乾燥室内には木部が露出しており今後の危険も予想されるから、完全なる改装を要するものと認めた。

喜生園について

一、当園は広島市に居住する生活保護法の適用を受ける老齢者を収容し、生活扶助を行うことを目的とするものでハワイ在留邦人の寄附金七百二十万円を基礎とし総工費千三十余万円を投じて建設されたもので、敷地坪数三、六二六坪、建坪四五三坪八二取寄寮九棟附建物八棟収容定員百名にして、昭和二十六年四月十六日開園したものである。職員は園長以下八名で、勤務成績は概ね良好と認められた。

二、当園の入退園状況は、左表の通りである。

| 月 別       | 入園数   | 退 園 状 況 |            |     | 其 他 | 摘 要               |
|-----------|-------|---------|------------|-----|-----|-------------------|
|           |       | 自 活     | 他 施設 へ 転 出 | 死 亡 |     |                   |
| 二 六 年 四 月 | 一 四   | 二       | 一          | 一   |     | 四月十六日開園<br>現在八十七名 |
| 五 月       | 一 七   |         |            |     |     |                   |
| 六 月       | 一 四   |         |            |     |     |                   |
| 七 月       | 一 〇   |         |            |     |     |                   |
| 八 月       | 一 八   |         |            |     |     |                   |
| 九 月       | 一 〇   |         |            |     |     |                   |
| 十 月       | 一 〇   |         |            |     |     |                   |
| 十一 月      | 一 〇   |         |            |     |     |                   |
| 十二 月      | 一 〇   |         |            |     |     |                   |
| 計         | 一 〇 一 | 二       | 九          | 三   |     |                   |

三、昭和二十六年年度喜生園事務費で、社会課にて必要とする物品を購入しているが適当でない。

四、養老院施設長会議に二回出張しているが、何れも県より正式の案内がなかつたとの理由で主管課においてこれが旅費支給を拒否していることであつた。本件に關しては、命令を受けずに出張したこと自体に落度のある上、早急に問題の解決に対処する要があると認める。

向西館について

一、本市の経営する火葬場は、向西館、草津、牛田天水、牛田平岩、淵崎、金輪にして、本市の西館は向西館のみで、その他は管理及び事務の全部又は一部を委託経営している。

今般の監査に當つては、市直営に係る向西館についてのみこれを行つた。向西館職員は事務職員二名現業員二名計四名にして勤務状況は概ね良好である。

昭和二十六年年度の火葬場施設状況は、左の通りである。

| 大人  | 小人  | 胎児  | 計    | 使用料金額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|------|-------|-----|
| 八〇八 | 二〇三 | 一六七 | 一七七八 | 七五〇   |     |
|     |     |     | (五)  |       |     |

備考(一)内数字は火葬場使用料免除除数

二、向西館施設は、事務所一、公舎一、薪倉庫一、火葬場建物一及び火葬炉三基である。

このうち火葬炉三基は破損し、使用不能であつたが、近來火葬処理にしばしば不足をきたす実状であるから、早急に修理を要する。また煙道の崩壊により水溜りを生じ、これがため、焼却時間及び燃料は、甚だしく不経済であると認められるから、あわせて修理を要する。

三、火葬認可証を提示して火葬の申込を受けた場合は、受付簿並びに使用料徴収簿に記載して整理するものであるが、これらの事務取扱規程の不備も認められるが受付簿徴収簿と埋火葬認可証ないし埋火葬認可証発行簿との照合が明確にできなければならぬ。

保育園について

児童福祉法による児童福祉施設として、現在市営として経営している保育園は、東、西隣保館に併設する保育所を加へ十八箇所あり、社会課の主管となつており、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育しているが、十二月一日現在定員一、八七〇名に対し、在籍一、七六八名保育数六二名となつて居る。

保育園における事務処理は、保母が保育のかたわらなしているのであつて、早期より夕方遅くまで児童の面倒を見ながら慣れない事務をしているとはいへども、これら事務は直接保育に連結するものであつて、無責任な処理は許されないものである。次に掲げる指摘事項は、今後経営上、当局が改善しなければならぬのであつて、速かに対策を講ずるよう要する。

思われるものが多い。

6 保育料の取扱に当り、児童の持参したものをそのままに給付すれば任務終了したものと考え、徴収台帳と領収書との照合ないし主管課台帳との照合等に留意せず、放置している状態であるが、担当者はその場限りの仕事でなく、自己の任務完遂には、保育料の取扱に限りず絶えざる努力を要する。

二箇月を要する点もあり、また業者の資力の点もあつて、保育料より流用して現金買となつて居るもの、保母若しくは後援会の立替により現金買となつて居るもの等あり、またこの請求及び現金受領は、業者の印判を借用してなしており、間違ひ又は不正の根拠となる恐れもあり、適正なる取扱とはいわれない。なお、業者に立替払をなしたる金額と会計課より受領したる金額と相違した場合、その差額を明確に処理しているものなき状態であるが甚だ遺憾である。

1 保育園備付簿冊が統一されていないといふことにも起因するが、各所各様の簿冊を作り、徒らに事務を繁雑にしている。また主管課が配付した簿冊でも、記帳方法が統一されておらず、備付の意図に副わない処理をしているものがあり考慮を要する。

2 給食物資受払簿、消耗品受払簿等受払簿の記帳に当り数量の正確な形式に数日分一括記入のもの、他の帳簿と符合しないもの等あり整理が不良である。なお年度末残高を、次年度に繰越操作未了のものが多い。

7 入園児の保育料の決定は、保護者より提出した託児願に児童委員の意見を附して市長に提出したものを、福祉課が実地調査をなし、家庭の実態に応じた保育料を決定しているのであるが、俸給生活者は託児願に給与証明書添付しなければならないため実収入を秘匿することのできないが、一般の商人は適当に申請しているため、商人が低く、俸給生活者が高く世状と矛盾している点がある。その他民生委員、後援会長等との情実決定されているため、不当と思われるものも多く、今後保育料の決定に當りては特に慎重を期せられたい。

10 前項給食物資の購入は、通帳あるいは極く稀に復写式伝票によつて居るが、これらの記載明確のものなく、また物資購入台帳へ転記並びに会計課への請求に当り十五日のうち同一品種で同一単価のものを一括記入してあるため、日々の給食状況不明にして、且つ、実際の累計金額と一致しないもの多数あり、当然日々の各品目に記帳整理し、会計課への請求もこれと同様でなければならぬ。

3 措置実績の根拠となるべき、児童出席簿の処理が適正でないもの多く、保育日誌、給食日誌等と一致しないもの、日々の記帳でなく適宜一括記入のもの、月報々告書人員と相違するもの、あるいは出席簿の一部を紛失しているもの等あり注意を要する。

4 保育児童は、正式手續を終え、許可になりたる後入園さすべきであるが、日傭人夫その他やむを得ざる事情により、即日措置を必要とする児童のあることは認められるが、全般的に許可になりたる後に入園さすべきであるという觀念に乏しく、且つ、保育園自体も無籍者を無くするための意欲も充分でなく、これを解消するための努力極めて消極的にして、取扱も著しく放漫である。

8 託児願の不備あるいは定員の関係により措置決定の保留となつて居るため、入園できないもの、あるいは未許可のまま保育を受けて居るものが相当あるが、託児願の満足にできないものこそ措置を要するものであり、関係者の不親切により真に措置を要するものが疎にならないよう注意しなければならぬ。また無籍者の中には、許可になれば保育料金額免除となると思われるものでも給食費を徴収しているものもあり、当事者は不親切であり無責任であるといわねばならぬ。

定員に余裕のある保育園においても許可になるまでには、相当長期間を要しているが、許可、不許可は迅速に決着し、前項のごとき不当な事実の発生を防止しなければならぬ。

11 給食費の請求は、前項の通り十五日ごとに業者(保育園)より主管課を経由して会計課に請求しているが、その請求金額は措置の実績によるべきであるが、実際は実績による枠を考慮に入れず、日々購入した累計額の請求であり、主管課の監督もさることながら保育園自体においても注意しなければならぬ。

5 保育料は、二十六年度より徴収成績向上の目的をもつて、保護者が直接市金庫若しくは郵便局に納付すべきを保育園に協力を求め、児童が保育園に持参したものを主任保母が一括して市金庫に納付しているが、全員が持参するまでには相当時日を要し、且つ、金額も大きなものとなつて居るが、この現金の取扱に妥當を欠いて居ると

9 児童の給食は、一日四円四十二銭、乳児一日二十四円三十銭にて実施しているが、各保育園ごとに献立表を作り、附近の業者より材料を購入し、業者への支払は一箇月二回請求されているが、請求より支払まで一箇月ない

12 無籍児童の給食は、措置児童と同様に実施しているが給食費を全く徴収していないものもあるが、多くのものは百円を徴収している。この給食費はこれら無籍児童の給食物資購入費に充当するために徴収しているものであるが、実際は、これら無籍児童の給食費用も含んだものを会計課より支払わされており、徴収した金は運動会、誕生



日会等に使用しているというも、明確に経理のできていないものなく、著しく不明朗である。

13 全保育園のうち、終戦後新築設置されたものは十一箇所であつて児童福祉施設最低基準に副い、設計施行されたものであるが、これらのものの中でも、運動場その他に未解決な点のあるため、日常の保育にあるいは定員の面に支障をきたしているものもあり、なお新設の十一箇所以外の七箇所は、後援会、漁業組合あるいは私有物等を借上っているもので建築当初の目的外使用であり、保育園としての最低基準を具備しないもの多く、漸時改修するかあるいは別途新築を考慮するか、共に当局の積極的措置を要する問題である。

14 防火施設としては、消火器、バケツ等を備付けているが、何れも形式的にして消火器の薬品無効のものを充填し、そのまま放置しているもの、バケツを他の用途に供しているものも多く、初期防火に対する平素よりの準備心構えは充分とはいわれない。なお、最寄消防署、消防団とも常に密接なる連絡をとり、火急の際離離なきよう注意しておくことが肝要である。

庶務係長

# 廣島市報

No. 84

發行  
昭和28年4月20日  
(月曜日)

電話

中三三二  
中六五二  
中六五七  
中六五八  
中六五九  
中六六〇  
中六六一  
中六六二  
中六六三  
中六六四  
中六六五  
中六六六  
中六六七  
中六六八  
中六六九  
中六七〇

發行所 廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九

### 目次

- 条 例
  - 廣島市中央卸売市場業務條例の一部改正.....二
  - 廣島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条
  - 例.....二
  - 廣島市公園条例の一部改正.....三
  - 廣島市税條例の一部改正.....三
  - 廣島市診療所條例の一部改正.....四
  - 母子住宅條例.....四
  - 廣島市定期家畜市場條例.....五
  - 一般職の職員への給与に関する條例の一部改正.....五
  - 職員の特種勤務手当に関する條例の一部改正.....五
  - 廣島市職員退職手当支給條例の一部改正.....五
  - 廣島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給
  - 与金條例の一部改正.....五
  - 廣島市職員定数條例の一部改正.....六
  - 廣島市立学校授業料並びに入学検査料條例の一部改正.....六
  - 廣島市衛生保護相談所條例.....六
  - 廣島市道路占用料徴収條例.....七
  - 廣島市税條例の一部改正.....七
  - 廣島市教育長の給与等に関する條例.....八
  - 廣島市児童図書館條例.....九
  - 廣島市監査委員條例の一部改正.....九
  - 廣島市道路交通取締條例.....一〇

- 廣島市常設家畜市場使用料條例の一部改正.....三
- 廣島市工事執行條例を廃止する條例.....三
- 廣島市公営企業の「業務状況」の作成、提出及び公表に
- 関する條例.....三

### 規 則

- 廣島市手数料規則の一部改正.....三
- 廣島市町界町地名番整理審議會規則の一部改正.....三
- 廣島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条
- 例施行規則.....三
- 廣島市職員退職手当支給條例施行細則の一部改正.....四
- 廣島市予算、決算及び会計規則の一部改正.....七
- 廣島市取入証紙規則の一部改正.....七
- 廣島市定期家畜市場業務規則.....九
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正.....九
- 廣島市共済組合條例施行細則の一部改正.....三
- 廣島市同和对策推進審議會規則.....三
- 廣島市建設工事執行規則.....三
- 道路占用規則を廃止する規則.....三
- 廣島市警察表彰條例施行規則.....三

### 告 示

- 市議會議長選挙について.....三
- 公示送達について.....三
- 議決予算公告(一般会計).....三
- 議決予算公告(水道事業).....三

- 出納員の取扱事務について.....三
- 建築に関する公開聴聞について.....三
- 出納員の取扱事務について.....三
- 議決予算公告(一般会計).....三
- 議決予算公告(建設費).....三
- 議決予算公告(社会保険市民病院費).....三
- 議決予算公告(一般会計).....三
- 議決予算公告(天満町外部落有財産).....三
- 議決予算公告(用品調達費).....三
- 議決予算公告(失業対策事業資格者就職貸付資金).....三
- 議決予算公告(建設費).....三
- 議決予算公告(社会保険市民病院費).....三
- 議決予算公告(水道事業).....三
- 議決予算公告(一般会計).....三
- 議決予算公告(建設費).....三
- 議決予算公告(水道事業).....三
- 議決予算公告(公益質屋費).....三
- 議決予算公告(奨励資金).....三
- 議決予算公告(天満町外部落有財産).....三
- 議決予算公告(用品調達費).....三
- 議決予算公告(建設費).....三
- 議決予算公告(水道事業).....三

公売公告について……………三三  
土地立入について……………三三  
広島市中央卸売市場業務条例の規定により保証金を納付しないでせり売又は入札売に参加できる者の指定について……………三三  
公示送達について……………三三

◎教育委員会規則

広島市教育委員会職名及び辞令式規則の一部正……………三三  
広島市立学校給食炊事婦手当支給規則の一部改正……………三三  
広島市立学校教頭設置規則……………三三

◎教育委員会訓令

広島市教育委員会の任命に係る職員身元保証規程……………三三

◎監査事務局規程

広島市監査委員監査要綱の一部改正……………三三  
広島市監査事務局規程……………三三

◎教育委員会告示

広島市職輪馬車事務局規程の一部改正……………三三  
広島市役所出張所規程の一部改正……………三三  
火災に関する警報を発する事務の委任について……………三三

◎訓令

市議会議決事件について……………三三  
出張所管区域別人口及び世帯状況について……………三三  
戸籍上の市勢について……………三三

◎雑報

令……………三三

◎条例

広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月十七日  
広島市長 浜井信三

広島市条例第二号

広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例  
例  
広島市中央卸売市場業務条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十九条第二項に次の但書を加える。  
但し、市長が特に認めた買出人については、この限りでない。  
第四十六条第二項第十号の次に次の二号を加える。  
十一 荷揚場使用料  
一坪につき月額金六〇円  
十二 空地使用料  
一坪につき月額金一〇〇円  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第三号

広島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月十八日  
広島市長 浜井信三

市長が定めるものを除く。以下「職員」という。に對しては、昭和二十七年に限り、この条例の定めるところにより臨時特別手当を支給する。  
(支給範囲)  
第二条 臨時特別手当は、職員であつて、昭和二十七年十二月十五日現在在職して特別手当の支給を受けた者で、引続きこの条例に定める手当の支給の日現在在職する者に對して支給する。  
(支給日)  
第三条 臨時特別手当は条例公布の日から昭和二十八年三月三十一日までの間に支給する。  
(支給額)  
第四条 臨時特別手当の支給額は、その支給日の日現在において職員が受けるべき給与月額に、昭和二十七年十二月十五日において左の各号に定める在職期間に應ずる割合を乗じて得た額とする。  
一 在職期間が六月以上の場合 百分の二十五  
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の十五  
三 在職期間が三月未満の場合 百分の七・五  
第五条 前条に規定する給与月額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、同条例に規定する給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて市長が定める額とする。  
(委任規定)  
第六条 この条例に定めるものの外、臨時特別手当の支給に關し必要な事項は、市長が定める。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。  
広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月十八日

広島市条例第四号

広島市公園条例の一部を改正する条例  
広島市公園条例(昭和二十七年広島市条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第五条に次の一項を加える。  
2 公園地の使用に工作物を伴う場合は、前項の願書に、その設計書、仕様書及び図面を添附しなければならない別表第一に次の五項を加える。

|         |              |
|---------|--------------|
| 大手町第一公園 | 広島市大手町三丁目 地内 |
| 大手町第三公園 | 広島市大手町九丁目    |
| 千田町公園   | 広島市千田町三丁目    |
| 京口門公園   | 広島市基町        |
| 千田廟公園   | 広島市宇品町       |

附則

この条例は、公布の日から施行する。  
広島市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月十九日  
広島市長 浜井信三

広島市条例第五号

広島市税条例の一部を改正する条例  
広島市税条例(昭和二十五年八月三十日広島市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第九十五条第一項中「その自家発電に係る電氣を使用する場合における電氣」の下に「並びに学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校又は地方税法施行規則第六条の三に規定する学術研究機関において使用する電氣又はガスで法第四百八十九条第四項の規定の適用を受けない分」を加える。

広島市条例第六号

広島市診療所条例の一部を改正する条例  
広島市診療所条例(昭和二十三年十月四日広島市条例第

百五号)の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十三日  
広島市長 浜井信三

広島市条例第七号

母子住宅条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十三日  
広島市長 浜井信三

この条例は、公布の日から施行する。  
四十六号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「喜生園附設診療所」であつては、喜生園収容者並びに附近の住民。」を削る。  
別表中「広島市喜生園附設診療所、広島県佐伯郡観音村大字三宅」を削る。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。  
母子住宅条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十三日  
広島市長 浜井信三

第一条 本市における母子世帯の福祉を図るため、母子住宅(以下「住宅」という。)を設置する。  
(名称及び位置)  
第二条 住宅の名称及び位置は、左の通りとする。  
名 称 位 置  
広島市太芝母子住宅 広島市太芝町三、三九番地の一  
広島市江波母子住宅 広島市江波町字三の割九六番地の三  
(入居資格)  
第三条 住宅に入居することができる者は、市内に居住する母子世帯で、住居に困難しているものとする。  
(収容世帯定数)  
第四条 住宅の収容世帯定数は、左の通りとする。

| 住 宅 名     | 定 数   |
|-----------|-------|
| 広島市太芝母子住宅 | 十二世帯  |
| 広島市江波母子住宅 | 二十五世帯 |

第五條 入居者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別に市長が定める。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、入居者に対して、その使用料を減免し、又は延納を認めることができる。

(住宅の使用期間)

第六條 住宅の使用期間は、二年とする。

2 前項の使用期間は、市長が必要と認めるときは、更新することができる。

(入居者の費用負担義務)

第七條 左の各号の費用は、入居者の負担とする。但し、市長が必要と認めるときは、第一号の費用の全部又は一部を市長が負担することができる。

一 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替及び畳の表替(裏返しを含む。)に要する費用

二 電気及び水道の使用料

三 ふん、尿及びじんかい処理に要する費用

四 共同施設の使用に要する費用

(入居者の賠償責任)

第八條 入居者が自己の責に帰すべき事由によつて住宅又は共同施設を損又は滅失したときは、これを原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第九條 入居者は、左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 住宅を転貸し、又は入居の権利を譲渡すること。

二 使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させること

三 住宅を住居以外の用途に使用すること。

四 住宅を模様替し、又は増築すること。

(住宅の返還)

第十條 入居者は、その住宅を立ちのこうとするときは、七日前までに市長に届け出て、住宅管理者又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第十一條 市長は、左の各号の一に該当する場合は、入居者に対し、使用許可を取り消すことができる。

一 不正の行為により入居したとき。

二 正当な理由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。

三 住宅又は共同施設を故意に損したとき。

四 正当な理由によらないで第十二條第一項の規定に基づく立入検査を拒んだとき。

五 市長が住宅の管理上必要があると認めるとき。

六 この条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された入居者は、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合、入居者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

(立入検査)

第十二條 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理者若しくは市長が指定する者に随時住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

(委託経営)

第十三條 市長は、民間社会事業の経営者又は団体に住宅の経営を委託することができる。

(委任規定)

第十四條 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

廣島市定期家畜市場条例をここに公布する。

昭和二十八年三月二十三日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第八号

廣島市定期家畜市場条例

廣島市常設家畜市場業務規程(大正三年一月告示甲第四号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第一條 家畜取引の円滑公正を図るため、定期家畜市場(以下「市場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二條 市場の名称及び位置は、次の通りとする。

一 名称 廣島市定期家畜市場

二 位置 廣島市福島町五百二十八番地

(職員)

第三條 市場に場長、技手、事務員その他の職員を置く。

2 場長は、上司の命を受けて場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 技手、事務員その他の職員は、場長の命を受けて場務に従事する。

4 場長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(取扱家畜の種類)

第四條 市場において取り扱う家畜の種類は、牛、馬、豚、めん羊及びやぎとする。

(取引方法)

第五條 市場において行ふ家畜の取引方法は、自由売買、せり売買、看買売買及び交換の四種とする。

(使用料)

第六條 市場の使用料は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任規定)

第七條 この条例に定めるものの外、市場に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年三月二十八日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第九号

一般職の職員の給与に關する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に關する条例(昭和二十六年三月三十一日廣島市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「百分の二十」の下に「(東京出張所職員に対しては百分の二十五)」を加える。

第十八條第二項を次のように改める。

2 当直手当は、日直手当及び宿直手当とし、日直勤務又は宿直勤務一回につき三百六十円を支給する。

附 則

この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年三月二十八日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第十号

職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に關する条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号を次のように改める。

五 医師の特殊勤務手当

第十一條及び第十二條を次のように改める。

(医師の特殊勤務手当)

第十一條 医師の特殊勤務手当は、常時勤務する医師(齒科医師及び獣医師を除く。)に対して、支給する。

第十二條 前条に規定する手当の額は、勤務一月につき五千円の範囲内で、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第十一号

廣島市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

廣島市職員退職手当支給条例(昭和二十四年十一月九日廣島市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「以下「職員」という。」を「(地方公営企業法(昭和二十七年法律第九十二号)第三十六條の企業職員を除く。以下「職員」という。)」に改める。

第二條第二号中「遺族扶助料(公務のために遺族扶助料を除く。又は死亡給付金を削り「十日」を「五日」に改め、同條第三号中「脱退一時金」の下に「又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付」に改める。

第三條第一項第二号中「停年制による停年に達したため又は満六十歳」を「六十歳」に改める。

第六條第一項中「在職期間」の下に「(国又は他の地方公共団体における在職期間であつて職員としての在職期間に引き続いたものを含む。以下同じ。)」を加える。

第七條第一項中第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九條第一項の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八條第六項の規定による失職(同法第十六條第一号に該当する場合を除く。又はこれ

に準ずる退職をした者

三 地方公務員法第三十七條第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

第八條中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十二條及び第二十一條」の下に「又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六條」を「該当する場合における」の下に「これらの規定による」を加える。

第十一條を次のように改める。

(国又は他の地方公共団体へ転じた者の取扱)

第十一條 退職した者が引き続きいて国又は他の地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤務期間が、国又は当該地方公共団体の退職手当に關する規定により、その者の国又は当該地方公共団体における勤務期間に算入されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

第十二條を第十三條とし、第十一條の次に次の一條を加える。

(端数計算)

第十二條 退職手当の額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは、これを円位に切り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一條の改正規定に關しては、昭和二十七年十二月十五日から適用する。

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年三月二十八日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第十二号

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

廣島市吏員退職料、退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例(昭和二十四年四月二十八日廣島市条例第二十七

号)の一部を改正する条例

号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。  
この条例で「吏員」とは、左の各号に掲げる職員又は職員であつた者をいう。但し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定(教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)附則第八十四条、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)附則第三十二條、警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七條及び消防組織法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第三十一條において準用する場合を含む。)の適用を受ける者を除く。

一 市長、助役、収入役及び常勤の固定資産評価員  
二 広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号)第二條各号に定めるものうち市吏員、吏員相当職員、警察吏員及び消防吏員  
三 市立高等学校(夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程の高等学校を除く。)の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び専任講師(以下「教員」という。)

第六條を次のように改める。  
(端数計算)  
第六條 年金の年額又は一時金の額に、五十銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときは、これを円位に切り上げる。  
第七條中「五年間」を「七年間」に改める。  
第十六條第一項中「前條」を「第十五條の規定」に改める。

附則(昭和二十六年広島市条例第十九号)第二項を削り、第三項を第二項とし以下順次繰り上げる。  
附則  
(施行期日)  
1 この条例は、公布の日から施行し、第二條第一項に規定する職員のうち、教員に係る改正規定は、昭和二十四年一月十二日から、市立高等学校の吏員相当職員に係る改正規定は、昭和二十三年七月十五日から、それぞれ適用する。

用する。

(納付金)  
2 この条例の改正規定により、新たにこの条例の適用を受ける職員は、職員となつた月から、この条例施行のときまで第九條に定める金額をさかのぼつて納付しなればならない。  
3 この条例施行の日までに退職した職員又は職員が死亡したためにその遺族若しくは相続人のいづれかに該当する者が、この条例の定めるところにより給与金を受ける場合においては職員の在職期間に応じ第九條に定める金額をさかのぼつて納付しなればならない。

(退職料及び遺族扶助料年額の改正)  
4 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた退職料及び遺族扶助料については、昭和二十八年一月分以降、その年額を、第三十五條に規定する退職料年額計算の基準となつた給料年額(以下「旧基礎給料年額」という。)にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改正する。

5 昭和二十一年六月三十日以前に給与事由の生じた退職料及び遺族扶助料で、この条例上の在職年が二十年以上の者に係るものについては、旧基礎給料年額が四千三百二十円をこえるものを除き、その旧基礎給料年額の一段階上位の附則別表の旧基礎給料年額(旧基礎給料年額が四百八十四円未満の場合においてはその給料年額に六十円を加えた額)を当該退職料及び遺族扶助料の旧基礎給料年額とみなして前項の規定を適用する。  
6 昭和二十一年七月一日から昭和二十三年六月三十日までに給与事由の生じた退職料及び遺族扶助料で、その旧基礎給料年額が(当該退職料及び遺族扶助料の給与事由が昭和二十一年六月三十日に生じたものとした場合における旧基礎給料年額に相当する附則別表の旧基礎給料年額の二段階(昭和二十一年七月一日以後退職の日までの間に二段階をこえる昇給を受けた者については、その者

が現に受けた昇給の段階)上位の附則別表の旧基礎給料年額をこえることとなるものについては、当該二段階上位の旧基礎給料年額(昭和二十一年七月一日以後退職の日までの間に二段階をこえる昇給を受けた者については、その者が現に受けた昇給の段階上位の旧基礎給料年額)を当該退職料及び遺族扶助料の旧基礎給料年額とみなして第四項の規定を適用する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。  
7 前三項の規定による退職料及び遺族扶助料の年額の改正は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

広島市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三  
広島市条例第十三号  
広島市職員定数条例の一部を改正する条例  
広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「六ヶ月以内の期間を定めて雇用される者」を「臨時に雇用される者」に改める。  
第二條中第七号及び第十一号を次のように改め、「合計三〇八七人」を「合計三、一一一人」に改める。  
七 消防の事務部局の職員  
消防吏員 二九五  
吏員相当職員 一〇二  
その他の職員 三〇七  
計 三〇七  
十一 教育委員会の所管に  
教育委員会の職員 二七二  
属する学校その他の  
その他の職員 二九一  
計 二九一  
附則  
この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

広島市立学校授業料並びに入学検査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三  
広島市条例第十四号  
広島市立学校授業料並びに入学検査料条例の一部を改正する条例  
広島市立学校授業料並びに入学検査料条例(昭和二十七年広島市条例第六十号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「三五〇円」を「四五〇円」と、「三三〇円」を「二八〇円」に改める。  
附則  
この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

する条例をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三  
広島市条例第十五号  
広島市優生保護相談所条例

(設置)  
第一條 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第二十一條第一項の規定に基づき広島市優生保護相談所(以下「相談所」という。)を設置する。  
(位置)  
第二條 相談所は、広島市富士見町七七ノ三広島市保健所内に置く。  
(目的)  
第三條 相談所は、優生保護に関し、左の事務を行う。  
一 結婚の相談に応ずること。  
二 遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに受胎調節に関する適正な方法の普及指導をすること。  
三 前二号に附帯する事業  
(職員)

第四條 相談所に左の職員を置く。  
所長  
所員 若干名  
第五條 所長は、市長の監督を受け、所務を掌理する。  
第六條 所員は、上司の命を受け、第三條に規定する業務をつかさどる。  
(費用)  
第六條 相談所の施設の利用又は相談所における業務で、特に費用を要するものについては、使用料又は手数料を徴収する。  
第七條 前項に規定する使用料又は手数料の額は、健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六号)に基づき算出した額の百分の八十に相当する額とする。  
第七條 前條の使用料及び手数料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。  
(委任規定)  
第八條 この条例で定めるものの外、使用料又は手数料の徴収方法その他相談所の管理に關して必要な事項は、市長が定める。  
附則  
この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

広島市道路占用料徴収条例をここに公布する。  
昭和二十八年四月一日  
広島市長 浜 井 信 三  
広島市条例第十六号  
広島市道路占用料徴収条例  
(目的)  
第一條 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十九條第二項の規定により

市が法第三十二條第一項の規定による道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)  
第二條 占用料の額は、別表のとおりとする。  
2 占用料の額は、前項の規定による年額を月額に換算した額に、占用開始の日の属する月から、占用終了の日の属する月までの月数を乗じたものとす。但し、占用の期間が三十日をこえないものについては、その月数を一月とする。  
3 占用者から徴収する占用料の額の基礎となる占用の面積で、一平方メートル未満のもの又は一平方メートル未満の端数は一平方メートルに、占用の長さで一メートル未満のもの又は一メートル未満の端数は一メートルにそれぞれ切り上げるものとする。  
(占用料の減免)  
第三條 市長は、占用が左の各号の一に該当すると認めるときは、占用料を減免することができる。  
一 公衆の用に供する事業のために占用するとき。  
二 道路に出入する通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝、上を占用するとき。(車両等の歩道横断に必要な鋪道防護施設を含む。)  
三 地元から雨水又は汚水をみぞ等に排せつするに必要なた排水の埋設のために占用するとき。  
四 現に家屋の敷地である沿道宅地の前から道路に出入する通路の設置のために法敷を占用するとき。  
五 水道管の各戸引込管の設置のために占用するとき。  
六 恒例による松かざり、祭典、緑日又は市日のために臨時に占用するとき。  
七 前各号のほか市長が特に必要があると認めるとき。

第四條 市長は、占用を許可したときは、直ちに第二條の

三 前二号に附帯する事業  
(職員)

七 前各号のほか市長が特に必要があると認めるとき。

第四條 市長は、占用を許可したときは、直ちに第二條の

規定による占用料の納額告知書を、占用者に交付するものとする。

2 占用者は、納額告知書による指定期日までに、占用料を市に納付しなければならぬ。

3 既に納付した占用料は、還付しない。但し、市の都合で占用の許可を取り消した場合においては、取り消した日の属する月以後の分を還付する。

(委任規定)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定

める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 広島市下水道条例(昭和二十七年広島市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

(第十号第一項中「広島市道路占用料規則(昭和二十三年七月二十一日広島市規則第二十五号)第十三条本文」を「広島市道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島市条例第十六号)第二条」に改める。

広島市条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十七号

広島市条例の一部を改正する条例

広島市条例(昭和二十五年八月三十日広島市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二に次の一項を加える。

2 所得税法第十五条の二から第十五条の五までの規定に該当する者に対しては、課税総所得金額から左に掲げる金額を控除した額とする。

| 種 別 | 類 別                | 単 位    | 占 用 料  |        |        | 摘 要 |
|-----|--------------------|--------|--------|--------|--------|-----|
|     |                    |        | 一 級 地  | 二 級 地  | 三 級 地  |     |
| 電 柱 | 鉄柱及びコンクリート柱        | 本      | 四〇〇円   | 三五〇円   | 三〇〇円   |     |
|     |                    |        | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
| 支 柱 | 木柱及び支線類            | 本      | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
|     |                    |        | 一〇〇    | 七五     | 五〇     |     |
| 廣 告 | アーチ長さ一メートル以下をこえるもの | 基      | 一〇、〇〇〇 | 七、五〇〇  | 五、〇〇〇  |     |
|     |                    |        | 二五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 |     |
| 廣 告 | アーチ長さ一メートル以下をこえるもの | 本      | 一〇、〇〇〇 | 七、五〇〇  | 五、〇〇〇  |     |
|     |                    |        | 二五、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 |     |
| 電 柱 | その他の広告板類           | 平方メートル | 二五〇    | 二〇〇    | 一五〇    |     |
|     |                    |        | 七〇〇    | 四〇〇    | 三〇〇    |     |
| 電 柱 | 電柱飾り               | 平方メートル | 五〇〇    | 三〇〇    | 二〇〇    |     |
|     |                    |        | 二五〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
| 軌 道 | 地方鉄道法による軌道         | 平方メートル | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
|     |                    |        | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
| 軌 道 | 簡易軌道               | 平方メートル | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |
|     |                    |        | 二〇〇    | 一五〇    | 一〇〇    |     |

第五十一条の次に次の一条を加える。

(昭和二十八年年度分の固定資産税の納期の特例)

第五十一条の二昭和二十八年年度分の固定資産税の納期は、第五十条の規定にかかわらず、左の通りとする。

第一期 七月一日から同月三十一日まで

第二期 九月一日から同月三十一日まで

第三期 十二月一日から同月三十一日まで

第四期 二月一日から同月末日日まで

第五十条の次に次の一条を加える。

| 道 路 設 施         | 種 別             | 単 位    | 占 用 料 |       |       |
|-----------------|-----------------|--------|-------|-------|-------|
|                 |                 |        | 一 級 地 | 二 級 地 | 三 級 地 |
| 歩 廊             | 日 覆             | 〃      | 六〇〇   | 四〇〇   | 三〇〇   |
|                 |                 |        | 一〇〇   | 八〇    | 六〇    |
| 地 下 道           | 地 下 室           | 〃      | 二〇〇   | 一五〇   | 一〇〇   |
|                 |                 |        | 三〇〇   | 二〇〇   | 一五〇   |
| 地 下 道           | 地 下 室           | 〃      | 三〇〇   | 二〇〇   | 一五〇   |
|                 |                 |        | 八〇    | 五〇    | 三〇    |
| 露 店             | 露 店             | 〃      | 五〇〇   | 三〇〇   | 二〇〇   |
|                 |                 |        | 三〇〇   | 二〇〇   | 一〇〇   |
| 切 符             | 切 符             | 〃      | 三〇〇   | 二〇〇   | 一五〇   |
|                 |                 |        | 五〇〇   | 四〇〇   | 三〇〇   |
| 板 囲、足 場 敷       | 板 囲、足 場 敷       | 〃      | 五〇〇   | 四〇〇   | 三〇〇   |
|                 |                 |        | 三〇〇   | 二五〇   | 二〇〇   |
| 材 料 置 場         | 材 料 置 場         | 〃      | 二〇〇   | 一七〇   | 一五〇   |
|                 |                 |        | 二〇〇   | 一七〇   | 一五〇   |
| 停 留 所 標 識       | 停 留 所 標 識       | 〃      | 二〇〇   | 一〇〇   | 五〇    |
|                 |                 |        | 二〇〇   | 一〇〇   | 五〇    |
| 法 敷 占 用 所 他 の 物 | 法 敷 占 用 所 他 の 物 | 平方メートル | 二〇〇   | 一〇〇   | 五〇    |
|                 |                 |        | 二〇〇   | 一〇〇   | 五〇    |

第五十四条の二 昭和二十七年一月二日から昭和三十年一月一日までに建設された床面積十五坪以下の家屋で、建築の日から引き続きもつぱら居住の用に供しているものについては、当該家屋に対して課する最初の三年度分の固定資産税について、その二分の一の額を軽減する。

2 前項の規定によつて、固定資産税の軽減を受けようとする者は、納期限前に左に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

二 当該家屋の建築年月日

三 当該家屋を住居の用に供した年月日

3 第一項の規定によつて固定資産税の軽減を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年年度分の市税から適用する。

2 昭和二十七年年度以前の市税については、なお、従前の例による。

第十九条中「所得税法」とあるのは、昭和二十八年年度分に限り、「所得税法及び昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律(昭和二十七年法律第三十三号)」と読み替えるものとする。

広島市教育長の給与等に関する条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十八号

広島市教育長の給与等に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条の三第二項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第二条 教育長の給与は、給料、扶養手当及び勤務地手当とする。

第三条 給料の額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)以下「給与条例」という。の附則(昭和二十七年広島市条例第八十号)別表給料の新旧対照表(以下「給料の新旧対照表」という。)における六十五号給相対額から七十六号給相対額までの間において、教育委員会が定めるものとする。

(扶養手当及び勤務地手当)

第四条 扶養手当及び勤務地手当の額は、給与条例第九条及び第十一条に定めるところによる。

(給与の支給方法)

第五条 給与の支給に関しては、給与条例第七条及び第八条の規定を準用する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第六条 勤務時間その他の勤務条件については、教育委員会が定める。

(旅費の支給)

第七条 旅費の支給に関しては、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年広島市条例第十七号)の規定を準用する。この場合、その給料が給料の新旧対照表における六十五号給相対額から七十二号給相対額までは、給与条例第三条第三項に規定する一般給料表(以下「一般給料表」という。)による十四級の職務により、七十三号給相対額から七十六号給相対額までは一般給料表による十五級の職務によるものとする。

(委任規定)

第八条 この条例の施行に必要事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市児童図書館条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第十九号

広島市児童図書館条例

広島市立広島児童図書館条例(昭和二十四年七月三十日  
広島市条例第三十四号の二)の全部を次のように改正する  
(目的及び設置)  
第一条 児童及び生徒の教養の向上及び福祉の増進に資す  
るため、児童図書館(以下「本館」という。)を設置す  
る。

(名称及び位置)

第二条 本館の名称及び位置は、左の通りとする。

- 一 名称 こどもの家
- 二 位置 広島市基町一丁目

(事業)

第三条 本館は、第一条の目的を達成するため、左に掲げ  
る事業を行う。

- 一 図書その他の教育参考資料の館内及び館外における  
閲覧又は利用
- 二 児童文化に関する資料その他参考資料の収集保存
- 三 児童及び生徒の読書会、研究会、鑑賞会、映画会、  
資料展示会等の運営指導
- 四 その他児童文化の向上に必要な認められる事項  
(職員)

第四条 本館に館長、司書、司書補、事務職員その他の職  
員を置く。

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会  
が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。  
昭和二十八年四月一日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十号

広島市監査委員条例の一部を改正する条例

広島市監査委員条例(昭和二十六年八月十一日広島市条  
例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百  
九十九條第三項の規定による監査は、毎会計年度作成す  
る定期監査計画に基づき、これを行う。

第九條を次のように改める。

第九條 監査委員の事務を補助するため、広島市監査事務  
局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 職員の定数は、広島市職員定数条例(昭和二十六年三月  
三十一日広島市条例第五十九号)の定めるところによる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市道路交通取締条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十一号

広島市道路交通取締条例

第一章 総則

(この条例の目的)

第一条 この条例は、道路における交通事故を防止して、  
交通の安全と円滑を期することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、道路交通取締法  
(昭和二十二年内務省令第四十号)第一条の定めるところ  
による。

(条例遵守義務)

第三条 道路を利用する者は、道路交通取締法その他交通  
関係諸法規を守るの外、この条例に従わなければならない。  
第二章 乗客

(乗客の守るべき事項)

第四条 軌道車又は乗合自動車待ち合わせ者は、安全  
地帯のある場合は安全地帯内で、安全地帯のない場合は  
歩道のある道路では左側の歩道上で、歩道のない道路で  
は道路の左側端でそれぞれ待ち合わせ乗車しなければならない。  
第三章 車馬一般

(追越の際の注意事項)

第五条 車馬が他の車馬を追い越すために道路の中央へ出  
ようとするときは、その操縦者は後続車馬の有無を確か  
めなければならない。  
(駐車設備)

第六条 官公庁、銀行、会社、工場、興行場、遊戯場、市  
場及び商店等で、常時多数の車馬がとまる所では、その  
管理者は、交通上の支障を来さないよう道路外に車馬  
置場を設けるかその他適当な方法を講じなければならない。

(車両修理の制限)

第七条 道路において故障のため車両を修理するときは、  
やむを得ない場合を除き、交通の妨害とならない場所に  
移動して行わなければならない。  
(安全確認のための除行)

第八条 車馬は、次の場合は徐行して安全を確かめなけれ  
ばならない。  
一 道路から沿道の土地又は建物に入ろうとするとき。  
二 沿道の土地又は建物から道路に出ようとするとき。

三 広い道路から狭い道路に入ろうとするとき。

第四章 自動車

(服装の制限)

第九条 自動車(原動機付自転車を含む。)は、けたばき  
その他安全運転を妨げる虞のある服装で運転してはなら  
ない。  
(けん引の制限)

第十条 二輪の小型自動車(軽自動車及び原動機付自転車  
を含む。)は、他の車両をけん引してはならない。但し、  
同種の故障の自動車をけん引する場合は、この限りでな  
い。

(停車中の軌道車の追越制限)

第十一条 自動車(緊急自動車を除く。)は、乗客の乗降  
のため停車中の軌道車の左側を通過することのできる場  
合でもその時速は八キロメートルをこえてはならない。

第五章 自転車

(住所及び所有者名の明示)

第十二条 広島市居住の自転車(商品を除く。)の所有者  
は、後部どろよけの見易い箇所に、その住所及び所有者  
名を明示しなければならない。  
(積載の制限)

第十三条 二輪自転車には、次の制限をこえて荷物を積載  
してはならない。但し、警察吏員の承認を受けたときは  
この限りでない。

- 一 高さ地上から 一・六メートル
- 二 幅 一・〇メートル
- 三 長さ 一・〇メートル

(構造及び積載制限)

第十四条 三輪以上の自転車(側車付自転車を含む。)の  
構造が次の制限をこえるものは、これを使用してはなら  
ない。

- 一 高さ 二・〇メートル
- 二 幅 一・三メートル
- 三 長さ 二・八メートル

2 前項の自転車には、その構造の制限をこえて荷物を積  
載してはならない。但し、警察吏員の承認を受けたとき  
は、この限りでない。

(使用者の守るべき事項)

第十五条 自転車を使用する者は、次の事項を守らなけれ  
ばならない。  
一 めいていして乗車しないこと。  
二 ハンドルから同時に両手を離して運転しないこと。  
三 交通ひん繁な道路においては、二台以上並んで進行  
しないこと。

四 進行中他の車馬又は軌道車と競走しないこと。

(けん引の制限)

第十六条 自転車によつて、他の車両をけん引する場合は  
、次の制限に従わなければならない。  
一 長さ(自転車の先端から被けん引車の後端まで)  
三・二メートル以内  
二 幅 一・三メートル以内  
三 二台以上の車両をけん引しないこと。  
四 被けん引車は、二輪車であること。

第六章 荷車及び牛馬車

(住所及び所有者名の明示)

第十七条 広島市居住の荷車(牛馬車を含む。)の所有者  
は、車体の右側の見易い箇所にその住所及び所有者名を  
明示しなければならない。  
(牛馬車の制動装置)

第十八条 牛馬車には、完全な制動装置を備えなければこ  
れを使用させてはならない。

第十九条 御者台の設けのない牛馬車に乗車して操縦して  
はならない。

2 牛馬車の御者は、交通の特にひん繁な場所においては  
御者台から降りて、牛馬の口取りをして通行しなければならない。

第二十条 年少者その他牛馬の制御能力のない者は、道路  
において牛馬を御してはならない。また、これらの者に  
御させてはならない。  
(牛馬の疾駆禁止)

第二十一条 交通ひん繁な道路において、牛馬を走らせて  
はならない。  
(悪癖のある牛馬の使用制限)

第二十二条 狂暴その他悪癖のある牛馬に諸車をひかせて  
はならない。  
第七章 道路における行為の制限その他

(道路の汚損行為の禁止)

第二十三条 瓦石、木片、ガラス、釘、針金、空かん、じ  
んかい、灰くず、どろ土等通行する歩行者又は車馬を損  
傷し、あるいはこれに迷惑を及ぼす虞のある物を道路に  
放置し、若しくは捨ててはならない。  
(道路の保全)

第二十四条 道路を汚損した者は、すみやかにこれを原状  
に回復しなければならない。但し、重大な交通事故など  
によつて道路を汚損したときは、警察吏員の指示に従わ  
なければならない。  
(清掃の義務)

第二十五条 沿道の土地若しくは建物の使用者又は所有者  
は、その土地又は建物に而接する道路の清掃について、  
常に道路管理者に協力して清潔保持に努めなければならない。  
(人寄せ行為の禁止)

第二十六条 道路又は沿道の土地若しくは建物において、  
車馬の交通を妨害し、又は歩行者の通行に支障を与える  
虞のあるような人寄せ行為をしてはならない。但し、警  
察署長の許可を受けたときは、この限りでない。  
(ビラ等散布の禁止)

第二十七条 進行中の軌道車又は車馬から、道路に宣伝ビ  
ラ等を散布してはならない。

ラ等を散布してはならない。但し、警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

第二十八條 交通上危険の虞のある道路において、自転車又は乗馬の練習をしてはならない。

第八章 罰則及び委任規定

第三十條 次の各号の一に該当する者は、二千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

- 一 第七條、第九條、第十二條、第十七條、第十八條、第二十三條、第二十四條又は第二十九條の規定に違反した者
二 第八條、第十條、第十五條第三号若しくは第四号、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十二條又は第二十八條の規定に違反した車馬の操縦者
(委任規定)
第三十一條 この条例の施行に關し必要な事項は、公安委員會が定める。

附則

この条例は、昭和二十八年五月一日から施行する。
廣島市常設家畜市場使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第二十二号

廣島市常設家畜市場使用料条例の一部を改正する条例
例

廣島市常設家畜市場使用料条例(昭和二十二年九月一日廣島市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
題名中「常設」を「定期」に改める。

第一条を次のように改める。
第一条 廣島市定期家畜市場の使用人から左に掲げる区分により使用料を徴収する。
一 一級牛馬(生後満一年以上の牛及び馬をいう。以下同じ。)(の売買)
二 二級牛馬(生後満一年未満の牛及び馬をいう。以下同じ。)(豚、めん羊及びやぎの売買)
三 一級牛馬の交換
四 二級牛馬、豚、めん羊及びやぎの交換
五 一級牛馬の入場
六 二級牛馬、豚、めん羊及びやぎの入場
七 牛、馬、豚、めん羊及びやぎの宿泊
八 家畜の施設、畜主から実費
九 一級牛馬の売買又は交換の違約
一頭につき、違約者から、四十円
十二級片馬、豚、めん羊及びやぎの売買又は交換の違約
一頭につき、違約者から、三十円

二 一級牛馬と二級牛馬、豚、めん羊及びやぎ、とを交換した場合においては、前項第三号に定める一級牛馬を交換したときの使用料を徴収する。
三 第一項第三号及び第四号に規定する交換の場合における一件の使用料の額は、交換の合計頭数二頭の額とし、一頭を増すことに二十円を加算するものとする。
第二条及び第四条を削り、第三条を第二条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
廣島市公營企業の「業務状況」の作成、提出及び公表に關する条例をここに公布する。
昭和二十八年四月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第二十三号

廣島市工事執行条例を廃止する条例
例

廣島市公營企業の「業務状況」の作成、提出及び公表に關する条例をここに公布する。
昭和二十八年四月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第二十四号

廣島市公營企業の「業務状況」の作成、提出及び公表に關する条例
表に關する条例

第一条 この条例は、地方公營企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十條の規定に基き、廣島市公營企業の業務の状況を説明する書類(以下「業務状況」という。)(の作成、提出及び公表に關し、必要な事項を規定することを目的とする。
第二条 公營企業の管理者は、毎事業年度の四月一日から九月三十日までの「業務状況」を十一月三十日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの「業務状況」を五月三十一日までに作成し、市長に提出しなければならない。
2 天災その他避けることのできない事故により、前項の規定による期日までに「業務状況」を提出することができなるときは、管理者は、事故のやんだときから一月以内これを作成し、市長に提出しなければならない。

第三条 前條の規定により提出する「業務状況」には、それぞれの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。
一 事業報告
二 損益計算書
三 貸借対照表
四 前各号の外、当該企業の業務の状況を説明するに必要な事項
第四条 前條の規定による「業務状況」の提出があつたときは、市長は、遅滞なくこれを公表しなければならない。

2 前項の公表は、廣島市報に掲載して行ふものとする。但し、市長は、必要に應じ、廣島市報に掲載するの外、適宜の方法によりその要旨を公表することができる。
第五条 この条例に定めるものの外、「業務状況」の作成、提出及び公表の手續に關し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。但し、第三条第一号から第三号までの規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。
2 昭和二十七年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までの「業務状況」の公表については、第三条の規定にかかわらず別段の取扱をすることができる。

規則

廣島市手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年三月十七日
廣島市長 浜井信三

廣島市規則第十一号

廣島市手数料規則の一部を改正する規則
廣島市手数料規則(昭和二十六年六月一日廣島市規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
第一条 廣島市定期家畜市場の使用人から左に掲げる区分により使用料を徴収する。
一 一級牛馬(生後満一年以上の牛及び馬をいう。以下同じ。)(の売買)
二 二級牛馬(生後満一年未満の牛及び馬をいう。以下同じ。)(豚、めん羊及びやぎの売買)
三 一級牛馬の交換
四 二級牛馬、豚、めん羊及びやぎの交換
五 一級牛馬の入場
六 二級牛馬、豚、めん羊及びやぎの入場
七 牛、馬、豚、めん羊及びやぎの宿泊
八 家畜の施設、畜主から実費
九 一級牛馬の売買又は交換の違約
一頭につき、違約者から、四十円
十二級片馬、豚、めん羊及びやぎの売買又は交換の違約
一頭につき、違約者から、三十円

Table with 2 columns: Item description and Fee amount. Includes items like '小売販売業者甲', '飲食店営業許可手数料', '旅行証明書交付手数料', etc.

Table with 2 columns: Item description and Fee amount. Includes items like '犬の狂犬病予防注射手数料', '犬の狂犬病予防注射済票交付手数料', '犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料', etc.



第一条 この規則は、広島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条例(昭和二十八年広島市条例第三号。以下「条例」という)第一条、第五条及び第六条の規定に基づき、臨時特別手当の支給に必要事項を定めることを目的とする。

(常時勤務に服さない者)

第二条 条例第一条に規定する常時勤務に服さない者であつて市長が定めるものは、昭和二十七年十二月十五日において、左の各号の一に掲げる者に該当する者とする。

一 昭和二十九年九月二日から引き続き海外にあつてまだ帰国しない職員

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項に規定する休職処分若しくは同法第二十九条第一項に規定する停職処分又はこれらに準ずる処分を受けている者。但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職にされている者及び学校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。

三 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十六号)に規定する休職又はこれに準ずる休職を与えられている者

四 非常勤職員の職にある者。但し、次に掲げる者を除く。

イ 市議会議員  
ロ 選挙管理委員  
ハ 公安委員会委員  
ニ 教育委員会委員(市議会議員である委員を除く。)  
ホ 監査委員(市議会議員である委員を除く。)  
ヘ 公平委員会委員

五 失業対策事業及び公共事業のこめ公共職業安定所の紹介をうけて日雇い入れられている者

六 臨時の職員で勤続二月を経過しない者

七 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者で市から給料(これに相当する給与を含む。)

の支給を受けないもの。

(支給日)

第三条 臨時特別手当は、昭和二十八年三月二十八日に支給する。

(在職期間)

第四条 条例第四条に規定する在職期間は、第二条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる職員以外の職員として在職した期間とする。

(給与月額)

第五条 条例第五条に規定する市長が定める額は、同条に規定するその他の職員が支給の日の現在において受けるべき左の各号に掲げる額とする。

一 第二条第四号但書に掲げる者 報酬及び費用弁償の月額

二 嘱託員 手当の月額

三 給与が月額で定められている者 日給額の三十五日分に相当する額

四 前各号に掲げる職員以外の職員 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十一号)第二条に規定する給与の月額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市職員退職手当支給条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月二十日  
広島市長 浜 井 信 三

第一条 この規則は、広島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条例(昭和二十八年広島市条例第三号。以下「条例」という)第一条、第五条及び第六条の規定に基づき、臨時特別手当の支給に必要事項を定めることを目的とする。

(常時勤務に服さない者)

第二条 条例第一条に規定する常時勤務に服さない者であつて市長が定めるものは、昭和二十七年十二月十五日において、左の各号の一に掲げる者に該当する者とする。

一 昭和二十九年九月二日から引き続き海外にあつてまだ帰国しない職員

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項に規定する休職処分若しくは同法第二十九条第一項に規定する停職処分又はこれらに準ずる処分を受けている者。但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職にされている者及び学校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。

三 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十六号)に規定する休職又はこれに準ずる休職を与えられている者

四 非常勤職員の職にある者。但し、次に掲げる者を除く。

イ 市議会議員  
ロ 選挙管理委員  
ハ 公安委員会委員  
ニ 教育委員会委員(市議会議員である委員を除く。)  
ホ 監査委員(市議会議員である委員を除く。)  
ヘ 公平委員会委員

五 失業対策事業及び公共事業のこめ公共職業安定所の紹介をうけて日雇い入れられている者

六 臨時の職員で勤続二月を経過しない者

七 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者で市から給料(これに相当する給与を含む。)

広島市規則第十四号

広島市職員退職手当支給条例施行細則の一部を改正する規則

広島市職員退職手当支給条例施行細則(昭和二十四年十一月九日広島市規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下条例という。)」を「(昭和二十四年十

一月九日広島市条例第五十号。以下「条例」という。)」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 条例第三号第一項第三号の「(傷い、疾病」とは、公務による傷い、疾病及び公務によらない傷い、疾病の両者を含むものとし、「傷い、疾病」によりその職に堪えず」とは、広島市吏員退職給付金、遺族扶助料及び死亡給付金条例施行細則(昭和二十四年九月一日広島市規則第二十四号)第二条に規定する程度の傷病若しくは不具疾となり職につくことのできない状態にあることをいう。

2 条例第三号第一項第四号の「本人の意に反する退職」の運用に関しては、あらかじめ市長と協議の上これを行うものとする。

3 条例第三号第一項第五号の「死亡」とは、公務による死亡及び公務によらない死亡の両者を含むものとする。

(給料月額)

第四条 条例第五条の「給料月額」とは、左に掲げるものをいう。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十一号)の適用を受ける者にあつては、同条例別表の給料月額

二 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)の適用を受ける者にあつては、同条例別表の給料月額

三 嘱託員で月額の手当を受ける者(これと同様の手当を受ける者を含む。))にあつては、その手当月額の百分の八十に相当する額

四 給料が月額で定められている者にあつては、給料の日額の二十五日分に相当する額

2 職員が、退職当時左の各号の一に該当するような場合であつても、前項の給料月額は、その者の本来受くべき給料月額によるものとする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定による休職処分又はこれに準ずる処分を受けている場合

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職若しくは減給の処分又はこれに準ずる処分を受けている場合

三 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十六号)第二条の規定による休職又はこれに準ずる休職を与えられている場合

四 一般職の職員の給与に関する条例第十三条の規定による給料の減額又はこれに準ずる給料の減額をされている場合

第六条第二項中「(月の末日で退職した場合はその月及び前五月)」を「(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月。以下「退職の前六月」という。)」に改め、「(給料、家族手当、特別手当、超過勤務手当、特殊勤務手当の合計額)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項の額が左の各号の額に満たないときは、給与日額は、前項の規定にかかわらず左の各号に掲げる額とする。

一 給与が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制制その他の請負制によつて定められている場合においては、前項の期間に支払われた給与の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 前号の場合において、給与の一部が月、週その他一定の期間によつて定められている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数(月の場合は、一月を三十日として計算する。)で除して得た額と前号の額との合計額

同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前二項の給与の総額は、給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、当直手当及び特別手当その他労働の対価として支払われたすべての給与によつて計算する。

5 退職の前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつたときは、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。

一 退職の前六月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、その六月の各月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額

二 退職の前六月のうちいずれかの月において給与の支給を全く受けなかつた月の場合においては、その月において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額

三 退職の前六月のうちいずれかの月において給与の全部又は一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において本来受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額

第七条第一項中「退職の日から起算して」を「その退職手当の支給を受ける資格を有する者が、退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。))に出頭し、求職の申込をした日から起算して」に、「(以下待期日数という。)」を「(以下「待期日数」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又は条例第九条の規定による失業者の退職手当の支給を受ける資格を取得しないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から起算して待期日数の残日数を経過した後において前項の失業者の退職手当を支給する。

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起算して一年以内に職業に就き、条例第九条の規定による失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者となつ

た場合においては、その者の待期日数の計算は、失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることのできる日数を経過した日からこれを行うものとする。

第八条第一項中「(以下給付日数という。)」を「(以下「給付日数」という。)」に改め、同条第二項中「失業保険法又はこの規則による受給資格者」を「若しくは船員保険法の規定による失業保険金又は条例第九条の規定による失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者」に改める

第十一条を次のように改める。

(失業者の退職手当の支給手続)

第十一条 条例第九条の規定による失業者の退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。))が退職する場合には、市長又は任免権者から様式第一号による失業者の退職手当受給資格証(以下「受給資格証」という。))の交付を受けなければならない。

2 市長又は任免権者が、前項の規定により受給資格証を交付したときは、失業者の退職手当の計算の根拠、支出既未済等の事項を明らかにするため、様式第二号による失業者の退職手当支給台帳(以下「支給台帳」という。))を作成し、これを保管しなければならない。

3 受給資格者は、退職の後、すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証を提示して、求職の申込をしなければならない。その際、管轄公共職業安定所の発行する証明書(以下「求職票」という。))の交付を受けなければならない。

4 条例第九号第二項の規定による受給資格者は、第七条の規定による待期日数の経過した後、すみやかに、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証を提示して求職の申込をし、求職票に所要の記入を得なければならない。

5 受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとする

るときは、条例第九條第三項の規定による受給資格者にあつては第三項の求職の申込をした後、条例第九條第二項の規定による受給資格者にあつては前項の求職の申込をした後において前条の支給期日ごと本市に出頭し、様式第三号による失業者の退職手当支給願(以下「支給願」という。)を提出しなければならぬ。但し、その者が住所又は居所の変更その他やむを得ない事由によつて出頭できないときは、その理由を具し支給願を送達することができる。

6 前項の支給願には、左に掲げる区分に従い、それぞれの公署による失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は、管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証を提示して求職の申込をし、求職票に所要の記入を得るものとする。

一 広島市内に居住する者にあつては、広島市役所出張所(同様の業務を行う主管課を含む)

二 前号以外の者にあつては、所轄市(区)役所(前号と同様の出張所に類するものを含む)若しくは町村役場又は管轄公共職業安定所

7 市長又はその任免権者は、支給願を受理した場合においては、受給資格者が就職した日の有無を確認し、支給台帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認めるときは、直ちにその支払を行わなければならない。第十一條の次に次の二條を加える。

(失業者の退職手当と失業保険金との調整)

第十二條 受給資格者がその勤続期間に基いて、失業保険法又は船員保険法又は船員保険法の規定による失業者の退職手当に相当する給付の支給を受ける資格を有する場合は、失業者の退職手当は支給しない。

2 失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が、離職の日の翌日から起算して一年以内に職業に就き、受給資格者となつた場合においては、失業保険金の給付を受けることのできる日数(条例第九條第二項の規定による失業者の退職手当の

受給資格者にあつては、その日数に第七條の待期日数を加えた日数)が経過するまでは失業者の退職手当は支給しない。

3 受給資格者が給付日数又は待期日数の経過しないうちに職業に就き、第四項第一号但書に規定する失業保険金の支給を受ける資格を得た場合においては、その失業保険金の支給を受けることのできる日数又はその日数に待期日数の残日数を加えた日数が経過するまでは失業者の退職手当は支給しない。

4 受給資格者が待期日数又は給付日数の経過しないうちに職業に就き、左の各号の一に掲げる給付の支給を受ける資格を取得した場合においては、従前の資格に基く失業者の退職手当は支給しない。

一 失業保険法の規定による失業保険金。但し、失業保険法第五章(日雇労働被保険者に関する特例)の規定による失業保険金を除く。

二 船員保険法の規定による失業保険金

三 条例第九條の規定による退職手当 (受給資格証の再交付)

第十三條 受給資格者は、受給資格証を滅失又は損じた場合においては、その旨を、市長又はその任免権者に申し出て、受給資格証の再交付を受けなければならない。

2 市長又はその任免権者は、前項の申出によつて受給資格証を再交付する場合には、受給資格証に再交付の旨記載しをなければならない。

3 受給資格証の再交付があつた場合には、従前の受給資格証はその効力を失う。

別表を次のように改め、別紙を「様式第一号」に、「別表第三(様式その二)」を「様式第二号」に、「(様式)」を「様式第三号」に改める。

別表 失業保険金額表

| 等級 | 給 与 日 額 | 保険金日額 |
|----|---------|-------|
| 1  | 四二円未満   | 二〇円   |
| 2  | 四二円以上   | 三〇    |
| 3  | 六六〇     | 四五    |
| 4  | 九一〇     | 六〇    |
| 5  | 一一七〇    | 七五    |
| 6  | 一四一〇    | 九〇    |
| 7  | 一六八〇    | 一〇五   |
| 8  | 一九二〇    | 一二五   |
| 9  | 二一八〇    | 一四〇   |
| 10 | 二四三〇    | 一五五   |
| 11 | 二六七〇    | 一七〇   |
| 12 | 二九五〇    | 一八五   |
| 13 | 三二〇〇    | 二〇〇   |
| 14 | 三四六〇    | 二一五   |
| 15 | 三七二〇    | 二三〇   |
| 16 | 三九七〇    | 二四五   |
| 17 | 四二三〇    | 二六〇   |
| 18 | 四四九〇    | 二七五   |
| 19 | 四七四〇    | 二九〇   |
| 20 | 五〇〇〇    | 三〇五   |
| 21 | 五二六〇    | 三二〇   |
| 22 | 五五〇〇    | 三三〇   |

|    |      |      |      |
|----|------|------|------|
| 23 | 五七七〇 | 六〇三〇 | 三五五〇 |
| 24 | 六〇三〇 | 六二七〇 | 三七〇〇 |
| 25 | 六二七〇 | 六五三〇 | 三八五〇 |
| 26 | 六五三〇 | 六八〇〇 | 四〇〇〇 |
| 27 | 六八〇〇 | 七〇四〇 | 四一五〇 |
| 28 | 七〇四〇 | 七三〇〇 | 四三〇〇 |
| 29 | 七三〇〇 | 七五七〇 | 四四五〇 |
| 30 | 七五七〇 | 四六〇〇 | 四六〇〇 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、別表の改正規定は、昭和二十七年十二月一日から適用する。

広島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月二十日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第十五号

広島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則  
広島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「広島市監査事務局」の下に、「広島市公平委員會」を加える。

第二十七條中「市金庫又は」の下に「第八十三條の第二項の公金取扱所若しくは」を加える。

第二十八條中「納期日及び併開開始日」の下に「収入役を経て」を加える。

第六十九條中「市金庫」の下に「又は第八十三條の第二項の公金取扱所」を加える。

第八十三條を次のように改める。

(市金庫及び市金庫派出所)  
第八十三條 市金庫及び市金庫派出所を次の箇所に置く。

一 市金庫 市金庫事務取扱銀行の広島市内にある主たる営業所内

二 市金庫派出所 広島市役所内

2 市長において必要と認めるときは、市金庫事務取扱銀行に対して前項第二号に定める箇所以外に、臨時に市金庫派出所を置くように求めることができる。

第八十三條の二 市長は、市金庫事務取扱銀行をしてその市内各支店においても、市金庫事務のうち取納事務を取り扱うようにさせるものとする。

2 前項の規定により取納事務の取扱をする各支店を公金取扱所とする。

3 市長において必要があると認めるときは、市金庫事務取扱銀行をして、公金取扱所において支払事務の一部を取り扱うようにさせることができる。

第八十三條の三 市長は、市金庫事務取扱銀行に対し、その責任をもつて他の銀行又は他の者をして市金庫事務のうち取納事務を取り扱わせるように求めることができる。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 市金庫の現金出納時間は、本市の執務開始時間後三十分から、平日は執務終了時間の一時三十分前まで、土曜日は十二時までとする。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

第九十四條第二項を次のように改める。

2 市金庫は、前項の納付を受けたとき、市長の通知により、促手数料又は延滞金を徴収すべきものがあるときは、前項の取納にあわせてこれを取納しなければならない。第九十四條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市金庫は、公金取扱所から取納金の送付を受けたときは、これをその日の市金庫の取納金に編入しなければならない。

第九十六條を次のように改める。

第九十六條 市金庫は、取納に関する領収証書その他の証書類には、所定の欄に左の形式、書体及び寸法による領収印を押さなければならない。

形 式



書体 楷 書  
寸法 直径三センチメートル

形 式



書体 楷 書  
寸法 直径三センチメートル

第一百條を次のように改める。  
第一百條 市金庫は、支払済の支出命令書(集合支出命令書)のときは、領収証書)の所定の欄に左の形式、書体及び寸法による支払印を押さなければならない。

第七号様式及び第二十九号様式を次のように改める。

領収済通知書 (正本)

振替貯金口座 加入者 廣島市収入役 昭和 年度 番 号 第 番 地 町 股 納

|    |     |   |    |   |   |
|----|-----|---|----|---|---|
| 金  | 百拾万 | 千 | 百拾 | 円 | 也 |
| 備考 | 日   | 口 | 数  | 金 | 額 |
| 計  |     |   |    |   |   |

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局 領収日附印

領収済通知書 (副本)

振替貯金口座 加入者 廣島市収入役 昭和 年度 番 号 第 番 地 町 股 納

|    |     |   |    |   |   |
|----|-----|---|----|---|---|
| 金  | 百拾万 | 千 | 百拾 | 円 | 也 |
| 備考 | 日   | 口 | 数  | 金 | 額 |
| 計  |     |   |    |   |   |

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局 領収日附印

税金令書 納付告知書

振替貯金口座 加入者 廣島市収入役 昭和 年度 番 号 第 番 地 町 股 納

|   |     |   |    |   |   |
|---|-----|---|----|---|---|
| 金 | 百拾万 | 千 | 百拾 | 円 | 也 |
| 内 | 何   | 何 | 何  | 何 | 何 |
| 何 | 何   | 何 | 何  | 何 | 何 |

納付期日 年 月 日 日限り  
納付場所 廣島市金庫  
(廣島銀行本店及市役所内) 廣島銀行内各支店  
(廣島銀行内各支店) 郵便局又は貯金局  
上記の金額を納付して下さい。

廣島市長 氏 名 領収日附印

領 収 証 書

振替貯金口座 加入者 廣島市収入役 昭和 年度 番 号 第 番 地 町 股 納

|   |     |   |    |   |   |
|---|-----|---|----|---|---|
| 金 | 百拾万 | 千 | 百拾 | 円 | 也 |
|---|-----|---|----|---|---|

上記の金額を領収しました。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 郵便局又は貯金局 領収日附印

第七号様式(第三十五条) 用紙寸法 縦 一五五 横 一五五 縦横 一六〇〇 縦横 一七〇〇 縦横 一七〇〇

備考 この様式は、収入科目により変更することができ、この場合は、会計課と合議しなければならない。

領収済通知書 (正本)

昭和 年度 第 号

|     |           |    |    |   |   |
|-----|-----------|----|----|---|---|
| 課 納 | 廣島市役所 出納員 | 何々 |    |   |   |
| 款   | 何々        |    |    |   |   |
| 項   | 何々        |    |    |   |   |
| 目   | 何々        |    |    |   |   |
| 節   | 何々        |    |    |   |   |
| 納入者 | 外 名分      | 也  |    |   |   |
| 金   | 百拾万       | 千  | 百拾 | 円 | 也 |

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 領収日附印 主幹課長印

領収済通知書 (副本)

昭和 年度 第 号

|     |           |    |    |   |   |
|-----|-----------|----|----|---|---|
| 課 納 | 廣島市役所 出納員 | 何々 |    |   |   |
| 款   | 何々        |    |    |   |   |
| 項   | 何々        |    |    |   |   |
| 目   | 何々        |    |    |   |   |
| 節   | 何々        |    |    |   |   |
| 納入者 | 外 名分      | 也  |    |   |   |
| 金   | 百拾万       | 千  | 百拾 | 円 | 也 |

上記の金額を領収しましたから通知します。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 領収日附印 主幹課長印

現金払込書

昭和 年度 第 号

|     |           |    |    |   |   |
|-----|-----------|----|----|---|---|
| 課 納 | 廣島市役所 出納員 | 何々 |    |   |   |
| 款   | 何々        |    |    |   |   |
| 項   | 何々        |    |    |   |   |
| 目   | 何々        |    |    |   |   |
| 節   | 何々        |    |    |   |   |
| 納入者 | 外 名分      | 也  |    |   |   |
| 金   | 百拾万       | 千  | 百拾 | 円 | 也 |

上記の金額を領収しました。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 領収日附印 主幹課長印

領 収 証 書

昭和 年度 第 号

|     |           |    |    |   |   |
|-----|-----------|----|----|---|---|
| 課 納 | 廣島市役所 出納員 | 何々 |    |   |   |
| 款   | 何々        |    |    |   |   |
| 項   | 何々        |    |    |   |   |
| 目   | 何々        |    |    |   |   |
| 節   | 何々        |    |    |   |   |
| 納入者 | 外 名分      | 也  |    |   |   |
| 金   | 百拾万       | 千  | 百拾 | 円 | 也 |

上記の金額を領収しました。

廣島市金庫 廣島市公金取扱所 領収日附印 主幹課長印

第二十九号様式(第六十九条) 用紙寸法は、第七号様式に同じ。

この規則は、公布の日から施行する。  
廣島市収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十日 廣島市長 浜 井 信 三

第九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。  
第十四条及び第十五条中「及び第三号」を削る。  
第十七条但書を削る。  
この規則は、公布の日から施行する。  
廣島市定期家畜市場業務規則をここに公布する。  
昭和二十八年三月二十三日 廣島市長 浜 井 信 三

(附 則)  
。の運営に関し定めることとす。  
第二条 市場は、左に掲げる日を除く外、毎日開催するものとする。  
日曜日  
国民の祝日  
八月六日  
年末年始(十二月二十九日から翌年二月三日まで)  
(開催時間)  
第三条 市場の開催時間は、次の通りとする。但し、市長が必要と認めるときは、伸縮することができる。  
六月一日から九月三十日まで午前七時から午後三時まで  
十月一日から翌年五月三十一日まで午前七時三十分から午後三時三十分まで  
(家畜を引き入れる場合の手續)

廣島市規則第十六号  
廣島市収入証紙規則の一部を改正する規則  
廣島市収入証紙規則(昭和二十五年八月十四日廣島市規則第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条但書中「又は市金庫若しくは郵便振替貯金の法」を、「市金庫若しくは公金取扱所(廣島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日廣島市規則第三十七号)第十二条の二第二項の公金取扱所をいう。)を通じて又は郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の規定による郵便振替貯金」に改める。  
昭和二十八年三月二十日 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第十七号  
廣島市定期家畜市場業務規則  
(この規則の目的)  
第一条 この規則は、廣島市定期家畜市場条例(昭和二十八年廣島市条例第八号。以下「条例」という。)(第七条の規定に基づき、廣島市定期家畜市場(以下「市場」という

の運営に関し定めることとす。  
第二条 市場は、左に掲げる日を除く外、毎日開催するものとする。  
日曜日  
国民の祝日  
八月六日  
年末年始(十二月二十九日から翌年二月三日まで)  
(開催時間)  
第三条 市場の開催時間は、次の通りとする。但し、市長が必要と認めるときは、伸縮することができる。  
六月一日から九月三十日まで午前七時から午後三時まで  
十月一日から翌年五月三十一日まで午前七時三十分から午後三時三十分まで  
(家畜を引き入れる場合の手續)

第四条 市場に家畜を引き入れようとする畜主は、家畜の健康検査を終えて入場券の交付を受けなければならない。

2 前項の検査に合格した家畜の畜主は、その家畜の種類、産地、飼育地、性別、年齢、毛色、体尺、体重、用途、取引の種別、仲立業者の要否及び畜主の住所氏名を市場事務所に申告しなければならない。

第五条 畜主は、前条第一項の規定により入場券の交付を受けたときは、これを家畜の頭部の見易い箇所につけ、市場職員の見しに従い、家畜をつなぎ場に引き入れ、附近においてこれを監視しなければならない。

(家畜の引入制限)

第六条 左の各号の一に該当する家畜は、市場に引き入れることができない。

一 伝染性疾病にかかっている家畜

二 伝染性疾病の徴候ある家畜又は悪癖のため他に危害を及ぼす虞のある家畜

2 場長は、既に市場に引き入れた家畜が、前項各号の一に該当するものと認めるときは、その家畜の移送を停止し、又は退場させることができる。

(家畜の検査)

第七条 場長は、市場に引き入れた家畜について、必要に応じて検査することができる。この場合畜主は、検査を拒むことはできない。

(家畜の疾病等に対する処置)

第八条 市場に引き入れた家畜が疾病にかかり、又は負傷したときは、その畜主は、すみやかにその旨を市場事務所に申し出て係員の診療を受けなければならない。

(仲立業務)

第九条 市場において仲立業者を営もうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、市長の承認を受けた者(以下「仲立業者」という。)は、その業務について場長の監督を受けなければならない。

(取引の方法)

第十条 各例第五条に規定する自由売買、看買売買及び交換は、売場又はつなぎ場において、仲立業者を介して行うものとする。但し、畜主の申出により場長が必要と認められた場合においては、仲立業者の仲介によらないことができる。

第十一条 各例第五条に規定するせり売買は、売場において、仲立業者又は市場職員がせり売担当者となつて行い、最高価格を付した者をせり落人とする。但し、その価格が、畜主の予定価格に達しないときは、売却しないことがある。

2 前項のせり売買において、せり上げごとの価格は、百円以上とする。

3 第一項のせり売買において、せり落しの決定について異議のある者は、せり売担当者がせり落しを宣した直ちに、その旨をせり売担当者に申し出なければならない。この場合、場長において、その異議が正当であると認めるときは、せり直しを命ずることができる。

(取引成立後の申告)

第十二条 家畜を取引した場合においては、仲立業者は、当該売主、買主及び自己の氏名、その家畜の取引種別、入場番号並びに売買価格又は交換差額を市場事務所に申告しなければならない。但し、市場職員がせり売担当者として行つたせり売買においては、この限りでない。

(売買代金又は交換差額の精算)

第十三条 家畜の売買代金又は交換差金は、家畜の取引が成立した当日、売主と買主との間において精算するものとする。

(違約金)

第十四条 家畜の取引が成立した後、その売主又は買主が当該取引について違約したときは、違約した者は、当該取引価格の百分の十六に相当する違約金を被違約者に支払わなければならない。

(この規則以外の金品の授受禁止)

第十五条 市場内においては、家畜の取引に関し、この規則に定めるものの外、いかなる名目においても金品の授受を行つてはならない。

(仲立手数料)

第十六条 仲立業者が家畜の取引について仲立をしたときは、左の各号に掲げる仲立手数料を支払うものとする。

一 売買に対する仲立手数料

一級牛馬(生後満一年以上のもの)をいう。以下同じ。 一頭につき 三十円

二級牛馬(生後満一年未満のもの)をいう。以下同じ。 一頭につき 二十円

豚、めん羊及びやぎ 一頭につき 二十円

二 交換に対する仲立手数料 一件につき 三十円

一級牛馬 一件につき 三十円

二級牛馬 一件につき 二十円

豚、めん羊及びやぎ 一件につき 二十円

(飼料等の費用の負担)

第十七条 市場に引き入れた家畜に要する飼料その他の費用は、畜主の負担とする。

(制裁)

第十八条 場長は、市場の業務を妨害し、若しくは秩序を乱し、又はこれらの行為をしようとした者に対しては、直ちに退場を命ずることができる。

第十九条 市場の使用が左の各号の一に該当するときは、以後市場への入場を禁止し、その事実を市場内に掲示することができる。

一 取引する家畜について、血統を偽り、又は他人の容易に見定めがたい疾病若しくは悪癖を隠して取引したとき。

二 第四条第一項又は第十五条の規定に違反したとき。

三 市場事務所に對し、虚偽の申告をしたとき。

四 市場又は取引の相手方に対し、取引上の義務を怠り損失を与えたとき。

第二十条 仲立業者が左の各号の一に該当するときは、その業務を停止し、仲立業者の承認を取り消し、又は以後市場への入場を禁止することができる。

一 第九条第二項又は第十五条の規定に違反したとき。

二 畜主又は買主に對し、仲立を強要したとき。

三 第十二条に規定する申告を怠り、又は虚偽の申告をしたとき。

四 不当な取引の仲介をし、又は不当な取引の事実を知つて黙認したとき。

(家畜の宿泊)

第二十一条 畜主は、自己の所有する家畜を市場に宿泊させることができる。

第二十二条 前条の規定により家畜を市場に宿泊せようとする者は、あらかじめ場長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の宿泊の承認を受けた畜主は、その家畜を畜舎に嚴重にけい留しなければならない。

(使用者の賠償責任等)

第二十三条 市場の使用者は、市場の建物、設備その他の物件を滅失又は破損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第二十四条 市場の使用者は、自己の所有する家畜により生じた市場内における一切の事故について、その責任を負なければならない。

(市の賠償責任)

第二十五条 天災その他不可抗力によつて、畜主が損害を受けた場合、市は、その賠償の責を負わない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。但し、第十六条の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 家畜療治料規則(昭和二十三年十月十三日規則第十七号)は、廃止する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜 井 信 三

二 病気のため執務しないことが九十日をこえる者

3 医師の特種勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。但し、遅参、早退のため給料が減額せられる場合でも手当は減額しない。

別表第三の次に別表第四として次のように加える。

別表第四 医師の特種勤務手当

| 種別  | 職 別                       | 手当月額   |
|-----|---------------------------|--------|
| 第一種 | 病院長                       | 五、〇〇〇円 |
| 第二種 | 社会保険広島市民病院部長保健院長<br>長乳児院長 | 二、〇〇〇円 |
| 第三種 | 第一種、第二種及び第四種に規定する以外の医師    | 一、〇〇〇円 |
| 第四種 | 保健所医師                     | 二、四〇〇円 |

附則

1 この規則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 広島市保健医師研究手当支給規程(昭和二十六年八月一日広島市訓令第六号)は、廃止する。

広島市共済組合法例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月三十日

広島市長 浜 井 信 三

八条の規定に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 広島市共済組合(以下「組合」という。)の事務所は、広島市役所内に置く。

第九条中「組合」を「理事長」に改める。

第四章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 その他の事業

第五十四条の二 組合は、前六節に規定する事業の外、左に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員の体育及び教養に関する事業

二 組合員の需要する生活物資の販売又は修理に関する事業

三 組合員の利用に供する財産の管理又は貸与に関する事業

四 その他組合員の福利厚生増進に關する事業

第五十五条から第六十三条までを次のように改める。

第五十五条 組合に左の役員を置く。

理事長 一人

副理事長 一人

常務理事 一人

理事 若干人

評議員 若干人

第五十六条 理事長には総務局担当助役を、副理事長には総務局長をもつて充てる。

2 常務理事は、理事の互選とする。

3 理事は、その二分の一以内を市長において組合員の中から選任し、残りの者を評議員において互選する。

4 評議員は、別に定める選出単位ごとにその組合員において各一人を互選する。但し、組合員が五十人をこえる選出単位においては二人とし、百人をこえる選出単位においては三人とする。

第五十七条 理事長は、組合を代表し、組合の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があると

広島市規則第十八号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(医師の特種勤務手当の支給)

第七條 各例第十二條に規定する市長が定める医師の特種勤務手当の額は、別表第四に掲げる額とする。

2 医師の特種勤務手当は、左に掲げる職員には支給しない。

一 休職又は停職中の者

広島市規則第十九号

広島市共済組合法例施行細則の一部を改正する規則

広島市共済組合法例施行細則(昭和二十四年四月三十日広島市規則第十二号の二)の一部を次のように改正する。

この細則中「組合長」を「理事長」に、「委員」を「評議員」に改める。

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 この規則は、広島市共済組合法例(昭和二十四年四月一日広島市条例第十六号。以下「条例」という。)第

二

3 常務理事は、組合の常務を掌理する。  
 4 理事は、部門を分けて組合の業務を執行する。  
 5 評議員は、評議員会を組織する。  
 第五十八条 役員（理事長及び副理事長を除く。木条中以下同じ）の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。  
 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。  
 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するときまで在任するものとする。  
 4 評議員は、その選出単位を異動したとき又は理事となつたときは、その資格を失う。  
 第五十九条 組合に事務長及び事務員若干人を置く。  
 2 前項の職員は、理事長が任命し又は市職員の中から市長の承認を得て理事長が委嘱する。  
 3 事務長は、組合の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。  
 4 事務員は、事務長の指揮を受け、組合の事務に従事する。  
 第六十条 組合の会議は、総会、評議員会及び理事会とする。  
 2 前項の会議は、理事長が招集する。  
 3 総会及び評議員会の議長は、その都度構成員の中から選出し、理事会の議長は、理事長がこれにあたる。  
 4 第一項の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
 5 第一項の会議の議事は、出席員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。  
 第六十一条 総会は、理事長が必要と認めるとき又は評議員の三分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して請求があつたときこれを開くものとする。  
 第六十二条 評議員会は、左に掲げる事項を議決する。  
 一 この細則の施行に關する必要な規定の制定改廃に關する事項

二 歳入歳出予算及び決算に關する事項  
 三 組合財産の取得及び処分に關する事項  
 四 組合事業運営に關し特に重要な事項  
 五 その他理事長又は理事会が必要と認める事項  
 2 評議員会は、通常会と臨時会とし、通常会は毎年一回これを開き、臨時会は理事長が必要と認めるとき又は評議員の二分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して請求があつたときこれを開くものとする。  
 第六十三条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもつて組織し、左に掲げる事項を議決する。  
 一 評議員会に關して議決すべきことで臨時急務を要する事項  
 二 評議員会から委任を受けた事項  
 三 前二号に掲げるものの所、組合の業務執行上必要と認める事項  
 2 理事会は、理事長が必要と認めるときこれを開くものとする。  
 第六十四条 中「委員会」を「評議員会」に、「管理者」を「理事長」に改める。  
 第六十五条 次のように改める。  
 第六十五条 評議員会の議事の規定は、審査会の議事に準用する。  
 第六十六条 中「管理者」を「理事長」に改める。  
 第六十六章 中第七十四条の次に次の一条を加え、第七章中第七十五条を削る。  
 第七十五条 理事長は、組合の財産目録、貸借対照表及び収支計算書に關する報告書を毎事業年度市長に提出するものとする。  
 第七十六条 中「係の事務分掌」を「組合の事務を処理するため係を置き、その事務分掌は、」に改める。  
 第七十九条 中「共済組長」を「理事長」に改める。

第七條 (請負契約の原則)  
 第八條 (請負契約の原則)  
 第九條 (契約書)  
 第十條 (契約保証金)  
 第十一條 (入札の公告)  
 第十二條 (見積期間)  
 第十三條 (入札書)  
 第十四條 (入札方法)  
 第十五條 (入札書の変更等)  
 第十六條 (入札保証金)  
 第十七條 (予定価格)  
 第十八條 (開札)  
 第十九條 (入札の無効)  
 第二十條 (落札者の決定)  
 第二十一條 (再入札)  
 第二十二條 (入札の中止等)  
 第二十三條 (落札決定通知及び契約の締結)  
 第二十四條 (指名競争入札によることができる場合)  
 第二十五條 (入札者の指名)  
 第二十六條 (一般競争契約に關する規定の準用)  
 第二十七條 (随意契約によることのできる場合)  
 第二十八條 (予定価格)  
 第二十九條 (見積書)  
 第三十條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第三十一條 (工事着手)  
 第三十二條 (失業者の雇入等)  
 第三十三條 (権利義務の譲渡等の禁止)  
 第三十四條 (一括委任又は一括下請負の禁止)

者は、この規則によつて理事又は評議員が選出されるまでの間、常任委員は理事としての、委員は評議員としての職務を行う。  
 廣島市同和对策推進審議会規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市規則第二十号  
 廣島市同和对策推進審議会規則  
 (設置)  
 第一條 本市に廣島市同和对策推進審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。  
 第二條 審議会は、市長の諮問に應じ、本市の同和对策事業推進のため、必要な調査及び計画について審議する。(委員)  
 第三條 審議会は、委員若干名をもつて組織する。  
 2 委員は、左に掲げる者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。  
 一 市職員  
 二 市議会議員  
 三 同和对策事業関係者  
 四 学識経験者  
 五 その他市長が必要と認める者  
 3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 (委員長、副委員長)  
 第四條 委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。  
 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。  
 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。  
 5 前項の場合において、副委員長に事故があるときは、

委員長の指定する委員がその職務を代理する。  
 (招集)  
 第五條 審議会は、委員長が招集する。  
 (議事)  
 第六條 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。  
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
 (庶務)  
 第七條 審議会の庶務は、市長室において処理する。  
 (委任規定)  
 第八條 この規則に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、審議会が定める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 廣島市建設工事執行規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市規則第二十一号  
 廣島市建設工事執行規則  
 目次  
 第一章 總則  
 第一條 (この規則の趣旨)  
 第二條 (工事執行の方法)  
 第二章 直営工事  
 第三條 (直営とする場合)  
 第四條 (執行方法)  
 第三章 請負工事  
 第一節 請負者及び入札者  
 第五條 (資格要件)  
 第六條 (欠格要件)  
 第二節 請負契約  
 第一款 通則  
 第七條 (請負契約の原則)  
 第八條 (請負契約の原則)  
 第九條 (契約書)  
 第十條 (契約保証金)  
 第十一條 (入札の公告)  
 第十二條 (見積期間)  
 第十三條 (入札書)  
 第十四條 (入札方法)  
 第十五條 (入札書の変更等)  
 第十六條 (入札保証金)  
 第十七條 (予定価格)  
 第十八條 (開札)  
 第十九條 (入札の無効)  
 第二十條 (落札者の決定)  
 第二十一條 (再入札)  
 第二十二條 (入札の中止等)  
 第二十三條 (落札決定通知及び契約の締結)  
 第二十四條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第二十五條 (入札者の指名)  
 第二十六條 (一般競争契約に關する規定の準用)  
 第二十七條 (随意契約によることのできる場合)  
 第二十八條 (予定価格)  
 第二十九條 (見積書)  
 第三十條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第三十一條 (工事着手)  
 第三十二條 (失業者の雇入等)  
 第三十三條 (権利義務の譲渡等の禁止)  
 第三十四條 (一括委任又は一括下請負の禁止)

委員長の指定する委員がその職務を代理する。  
 (招集)  
 第五條 審議会は、委員長が招集する。  
 (議事)  
 第六條 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。  
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
 (庶務)  
 第七條 審議会の庶務は、市長室において処理する。  
 (委任規定)  
 第八條 この規則に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、審議会が定める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 廣島市建設工事執行規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市規則第二十一号  
 廣島市建設工事執行規則  
 目次  
 第一章 總則  
 第一條 (この規則の趣旨)  
 第二條 (工事執行の方法)  
 第二章 直営工事  
 第三條 (直営とする場合)  
 第四條 (執行方法)  
 第三章 請負工事  
 第一節 請負者及び入札者  
 第五條 (資格要件)  
 第六條 (欠格要件)  
 第二節 請負契約  
 第一款 通則  
 第七條 (請負契約の原則)  
 第八條 (請負契約の原則)  
 第九條 (契約書)  
 第十條 (契約保証金)  
 第十一條 (入札の公告)  
 第十二條 (見積期間)  
 第十三條 (入札書)  
 第十四條 (入札方法)  
 第十五條 (入札書の変更等)  
 第十六條 (入札保証金)  
 第十七條 (予定価格)  
 第十八條 (開札)  
 第十九條 (入札の無効)  
 第二十條 (落札者の決定)  
 第二十一條 (再入札)  
 第二十二條 (入札の中止等)  
 第二十三條 (落札決定通知及び契約の締結)  
 第二十四條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第二十五條 (入札者の指名)  
 第二十六條 (一般競争契約に關する規定の準用)  
 第二十七條 (随意契約によることのできる場合)  
 第二十八條 (予定価格)  
 第二十九條 (見積書)  
 第三十條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第三十一條 (工事着手)  
 第三十二條 (失業者の雇入等)  
 第三十三條 (権利義務の譲渡等の禁止)  
 第三十四條 (一括委任又は一括下請負の禁止)

者は、この規則によつて理事又は評議員が選出されるまでの間、常任委員は理事としての、委員は評議員としての職務を行う。  
 廣島市同和对策推進審議会規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市規則第二十号  
 廣島市同和对策推進審議会規則  
 (設置)  
 第一條 本市に廣島市同和对策推進審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。  
 第二條 審議会は、市長の諮問に應じ、本市の同和对策事業推進のため、必要な調査及び計画について審議する。(委員)  
 第三條 審議会は、委員若干名をもつて組織する。  
 2 委員は、左に掲げる者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。  
 一 市職員  
 二 市議会議員  
 三 同和对策事業関係者  
 四 学識経験者  
 五 その他市長が必要と認める者  
 3 委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 (委員長、副委員長)  
 第四條 委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。  
 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。  
 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。  
 5 前項の場合において、副委員長に事故があるときは、

委員長の指定する委員がその職務を代理する。  
 (招集)  
 第五條 審議会は、委員長が招集する。  
 (議事)  
 第六條 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。  
 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
 (庶務)  
 第七條 審議会の庶務は、市長室において処理する。  
 (委任規定)  
 第八條 この規則に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、審議会が定める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 廣島市建設工事執行規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市規則第二十一号  
 廣島市建設工事執行規則  
 目次  
 第一章 總則  
 第一條 (この規則の趣旨)  
 第二條 (工事執行の方法)  
 第二章 直営工事  
 第三條 (直営とする場合)  
 第四條 (執行方法)  
 第三章 請負工事  
 第一節 請負者及び入札者  
 第五條 (資格要件)  
 第六條 (欠格要件)  
 第二節 請負契約  
 第一款 通則  
 第七條 (請負契約の原則)  
 第八條 (請負契約の原則)  
 第九條 (契約書)  
 第十條 (契約保証金)  
 第十一條 (入札の公告)  
 第十二條 (見積期間)  
 第十三條 (入札書)  
 第十四條 (入札方法)  
 第十五條 (入札書の変更等)  
 第十六條 (入札保証金)  
 第十七條 (予定価格)  
 第十八條 (開札)  
 第十九條 (入札の無効)  
 第二十條 (落札者の決定)  
 第二十一條 (再入札)  
 第二十二條 (入札の中止等)  
 第二十三條 (落札決定通知及び契約の締結)  
 第二十四條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第二十五條 (入札者の指名)  
 第二十六條 (一般競争契約に關する規定の準用)  
 第二十七條 (随意契約によることのできる場合)  
 第二十八條 (予定価格)  
 第二十九條 (見積書)  
 第三十條 (指名競争入札によることのできる場合)  
 第三十一條 (工事着手)  
 第三十二條 (失業者の雇入等)  
 第三十三條 (権利義務の譲渡等の禁止)  
 第三十四條 (一括委任又は一括下請負の禁止)

第六十三条 (契約に關する紛争の解決)  
第六十四条 (作業時間)

附則  
第一章 總則

(この規則の趣旨)

第一条 市費をもつて支弁する建設工事(以下「工事」という。)の執行については、法令その他別に定めのあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

(工事執行の方法)

第二条 工事執行の方法は、直営及び請負とする。

第二章 直営工事

(直営とする場合)

第三条 左に掲げる場合においては、直営とする。

一 請負に付することを不相当と認めるとき。

二 急施を要し請負に付するいとまがないとき。

三 請負契約を締結することができないとき。

四 特に直営とする必要があるとき。

(執行方法)

第四条 直営工事の執行方法については、別に市長が定めるところによる。

第三章 請負工事

第一節 請負者及び入札者

(資格要件)

第五条 工事の請負をしようとする者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定により登録を受けたものでなければならぬ。但し、建設業法第三条(適用除外)に規定するものについては、この限りでない。

(欠格要件)

第六条 市長は、左の各号の一に該当すると認めるときは、その後一定の期間競争入札に加わらせないことができる。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、また、同様とする。

一 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもつて連合した者

二 競争入札加入を妨げ、又は落札者が契約を締結若しくは履行することを妨げた者

三 検査又は監督に際し、係員の職務執行を妨げた者

四 正当な理由がないのに契約を締結又は履行しなかつた者

五 建設業法第二十八条(指示、勧告及び営業の停止)又は同法第二十九条(登録の取消)の規定による処分をうけた者

六 その他契約の履行に際し、不誠実な行為のあつた者

七 前各号の一に該当する事実があつた後、一定の期間を経過しない者を契約に際し代理人、支配人その他使用人として使用する者

第二節 請負契約

第一款 通則

(請負契約の原則)

第七条 請負契約の当事者は、おのおのの対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(請負契約の方法)

第八条 工事の請負は、一般競争入札に付さなければならぬ。但し、第二十四条(指名競争入札によることのできる場合)及び第二十七条(随意契約によることのできる場合)各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 一般競争入札に付する場合において、必要があるときは、入札者の資格を制限することができる。

(契約書)

第九条 請負契約は、別記第一号様式による契約書並びに設計書、図面及び仕様書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。

二 工事内容を変更する場合は、別記第一号様式に準ずる変更契約書によらなければならない。

三 市長は、必要と認めるときは、契約書に印鑑証明書の添附を命ずることができる。

4 契約書の作成に必要な費用は、すべて請負者が負担しなければならない。

(契約保証金)

第十条 請負者は、契約の締結に際し、請負金額の百分の十以上の現金、国債証券(以下「国債」という。)又は広島市債証券(以下「市債」という。)をもつて、契約保証金を納付しなければならない。但し、左に掲げる場合には、これを減免することができる。

一 請負契約履行に關する損害保証保険契約を締結しているとき。

二 指名競争契約によるとき。

三 随意契約によるとき。

二 前項の規定により国債又は市債をもつて契約保証金を納付する場合は、別記第二号様式による書面を提出しなければならない。

三 契約保証金は、工事完成検査合格後還付する。

四 第五十五条(市長の解除権)第一項の規定により契約を解除した場合は、契約保証金は、市に帰属する。

五 契約保証金には利子を附さない。

第二款 一般競争契約

(入札の公告)

第十一条 一般競争入札に付しようとするときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 競争入札に付する事項

二 契約条項を示す場所及び日時

三 入札執行の場所及び日時

四 入札保証金に關する事項

五 入札者の資格

六 その他必要な事項

(見積期間)

第十二条 競争入札は、入札期日の前日から起算して、左の各号に掲げる見積期間を置かなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間については、五日以内短縮することができる。

一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については一日以上

二 工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については十日以上

三 工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については十五日以上

(入札書)

第十三条 入札しようとする者は、別記第三号様式により入札書を作成し、封印の上、提出しなければならない。

(入札方法)

第十四条 入札書は、入札者又はその代理人が持参しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

3 前項の代理人は、二人以上の入札者を代理することができない。

4 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

5 市長において特に認めた場合は、第一項の規定にかかわらず入札書を書留郵便によつて提出することができる。この場合においては、入札書を封入した外封に「何々工事入札書」と朱書きし、市長あて親展とし、入札日時までに到着するように差し出さなければならない。

(入札書の変更等)

第十五条 提出した入札書は、引換、変更又は取消をすることができない。

(入札保証金)

第十六条 入札者は、入札書の提出と同時に、見積金額の百分の五以上の現金、国債又は市債を、入札保証金として納付しなければならない。但し、予定価格三十万円未満の入札については、これを減免することができる。

2 前項の規定により国債又は市債をもつて入札保証金を納付する場合は、別記第二号様式による書面を提出しなければならない。

3 入札保証金は、入札終了後還付する。但し、落札者に

対しては、契約締結後還付する。

4 入札に關し不正のあつたとき及び落札者が正当の事由がなく第二十三条(落札決定通知及び契約の締結)第二項に規定する契約締結期間内に契約を結ばないときは、入札保証金は、市に帰属する。

5 入札保証金は、契約保証金に転換することができる。

6 入札保証金には利子を附さない。

(予定価格)

第十七条 一般競争入札に付する場合には、その入札に付する請負工事の価格を当該工事に關する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(開札)

第十八条 開札は、入札者の面前において行わなければならない。但し、入札者で出席しない者があつたときは、入札事務に關係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第十九条 有効入札が三票に満たないときは、その入札は無効とする。但し、第二十一条の再入札の場合においては、この限りでない。

2 左の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

一 入札に際して不正の行為があつたもの

二 二以上の金額を表示したもの

三 入札金額その他必要な文字を訂正し、訂正印のないもの

四 入札金額その他必要な文字が確認し難いもの

五 入札保証金を規定のとおり納付しないもの

六 指定日時までに到達しなかつたもの

七 前各号の外、入札要件に違反すると認められるもの(落札者の決定)

第二十条 入札者のうち予定価格以内であつて、その四分の三を下らない最低価格の入札をした者をもつて落札者とする。

2 市長は、特殊標榜物で工種により必要があると認める工事については、前項の規定にかかわらず、予定価格以内であつて、その十分の八を下らない最低価格の入札をした者をもつて落札者とする。

3 落札となるべき同一価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに同じで落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者があつたときは、入札事務に關係のない職員をして、これに代り同じを引かせることができる。

(再入札)

第二十一条 落札者がない場合は、直ちに再入札をすることができぬ。

(入札の中止等)

第二十二条 天災地変等やむを得ない事由が生じた場合においては、入札期日を延期し、又は中止することができる。

(落札決定通知及び契約の締結)

第二十三条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を本人に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の規定による通知を受けた日から五日以内に契約(仮契約を含む。)を締結しなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合においては、市長にこの期間の延長を申し出て承認を受けなければならない。

3 落札者が前項の期間内に契約を結ばない場合においては、落札は、その効力を失ふものとする。

第三款 指名競争契約

(指名競争入札によることのできる場合)

第二十四条 左に掲げる場合においては、指名競争入札に付することができる。

一 一般競争入札に付することを不相当と認めるとき。

二 急施を要し一般競争入札に付するいとまがないとき。

三 一般競争入札に付しても入札者がないとき又は落札者がないとき。

四 特に指名競争入札に付する必要があるとき。

二五

(人札者の指名)

第二十五条 指名競争入札に付しようとするときは、三人以上の入札者を指名しなければならない。

第二十六条 第十二条から第二十三条までの規定は、指名競争契約の場合に準用する。

第二十七条 左に掲げる場合においては、随意契約による入札に付しようとするときは、競争入札に付するに不適当と認めるとき。

(随意契約による場合)

一 競争入札に付することを不適当と認めるとき。

二 急施を要し、競争入札に付するに不適当なとき。

三 附帯工事又は追加工事等特に随意契約によることが適当であると認めるとき。

四 予定価格が十万円をこえない工事を請負に付するに不適当なとき。

五 競争入札に付しても入札者がなく又は落札者がなく。

六 落札者が契約を結ばないとき。

第二十八条 随意契約による場合は、競争入札に付しようとするときは、競争入札に付するに不適当と認めるとき。

第二十九条 随意契約による場合は、競争入札に付しようとするときは、競争入札に付するに不適当と認めるとき。

(見積書)

第三十条 請負者は、契約書並びに設計書、図面及び仕様書に基き、所定の請負代金額をもつて、所定の期限内に所定の工事を完成しなければならない。

第三十一条 請負者は、契約締結の日から七日以内に工事に着手しなければならない。

第三十二条 請負者は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十六条(施行主体の失業者の雇入等)

第三十三条 請負者は、契約締結後七日以内に市長に提出して、その承認を受けなければならない。

第三十四条 請負者は、契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負者をしてはならない。

第三十五条 請負者は、下請負者を決定したときは、直ちに、書面によつて市長に届け出なければならない。

第三十六条 請負者は、下請負者を決定したときは、直ちに、書面によつて市長に届け出なければならない。

第三十七条 市長は、請負者に対し、工事の施工について著しく不適当であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

第三十八条 前項の規定により下請負者の変更の請求があつた場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

第三十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第一項において準用する同法第十三条から第十五条までの規定を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第三十三条 請負者は、契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることができる。

第三十四条 請負者は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工事を材料を第三者に売却し、若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

第三十五条 請負者は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工事を材料を第三者に売却し、若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

第三十六条 請負者は、契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済工事を材料を第三者に売却し、若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

第三十七条 市長は、請負者に対し、工事の施工について著しく不適当であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

第三十八条 前項の規定により下請負者の変更の請求があつた場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

第三十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十五条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十六条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十七条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十八条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十五条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十六条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十七条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十八条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

きる。

2 監督員は、契約書並びに設計書、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各号に掲げる職務を行う。

一 請負者の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事施行に適合するよう調整すること。

二 工事の施工に立ち会い、又は必要な監督を行い、若しくは請負者の現場代理人に対して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を作成して承認を与えること。

四 工事用材料又は工作物の検査若しくは試験を行うこと。

五 監督員は、請負者の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の施工又は管理につき不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して、請負者に対してその交替を求めることができる。

六 請負者は、前項の請求があつたときは、直ちに、これに応じなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第三十八条 請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め書面によつて市長に通知しなければならない。

第三十九条 前項の主任技術者は、建築工事については、建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)に規定する建築士でなければならない。

第四十条 請負者又はその現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(材料の品質、品等及び検査)

第三十九条 工事に使用する材料について、品質又は品等が明らかでないものについては、それぞれその中等のものとする。

第四十一条 市長は、請負者への貸付品及び支給材料の品名、数量、材質及び引渡場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

第四十二条 請負者は、貸付品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく市長に借用書又は受領書を提出しなければならない。

第四十三条 監督員は、貸付品又は支給材料につき、請負者の立会のもとに検査するものとする。

(工事着手)

第三十一条 請負者は、契約締結の日から七日以内に工事に着手しなければならない。

第三十二条 請負者は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十六条(施行主体の失業者の雇入等)

第三十三条 請負者は、契約締結後七日以内に市長に提出して、その承認を受けなければならない。

第三十四条 請負者は、契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負者をしてはならない。

第三十五条 請負者は、下請負者を決定したときは、直ちに、書面によつて市長に届け出なければならない。

第三十六条 請負者は、下請負者を決定したときは、直ちに、書面によつて市長に届け出なければならない。

第三十七条 市長は、請負者に対し、工事の施工について著しく不適当であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

第三十八条 前項の規定により下請負者の変更の請求があつた場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

第三十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十五条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十六条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十七条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十八条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第四十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十五条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十六条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十七条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十八条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第五十九条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十一条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十二条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十三条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

第六十四条 市長は、請負者の工事施工については、市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

ならない。

2 前項の場合において、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)  
第四十四条 市長において、必要があるときは、工事の内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。

2 前項の場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、市長と請負者とが協議して、書面によりこれを定める。

3 第一項の場合において、請負者が損害を受けたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。賠償は、市長と請負者とが協議して、これを定める。

4 第一項の規定により請負代金額を変更する場合においては、その変更請負代金額は、原設計金額に対する変更設計金額の割合を原請負金額に乘じて得た額とする。但し、特別の事由がある場合においてはこの限りでない。

(請負者の請求による工期の延長)  
第四十五条 請負者は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他その責に帰することのできない事由又は正当な事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、市長に於いて遅滞なくその事由を付して工期の延長を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合において、事実を調査して正当と認めるときは、工期の延長を承認することができる。

(災害防止等の処置)  
第四十六条 請負者は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、請負者は、あらかじめ監督員の意見を求めなければならない。但し、緊急やむを得ない場合においてはこの限りでない。

2 前項の場合において、請負者は、そのとつた処置について、遅滞なく書面をもつて市長に通知しなければならない。

ない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ない場合においては、請負者に対して、所要の臨機の処置をとることを求めることができる。この場合、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第一項及び前項の規定による処置に要した経費については、請負者の負担とする。但し、市長において請負者の負担とすることが不適当と認められる部分については市長においてこれを補償することができる。

(損害に対する処置)  
第四十七条 工事目的物の引渡前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施行に因して生じた損害は、請負者において負担しなければならない。但し、市長の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第四十八条 請負者は、工事の施行について第三者に損害を及ぼした場合においては、その賠償の責を負わなければならない。但し、市長の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第四十九条 天災地変その他不可抗力によつて工事の既成部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に因して損害を生じた場合においては、請負者は、実事発生後遅滞日なくその状況を書面をもつて市長に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められ、且つ、請負者が善良な管理者としての注意を払つたと認められるものについては、その損害は、市長が負担する。

3 火災保険金その他損害を補てんするものがある場合においては、それらの額を損害額から控除した額を前項の損害額とし、これらの損害額の算定については、市長と請負者とが協議して定める。

第四節 検査及び引渡並びに支払  
第五十条 請負者は、工事を完成したときは、別記第五号

様式により届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をうけたときは、その日から十四日以内に検査を行わなければならない。但し、請負者が立会しない場合においては、市長限りこれを行うことができる。

3 前項但書により検査を行つた場合において請負者は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

4 市長は、検査に当り必要があると認めるときは、工事の部分を分解することができる。

5 第二項の検査に合格しない部分及び前項の分解した部分については、請負者は、遅滞なくこれを補修又は改造して、市長の検査をうけなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、市長が請負者から補修又は改造を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

6 前項の補修費用その他検査に要する特別の費用は、請負者の負担とする。

7 検査に合格したときは、次条の規定による請負代金の支払を完了すると同時にその引渡をうける。

(請負代金の支払)  
第五十一条 請負者は、前条の規定による検査に合格したときは、広島市予算決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号)に規定する様式により請負代金支払の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による支払請求があつたときは、その日から四十日以内に支払わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、その使用により請負者に損害を及ぼした場合は、市長は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、請負者と協議して定める。

(前金払)  
第五十二条 請負者は、請負金額五十万円以上の工事であつて、市長の認めた場合においては、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)附則第七條の規定により公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五條の規定に基き登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」といふ。)の保証にかゝる工事に要する経費については、請負代金の十分の三以内の前払金の支払を申請することができる。

2 請負者は、前項の規定により前払金支払の申請をしうとするときは、別記第六号様式による申請書に、保証事業会社の保証証書を添付しなければならない。

3 市長は、請負者に前払金を支払つた場合は、次条に規定する部分払金のうちからこれを控除するものとする。

4 前項の控除の額は、前払金額に工事の出来形歩合(出来形工費を設計金額で除して得た率)を乘じて得た金額とする。

5 市長は、左の各号の一に該当する場合においては、前払金の全部又は一部を当該請負者から返納させるものとする。この場合において、請負者は、返納すべき前払金に對して、前払をうけた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二錢七厘に相当する額の利息を附して返納しなければならない。

一 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

二 請負者が義務を履行しないとき。

三 保証契約が解約されたとき。

(部分払)  
第五十四条 請負者は、請負金額五十万円以上の工事であつて、市長の認めた場合には、工事完成前に出来形部分(現場にある検査済材料を含む。)に対する中間検査及

び部分払を申請することができる。但し、特別の場合を除き、工事着手後一月を経過すること一回をこえることはできない。

2 請負者は、前項の部分払を受けようとするときは、第七号様式により申請しなければならない。

3 前項の申請があつたときは、市長は、遅滞なく検査を行い、検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4 部分払の金額は、前項の検査に基き請負代金相当額(請負代金に設計金額によつて工事の出来形歩合を乘じて得た額。以下同じ。)の十分の九以内とする。但し、特別の事由がある場合は、この限りでない。

5 部分払金の支払の時期は、第三項の検査に合格した部分に對する請負者からの所定の申請があつた日から二十日以内とする。

第五節 請負契約の解除  
第五十五条 市長は、請負者が左の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる。

一 正当な事由がないのに所定の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。

二 請負者の責に帰する事由により、所定の工期内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

三 第三十四条(一括委任又は一括下請負の禁止)又は第四十二条(設計書等に不適合の場合の改造義務)の規定に違反したとき。

四 前各号の外、請負者が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができなくなるとき。

五 第五十三条第五項の規定による前払金の返納に応じないとき。

六 請負者が第五十七条(請負者の解除権)第一項各号に掲げる事由がないのに契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、工事の出来形部分で検査に合格したものは、市長の所有とし、市長は、当該部分に對する請負代金相当額を支払わなければならない。

3 前払金の支払をしている場合においては、前項の規定による支払額は、前払金と差引精算するものとし、前払金額に残額があるときは、その返納を命じなければならない。この場合、返納すべき金額につき、前払金を受けた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二錢七厘の割合で計算した金額を利息として徴収する。但し、第十条(保証金の帰属)第四項の規定の適用を妨げない。

第五十六条 市長は、前条第一項に規定する場合の外、工事が完成しない間において、必要がある場合には、契約を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項(第三項中利息に関する部分を除く。)の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第一項の規定により契約を解除した場合において、市長はこれによつて請負者に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害額については、請負者と協議して定める。

(請負者の解除権)  
第五十七条 請負者は、左の各号の一に該当する事由がある場合においては、契約を解除することができる。

一 第四十四条第一項の規定により工事を変更したため、所定の請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第四十四条第一項の規定により工事中止の期間が所定の工期の三分の二以上に達したとき。

三 市長が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となるに至つたとき。

2 第五十五条(市長の解除権)第二項、第三項(第三項中利息に関する部分を除く。)並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。



応じないときは、工事を中止することができる。この場合において、請負者は、遅滞なくその事由を付して書面により市長に通知しなければならない。

2 前項の場合において、請負者が損害を受けたときは、市長は、その損害を補償しなければならない。

3 前項の損害額については請負者と協議して定める。

(解除による物件の引取)

第五十九条 契約を解除した場合において、市長が引渡に応じられない物件があるときは、請負者は、市長と協議の上定めた期間内に、これを引取その他原状に復さなければならぬ。

2 前項の場合において、請負者が正当と認められる事由がないのに、一定の期間内に物件を引取その他原状に復さざるときは、市長は、請負者に代つて、その物件を処分することができる。この場合、請負者は、処分方法について異議の申立をすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

第六節 雑則

(か、担保)

第六十条 請負者は、第五十条(検査及び引渡)第八項に規定する引渡の日から一年間工事的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは損に對して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし又はこれによる滅失損については二年とする。

(履行遅延の場合における損害金)

第六十一条 請負者の責に帰する事由により、所定の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、市長は、請負者から遅延の理由書を徴し、違約金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の違約金は、遅延日数一日につき、契約金額の千分の一に相当する金額とし、請負代金と相殺し、なお不足する場合には、従前の例による。

3 広島市工事執行規則(昭和十年二月広島市告示甲第六号)は、廃止する。

別記第一号様式

建設工事請負契約書

一 工事名

二 工事場所

三 工期

着手 昭和 年 月 日

完成 昭和 年 月 日

四 請負代金額 金

右の工事について、注文者「広島市長」を甲とし、請負者「」を乙とし、次の条項によつて請負契約を締結する。

(総則)

第一条 乙は、広島市建設工事執行規則(昭和二十八年広島市規則第二十一号、以下「規則」という。)並びに別冊設計書、図面及び仕様書に基き、頭書の請負代金をもつて、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。

2 設計書、図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合においては、甲、乙協議して定める。但し、軽微なものについては、甲又は第八条の規定による監督員の指示に従うものとする。

3 乙が前項の指示を受けないで工事を施工した場合においては、前項の監督員は、これを改造させることができる。

4 乙は、設計書、図面及び仕様書に基き工事費内訳明細書及び工程表を作成し、契約締結後七日以内に甲に提出して、その承認を受けなければならない。但し、簡易な工事にあつては、甲が承認した場合においてはこれを省略することができる。

(工事着手)

足する場合においては、追徴する。

3 市長の責に帰する事由により、第五十一条第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、市長に對して、日歩二銭十厘の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

4 市長が、第五十条(検査及び引渡)第二項の期間内に検査をしない場合においては、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第五十一条(請負代金の支払)第二項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、又、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合においては、約定期間は満了したものとみなし、市長は、そのこえる日数に應じ、前項の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

(火災保険等)

第六十二条 請負者は、工事的物及び工事的材料(市長の支給材料を含む。)を火災保険に附さなければならない。

2 市長は、火災保険にかける時期、期間、金額、保険会社等については、請負者と協議して定め、請負者は、保険契約後すみやかにその証券を市長に提出しなければならない。

3 運送その他の保険についても、前二項に準ずる。

(契約に関する紛争の解決)

第六十三条 請負契約に關し、請負者との間に紛争を生じた場合においては、建設業法第二十四条(契約に關する紛争の処理)の規定により、その双方又は一方から広島県建設業審議会に解決のあつた旋を申請することができる。

(作業時間)

第六十四条 作業時間は、日の出から日没までとする。但し、市長において特に命じたときは、この限りでない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に契約を締結しているものについては、なお、従前の例による。

第二条 乙は、やむを得ない事由により頭書の期日までに工事に着手することができない場合においては、書面によりその旨を申し出て、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、工事着手三日前までに所定の様式によつて甲に届け出なければならない。

3 甲が特に命じたときは、前項の規定にかかわらず甲の指定した期日までに届け出なければならない。

(失業者の雇入)

第三条 乙は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十六条(施行主体の失業者の雇入等)第一項において準用する同法第十三条から第十五条までの規定を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第四条 乙は、この契約によつて生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させることができない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

2 乙は、この契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済材料を、第三者に売却し若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。但し、書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第五条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、あらかじめ書面による甲の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(下請負者の決定及び変更)

第六条 乙は、下請負者を決定したときは、直ちに書面によつて甲に届け出なければならない。

2 甲は、乙に對して工事の施工について著しく不適当であると認められる下請負者の変更を請求することができる。

3 前項の規定により下請負者の変更の請求があつた場合においては、乙は、直ちにこれに應じなければならない。(特許権等の使用の責任)

第七条 工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる施工方法を使用する場合には、乙は、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。(監督員)

第八条 甲は、乙の工事施工については市の職員(以下「監督員」という。)に監督させることができる。

2 監督員は、この契約書並びに設計書、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、左の各号に掲げる職務を行う。

一 乙の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事施工に適合するよう調整すること。

二 工事の施工に立ち会い、又は必要な監督を行い、若しくは乙の現場代理人に對して指示を与えること。

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図又は原寸図等を検査して承認を与えること。

四 工事的材料又は工作物の検査若しくは試験を行うこと。

3 監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者について、工事の施工又は管理につき不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して、乙に對してその交替を求めることができる。

4 乙は、前項の請求があつたときは、直ちにこれに應じなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第九条 乙は、現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面によつて甲に通知しなければならない。

2 前項の主任技術者は、建築工事については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に規定する建築士でなければならない。

3 第一項の現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねる

ことができない。

4 乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に關する一切の事項を処理しなければならない。

(材料の品質、品等及び検査)

第十条 工事に使用する材料について品質又は品等が明らかでないものについては、それぞれその中等のものとする。

2 工事に使用する材料は、使用前に監督員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

3 監督員は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、直ちに、これに應じなければならない。

4 第二項の規定による材料を検査するために直接必要な費用は、乙の負担とする。

5 検査の結果不合格と決定した材料については、乙は、監督員の指示によつて、これを遅滞なく引き取らなければならない。

6 乙は、書面による甲の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済材料を持ち出すことができない。

(材料の調合等)

第十一条 乙は、使用する材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会のもとに調合したものでなければ使用することができない。但し、調合については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2 乙は、水中又は地下に埋没する工事その他完成後外面から明確にすることができない工事を施工するときは、特に監督員の立会のもとに施工しなければならない。

3 監督員は、乙から前二項の規定による立会又は見本検査を求められたときは、直ちにこれに應じなければならない。

(貸付品及び支給材料)

第十二条 甲から乙への貸付品及び支給材料の品名、数量、材質及び引渡場所は、仕様書に記載したところによるも

のとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

2 乙は、貸付品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 監督員は、貸付品又は支給材料につき、乙の立会のもとに検査するものとする。この場合において、乙は、その品質又は規格が使用に適当でないとき認めるときは、その旨を監督員に通知しなければならない。

4 乙が前項の規定により通知したにもかかわらず、甲がその使用を要求し、そのために乙に損害を生じた場合においては、甲は、その損害を賠償する。

5 甲において必要があるときは、貸付品又は支給材料の数量、品質、規格、引渡時期又は引渡場所等を変更することができる。この場合においては、第十五条の規定を準用する。

6 使用済の貸付品又は工事の完成、変更若しくは契約解除に際して不要となつた支給材料がある場合においては、乙は、直ちに仕様書に定められた場所で、これを甲に返納しなければならない。

7 乙は、貸付品及び支給材料を善良な管理者としての注意をもつて保管しなければならない。

8 乙の故意又は過失によつて貸付品又は支給材料が滅失若しくは損傷し、又はその返納が不可能になつた場合においては、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

9 支給材料の使用法又は残材の処置が図面又は仕様書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計書等に不適合の場合の改造義務)

第十三条 工事の施工が設計書、図面又は仕様書に適合しない場合において、監督員がその改造を指示したときは、乙は、これに従わなければならない。但し、このために請負代金額を増し、又は工期を延長することはできない。

(図面と自然の状態との不一致等の場合の処置)

第十四条 工事施工にあたり図面と工事現場の状態とが一

致しない場合、設計書、図面又は仕様書に誤り、若しくは脱落がある場合、又は地盤等について予期することのできなない状態が発見せられた場合においては、乙は、直ちに監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

(工事の変更、中止等)

第十五条 甲において必要があるときは、工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切るることができる。

2 前項の場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して、書面により、これを定める。

3 第一項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償は、甲、乙協議してこれを定める。

4 第一項の規定により請負代金額を変更する場合においては、規則第四十四条第四項の規定によるものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第十六条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他その責に帰することのできなない事由又は正当な事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、甲に対して遅滞なくその事由を付して工期の延長を求め、甲が同意するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があつた場合においては、事実を調査して正当と認めるときは、工期の延長を承認することができる。

(災害の防止等の処置)

第十七条 乙は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ監督員の意見を求めなければならない。但し、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとつた処置について、

遅滞なく書面をもつて甲に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ないときは、乙に対して所要の臨機の処置をとることを求めることができる。この場合、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第一項及び前項の規定による処置に要した経費については、乙の負担とする。但し、甲において乙の負担とすることが不適当と認められる部分については、甲においてこれを補償することができる。

(損害に対する処置)

第十八条 工事的引渡前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事施工に關して生じた損害は、乙において負担しなければならない。但し、甲の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第十九条 乙は、工事の施工について、第三者に損害を及ぼした場においては、その賠償の責を負わなければならない。但し、甲の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

第二十条 天災地変その他不可抗力によつて、工事の既成部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に關して損害を生じた場合においては、乙は、事実発生後遅滞なくその状況を書面をもつて甲に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められ、且つ、乙が善良な管理者としての注意を払つたと認められるものについては、その損害は、甲が負担する。

3 火災保険金その他損害を補てんするものがある場合においては、それらの額を損害額から控除した額を前項の損害額とし、これらの損害額の算定については甲、乙協議して定める。

(検査及び引渡)

第二十一条 乙は、工事を完成したときは、所定の様式によつて届け出なければならない。

2 甲は、前項の規定による届出をうけたときは、その日

から十四日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、検査に立会しなければならない。但し、乙が立会しない場合においては、甲限りこれを行うことができる。

4 前項但書により検査を行つた場合において、乙は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

5 甲は、検査に当り必要があると認めるときは、工事の部分とを分解することができる。

6 第二項の検査に合格しない部分及び前項の分解した部分については、乙は、遅滞なくこれを補修又は改造して甲の検査をうけたなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は、甲が乙から補修又は改造を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

7 前項の補修費用その他検査に要する特別の費用は、乙が負担しなければならない。

8 検査に合格したときは、次条の規定による請負代金の支払を完了すると同時にその引渡しをうける。

(請負代金の支払)

第二十二条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続にしたがつて請負代金支払の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の適法な支払請求があつたときは、その日から四十日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第二十三条 甲は、工事の一部が完成した場合においてその部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て、使用することができる。

2 甲は、工事の未完成の部分についても、乙の同意を得て、これを使用することができる。

3 前二項の場合においては、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼした場合は、甲は、その損害を賠償する。

5 前項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(前金払)

第二十四条 乙は、請負金額五十万円以上の工事であつて甲の認めた場合においては、公共工事の前払金保証事業に關する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五条の規定に基づき登録をうけた保証事業会社の保証にかゝる工事に要する経費については、請負代金の十分の三以内の前払金の支払を申請することができる。

2 乙が前払の申請をしようとするときは、所定の様式による申請書に前項の保証事業会社との保証証書を添付しなければならない。

3 甲は、乙に前払金を支払つた場合は、次条に規定する部分払金のうちからこれを控除するものとする。

4 前項の控除の額は、前払金額に工事の出来形歩合(出来形工費を設計金額で除して得た率)を乗じて得た金額とする。

5 甲は、左の各号の一に該当する場合においては、前払金の全部又は一部を乙から返納させるものとする。この場合において、乙は返納すべき前払金に対して、前払をうけた日から返納の日までの日数に應じ、日歩二錢七厘に相当する額の利息を附して返納しなければならない。

一 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

二 乙が義務を履行しないとき。

三 保証契約が解約されたとき。

(部分払)

第二十五条 乙は、請負金額五十万円以上の工事であつて甲の認めた場合には、工事完成前に出来形部分(現場にある検査済材料を含む。)に対する中間検査及び部分払を申請することができる。但し、特別の場合を除き、工事着手後一月を経過すること一回をこえることはできない。

2 乙は、前項の部分払を受けようとするときは、所定の様式により申請しなければならない。

3 前項の申請があつたときは、甲は、遅滞なく検査を行い、検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 第一項の部分払の金額は、前項の検査に基く請負代金の十分の九以内とする。

5 部分払金の支払の時期は、第三項の検査に合格した部分に対する乙からの所定の申請があつた日から二十日以内とする。

(甲の解除権)

第二十六条 甲は、乙が左の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な事由がないのに、所定の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき。

二 乙の責に帰する事由により、所定の工期内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

三 第五条又は第十三条の規定に違反したとき。

四 前三号の外、乙が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき。

五 第二十四条第五項の規定による前払金の返納に應じないとき。

六 乙が第二十八条第一項各号に掲げる事由がないのに契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、工事の出来形部分で検査に合格したものは、甲の所有とし、甲は、当該部分に対する請負代金相当額を支払わなければならない。

3 前払金の支払をしている場合においては、前項の規定による支払額は、前払金と差引精算するものとし、前払金額に残額があるときは、乙は、これを返納しなければならない。この場合返納すべき金額につき、前払金を受けた日から返納の日までの日数に應じ日歩二錢七厘の割合で計算した額の利息を附するものとする。

第二十七条 甲は、前条第一項に規定する場合の外、工事が完成しない間において、必要がある場合には、契約を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項(第三項中利息に關する部分)

除く。)の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第一項の規定により契約を解除した場合において、甲は、これによつて乙に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害額については、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第二十八条 乙は、左の各号の一に該当する事由がある場合において、契約を解除することができる。

一 第十五条第一項の規定により工事を変更したため頭書の請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第十五条第一項の規定により工事の一時中止の期間が、頭書の工期の三分の二以上に達したとき。

三 甲が契約に違反し、その違反により工事の完成することが不可能となるに至つたとき。

2 第二十六条第二項、第三項(第三項中利息に関する部分を除く。)、並びに前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(部分払金等の不払に対する乙の工事中止)

第二十九条 乙は、甲が第二十五条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事を中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその事由を附して書面により甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害額については、甲、乙協議して定める。

(解除による物件の引取)

第三十条 契約を解除した場合において、甲が引渡に応じられない物件があるときは、甲、乙協議の上定めた期間内に、これを引取その他原状に復さなければならぬ。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる事由がないのに一定の期間内に物件を引取その他原状に復さないときは、甲は、乙に代つてその物件を処分することができ

きる。この場合、乙は、処分方法について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第三十一条 乙は、第二十一条第八項に規定する引渡の日から一年間工事的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは損に對して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし又はこれによる滅失損については二年とする。

(履行遅延の場合における損害金)

第三十二条 乙の責に帰する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、甲は、乙から遅延の理由書を徴し、遅延金を徴取して工期を延長することができる。

2 前項の規定による遅延金は、遅延日数一日につき、契約金額の千分の二に相当する金額とし、請負代金と相殺し、なお不足する場合は、追徴する。

3 甲の責に帰する事由により、第二十三条第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、甲に對して、日歩二銭七厘の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

4 甲が第二十一条第二項の期間内に検査をしない場合においては、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第二十三条第二項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし又当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合においては、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に應じ、前項の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(火災保険等)

第三十三条 乙は、工事的物及び工用材料(甲の支給材料を含む。)を火災保険に附さなければならない。

2 火災保険をかける時期、期間、金額、保険会社等については、甲、乙協議して定め、乙は、保険契約後すみやかにその証券を甲に提出しなければならない。

3 運送その他の保険についても、前二項に準ずる。

(契約に関する紛争の解決)

第三十四条 請負契約に關し、甲と乙との間に紛争を生じた場合においては、建設業法第二十四条の規定により、甲と乙の双方又は一方から広島県建設業審議会に解決のあつたを申請することができる。

(契約外の事項)

第三十五条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上定めることとする。

右の契約の証として本書二通を作り当事者記名押印の上各自一通を保有する。

昭和 年 月 日

注文者 広島市長

請負者

備考

一 左記例示の外に契約すべき事項がある場合は列記すること。

二 第三条(失業者の雇入)、第二十四条(前払金)第二十五条(部分払)、第三十三条(火災保険)の必要のない場合においては削除することができる。

三 添附すべき工事設計書は、諸材料等における単価及び小計金額はこれを記載せず、末尾に請負金額を記載すること。

四 第一条第四項の工事費内訳明細書については、市長において書式を指示する場を除き、通例の設計書式を準用することができる。

別記第二号様式

市債 記号 番号 年月以降

市債 記号 何程 利札附

私所有の右市債を、広島市建設工事執行規則第十六条

(第十条)によつて、何々工事入札(契約)保証金にあてため納付いたします。ついで、同規則第十六条第四項(第十条第四項)に該当の場合は、市に帰属しても異議ありません。

昭和 年 月 日

住所 氏名

広島市長 殿

別記第三号様式

|      |   |
|------|---|
| 入札金額 | 金 |
| 工事名  |   |
| 工事場所 |   |

広島市建設工事施行規則並びに関係設計書、仕様書及び圖面承知の上、右金額をもつて請負いたします。

昭和 年 月 日

住所 入札者

広島市長 殿

別記第四号様式

|       |           |
|-------|-----------|
| 工事名   | 工 事 着 手 届 |
| 工事場所  |           |
| 着手年月日 | 昭和 年 月 日  |
| 工事監督員 |           |

右工事に着手しますからお届けいたします。

昭和 年 月 日

請負者

広島市長 殿

別記第五号様式

|           |       |         |             |          |
|-----------|-------|---------|-------------|----------|
| 工 事 完 成 届 | 工 事 名 | 工 事 場 所 | 工 事 着 手 年月日 | 完 成 年月日  |
|           |       |         | 昭和 年 月 日    | 昭和 年 月 日 |

右工事が完成しましたからお届けいたします。

昭和 年 月 日

請負者

広島市長 殿

別記第六号様式

建設工事請負前払金支払申請書

|          |   |
|----------|---|
| 前払金支払申請額 | 金 |
| 工 事 名    |   |
| 工 事 場 所  |   |
| 契約締結年月日  |   |
| 請負代金額    | 金 |

右工事に対して、前記の前払金をお支払い下さるよう、別紙のとおり保証契約書を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

請負者

広島市長 殿

別記第七号様式

|           |       |         |             |          |          |
|-----------|-------|---------|-------------|----------|----------|
| 工 事 完 成 届 | 工 事 名 | 工 事 場 所 | 工 事 着 手 年月日 | 完 成 年月日  | 検 査 員    |
|           |       |         | 昭和 年 月 日    | 昭和 年 月 日 | 昭和 年 月 日 |
|           |       |         |             |          | 昭和 年 月 日 |
|           |       |         |             |          | 昭和 年 月 日 |

右工事が完成しましたからお届けいたします。

昭和 年 月 日

請負者

広島市長 殿

別記第七号様式

|                 |   |
|-----------------|---|
| 工事中間検査及び中間支払申請書 |   |
| 工事名             |   |
| 工事場所            |   |
| 請負代金額           | 金 |
| 今回中間支払請求金額      | 金 |

右工事の請負代金のうち第 回中間支払を受けたこと  
 思いますから検査の上お支払い下さるようお願いいた  
 します。

昭和 年 月 日  
 請負者  
 廣島市長 殿

道路占用規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第二十二号

道路占用規則を廃止する規則

道路占用規則(昭和二十三年七月二十一日廣島市規則第  
二十五号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市警察表彰条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第二十三号

廣島市警察表彰条例施行規則

第一条 廣島市警察表彰条例(昭和二十四年四月一日廣島  
市条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に關して  
は、この規則の定めるところによる。

第二条 条例第七条に規定する永年勤続証書は、二十年、  
二十五年及び三十年の永年勤続者に対して授与する。

2 前項の二十年の永年勤続者に対しては、永年勤続章を  
授与するものとする。

3 第一項の永年勤続証書は、別記様式第一号の通りとす  
る。

第三条 条例第五条第一号の警察功勞章、条例第五条第二  
号の警察功績章及び前条第二項の永年勤続章の形状及び  
制式は、別記様式第二号の通りとする。

第四条 条例第十二条に規定する廣島市警察表彰審査委員  
会(以下「審査委員会」という。)は、六人の委員をもつ  
て組織する。

2 委員は、左に掲げる職にある者をもつて充てる。

三六

一 主管助役

二 公安委員会委員

三 警察本部長

四 公安委員会の指名する警察本部の部長一名

五 委員のうち、主管助役を委員長、公安委員会委員長を  
副委員長とする。

6 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代  
理する。

8 前項の場合において、副委員長に事故があるときは、  
委員長の指定する委員がその職務を代理する。

9 審査委員会は、委員長の招集する。

10 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ  
会議を開くことができない。

11 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれ  
を決議し、可否同数のときは、委員長の決するところによ  
る。

12 審査委員会の職務は、警察本部警務課において処  
理する。

13 警察功勞章及び警察功績章の授与は、審査委員会  
の審査の結果に基づいて行わなければならない。

14 条例に基き警察功勞章を授与する必要があると認  
めるときは市長から、警察功績章を授与する必要がある  
と認めるときは公安委員会から、別記様式第三号の警察  
功績章授与審査請求書に左に掲げる書類を添えて、審  
査委員会の委員長に提出しなければならない。

15 警察功勞章の場合は、公安委員会、警察本部長及び  
所屬長の上申書

16 警察功績章の場合は、警察本部長及び所屬長の上申  
書

17 審査委員会の委員長は、前条に規定する表彰審査  
請求書を受けたときは、すみやかに審査委員会を請求し  
て審査を行い、その結果を文書をもつて表彰審査請求書  
提出者に通知するものとする。

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、公安委  
員会が定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第二条の勤続年限については、外地警察官、国家地方  
警察職員、他の自治体警察職員、消防職員又は昭和二十  
三年三月七日現在警察職員以外の本市の職員が引き続き  
廣島市警察職員になつたときは、従前の職員としての在  
職期間は、これを通算することができる。

3 昭和二十三年三月六日以前において、内務大臣、都道  
府県の長その他の者から受けた表彰は、この規則により  
表彰されたものとみなす。

第一号様式

第 号

永年勤続証書

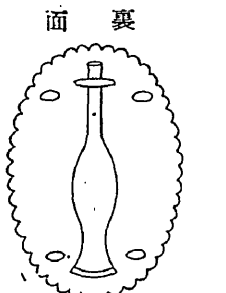
右は 年間行状方正で勤務に勉勵し至誠一貫警察  
の義務に尽したことは一般警察職員の模範とするに  
足るのでこれを表彰する

昭和 年 月 日

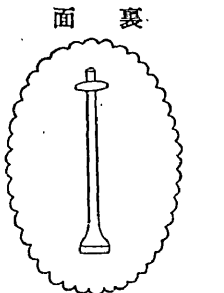
廣島市公安委員会 團

第一号様式

警察功勞章及び警察功績章



永年勤続章



| 裏面  | 表面             |     | 太さ  |        | 地金        | 制式 |
|-----|----------------|-----|-----|--------|-----------|----|
|     | 日章             | 結紐  | 横   | 縦      |           |    |
| 地金色 | 金色径一厘          | 右 同 | 二 厘 | 一 厘五 分 | 純銀又はその類似品 | 式  |
| 地金色 | 日章の下に廣島市マークを配す | 右 同 | 二 厘 | 一 厘五 分 | 純銀又はその類似品 | 式  |

| 裏面  | 表面 |    | 太さ      |         | 地金        | 区別    | 制式 |
|-----|----|----|---------|---------|-----------|-------|----|
|     | 日章 | 結紐 | 横       | 縦       |           |       |    |
| 地金色 | 日章 | 右  | 三 厘 六 分 | 四 厘 八 分 | 純銀又はその類似品 | 警察功勞章 | 式  |
| 地金色 | 同上 | 同上 | 同上      | 同上      | 銅又はその類似品  | 警察功績章 | 式  |

三七



- 五、建築場所 広島市東観音町三
- 六、用途概要 木型製作工場、木造二階建延四四、二坪
- 七、地 域 動力一馬力 住居地域

広島市告示第二十七号

昭和二十八年三月二十七日

出納員の取扱事務について

左記の通り出納員を任命し、四月一日から広島市収入証紙の発給を取り扱わせることになったから、地方自治法第八十七條第四項の規定により告示する。

- 広島市長 浜 井 信 三
- 広島市社会課長 広島市出納員 吉田 達 雄
- 広島市保健課事務長 広島市出納員 国 広 順 三
- 広島市産業課事務長(兼務) 広島市出納員 藤 原 勇
- 広島市西隣保館 広島市出納員 藤 原 勇

広島市告示第二十八号

三月二十八日市議会の議決を經た昭和二十七年年度広島市歳入追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十八年三月二十八日 広島市長 浜 井 信 三

- 二、地方財政平衡交付金 金貳億貳千六百貳拾六万九千四百貳拾八円
- 一、地方財政平衡交付金 金貳億六千貳百貳拾六万九千四百貳拾八円
- 一、雑収入 金貳億九千九百八拾八万参千貳百五拾八円
- 六、雑入 金貳億参拾六万八千五百貳拾八円
- 十二、市債 金参億四千五百拾万
- 一、市債 金参億四千五百拾万

- 歳入合計 金貳拾貳億参千七百九拾四万七千九百五拾参円
- 歳入 出
- 十七、諸支出金 金貳億参千参百六拾参万七千貳百九拾四円
- 四、特別会計繰出金 金参億八千四百五拾七万八千五百拾六円
- 歳出合計 金貳拾貳億参千七百九拾四万七千九百五拾参円
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第二十九号

三月二十八日市議会の議決を經た昭和二十七年年度広島市特別会計建設費歳入追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十八年三月二十八日 広島市長 浜 井 信 三

- 一、国庫支出金 金壹億八千貳拾八万参千六百参拾参円
- 一、補助金 金壹億八千貳拾八万参千六百参拾参円
- 一、繰入金 金壹億五千八百参万五千五百六十六円
- 一、一般会計よりの繰入金 金壹億五千八百参万五千五百六十六円
- 五、徴収金 金五拾万九千九拾九円
- 一、換地清算徴収金 金五拾万九千九拾九円
- 六、市 債 金壹億四千九百貳拾万
- 一、市 債 金壹億四千九百貳拾万
- 七、公企業及び財産収入 金壹億
- 一、財産売却代金 金壹億
- 八、県支出金 金拾六万
- 一、委託金 金拾六万
- 九、寄附金 金貳拾参万
- 一、寄附金 金貳拾参万
- 歳入合計 金四億九千参拾五万八千七百貳拾五円

- 一、建設費 金参億五千貳百六拾五万八千六百六拾八円
- 一、区画整理費 金九千九百四拾六万参千四百拾四円
- 二、幹線街路費 金参千五百拾参万六千
- 三、補助街路費 金参千貳百九拾七万六千
- 五、公共空地整備費 金五百六拾六万四千八百拾七円
- 六、水路費 金貳百九拾八万八千
- 八、橋梁費 金参千八百八拾参万
- 九、重要幹線街路費 金五百八拾九千七百五拾四円
- 十、記念館建設費 金参千貳百九拾五万九千五百
- 十二、住宅建設費 金八千九百七拾四万四千八百七拾六円
- 十三、下水道改良費 金六百万
- 十四、建設諸費 金参千貳百五拾参万八千五拾五円
- 業費本年度支出額 金八千六百万
- 一、下水道費 金参千七百八拾参万
- 三、下水道築造費 金参千六百拾七万
- 歳出合計 金四億九千参拾五万八千七百貳拾五円
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第三十号

三月二十八日市議会の議決を經た昭和二十七年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十八年三月二十八日 広島市長 浜 井 信 三

- 一、国庫支出金 金千
- 一、補給金 金千
- 二、使用料及び手数料 金千五百参万七千

- 一、使用料 金千五百参万七千
- 五、繰入金 金貳千参百八拾万
- 一、一般会計より繰入金 金貳千参百八拾万
- 歳入合計 金参千八百八拾貳万貳千
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第三十一号

三月二十八日市議会の議決を經た昭和二十八年年度広島市歳入追加更正の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日からこれを施行する。

昭和二十八年三月二十八日 広島市長 浜 井 信 三

- 一、市税 金九億零千六百拾参万六千
- 一、普通税 金九億零千六百拾参万六千
- 二、旧法による雑収入 金九百九拾六万六千
- 二、地方財政平衡交付金 金貳億参千八百九拾六万五千
- 一、地方財政平衡交付金 金貳億参千八百九拾六万五千
- 三、公企業及び財産収入 金八拾七万九千
- 一、基本財産収入 金参拾参万八千
- 二、権災救助基金収入 金参千
- 三、積立基金収入 金壹万参千
- 四、財産収入 金五拾四万参千
- 五、財産売却代金 金貳千
- 四、分担金及び負担金 金五拾万
- 一、分担金 金五拾万
- 五、使用料及び手数料 金壹億貳千貳百貳拾万
- 一、使用料 金九千参百八拾九万六千
- 二、手数料 金貳千八百参拾四万
- 六、国庫支出金 金四億六千参拾六万六千
- 一、国庫補助金 金四億六千参拾六万六千
- 七、県支出金 金参千六百七拾六万

- 一、交付金 金五百七拾万八千
- 二、補助金 金参千五百五拾万
- 八、寄附金 金百参拾万
- 一、寄附金 金百参拾万
- 九、繰入金 金貳千五百万
- 一、繰入金 金貳千五百万
- 十、繰越金 金参千
- 一、前年度繰越金 金参千
- 十一、雑収入 金六千零参万参千
- 一、納付金 金参百四拾六万貳千
- 二、弁償金及び報償金 金貳百九拾参万四千
- 三、物品売却代金 金参千貳百拾参万七千
- 四、利子 金参百四拾参万
- 五、市税延滞金 金六拾四万六千
- 六、雑入 金参千七百七拾六万四千
- 七、過年度収入 金貳百七拾万
- 十二、市債 金貳億零千四百七拾万
- 一、市債 金貳億零千四百七拾万
- 歳入合計 金貳拾億五千八百四拾六万参千
- 歳入 出
- 一、議会費 金七千七百八拾参万貳千
- 一、市議会費 金七千七百八拾参万貳千
- 二、役所費 金参億零千八百四拾参万
- 一、役所費 金貳億七千四百八拾六万五千
- 二、諸費 金四千参百五拾参万七千
- 三、公平委員会費 金五拾四万
- 一、公平委員会費 金五拾四万
- 四、警察消防費 金貳億四千六百参拾八万九千
- 一、警察費 金壹億六千貳百六拾五万参千
- 二、消防費 金七千七百拾八万
- 三、消防団費 金六百五拾五万八千
- 五、土木費 金壹億参千零七百九拾九千
- 一、道路維持修繕費 金四千六百拾五万参千
- 二、橋梁維持修繕費 金八百九拾四万六千
- 三、河川維持修繕費 金参百万七千

- 四、港湾維持修繕費 金参千四百九拾参万九千
- 五、河川改修事業費 金六千五万四千
- 六、教育費 金参億貳百六万六千
- 一、教育委員会費 金参千七百五拾九千
- 二、小学校費 金五千貳百五拾貳万貳千
- 三、中学校費 金貳千五百四拾七万五千
- 四、高等学校費 金参千六百七拾九万四千
- 五、図書館費 金四百拾八万五千
- 六、公民館費 金貳百拾八万六千
- 七、社会教育費 金貳百七拾六万参千
- 八、研究諸費 金参百万参千
- 九、学校官給費 金壹億五千貳百八拾八万参千
- 十、諸費 金四百七拾五万
- 七、社会労働施設費 金五億四千貳百参拾参万
- 一、生活保護費 金貳億零千六百拾九万貳千
- 二、民生委員費 金九拾万
- 三、福祉事務所費 金七拾参千
- 四、隣保館費 金百貳拾四万貳千
- 五、保育院費 金八百拾八万九千
- 六、保育所費 金九百四拾八万五千
- 七、厚生諸費 金九百四拾八万五千
- 八、公園墓苑費 金百五拾六万五千
- 九、児童福祉費 金貳千参百四拾貳万
- 十、母子寮費 金五拾六万八千
- 十一、失業対策事業費 金貳億五千六百拾参万
- 十二、養老院費 金参百八拾参万参千
- 十三、乳児院費 金百九拾貳万参千
- 十四、産院費 金百七拾九万七千
- 十五、身体障害者福祉費 金五拾六万五千
- 十六、身体障害者更生援産所費 金八百拾七万八千
- 十七、養護施設費 金四百拾四万
- 十八、傷い軍人等援護委託費 金五拾貳万七千
- 八、保健衛生費 金八千貳百七拾万
- 一、保健所費 金五百六拾参万貳千

二、性病診療所費 金四拾貳万五千円  
 三、伝染病予防費 金四百五拾万九千円  
 四、ノド昆虫除害費 金六百五拾七万六千円  
 五、トラホーム予防費 金貳万貳千円  
 六、結核予防費 金壹千五百六拾九万九千円  
 七、性病予防費 金拾貳万七千円  
 八、舟入病院費 金四百七拾四万参千円  
 九、衛生試験検査費 金六拾四万四千円  
 十、診療所費 金壹百拾貳万五千円  
 十一、下水道費 金貳千壹百八拾参万参千円  
 十二、下水道調査費 金六拾四万七千円  
 十三、汚物処理費 金壹千貳百六拾壹万五千円  
 十四、屠場費 金七拾参万七千円  
 十五、火葬場費 金七拾参万七千円  
 十六、体育費 金貳百貳拾参万九千円  
 十七、衛生諸費 金貳拾壹万七千円  
 十八、狂犬病予防費 金参百四拾貳万六千円  
 十九、優生保護相談所費 金拾八万六千円  
 九、産業総務費 金六千参百四拾五万九千円  
 一、商工諸費 金参千貳百貳拾六万参千円  
 二、計量諸費 金百貳拾参万貳千円  
 三、農水産諸費 金壹千九拾参万七千円  
 四、農薬委員会費 金貳百九拾参万七千円  
 五、家畜市場費 金五拾参万九千円  
 六、灌漑所費 金九拾七万七千円  
 七、工芸指導所費 金六百拾壹万八千円  
 八、中央卸売市場費 金五百八拾八万六千円  
 九、園芸綜合指導所費 金百参拾四万八千円  
 十、土地改良費 金百八万貳千円  
 十、財産費 金壹千八百拾六万五千円  
 一、基本財産造成費 金拾四万貳千円  
 二、財産管理費 金壹千八百貳万参千円  
 十一、統計調査費 金参百拾参万参千円  
 一、統計調査費 金参百拾参万参千円

十二、選挙費 金壹千四拾万九千円  
 一、選挙費 金壹千貳拾四万八千円  
 二、啓蒙宣伝費 金拾六万零千円  
 十三、公債費 金六千五万貳千円  
 一、元利償還金 金四千九百九拾七万零千円  
 二、利子 金壹千八万八千円  
 三、諸費 金壹千円  
 十四、輸送費 金四百五拾万九千円  
 一、輸送費 金四百五拾万九千円  
 十五、監査委員費 金貳百六拾四万五千円  
 一、監査委員費 金貳百六拾四万五千円  
 十六、災害復旧費 金六千九百八拾八万八千円  
 一、公共土木施設災害復旧費  
 十七、諸支出金 金六千九百八拾八万八千円  
 一、公金取扱費 金七拾八万五千円  
 二、訴訟費 金貳千円  
 三、滞納処分費 金九万七千円  
 四、特別会計繰出金 金壹億五千六百拾五万貳千円  
 五、字図その他調整費 金四拾貳万参千円  
 六、過年度支出 金参百拾五万四千円  
 七、雑支出 金参百六拾七万七千円  
 八、災害対策費 金五拾参万参千円  
 九、東京出張所費 金参百八万零千円  
 十、緑化週間実施費 金四万参千円  
 十一、広報費 金貳百六拾七万九千円  
 十二、市史編纂費 金百参拾貳万貳千円  
 十三、財政調査費 金参拾万貳千円  
 十四、平和祭式典費 金参拾貳万六千円  
 十八、予備費 金参百万円  
 歳出合計 金貳拾億五千八百四拾六万零千円  
 歳入出差引残金なし

四二  
 三、公債費 金拾貳万参千円  
 一、元利償還金 金拾貳万参千円  
 四、諸支出金 金千円  
 一、雑支出 金千円  
 五、予備費 金千円  
 歳出合計 金千参百参拾五万参千円  
 歳入出差引残金なし

四三  
 一、貸付金より生ずる収入 金百参拾五万九千円  
 一、貸付金より生ずる収入 金百参拾五万九千円  
 二、雑収入 金千円  
 一、雑収入 金千円  
 三、貸付金戻入 金千貳百万円  
 一、貸付金戻入 金千貳百万円  
 四、繰入金 金千円  
 一、繰入金 金千円  
 五、前年度繰越金 金千円  
 歳入合計 金千参百参拾五万参千円

四二  
廣島市告示第三十二号

三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計公益質屋賃費歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日

廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計公益質屋賃費歳入出予算

一、貸付金より生ずる収入 金百参拾五万九千円  
 一、貸付金より生ずる収入 金百参拾五万九千円  
 二、雑収入 金千円  
 一、雑収入 金千円  
 三、貸付金戻入 金千貳百万円  
 一、貸付金戻入 金千貳百万円  
 四、繰入金 金千円  
 一、繰入金 金千円  
 五、前年度繰越金 金千円  
 歳入合計 金千参百参拾五万参千円

廣島市告示第三十三号  
 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計奨学資金歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計奨学資金歳入出予算

一、資金収入 金貳千円  
 歳入合計 金貳千円

一、奨学費 金貳千円  
 歳出合計 金貳千円

歳入出残金あれば各その資金に組入れるものとする。

廣島市告示第三十四号  
 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計天満町外部落有産歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入出予算

一、財産収入 金千円  
 一、財産収入 金千円  
 歳入合計 金千円

一、財産費 金千円  
 一、財産管理費 金千円  
 歳入合計 金千円

廣島市告示第三十五号  
 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計用品調達費歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計用品調達費歳入出予算

一、繰入金 金貳百四拾参万八千円  
 一、繰入金 金貳百四拾参万八千円  
 二、繰越金 金五拾七万零千円  
 一、前年度繰越金 金五拾七万零千円  
 三、繰替金収入 金八百万円  
 一、繰替金収入 金八百万円  
 四、雑収入 金千円  
 一、雑収入 金千円  
 歳入合計 金千百零万円

一、用品調達費 金千百零万円  
 一、事務費 金参百零万円  
 二、用品調達費 金八百万円  
 歳出合計 金千百零万円  
 歳入出差引残金なし

廣島市告示第三十六号  
 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

四三  
 昭和二十八年三月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計失業対策事業適格者就職貸付資金歳入出予算

一、貸付金より生ずる収入 金六千円  
 一、貸付金より生ずる収入 金六千円  
 二、貸付金戻入 金六拾万円  
 一、貸付金戻入 金六拾万円  
 三、繰入金 金拾七万零千円  
 一、繰入金 金拾七万零千円  
 四、雑収入 金千円  
 一、雑収入 金千円  
 歳入合計 金七拾七万八千円

一、事務費 金拾七万八千円  
 一、事務費 金拾七万八千円  
 二、貸付金 金六拾万円  
 一、貸付金 金六拾万円  
 歳出合計 金七拾七万八千円  
 歳入出差引残金なし

廣島市告示第三十七号  
 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算

一、公企業及び財産収入 金壹千円  
 一、財産売却代金 金壹千円  
 歳入合計 金壹千円

- 二、同庫支出金 金貳億參千六百五拾四萬四千元
- 一、国庫補助金 金貳億參千六百五拾四萬四千元
- 三、県支出金 金拾万參千円
- 一、委託金 金拾万參千円
- 四、繰入金 金壹億五千參百五拾四萬貳千円
- 一、一般会計よりの繰入金 金壹億五千參百五拾四萬貳千円
- 五、雑収入 金壹百六拾九萬五千円
- 一、雑入 金壹百六拾九萬五千円
- 六、繰越金 金壹千円
- 一、前年度繰越金 金壹千円
- 七、徴収金 金壹千円
- 一、換地清算徴収金 金壹千円
- 八、市債 金壹億七千四百万円
- 一、市債 金壹億七千四百万円
- 歳入合計 金五億六千五百八拾万七千円

- 歳 出
- 一、建設費 金四億五千五百七拾万四千元
- 一、区画整理費 金九千八百六拾九萬參千円
- 二、幹線街路費 金九百九拾八萬八千円
- 三、補助街路費 金壹千六百九拾九萬四千元
- 四、瓦斯及び軌道費 金壹千壹百四拾四萬九千九百九拾九円
- 五、公共空地整備費 金五百九拾九萬五千円
- 六、水路費 金參百九拾八萬貳千円
- 七、排水施設整備費 金四百九拾七萬八千円
- 八、橋梁費 金五千四百七拾五萬參千円
- 九、記念館建設費 金四千九拾四萬円
- 十、記念公園造成費 金四百九拾七萬八千円
- 十一、都市公共施設整備費 金拾八萬円
- 十二、住宅建設費 金壹億五千六百六拾六萬九千九百九拾九円
- 十三、下水道施設費 金五百八拾五萬九千九百九拾九円
- 十四、防火建築構造費 金六百萬九千九百九拾九円
- 十五、建設諸費 金參千五百貳拾參萬四千元
- 二、第一期下水道築造事業費本年度支出額

- 一、下水道費 金五千參百貳拾貳萬九千九百九拾九円
- 二、下水道施設費 金壹千五百四拾四萬九千九百九拾九円
- 三、公債費 金五千六百八拾七萬四千元
- 一、元利償還金 金五千六百八拾七萬四千元
- 歳出合計 金五億六千五百八拾万七千円
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第三十八号

三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三

- 歳 入
- 一、国庫支出金 金千円
- 一、補給金 金千円
- 二、使用料及び手数料 金四千八百七拾八萬七千七千九百九拾九円
- 一、使用料 金四千七百九拾九萬四千元
- 二、手数料 金七拾九萬參千九百九拾九円
- 三、寄附金 金千円
- 一、寄附金 金千円
- 四、雑収入 金四拾七萬六千九百九拾九円
- 一、利子 金千円
- 二、雑入 金四拾七萬五千九百九拾九円
- 歳入合計 金四千九百九拾六萬五千九百九拾九円
- 歳 出
- 一、病院費 金四千八百七拾六萬五千九百九拾九円
- 一、業務費 金四千七百八拾八萬六千九百九拾九円
- 二、過年度支出 金六拾八萬七千九百九拾九円
- 三、諸費 金拾九萬貳千九百九拾九円
- 二、予備費 金五拾九萬九千九百九拾九円
- 一、予備費 金五拾九萬九千九百九拾九円

- 歳出合計 金四千九百九拾六萬五千九百九拾九円
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第三十九号

三月二十八日広島市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計競輪事業費歳入出予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三

- 歳 入
- 一、競輪事業収入 金八億五千五百五拾五萬五千九百九拾九円
- 一、入場料収入 金參百八拾八萬五千九百九拾九円
- 二、車券売上収入 金八億四千六百九拾九萬九千九百九拾九円
- 三、雑収入 金九拾七萬九千九百九拾九円
- 歳入合計 金八億五千五百五拾五萬五千九百九拾九円
- 歳 出
- 一、競輪事業費 金八億四千九百五拾五萬五千九百九拾九円
- 一、事務費 金壹千貳百貳拾參萬五千九百九拾九円
- 二、開催費 金八千四百貳拾八萬八千九百九拾九円
- 三、諸費 金七億五千參百貳萬七千九百九拾九円
- 二、予備費 金六拾九萬九千九百九拾九円
- 一、予備費 金六拾九萬九千九百九拾九円
- 歳出合計 金八億五千五百五拾五萬五千九百九拾九円
- 歳入出差引残金なし

広島市告示第四十号

三月二十八日広島市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市水道事業会計予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。

昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三

- (総則)
- 第一条 昭和二十八年年度広島市水道事業会計の予算は、以下に定めるところによる。
- (収入及び支出)
- 第二条 収入及び支出の予定は次のとおり定める。
- 収 入
- (科目)
- (金額)
- 第一款 水道事業収入 金貳億七千貳拾六萬五千四百貳拾九円
- 第一項 営業収益 金貳億七千貳拾八萬八千五百貳拾九円
- 第二項 附帯事業収益 金貳千貳百拾五萬四千五百貳拾參円
- 第三項 営業外収益 金貳百貳拾貳萬五千參百六拾八円
- 第二款 資本収入 金參億參千八百八拾八萬九千九百九拾九円
- 第一項 資本収入 金參億參千八百八拾八萬九千九百九拾九円
- 収入合計 金五億四千五百四拾四萬六千八百貳拾四円
- 支 出
- 第一款 水道事業費 金壹億九千七百七拾八萬八千參百九拾九円
- 第一項 営業費用 金九千七百七拾參萬參千九百貳拾貳円
- 第二項 附帯事業費 金參千貳百拾參萬九千五百八拾貳円
- 第三項 一般管理費 金五千五百拾四萬六千九百九拾七円
- 第四項 営業外費用 金壹千貳百七拾六萬七千八百九拾九円
- 第二款 建設改良費 金參億四千貳百四拾四萬九千九百九拾七円
- 第一項 改良費 金貳千六拾九萬九千九百九拾九円
- 第二項 施設費 金六千七百七拾參萬參千五百八拾八円
- 第三項 拡張費 金貳億五千四百九拾九萬九千九百九拾九円
- 第三款 企業債償還金 金五百拾九萬七千七百參円
- 第四項 企業債償還金 金五百拾九萬七千七百參円

- 第四款 予備費 金壹百萬九千九百九拾九円
- 第一項 予備費 金壹百萬九千九百九拾九円
- 支出合計 金五億四千五百四拾四萬六千八百貳拾四円
- (一時借入金)
- 第三条 一時の借入をすることができる金額は、常時五千萬円以内とする。
- (議会の議決を経なければ流用できない経費)
- 第四条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し又はこれら以外の他の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (経費)
- (金額)
- 一、職員給与費 金五千六拾九千八百四拾貳円
- 二、交際費(局長交際費) 金拾貳萬九千九百九拾九円
- 広島市告示第四十一号
- 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。
- 昭和二十八年三月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三
- 歳 入
- 一、地方財政平衡交付金 金五拾九萬九千九百九拾九円
- 一、地方財政平衡交付金 金五拾九萬九千九百九拾九円
- 六、国庫補助金 金參千四百貳拾四萬九千九百九拾九円
- 一、国庫補助金 金七百萬五千九百九拾九円
- 七、県支出金 金七百六拾五萬九千九百九拾九円
- 一、交付金 金五百四拾七萬七千九百九拾九円
- 二、補助金 金五百四拾九萬四千九百九拾九円
- 十二、市 債 金貳億九千九百九拾九円
- 一、市 債 金貳億九千九百九拾九円

- 歳入合計 金參億參千八百八拾八萬九千九百九拾九円
- 歳 出
- 四、警察消防費 金千四百拾五萬九千九百九拾九円
- 一、警察費 金五拾九萬九千九百九拾九円
- 二、消防費 金千參百五拾六萬九千九百九拾九円
- 五、土木費 金四千參百九拾九萬九千九百九拾九円
- 五、河川改修事業費 金四千參百九拾九萬九千九百九拾九円
- 六、教育費 金五千七百八拾八萬八千九百九拾九円
- 五、図書館費 金貳百拾五萬四千五百貳拾參円
- 九、学校營繕費 金五千五百六拾五萬七千九百九拾九円
- 七、社会労働施設費 金七百九拾八萬九千九百九拾九円
- 六、保育所費 金千四百拾八萬九千九百九拾九円
- 九、厚生施設建設費 金四百七拾八萬九千九百九拾九円
- 九、産業経済費 金千四百拾七萬九千九百九拾九円
- 十一、中央卸売市場増築費 金千四百拾七萬九千九百九拾九円
- 十二、選挙費 金五百四拾七萬七千九百九拾九円
- 三、衆議院議員選挙公費 金七拾參萬九千九百九拾九円
- 四、衆議院議員選挙執行費 金貳百五拾九萬九千九百九拾九円
- 五、参議院議員選挙公費 金參拾貳萬九千九百九拾九円
- 六、参議院議員選挙執行費 金百九拾九萬九千九百九拾九円
- 十六、災害復旧費 金千六百貳拾九萬九千九百九拾九円
- 一、公共土木施設災害復旧費 金千四百貳拾九萬九千九百九拾九円
- 二、都市災害復旧費 金貳百萬九千九百九拾九円
- 十七、諸支出金 金壹億七千七百八拾九萬九千九百九拾九円
- 十五、繰上充用金 金壹億七千七百八拾九萬九千九百九拾九円
- 歳出合計 金參億參千八百八拾八萬九千九百九拾九円
- 歳入出差引残金なし
- 広島市告示第四十二号
- 三月二十八日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。但し、この予算は、四月一日から施行する。
- 昭和二十八年三月二十八日



Table with 7 columns: Item, Budget, Actual, etc. Rows include Social Welfare, Health, Industry, Finance, etc.

歳入歳出差引残金四百八拾八万六千五百九拾参円四拾八銭
内金貳千七百貳拾壹円八拾銭 基金へ編入
金四百八拾八万参千八百七拾壹円六拾八銭 翌年度へ繰越

広島市告示第四十四号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年年度広島市特別会計水道事業費歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計水道事業費歳入歳出決算

歳入

Table with 7 columns: Item, Budget, Actual, etc. Rows include Materials, Waterworks, Miscellaneous, etc.

歳出

Table with 6 columns: Item, Budget, Actual, etc. Rows include Council, Office, Police, etc.

昭和二十八年年度広島市特別会計建設費歳入歳出算追加
歳入
六、繰越金 金百参拾八万貳千円
一、前年度繰越金 金百参拾八万貳千円
七、徴収金 金七百貳拾四万六千円
一、換地清算徴収金 金七百貳拾四万六千円
八、市債 金参千万円
一、市債 金参千万円
歳入合計 金参千八百六拾貳万八千円
歳出
一、建設費 金八百六拾貳万八千円
一、区画整理費 金七百七拾四万七千円
五、公共空地整備費 金八拾八万七千円
二、第一期下水道築造事業費本年度支出額 金参千万円
三、下水道築造費 金参千万円
歳出合計 金参千八百六拾貳万八千円
歳入出差引残金なし

広島市告示第四十三号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年年度広島市歳入歳出決算の要領は、次の通りである。
昭和二十八年三月二十八日
広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市歳入歳出決算

Table with 7 columns: Item, Budget, Actual, etc. Rows include City Tax, Local Finance, etc.

歳出

Table with 6 columns: Item, Budget, Actual, etc. Rows include Council, Office, Police, etc.

歳出

| 款     | 予算額   | 予備費支出額 | 予算減額     | 支出済額   | 翌年度繰越額 | 不用額    |
|-------|-------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 1.奨学費 | 1,579 | 0      | 1,579.00 | 840.00 | 0      | 739.00 |
| 歳出合計  | 1,579 | 0      | 1,579.00 | 840.00 | 0      | 739.00 |

歳入歳出差引残金 七百四円五拾銭 基金へ編入

広島市告示第四十七号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計天満町外部落有財産歳入歳出決算

歳入

| 款      | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額に比し増減 |
|--------|------|-----|------|-------|-------|-----------|
| 1.財産収入 | 4    | 0   | 0    | 0     | 0     | △ 4.00    |
| 歳入合計   | 4    | 0   | 0    | 0     | 0     | △ 4.00    |

歳出

| 款     | 予算額 | 予備費支出額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額  |
|-------|-----|--------|------|------|--------|------|
| 1.財産費 | 4   | 0      | 4.00 | 0    | 0      | 4.00 |
| 歳出合計  | 4   | 0      | 4.00 | 0    | 0      | 4.00 |

歳入歳出差引残金なし。

広島市告示第四十八号

三月二十八日広島市議会の議決を経た昭和二十六年年度広島市特別会計用品調達費歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計用品調達費歳入歳出決算

歳入

| 款       | 予算現額      | 調定額          | 収入済額         | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額に比し増減      |
|---------|-----------|--------------|--------------|-------|-------|----------------|
| 1.繰入金   | 2,596,819 | 1,350,849.11 | 1,350,849.11 | 0     | 0     | △ 1,245,969.89 |
| 2.繰越金   | 1         | 171,691.89   | 171,691.89   | 0     | 0     | 171,690.89     |
| 3.繰替金収入 | 5,000,000 | 5,861,709.00 | 5,861,709.00 | 0     | 0     | 861,709.00     |
| 4.雑収入   | 1         | 521.00       | 521.00       | 0     | 0     | 520.00         |
| 歳入合計    | 7,596,821 | 7,384,771.00 | 7,384,771.00 | 0     | 0     | △ 212,050.00   |

| 款      | 予算額         | 予備費支出額 | 予算現額           | 支出済額           | 翌年度繰越額        | 不用額           |
|--------|-------------|--------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 1.水道費  | 296,884.809 | 0      | 296,884.809.00 | 263,711.114.00 | 57,200,000.00 | 35,973,695.00 |
| 2.公債費  | 5,701.684   | 0      | 5,701.684.00   | 5,575.664.64   | 0             | 126,019.36    |
| 3.諸支出金 | 4,868.316   | 0      | 4,868.316.00   | 4,855.583.00   | 0             | 12,733.00     |
| 4.予備費  | 1           | 0      | 1.00           | 0              | 0             | 1.00          |
| 歳出合計   | 307,454.810 | 0      | 307,454.810.00 | 214,142,361.64 | 57,200,000.00 | 36,112,448.36 |

歳入歳出差引残金 七百九拾五万七千九百五拾七円九拾参銭 翌年度へ繰越

広島市告示第四十五号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年年度広島市特別会計公益質屋費歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計公益質屋費歳入歳出決算

歳入

| 款            | 予算現額      | 調定額          | 収入済額         | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額に比し増減      |
|--------------|-----------|--------------|--------------|-------|-------|----------------|
| 1.貸付金より生ずる収入 | 546,000   | 248,282.80   | 248,282.80   | 0     | 0     | △ 297,717.20   |
| 2.雑収入        | 1         | 12,045.00    | 12,045.00    | 0     | 0     | 12,044.00      |
| 3.貸付金戻入      | 4,630,000 | 2,417,392.00 | 2,417,392.00 | 0     | 0     | △ 2,182,608.00 |
| 4.繰入金        | 252,000   | 106,765.20   | 106,765.20   | 0     | 0     | △ 145,234.80   |
| 5.前年度繰越金     | 1         | 0            | 0            | 0     | 0     | △ 1.00         |
| 歳入合計         | 5,398,002 | 2,784,485.00 | 2,784,485.00 | 0     | 0     | △ 2,613,517.00 |

歳出

| 款      | 予算額       | 予備費支出額 | 予算現額         | 支出済額         | 翌年度繰越額 | 不用額          |
|--------|-----------|--------|--------------|--------------|--------|--------------|
| 1.事務費  | 597,001   | 0      | 597,001.00   | 484,515.00   | 0      | 112,486.00   |
| 2.貸付金  | 4,800,000 | 0      | 4,800,000.00 | 2,299,970.00 | 0      | 2,500,030.00 |
| 3.諸支出金 | 1         | 0      | 1.00         | 0            | 0      | 1.00         |
| 4.予備費  | 1,000     | 0      | 1,000.00     | 0            | 0      | 1,000.00     |
| 歳出合計   | 5,398,002 | 0      | 5,398,002.00 | 2,784,485.00 | 0      | 2,613,517.00 |

歳入歳出差引残金なし。

広島市告示第四十六号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年年度広島市特別会計奨学資金歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計奨学資金歳入歳出決算

歳入

| 款      | 予算現額  | 調定額      | 収入済額     | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額に比し増減 |
|--------|-------|----------|----------|-------|-------|-----------|
| 1.資金収入 | 1,579 | 1,544.50 | 1,544.50 | 0     | 0     | △ 34.50   |
| 歳入合計   | 1,579 | 15,44.50 | 1,544.50 | 0     | 0     | △ 34.50   |

広島市告示第五十号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十七年度（十二月三十一日現在）広島市特別会計水道事業費歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和27年度（12月30日現在）広島市特別会計水道事業費歳入歳出決算

歳入

Table of income items including '1. 使用料及手数料', '2. 給水工事費収入', etc., with columns for '予算現額', '調定額', '収入済額', etc.

歳出

Table of expenditure items including '1. 水道費', '2. 公債費', '3. 諸支出金', etc., with columns for '予算額', '予備費支出額', '予算現額', etc.

歳入歳出差引残金

式千八拾九万九千六百貳拾六円拾壹銭

企業会計へ引継

広島市告示第五十一号
昭和二十八年四月一日
公売公告
左記物件は、市税滞納処分による差押財産入札の方法を...
(名) (称) (個数) (住 所) (滞納者名)

歳出

Table of expenditure summary items including '1. 用品調達費', '歳出合計', with columns for '予算額', '予備費支出額', '予算現額', etc.

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第四十九号

三月二十八日広島市議会の認定を経た昭和二十六年度広島市特別会計建設費歳入歳出決算の要領は、次の通りである。

昭和二十八年三月二十八日

広島市長 浜井信三

昭和26年度広島市特別会計建設費歳入歳出決算

歳入

Table of income items for public works including '1. 公企業及財産収入', '2. 国庫支出金', etc., with columns for '予算現額', '調定額', '収入済額', etc.

歳出

Table of expenditure items for public works including '1. 建設費', '2. 公債費', '3. 諸支出金', etc., with columns for '予算額', '予備費支出額', '予算現額', etc.

歳入歳出差引残金なし

自転車(中古) 自転車(中古) ライト付 各一  
 鳥城型硬質撥 一 吉島太町二ノ六〇八 小林 虎雄  
 皿(大型丸) 四 己斐中本町 田坂 芳子  
 花瓶2、掛軸7、屏風孔雀1、菓子器(盆共)1、大皿2、深  
 鉢(富士絵)1、古来絵大輪島向付1〇、中付鉢(紺)10、あ  
 らい皿大小各10、ひょうたん大小各8、三木線皿15、煮物皿  
 30、うづまき皿(蓋共)10、うに皿(蓋共)19、さしみ皿9  
 計一七三

モーター(三菱)七、五P 一 吉島羽衣町 竹内 芳助  
 一 字品町一  
 大同化学工業株式会社  
 基盤(石付)1、本箱1、掛時計2、計4 東雲町 山田 俊治  
 電気ドリル 一 東雲町 島本 武雄  
 電気コタツ 一 東観音町 古田 靜登  
 自販車(中古) 一 段原中町 田村 幸司  
 金銭登録器 一 段原日出町 平木吉太郎  
 ミシン(シンガー) 一 南屋屋町 横見 勇  
 別記

一、入札及び開札年月日  
 入札 昭和二十八年四月十三日午前十時  
 開札 昭和二十八年四月十三日午前十一時  
 一、入札場所 広島市役所徴収課  
 一、時宜により公売物件の全部又は一部を公売しないこと  
 がある。  
 一、公売代金は現金をもつて即日納付すること。 以上

広島市告示第五十二号  
 昭和二十八年四月一日  
 広島市長 浜 井 信 三  
 土地立入について広島平和記念都市建設事業東部復興土  
 地区画整理施行上、左記により、国有、公有又は私有の土地  
 に立ち入ることがあるから、測量法第十五条及び第三十九  
 条、都市計画法第十二条並びに耕地整理法第七条の規定に

より告示する。  
 記  
 一、目的 土地測量又は検査のため  
 一、場所 広島市東部土地区画整理区域内及びその周  
 辺土地一円(添付図面の通り)  
 一、期間 自昭和二十八年四月一日至昭和二十九年三  
 月三十一日日出から日没までの間  
 一、右目的の従事者は、身分証明書を持参する。

広島市告示第五十二号の二  
 広島市中央卸売市場業務条例(昭和二十四年四月二十八  
 日広島市条例第三十二号)第三十九条第二項但書の規定に  
 より、保証金を納付しないで、せり売又は入札売に参加でき  
 る者は、左記の通りとする。  
 昭和二十八年四月六日  
 広島市長 浜 井 信 三  
 記、  
 広島青果卸売協同組合の組合員  
 広島青果食品商業協同組合の組合員  
 山陽青果小売商業協同組合の組合員

広島市告示第五十三号  
 左記の者に対する昭和二十七年年度不動産差押調書、住所不  
 明のため、送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税  
 条例第十一条により公示する。  
 昭和二十八年四月十一日  
 広島市長 浜 井 信 三  
 記、  
 広島市平塚町 木村 吉松  
 広島市千田町七六三番地ノ一 松川 孝一

広島市教育委員会訓令第二号  
 広島市教育委員会の任命に係る職員身元保証規程を次の  
 ように定める。  
 昭和二十八年四月一日  
 広島市長 宮 川 浩 六

◎教育委員会規則

広島市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する  
 規則をここに公布する。  
 昭和二十八年三月三十日  
 広島市教育委員会  
 委員長 岩 井 常 吉

広島市教育委員会規則第一号  
 広島市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正  
 する規則

第二条中「指導主事」を削る。  
 第三条中「主事」の下に「指導主事」を、「社会教育主  
 事」の下に「社会教育主事補」を加える。  
 第七条中「及び指導主事」を削る。  
 第十二条を第十三条とし、以下順次繰り下げ、第十一条  
 の次に次の一条を加える。

第十二条 教頭の任用については第十二号様式、免職につ  
 いては第十三号様式による。  
 第一号様式中  
 「2 氏 名  
 広島市教育委員会事務局指導主事に任命する  
 号俸を給する  
 3 広島市教育委員会事務局指導主事  
 氏 名  
 長(課勤務)を命ずる  
 第二号様式中  
 「2 氏 名  
 広島市教育委員会事務局指導主事  
 氏 名  
 願により本職を免ずる  
 第十一号様式の次に次の二様式を加える。

つて充てることができる。  
 第四条 身元保証契約の期間は、三年とする。  
 第五条 職員は、保証人が第三条に定める要件を欠くに至  
 つたとき又は前条に定める契約期間が満了したときは、  
 第二条の規定に準じあらたに身元保証書を提出しなけれ  
 ばならない。  
 附則  
 この訓令施行の日において現に職員である者は、この訓  
 令の日から一箇月以内に、この訓令に定める身元保証書を  
 提出しななければならない。  
 別記様式

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 二円の収入<br>印紙をはり<br>消印する | 身元保証書 |
| 本籍                     | 氏 名   |
| 現住所                    | 氏 名   |
| 所属                     | 氏 名   |
| 職名                     | 氏 名   |
| 本籍                     | 氏 名   |
| 現住所                    | 氏 名   |
| 職業                     | 氏 名   |
| 保証人                    | 氏 名   |
| 本籍                     | 氏 名   |
| 現住所                    | 氏 名   |
| 職業                     | 氏 名   |
| 保証人                    | 氏 名   |

右の者広島市教育委員会の任命に係る職員として在職中  
 は、本人の身分上に関しては、一切のことを保証人におい  
 て引き受け、故意又は過失によつて教育委員会に損害を及  
 ぼした場合は、指示に従つて保証人において連帯で賠償の  
 責を果します。  
 なお、本人退職後であつても、在職中の行為によつて教  
 育委員会に損害を及ぼした場合も、同様その責を  
 果します。  
 昭和 年 月 日  
 本籍 氏 名  
 現住所 氏 名  
 職業 氏 名  
 保証人 氏 名  
 本籍 氏 名  
 現住所 氏 名  
 職業 氏 名  
 保証人 氏 名

第十二号様式

任用  
 広島県広島市公立学校教員 氏 名  
 広島市立 学校教頭を命ずる。  
 第十三号様式  
 免職  
 広島県広島市公立学校教員 氏 名  
 広島市立 学校教頭を解く  
 附則  
 一 この規則は、公布の日から施行する。  
 二 この規則施行の際現に指導主事である者は、この規則  
 により広島市教育委員会事務局事務職員に任命され、指  
 導主事に補せられたものとする。

広島市立学校給食炊事婦手当支給規則の一部を改正する  
 規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 広島市教育委員会  
 委員長 岩 井 常 吉

広島市教育委員会訓令第二号  
 広島市立学校給食炊事婦手当支給規則の一部を改正  
 する規則

広島市立学校給食炊事婦手当支給規則(昭和二十七年四  
 月二十一日教育委員会規則第一号)の一部を次のように改  
 正する。  
 第二条中「三千五百円」を「四千円」に改める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市立学校教頭設置規則をここに公布する。  
 昭和二十八年四月一日  
 広島市教育委員会  
 委員長 岩 井 常 吉

◎教育委員会訓令

第一条 学校教育の円滑なる運営を図るため、広島市立学  
 校に教頭を置く。  
 第二条 教頭は、校長の行う職務を補佐すると共に、校長  
 に事故あるときは、その職を代行する。  
 第三条 教頭は、教育長が校長の意見を聞いて選考し、教  
 育委員会が任命する。  
 第四条 教頭の任期は、一年とする。但し、再任を妨げな  
 い。  
 第五条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が  
 定める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市教育委員会訓令第二号  
 広島市教育委員会の任命に係る職員身元保証規程を次の  
 ように定める。  
 昭和二十八年四月一日  
 広島市長 宮 川 浩 六

第一条 この規程は、教育委員会の任命に係る一般職の職  
 員(校長及び教員を除く。以下「職員」という。)の身  
 元保証について定めることを目的とする。  
 第二条 職員として採用された者は、その日から十日以内  
 に保証人二人連帯の別記様式による身元保証書一通を教  
 育委員会に提出しなければならない。  
 第三条 保証人は、本市に在住し、独立の生計を営む成年  
 者で、随時的所得又は資産を有する者であつて、教育委  
 員会が適当と認めるものでなければならない。但し、や  
 むを得ないときは、そのうちの一人は、市外在住者をも

本籍 氏 名  
 現住所 氏 名  
 職業 氏 名  
 保証人 氏 名  
 本籍 氏 名  
 現住所 氏 名  
 職業 氏 名  
 保証人 氏 名

職業 保証人 氏 名 年 月 日 生

◎ 監査事務局規程

廣島市監査委員監査要綱(昭和二十六年七月一日広監第二十二号)の一部を次のように改正する。
第九條を次のように改める。
第九條 定例出納検査調書(前月末現在)は収入役より毎月十日迄に提出を求めらる。

二 局員の時間外勤務及び市内出張に関する事。
三 既定予算の執行に関する事。
四 物品の購入、修繕及び不用品の処分に関する事。
五 各種諸行事の開催に関する事。
六 通牒、照会及び回答に関する事。
七 前各号に定めるものの外、所掌事務のうち、定例又は軽易な事項に属するものに関する事。

Table with columns: 公印の種類, ひな形, 書体, 寸法, 印材, 個数. Rows include 監査事務局印, 監査委員印, 事務局印.

◎ 教育委員会告示

廣島市教育委員会告示第九号の二
選挙運動のために個人演説会開催のために必要な設備の程度(昭和二十六年五月二十二日廣島市教委告示第五号)の一部を次のとおり改める。
昭和二十八年三月二十四日
廣島市教育委員会
委員長 岩 井 常 吉

Table listing school items for various schools (e.g., 廣島市立矢賀小学校, 段原小学校, 仁保小学校) with columns for item name, location, and specifications.

Table listing furniture items for various schools (e.g., 廣島市立段原小学校, 青崎小学校, 宇品小学校) with columns for item name, location, and specifications.



| 種別          | 演説会場 | 納付すべき費用の額 | 備考 |
|-------------|------|-----------|----|
| 牛田小学校 普通教室  | 二五坪  | 四七〇       | 配線 |
| 荒神町小学校 普通教室 | 二〇八  | 四七〇       | 配線 |
| 尾長小学校 普通教室  | 一八   | 四七〇       | 配線 |
| 矢賀小学校 普通教室  | 一八   | 四七〇       | 配線 |
| 青崎小学校 普通教室  | 二二・五 | 四七〇       | 配線 |
| 段原小学校 禮法室   | 二二・五 | 四七〇       | 配線 |
| 比治山小学校 普通教室 | 一五五  | 四七〇       | 配線 |
| 皆実小学校 普通教室  | 二二三  | 四七〇       | 配線 |
| 仁保小学校 普通教室  | 一五四  | 四七〇       | 配線 |
| 大河小学校 普通教室  | 二七・五 | 四七〇       | 配線 |
| 楠那小学校 普通教室  | 八〇   | 四七〇       | 配線 |
| 宇品小学校 普通教室  | 六三   | 四七〇       | 配線 |
| 似島小学校 普通教室  | 二〇   | 四七〇       | 配線 |
| 白鳥小学校 普通教室  | 一八   | 四七〇       | 配線 |
| 幟町小学校 普通教室  | 一〇   | 四七〇       | 配線 |

広島市教育委員会告示第九号之三  
 公職選挙法施行令第二十一条第一項の規定による選挙運動のためにする個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額を次の通り定める。  
 昭和二十八年三月二十四日

広島市教育委員会  
 委員長 岩井 常吉

|              |      |     |       |    |
|--------------|------|-----|-------|----|
| 袋町小学校 普通教室   | 二七・四 | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 竹屋小学校 普通教室   | 一五〇  | 四七〇 | 一、一六五 | 配線 |
| 千田小学校 普通教室   | 一八   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 中島小学校 普通教室   | 二一   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 広瀬小学校 普通教室   | 二五   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 本川小学校 普通教室   | 二二   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 神崎小学校 普通教室   | 四四   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 舟入小学校 普通教室   | 二四・八 | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 江波小学校 普通教室   | 二〇   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 天満小学校 普通教室   | 二〇   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 観音小学校 普通教室   | 三三   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 南観音小学校 普通教室  | 三六   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 大芝小学校 普通教室   | 三六   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 三篠小学校 普通教室   | 二〇五  | 四七〇 | 一、一六五 | 配線 |
| 己斐小学校 普通教室   | 二〇   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 古田小学校 普通教室   | 七七   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 草津小学校 普通教室   | 一一   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 元宇品小学校 普通教室  | 二〇   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 似島学園小学校 普通教室 | 六〇   | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 段原中学校 普通教室   | 一三〇  | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |
| 観音中学校 雨天体操場  | 一四二  | 四七〇 | 一、〇三八 | 配線 |

| 種別                | 演説会場 | 納付すべき費用の額 | 備考      |
|-------------------|------|-----------|---------|
| 古田小学校 衛生室をこれに充てる  | 二五坪  | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 本川小学校 衛生室をこれに充てる  | 二〇八  | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 神崎小学校 衛生室をこれに充てる  | 一八   | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 舟入小学校 衛生室をこれに充てる  | 一八   | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 大芝小学校 普通教室をこれに充てる | 二二・五 | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 三篠小学校 職員室をこれに充てる  | 一五五  | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 草津小学校 普通教室をこれに充てる | 二二三  | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 己斐小学校 普通教室をこれに充てる | 一五四  | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 段原中学校 普通教室をこれに充てる | 二七・五 | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 観音中学校 校長室をこれに充てる  | 八〇   | 四七〇       | 椅子一、椅子五 |
| 宇品小学校 普通教室        | 六三   | 四七〇       |         |
| 似島小学校 普通教室        | 二〇   | 四七〇       |         |
| 白鳥小学校 普通教室        | 一八   | 四七〇       |         |
| 幟町小学校 普通教室        | 一〇   | 四七〇       |         |
| 竹屋小学校 普通教室        | 二〇八  | 四七〇       |         |
| 千田小学校 普通教室        | 二〇   | 四七〇       |         |
| 中島小学校 普通教室        | 二一   | 四七〇       |         |
| 広瀬小学校 普通教室        | 二五   | 四七〇       |         |
| 本川小学校 普通教室        | 二二   | 四七〇       |         |

第二条を次のように改める。  
 第二条 前条の設備は次の場所について行う。

| 種別           | 演説会場 | 納付すべき費用の額 | 備考   |
|--------------|------|-----------|------|
| 神崎小学校 普通教室   | 二七・四 | 四七〇       | 普通教室 |
| 舟入小学校 普通教室   | 一五〇  | 四七〇       | 普通教室 |
| 江波小学校 普通教室   | 一八   | 四七〇       | 普通教室 |
| 天満小学校 普通教室   | 二一   | 四七〇       | 普通教室 |
| 観音小学校 普通教室   | 二五   | 四七〇       | 普通教室 |
| 南観音小学校 普通教室  | 二二   | 四七〇       | 普通教室 |
| 大芝小学校 普通教室   | 四四   | 四七〇       | 普通教室 |
| 三篠小学校 普通教室   | 二四・八 | 四七〇       | 普通教室 |
| 己斐小学校 普通教室   | 二〇   | 四七〇       | 普通教室 |
| 古田小学校 普通教室   | 七七   | 四七〇       | 普通教室 |
| 草津小学校 普通教室   | 二〇   | 四七〇       | 普通教室 |
| 元宇品小学校 普通教室  | 一一   | 四七〇       | 普通教室 |
| 似島学園小学校 普通教室 | 二〇   | 四七〇       | 普通教室 |
| 段原中学校 雨天体操場  | 六〇   | 四七〇       | 普通教室 |
| 観音中学校 雨天体操場  | 一四二  | 四七〇       | 普通教室 |

この告示は、公布の日から施行する。

|        |     |     |     |       |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 梨町中学校  | 工業室 | 三〇  | 四七〇 | 一、〇三八 |
| 宇品中学校  | 普 教 | 九六  | 四七〇 | 一、〇四七 |
| 徹町中学校  | 裁縫室 | 一九七 | 四七〇 | 一、〇三八 |
| 江波中学校  | 普 教 | 二四  | 四七〇 | 一、〇三八 |
| 庚午中学校  | 普 教 | 二〇  | 四七〇 | 一、〇三八 |
| 中広中学校  | 普 教 | 二〇  | 四七〇 | 一、〇三八 |
| 国泰寺中学校 | 普 教 | 三〇  | 四七〇 | 一、〇三八 |

但し、右費用の額は、演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合は、百二十円を加算する。

- 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。
  - 公職選挙法施行令第百二十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額(昭和二十七年九月八日広島市教委告示第十一号)は、廃止する。

### ◎公安委員会告示

#### 公安委員会告示第一号

緊急自動車指定について  
 広島市大手町八丁目  
 広島市 消防局長  
 右申請にかかる標記のことについて道路交通取締令第九條に基づき、緊急自動車として次の条件を附して指定する。

| 番号   | 指 定       | 自 動 車           | 車 種 | 塗 色        | 指 定 条 件 | 備 考 |
|------|-----------|-----------------|-----|------------|---------|-----|
| 一六〇〇 | 三年式トヨタ車   | 番号八四四〇〇九        | 赤色  | 災害現場へ急遽赴く際 | 普通自動車   |     |
| 一九三  | 四年式フェデラル車 | 番号八四四〇一四        | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 二二六  | 四年式ニッサン車  | 番号〇一一八〇、五二八一四   | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 三二六  | 四年式ニッサン車  | 番号〇一一八〇、九五三五四七  | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 四二六  | 四年式ニッサン車  | 番号〇一一八〇、九三三五四七  | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 五二六  | 四年式トヨタ車   | 番号二LB二八二七       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 六二六  | 四年式トヨタ車   | 番号三LB四九七九       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 七二六  | 四年式ニッサン車  | 番号一一八〇、六二五〇〇〇S  | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 八二六  | 四年式ニッサン車  | 番号〇一一八〇、八三三二七L  | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 九二六  | 四年式ニッサン車  | 番号〇一一八〇、一五二六九五S | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一〇二六 | 三年式インスター車 | 番号九三六五二広        | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一一二六 | 三年式イニスズ車  | 番号九〇六四三広        | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一二二六 | 三年式トヨタ車   | 番号三LB四九八一       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一三二六 | 三年式トヨタ車   | 番号CBS二二〇〇       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一四二六 | 四年式トヨタ車   | 番号四LB五六八九       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |
| 一五二六 | 四年式ニッサン車  | 番号五LB一六〇広       | 赤色  |            | 普通自動車   |     |

- 記
- 青崎中学校
  - 似島中学校
  - 二葉中学校
  - 基町高等学校生徒集会所
  - 舟入高等学校講堂
  - 千田高等学校
  - 広島市中央公民館ホール

|      |          |                |    |    |
|------|----------|----------------|----|----|
| 一六〇〇 | 一年式トヨタ車  | 番号三六五四九        | 右全 | 右全 |
| 一七〇〇 | 二年式ニッサン車 | 番号〇一一八〇、九七一八L  | 右全 | 右全 |
| 一八〇〇 | 二年式マキシム車 | 番号九三六四八広       | 右全 | 右全 |
| 一九〇〇 | 二年式ニッサン車 | 番号〇一一八〇、一〇〇六三二 | 右全 | 右全 |
| 二〇〇〇 | 二年式ニッサン車 | 番号〇一一八〇、二二五三一五 | 右全 | 右全 |
| 二一〇〇 | 二年式ニッサン車 | 番号〇一一八〇、九七、四三五 | 右全 | 右全 |
| 二二〇〇 | 二年式トヨタ車  | 番号〇一一九六六       | 右全 | 右全 |
| 二三〇〇 | 二年式トヨタ車  | 番号一BM三六五三八     | 右全 | 右全 |

#### 広島市公安委員会告示第二号

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に關する必要な制限(昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

- 昭和二十八年四月五日  
 広島市公安委員会  
 一の5 削除

### ◎訓 令

#### 広島市訓令第十二号

広島市競輪競馬事務局外務規程(昭和二十七年広島市訓令第四十二号)の一部を次のように改正する。  
 昭和二十八年三月二十六日  
 第二条中「当分の間、広島市千田町二丁目」を「広島市宇品町広島競輪場内」に改める。  
 第四条庶務係の事務分掌中第一号を第二号とし、以下順次繰り下げ、第二号の前に第一号として次の一号を加える。

一 競輪場の維持管理に關すること。

#### 広島市訓令第十五号

広島市役所出張所外務規程(昭和二十七年広島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。  
 昭和二十八年四月一日  
 第三条庶務係の事務分掌中第二号を第三号とし、以下順次繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 印鑑の登録及び証明に關すること

#### 広島市訓令第十六号

消防局長へ委任する事務を次のように定める。  
 昭和二十八年四月八日  
 広島市長 浜 井 信 三  
 火災に關する警報を發する事務の委任について  
 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十二條第三項に規定する火災に關する警報を發する事務は、消防局長へこれを委任する。

### ◎辞 令

|      |     |
|------|-----|
| 事務吏員 | 塩 見 |
| 事務員  | 原 田 |
| 事務員  | 桑 田 |
| 事務員  | 戸 沢 |
| 事務員  | 瀧 本 |
| 事務員  | 十 川 |
| 事務員  | 末 網 |
| 事務員  | 宮 本 |

昭和二十八年三月二十六日(各通)  
 広島市財政調査委員会委員を解任  
 昭和二十八年三月二十六日  
 市議會議員 任都栗 一  
 市議會議員 吉 本 一  
 市議會議員 田 頭 新太郎  
 広島市史編修委員会委員を委嘱する  
 市議會議員 田 頭 新太郎  
 広島市賠償審査委員会委員を委嘱する  
 昭和二十八年三月三十一日、  
 助 役 高山 一三  
 事務吏員 坂 田 修一  
 技術吏員 江 口 松 芳  
 消防長 石 井 鐵 博  
 西、本 壽 喜



小野 恒一 武徳 憲太 西原 井村 平井 宮川 大野 朝助 奥村 友郎 中坂 治郎 田坂 三郎 林坂 興一 荒木 太武 寺田 忠男 永藤 百郎 伊藤 忠男 杉村 政太 中村 政勝 木村 智夫 宮野 正雄 木野 藤代 堀野 喜代 吉本 北一 八百 千頭 大横 田義 任都 栗一 象面 軍一 西本 壽一 西川 文蔵 福永 信二 伊藤 順一 池田 順一 世良 徹一 丹道 喜平 藤田 定市

山本 爽一 魚澄 惣五 高木 正兵衛 小泉 徳兵衛 藤井 徳一 下村 富士人 灰谷 富士人 廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる  
事務吏員 正田 四三 福田 徹 桑田 茂夫 松原 喬 寺崎 幸男 住田 春男 廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる  
事務吏員 西春 斜木 重雄 小林 久秋 高野 義男 前田 四吉 武岡 日郎 廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる  
事務吏員 尾原 良三 北野 満 廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる  
事務吏員 山路 廣島市町界町名地番整理審議会幹事を命ずる  
事務吏員 松谷 徳市 休職の期間を昭和二十八年九月三十日まで更新する  
昭和二十八年四月一日(各通) 市議会議員 松谷 徳市 廣島市財政調査委員会委員を委嘱する  
昭和二十八年三月三十一日 篠日 浦達 敏彦

有地 義雄 山本 静男 黒岩 篤一 松本 篤三郎 横山 周三郎 鱈木 惣三郎 鱈木 金一 長西 広輔 河喜 多能 勝盛 廣島市商工相談所専門委員を委嘱する  
昭和二十八年三月三十一日(各通) 篠塚 俊彦 佐藤 壽三郎 岡崎 正士 近藤 里喜 建林 正喜 廣島市商工相談所専門委員を委嘱する  
昭和二十八年四月一日(各通) 市議会議員 上田 一雄 今堀 誠二 星野 民雄 名柄 正之 村田 良一 田頭 新太郎 中下 新太郎 中田 新太郎 市議会議員 岩井 常吉 岩井 喜代一

山根 邦夫 上栗 頼六 宮川 造六 坂田 修一 江口 松芳 丹羽 詔順 佐々木 鏡雄 事務吏員 寺西 正雄 技術吏員 永井 要郎 廣島市同和対策推進審議会委員を委嘱する  
昭和二十八年四月一日(各通) 技術吏員 甲斐 太郎 事務吏員 永井 要郎 廣島市職員審査委員会臨時委員を命ずる  
昭和二十八年四月六日(各通) 事務吏員 塩見 清勇 佐々木 勇 廣島市事務改善委員会委員を命ずる  
事務吏員 奥田 一平 事務吏員 土岐 八郎 廣島市事務改善委員会幹事を命ずる  
事務吏員 為広 哲郎 技術吏員 松本 正夫 廣島市事務改善委員会幹事を命ずる  
事務吏員 藤本 寛夫 技術吏員 木村 俊雄 廣島市事務改善委員会幹事を命ずる  
事務吏員 長谷川 三郎 技術吏員 山本 清一 廣島市技術吏員に任命する  
技術吏員 山本 寛一 廣島市技術吏員に任命する  
技術吏員 芥河 二郎

工芸指導所庶務係長を命ずる 技術吏員 廻船 文明 工芸指導所木材科長兼木材科意匠図案係長を命ずる 技術吏員 福本 鶴一 工芸指導所金属科長兼金属科分析係長を命ずる 技術吏員 瀧口 太郎 工芸指導所木工係長を命ずる 技術吏員 柏葉 安之丞 工芸指導所金属科鑄造係長を命ずる 事務吏員 喜多 輝子 児童文化会館勤務を命ずる 事務吏員 峠 増太郎 産業局商工科勤務を命ずる 事務吏員 保田 厚三 段原出張所勤務を命ずる 事務吏員 矢尾 澄子 家畜市場勤務を命ずる 事務吏員 江草 安彦 廣島市技術吏員に任命する  
技術吏員 七級二号給を命ずる 七級二号給を命ずる 乳児院勤務を命ずる 技術吏員 畑野 栄一 願により本職を免ずる 昭和二十八年四月十一日(各通) 波多野 要蔵 廣島市公安委員に任命する  
昭和二十八年四月十三日 伊藤 雄 當選

委員 委員長 津賀 春一 副委員長 杉村 政太郎 委員 委員長 松谷 徳市 副委員長 三宅 吉君 委員 委員長 吉中 良雄 副委員長 吉中 良君 委員 委員長 田中 陸三君 副委員長 田中 良一君 委員 委員長 谷本 正則君 副委員長 谷本 正則君 委員 委員長 中下 勝一君 副委員長 中下 勝一君 委員 委員長 吉本 壽一君 副委員長 吉本 壽一君 委員 委員長 田頭 新太郎君 副委員長 田頭 新太郎君 以上九名に決定 一、自第一号議案昭和二十八年度広島市歳入出予算案 至第三十一号議案の他各種議案 予算委員会付託 一、決算委員会設置委員並びに正副委員長の選任について 委員 委員長 松谷 徳市 副委員長 三宅 吉君 委員 委員長 吉中 良雄 副委員長 吉中 良君 委員 委員長 田中 陸三君 副委員長 田中 良一君 委員 委員長 谷本 正則君 副委員長 谷本 正則君 委員 委員長 中下 勝一君 副委員長 中下 勝一君 委員 委員長 吉本 壽一君 副委員長 吉本 壽一君 委員 委員長 田頭 新太郎君 副委員長 田頭 新太郎君 以上九名に決定 一、昭和二十六年度広島市各経済歳入出決算 昭和二十七年(十二月三十一日現在) 広島市特別会計 水道事業費歳入出決算 決算委員会付託 一、第百八十三号議案 昭和二十七年(十二月三十一日現在) 広島市特別会計 水道事業費歳入出決算 決算委員会付託 追加更正 原案可決 一、第百八十四号議案 広島市税条例の一部を改正する条 例制定について 原案可決 一、第百八十五号議案 広島市常設家畜市場使用料条例の 一部を改正する条例制定について 原案可決 一、第百八十六号議案 広島市公園条例の一部を改正する 条例制定について 原案可決 一、第百八十七号議案 広島市診療所条例の一部を改正す る条例制定について 原案可決 一、第百八十八号議案 広島市定期家畜市場条例制定につ いて 原案可決



戸籍上の市勢について (二八年三月分)

| 種別   | 件数    | 戸籍上の市勢について (二八年三月分) |       | 前年同月同差 | 増減引    |
|------|-------|---------------------|-------|--------|--------|
|      |       | 最大                  | 最少    |        |        |
| 婚姻   | 117   | 104                 | 131   | △100   | △17    |
| 離婚   | 176   | 141                 | 211   | △100   | △76    |
| 出生   | 330   | 250                 | 410   | △100   | △180   |
| 死亡   | 278   | 200                 | 350   | △100   | △178   |
| 計    | 801   | 695                 | 902   | △100   | △107   |
| 謄本請求 | 2,080 | 1,730               | 2,430 | △100   | △350   |
| 印鑑届  | 2,300 | 1,950               | 2,650 | △100   | △350   |
| 印鑑証明 | 6,366 | 5,016               | 7,716 | △100   | △1,400 |
| 身分証明 | 3,360 | 2,760               | 3,960 | △100   | △600   |
| 戸籍閲覧 | 26    | 26                  | 26    | △100   | △174   |

一、本市内の出生と死亡から見た増徴  
男二〇五人 女一八六人 計三九一人  
一日平均二二六人

一、前年右同  
男△九五五 女△三三五 計△一三〇人  
一日平均△三三人

一、謄抄本作製数 一一、二六五枚  
内訳 淨写八、八二四枚 従事員延一九九人  
一日平均三五三枚 一人平均四四枚

一、失期届出件数 四〇件

内訳 出生三〇件 死亡一〇件  
一〇は本籍地以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出したもの  
一婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分その他は二十五日分で計算したもの

日 発行所 廣 島 市 役 所